

新宿区第三次実行計画（素案）に関する

「パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方」

「地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨」

「しんじゅく若者 Web 会議における意見要旨と区の考え方」

令和 6（2024）年 1 月

新 宿 区

【目 次】

- 1 パブリック・コメント等の実施結果 概要・・・・・・・・・・ 1

- 2 パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方
・・・・・・・・・・ 5

- 3 地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨
・・・・・・・・・・ 101

- 4 しんじゅく若者 Web 会議における意見要旨と区の考え方
・・・・・・・・・・ 163

1 パブリック・コメント等の実施結果 概要

I パブリック・コメントにおける意見について

1 パブリック・コメントの実施期間

令和5年10月15日（日）から11月16日（木）まで

2 意見提出者数及び提出方法

意見提出者	58名・団体
ホームページ	21名・団体
持参	8名・団体
ファックス	6名・団体
郵送	1名・団体
地域説明会アンケート等	22名・団体

3 意見数及び意見の計画への反映等

意見数 404件

意見項目の内訳		件数	該当 No.
1	計画全般に関する意見	49件	No.1~49
2	基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」に関する意見	144件	No.50~193
3	基本政策Ⅱ「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」に関する意見	57件	No.194~250
4	基本政策Ⅲ「賑わい都市・新宿の創造」に関する意見	114件	No.251~364
5	基本政策Ⅳ「健全な区財政の確立」に関する意見	26件	No.365~390
6	基本政策Ⅴ「好感度1番の区役所」に関する意見	14件	No.391~404
7	その他の意見	0件	—

意見の計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する、意見と踏まえて修正する	19件
B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	52件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	31件
D	今後の取組の参考とする	66件
E	意見として伺う	141件
F	質問に回答する	90件
G	その他	5件
	合計	404件

II 地域説明会における意見について

1 地域説明会の実施期間等

令和5年10月18日（水）から11月1日（水）

※「区長と話そう～しんじゅくトーク」（地域センター全10所）の中で実施

開催日時		会場
令和5年10月18日（水）	午後2時から	柏木地域センター
令和5年10月20日（金）	午後2時から	榎町地域センター
令和5年10月20日（金）	午後6時30分から	牛込筆筈地域センター
令和5年10月23日（月）	午後6時30分から	若松地域センター
令和5年10月24日（火）	午後6時30分から	落合第一地域センター
令和5年10月26日（木）	午後6時30分から	戸塚地域センター
令和5年10月27日（金）	午後6時30分から	大久保地域センター
令和5年10月30日（月）	午後2時から	角筈地域センター
令和5年11月1日（水）	午後2時から	四谷地域センター
令和5年11月1日（水）	午後6時30分から	落合第二地域センター

2 参加者数

参加者 291名

3 意見数及び意見の計画への反映等

意見数 181件

意見項目の内訳		件数	該当 No.
1	計画全般に関する意見	7件	No.1～7
2	基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」に関する意見	56件	No.8～63
3	基本政策Ⅱ「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」に関する意見	41件	No.64～104
4	基本政策Ⅲ「賑わい都市・新宿の創造」に関する意見	61件	No.105～165
5	基本政策Ⅳ「健全な区財政の確立」に関する意見	4件	No.166～169
6	基本政策Ⅴ「好感度1番の区役所」に関する意見	10件	No.170～179
7	その他の意見	2件	No.180～181

意見の計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する、意見と踏まえて修正する	2件
B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	17件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	51件
D	今後の取組の参考とする	47件
E	意見として何う	16件
F	質問に回答する	48件
G	その他	0件
	合計	181件

Ⅲ しんじゅく若者 Web 会議における意見について

1 しんじゅく若者 Web 会議の実施日時

令和5年11月11日（土） 午後1時30分から

※オンライン開催

2 参加者数

参加者 12名

3 意見数及び意見の計画への反映等

意見数 38件

意見項目の内訳		件数	該当 No.
1	計画全般に関する意見	0件	—
2	基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」に関する意見	12件	No.1～12
3	基本政策Ⅱ「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」に関する意見	9件	No.13～21
4	基本政策Ⅲ「賑わい都市・新宿の創造」に関する意見	16件	No.22～37
5	基本政策Ⅳ「健全な区財政の確立」に関する意見	0件	—
6	基本政策Ⅴ「好感度1番の区役所」に関する意見	1件	No.38
7	その他の意見	0件	—

意見の計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する、意見と踏まえて修正する	1件
B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	16件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	6件
D	今後の取組の参考とする	9件
E	意見として伺う	6件
F	質問に回答する	0件
G	その他	0件
	合計	38件

2 パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

令和5年10月15日（日）から11月16日（木）にかけて実施した新宿区第三次実行計画（素案）に関するパブリック・コメントにおける意見要旨及び区の考え方をまとめたものです。

○意見数 404件

《記載内容は、以下の項目を設け整理しています。》

項目	説明
【基本政策】 【個別施策】 【事業番号】 【事業名等】	頂いたご意見の内容が施策体系のどの分野に該当しているか、どの計画事業または経常事業に対するご意見であるかを示しています。 なお、【事業番号】【事業名等】については、計画事業の追加や枝事業化、事業名の変更を行ったため、第三次実行計画（素案）と異なる事業があります。
【意見要旨】	基本的には、原文を記載していますが、誤字脱字の修正及び文章の要約を行っています。
【区の考え方】	頂いたご意見のうち、素案の施策の方向性に関するものについては、区の考え方を示しています。（計画への反映等については、A～Gで示しています。A～Gの分類については、パブリック・コメント実施結果概要（P1～3）をご確認ください。） また、区に対する質問については、回答を記述しています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
1	計画全般	—	—	—	今回の第三次実行計画（素案）のパブリック・コメントや地域説明会等で計画策定時の機会における区民（住民）への情報提供及び意見収集について、新型コロナウイルス感染症の状況なども踏まえ、どのような適切な方法をご検討なさったのか、具体的な例を示してほしい。	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>第三次実行計画（素案）のパブリック・コメントに当たっては、第二次実行計画策定時と同様に、周知チラシを区直営掲示板、委託掲示板及び町会・自治会掲示板に掲出するとともに、特別出張所、区立図書館のほか、BIZ新宿や高齢者福祉施設、子育て支援施設、障害者福祉施設、保健衛生施設、健康増進施設の計60施設に掲出し周知を行いました。また、区ホームページに第三次実行計画（素案）の説明動画を掲載し、周知に努めました。</p> <p>地域説明会は、「区長と話そう～しんじゅくトーク」と併せて実施しました。当日参加型で実施していた以前のしんじゅくトークでは、同じ方が複数の会場に来場し、各会場で意見を述べることで多くの時間が取られてしまい、幅広く多くの方からご意見を伺うことができない状況が発生していました。そのため、今回のしんじゅくトークでは、1人1会場制、事前申込制としたところです。申込みに当たっては、電子申請を導入するなど、誰もが申し込みしやすい体制を整えています。</p> <p>また、パブリック・コメントや地域説明会のほか、日ごろ区政参加の機会が少ない、若い世代を対象とした「しんじゅく若者Web会議」でも意見を頂くなど、幅広い意見の聴取を行いました。</p>
2	計画全般	—	—	—	パブリック・コメント実施に関する周知チラシの掲出場所の拡充について教えてください。	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>パブリック・コメント周知チラシについては、第二次実行計画策定時と同様に、区直営掲示板、委託掲示板及び町会・自治会掲示板に掲出するとともに、特別出張所、区立図書館のほか、BIZ新宿や高齢者福祉施設、子育て支援施設、障害者福祉施設、保健衛生施設、健康増進施設の計60施設に掲出し周知を行いました。</p>
3	計画全般	—	—	—	第三次実行計画の地域説明会は、「区長と話そうしんじゅくトーク」と兼ねる形で実施されたが、第三次実行計画（素案）が公表された時は既に「区長トーク」の申し込み受け付けは終了となっており、区民の意見を聴く姿勢に欠けるのではないかと。しかも、「区長トーク」はこれまで「1人1会場まで」という制限を設けたことは一度もなかった。幅広い区民の意見を聴くためには開かれた区政でなければならないが、今回の「区長トーク」および第三次実行計画の地域説明会のやり方は、今後改めるべきではないかと。	D	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>第三次実行計画（素案）の地域説明会は、「区長と話そう～しんじゅくトーク」と併せて実施しました。当日参加型で実施していた以前のしんじゅくトークでは、同じ方が複数の会場に来場し、各会場で意見を述べることで多くの時間が取られてしまい、幅広く多くの方からご意見を伺うことができない状況が発生していました。そのため、今回のしんじゅくトークでは、1人1会場制、事前申込制としたところです。</p> <p>今回のしんじゅくトークの申し込み時、第三次実行計画（素案）について意見を伺うことは、広報新宿等で周知していたところですが、ご指摘のとおり、第三次実行計画（素案）が公表された時点で、申し込みの受付は終了していました。今後は、直前まで申し込みを受け付けるなど、より多くの方が参加できるよう工夫していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
4	計画全般	—	—	—	<p>新宿区は都庁を抱える東京の中心地として、また20年先、50年先を見据えて、新宿区のあるべき姿をグランドデザインすることが求められており、その為に必要な取り組み計画が本計画であるべきと考える。新宿区には、新陳代謝とダイバーシティを促し、常に暮らしとビジネスの両方に活気と輝きをもたらす街であってほしいと思っている。</p> <p>いま、地方では人口減少と高齢化が急速に進んでいるが、今後は首都圏においても近郊の都市ではその波にのまれ、近い将来、地方都市と同様の状態になる。地方の自治体にはそもそも予算が少なく、職員不足と住民減少で計画すら描けず、最低限のインフラ整備で終わる所も多いが、その点、新宿区は恵まれている。</p> <p>予算はあるにも拘わらず、某地方都市の計画と変わらないような、住民に寄り添うレベルの現状の改良・改善が多く、改革の視点からは程遠い。日本の中心地として自覚を持ち、なぜもっと大胆な計画を描けないのか。心地よい響きのスローガンと実行計画も形だけで実効性を伴わない施策のような気がしてならない。新宿区には、自治体のリーダーシップを発揮し、その模範と取組のデファクト化の先頭に立ちてほしいと思っている。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、基本構想に掲げるめざすまちの姿『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向けて、総合計画に示した施策を具体的な事業として計画的に実施していくための行財政計画として実行計画を策定しています。</p> <p>今後の4年間は、現在の総合計画期間の最後の期間であることから、第三次実行計画は、総合計画に掲げる目標を達成し、新たな施策の方向性を示す次期総合計画の礎を築く計画として策定します。引き続き、総合計画の示す5つの基本政策に基づき、社会経済情勢の変化に伴う新たな行政需要や多様化・複雑化する区民ニーズを的確に捉えながら、各事業を推進していきます。</p>
5	計画全般	—	—	—	<p>様々な意見があるが、私は住んで楽しい新宿区と思っている。地域交流館も楽しいし、図書館も遅くまで開館している。これからもずっと住んでいたい。区長はじめ皆様ありがとうございます。</p>	C	<p>ご意見を踏まえて、計画を推進します。</p> <p>引き続き、基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」において高齢者相互の交流の拠点である地域交流館の運営を行うとともに、基本政策Ⅲ「賑わい都市・新宿の創造」において図書館サービスの充実に取り組みます。今後も様々な施策を推進し、区民の皆様が住んで楽しく、安心して住み続けられる新宿の実現に向けて取り組んでいきます。</p>
6	計画全般	—	—	—	<p>●これまでの計画の実行状況を 地域説明会において第三次実行計画の説明を受けたが、本計画は総合計画として第一次実行計画（2018年度～）に始まって、第二次実行計画（2021年度～）とすでに5年を経ている。 『これからあぁしたい。こおしたい。』と前びろなプランを掲げるのはよいが、5年前から始めた実行計画の進捗状況も合わせて報告が欲しかった。計画を言いつ放しにするだけならば誰にでもできる。</p>	A	<p>ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。</p> <p>第一次実行計画及び第二次実行計画における取組の成果について、個別施策単位で計画冊子に掲載します。</p>
7	計画全般	—	—	—	<p>まちづくりは人づくりでもある。 国果は柿ならば、区果は夏みかんとし、区内外の多様な人々を巻き込んで活気のある希望のあるまちづくりとして「新宿シトラスガーデンプロジェクト」を提案したい。</p>	D	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>区は「新宿区まちづくり長期計画まちづくり戦略プラン」の課題別戦略において、「愛着と誇りをもてるまちの発展」を掲げており、地域特性を活かしたまちづくりの推進に取り組んでいます。</p> <p>多様な人が集まる新宿区において、一つのテーマに着眼し施策を推進することは、同じイメージを共有しやすい一方で、定めたテーマが万人に当てはまらない場合もあり区民全員が賛同できるテーマを設定することは困難であるという面もあります。このため、頂いたご意見については、今後のまちづくりに反映できるか研究していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
8	計画全般	—	—	—	<p>新宿区基本構想に掲げる“めざまちの姿”『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちが掲げているが、素案には「やすらぎ」が、最初の「1 第三次実行計画の基本的な考え方／（1）計画の目的・性格」に1回出てくるだけである。したがって、素案では「やすらぎ」に向けた対策、計画が書かれていない、検討されていないことを意味する。それに対して、「にぎわい」は12回、「賑わい」は61回使われている。</p> <p>と言うことは、新宿区は自然環境に恵まれ、「やすらぎ」は充分あり、どちらかと言えば、さびれた、貧しい街で、「にぎわい」で活性化しなければならない限界都市と新宿区は考えているのかもしれない。</p> <p>しかし、私が感じる新宿は騒々しい街で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南風時に上空を飛行する大型旅客機からの騒音に悩まされ、旅客機の墜落に脅える。 ・学校の校庭と公園では火縄銃の発砲が繰り返され、その衝撃音に苦しめられる。 ・学校の火災警報器の点検、誤報に悩まされる。 ・防災行政無線の屋外スピーカの平時の活用による騒音に悩まされる。 ・商店街の有線放送と人込みを避ける為に、商店街を迂回する。 ・不法民泊の利用者たちの時間を無視した移動、話し声、喚声。時々迷い、周辺の家の玄関チャイムを押す。彼らの食事を届ける不慣れた配達人が周辺の家の玄関チャイムを押し廻る。 <p>に悩まされている。耳には蓋がないので、耳栓を使い、受忍を強いられている。</p> <p>素案では、さらなる「にぎわい」を求めて、民間活力を期待して、新宿区は持っている不動産を使った賃貸経営、時には売却も考えている。新宿駅周辺はセレブと若者、海外からの旅行者であふれ、にぎわっている。その結果、普通の人、会社では支払いが出来ないほどに、不動産価格、生活費の価格は高騰して、普通の人、会社は区外に転出し、金持ちの街になっている。その結果、新宿区の社会保障関連の支出は減り、税収は増えているので、新宿区の経営は良くなっているかもしれない。これが素案が目指す「賑わい都市・新宿の創造」なのか。</p> <p>総合計画、実行計画は行財政計画であり、区政運営の具体的指針と素案に明記されているが、吉住区長は2014年11月から区長になられ、新宿区総合計画（2018～2027）の準備から、実行計画までの行政のトップとして関与してきたので、総合計画、実行計画は吉住区長のマニフェストでもある。</p> <p>素案に「やすらぎ」の計画事業を立てることを求める。簡単な方法は、「にぎわい」、「賑わい」関連の計画事業を削除し、「やすらぎ」が得る方法である。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」では、健康寿命の延伸に向けた取組の充実や地域包括ケアシステムの推進、安心して子育てできる環境の整備や教育の充実に向けて、子どもや若者、高齢者、障害者など、全ての区民の皆様が安心してやすらぎのある生活を送ることができるまちづくりを推進します。また、基本政策Ⅲ「賑わい都市・新宿の創造」では、ユニバーサルデザインやみどりの創出、環境保全など、心安らぐ生活環境づくりに取り組みます。</p> <p>第三次実行計画では、「にぎわい」とあわせて「やすらぎ」に関する施策も位置付けており、今後も基本構想に掲げるめざまちの姿『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向けて、5つの基本政策の下、施策を推進していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
9	計画全般	—	—	—	高齢者保健福祉計画、健康づくり行動計画は、総合計画を上位計画とし策定され、同様に第三次実行計画も総合計画を基に策定されている。 法定計画である両計画に対し、第三次実行計画は、屋根上屋根の計画ではないか。	E	ご意見として伺います。 「新宿区総合計画」は、基本構想に掲げるめざまちの姿「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向けて、区の施策の方向性を示しています。 ご指摘の「新宿区高齢者保健福祉計画」や「新宿区健康づくり行動計画」については、施策の分野ごとの取組の方向性を定める個別計画として策定しています。一方、実行計画は、総合計画の期間を一次から三次までの期間に分けて定め、各計画期間の年度ごとの取組内容や事業費を明らかにすることで、施策を具体の事業として計画的に進めていく行政計画として策定しているものです。
10	計画全般	—	—	—	計画事業数は決定時、第一次実行計画では115事業あったものが第二次実行計画で大幅に減って70事業となり、第三次実行計画（素案）では64事業にまで減っている。そのため、実行計画の冊子であるにもかかわらず経常事業を多数列挙して体裁を保つことが行われている。計画事業が一定達成して経常事業化したにしても、新たに目標を持って取り組む計画事業がこれに少ないのはいかがなものか。区民が進めてほしいと願っていることを計画事業として推進する姿勢が必要ではないか。	E	ご意見として伺います。 第三次実行計画は、今後の4年間で現在の総合計画に掲げる目標を達成するため、新規事業や拡充・継続する計画事業とともに、各個別施策における主要な経常事業を体系化したものです。 こうした観点から、目標の達成に向けて、例えば個別施策 I-8「地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進」において、「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定など、第三次実行計画（素案）では、9つの新規事業を位置付けています。また、新たな課題に対応するため、本計画では、素案でお示した新規事業に加えてさらに3つの新規事業を計画事業に位置付けました。 一方で、第二次実行計画の中で、目的を達した3事業が終了し、事業の仕組みが構築され、取組として定着している12事業を経常事業に位置付けたことから、総事業数は少なくなっています。 今後、実行計画に取り組んでいく中で、行政需要の変化等により、新たな計画事業として位置付けることが必要なものについては、ローリングなどで適切に対応していきます。
11	計画全般	—	—	—	第三次実行計画（素案）に書かれている事業内容は、原則的・定性的なことでも誰もが反対できないことが多い。表現が曖昧で、いろいろな解釈が可能であり、行政が自由、勝手な運用、実行をするのではないかと心配になる。	E	ご意見として伺います。 区ではこれまでも、区民や関係団体、事業所等との連携により、様々な取組を実施してきました。今後も各主体と適切に協力し、区政を推進していきます。
12	計画全般	—	—	—	素案に事業として記載されることにより、予算要求が可能となり、計画は実行可能となるため、行政にとっては重要と思われる。事業を計画事業と経常事業とに分けるのは、事業を管理するためと思われるが、区民としては計画事業と経常事業を統合して1つの事業とした方が分かりやすい。 P157「区の施策・事業の全体像」にも、「計画的に実施する「計画事業」と、経常的に実施する「経常事業」を一体的に示すことで、区が実施する施策や事業の全体像を明らかにします。」と記載されていることから、区も同様の理解を示しているものと思われる。	E	ご意見として伺います。 計画事業は、実行計画の期間内における目標を定め、目標達成に向けて計画的に推進する事業のことであり、経常事業は計画事業以外の事業で、事業の仕組みが構築され経常的に実施していく事業のことです。 区では、総合計画に示す「5つの基本政策」の下、計画事業及び区が経常的に実施する事業や取組のうち個別施策を支える主な事業や取組を施策体系に位置付けることとしています。「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」については、施策体系に位置付けていない経常事業についても掲載することで、区が実施する施策や事業の全体像を明らかにしているものです。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
13	計画全般	—	—	—	令和6年度以降、第三次実行計画のローリング（見直し）を行う際、どのように公表するのか。結果は毎年2月の区議会報告の後、区ホームページで公表するとある。また、印刷したものを第二次実行計画の冊子に確かに合わせていただいた。 しかし、それだけでは区が実行計画全体の区民意見を直接聴取する機会にはならないと考える。毎年2月までに議会報告しても、区民（住民）を代表するであろう区議会議員の皆様にご期待するしかないのか。	F	ご質問に回答します。 実行計画のローリング（見直し）結果は、毎年2月の議会報告の後、区ホームページで公表するとともに、印刷したものを第三次実行計画冊子に挟み込み、冊子と合わせて頒布します。 ローリングに当たって実行計画全体の意見を直接聴取する機会は設けていませんが、各事業の推進に当たって寄せられる区民意見等を踏まえ、適切に検討・実施しています。
14	計画全般	—	—	—	これまでも区が計画的に進めようとしている事業を計画策定当初は計画事業に上げず、毎年のローリングで計画事業にするやり方があったが、あらかじめ分かっている事業は当初から記載すべきではないか。そうでなければパブリックコメントを実施する意味がないのではないか。	E	ご意見として伺います。 実行計画は、総合計画に示した施策を具体的な事業として計画的に実施していくために策定する行財政計画です。第三次実行計画（素案）では、区が計画的に取り組むべき事業として、現時点で位置付けられるものについて掲載をしています。 今後、実行計画に取り組んでいく中で、行政需要の変化等により、新たな計画事業として位置付けることが必要なものについては、ローリングなどで適切に対応していきます。
15	計画全般	—	—	—	第三次実行計画において計画事業とすることにより、事業の関連予算は計画期間内において記載の金額が毎年の予算審議に関係なく確保されるか教えてください。	F	ご質問に回答します。 記載の金額は現段階での計画値であり、各年度の予算編成において、決算実績や行政評価の実施結果等による事業検証を徹底した上で、より一層効果的・効率的な事業経費となるよう適切に見積もります。
16	計画全般	—	—	—	「計画事業」「経常事業」の定義を本書の相応しい箇所に記載してほしい。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「計画事業」と「経常事業」について、本計画の「区の施策・事業の全体像」に以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載とします。 【注釈】 「計画事業」とは、実行計画の期間内における目標を定め、目標達成に向けて計画的に推進する事業のことです。年度別の事業内容及び年度別の事業費を記載するほか、事業の適切な進行管理を行うための指標を設定しています。 「経常事業」とは、計画事業以外の事業のことです（施設の修繕など臨時的に実施する事業を除く）。事業の仕組みの構築がなされている、取組として定着している等、経常的に事業を推進します。
17	計画全般	—	—	—	P2「計画策定にあたっての基本的な考え方」のところの「カ」の次に、以下の文言を追加して分かりやすくしてほしい。 「ただし、経常事業のうち、施策体系を構成する主要な事業については、本計画に記載し、施策全体で区の実行を示すこととする。」	E	ご意見として伺います。 ご指摘の内容については、第三次実行計画（素案）P3の「（4）計画の構成」において同様の内容を記載しています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
18	計画全般	—	—	—	P5に記載されている「財政収支見直し」について、調整中とされているが、財政収支見直しがなくても素案の検討が可能なのか。財政収支見直しが立たないので、素案が修正されることはないのか。	F	ご質問に回答します。 第三次実行計画（素案）については、区として実施していく必要があると判断した事業を計画事業として位置付けています。令和6年度予算編成において、歳入額を見積もるとともに事業の経費を精査した上で、令和6年1月に策定する本計画に財政収支見直しを掲載します。
19	計画全般	—	—	—	P8に「一般財源とは、事業費から、国や都からの補助金、使用料・手数料、基金からの繰入金などを差し引いたものです。」と記載されているが、一般財源の定義文（用途が特定されずどの様な経費にも使用することができる財源）と誤解が生じるため、再考願いたい。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「一般財源とは、事業費から、国や都からの補助金、使用料・手数料、基金からの繰入金など、用途を特定する財源を差し引いたものです。」に修正します。
20	計画全般	—	—	—	P9～15「施策体系表」について、個別施策ごとに記載されている経常事業は、施策全体を構成する経常事業なのか。あるいは、特定の計画事業を支える経常事業であっても、まとめて個別施策の表に記載されているのか教えてほしい。	F	ご質問に回答します。 経常事業とは、経常的に実施する事業のことであり、事業の仕組みの構築がなされている事業や取組として定着している等の事業については、原則として経常事業として位置付けることとしています。 経常事業のうち、個別施策を支える主要な事業については、施策体系に位置付け、施策全体で区の取組を示しています。
21	計画全般	—	—	—	計画事業のボックスに関連事業として、【経常事業】と記載するのであれば、P9～15「施策体系表」においても関連事業として当経常事業を掲載するよう検討してほしい。	E	ご意見として伺います。 各個別施策を構成する経常事業のうち、個別施策を支える主要な事業については、施策体系に位置付け施策体系表に記載しています。一方で、各計画事業のボックスに記載している関連事業については、個別施策を構成する事業ではありませんが、個々の計画事業を推進する上で関連のある事業として掲載しているものです。
22	計画全般	—	—	—	P14の個別施策Ⅳ－1に（ICTの計画的な更新等に係る取組）（負担の公平性の確保の取組や受益者負担のあり方の検討）（定員の適正化などの取組）が記載されており、P123には「個別施策1 効果的・効率的な行財政運営」に関連する取組の表題の下に、上記内容が記されている。 P9～15「（2）施策体系表」についても（取組（ICTの計画的な更新等に係る取組））（取組（負担の公平性の確保の取組や受益者負担のあり方の検討））（取組（定員の適正化などの取組））と記載するよう検討してほしい。	E	ご意見として伺います。 第三次実行計画（素案）の「施策体系表」に掲載の（ICTの計画的な更新等に係る取組）（負担の公平性の確保の取組や受益者負担のあり方の検討）（定員の適正化などの取組）については、個別施策を支える主な取組として記載しているものです。「施策体系表」に（）書きの内容は全て取組として記載しています。
23	計画全般	—	—	—	P15の個別施策Ⅳ－2に（新宿区公共施設等総合管理計画）（個別施設計画（長寿命化計画））（公有地の有効活用）と記されているが、（取組（新宿区公共施設等総合管理計画））（個別施設計画（長寿命化計画））（取組（公有地の有効活用））と記載するよう検討してほしい。	E	ご意見として伺います。 第三次実行計画（素案）の「施策体系表」に掲載の（新宿区公共施設等総合管理計画）（個別施設計画（長寿命化計画））（公有地の有効活用）については、個別施策を支える主な取組として記載しているものです。「施策体系表」に（）書きの内容は全て取組として記載しています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
24	計画全般	—	—	—	P15個別施策Ⅳ－2「公共施設のマネジメントの強化」の計画事業を特に推進するため、施策体系表に（新宿区公共施設等総合管理計画）（個別施設計画（長寿命化計画））と記載されたものと考え。 他個別施策についても、平成30年に総合計画が策定された以降に策定された個別計画や法定計画があると思うので、該当の個別施策の理解を図るため、各計画事業のボックスや経常事業の中で記載するのではなく、施策体系表の個別施策記載ページにまとめて個別計画、法定計画を記載するよう検討してほしい。	E	ご意見として伺います。 個別施策Ⅳ－2「公共施設のマネジメントの強化」を構成する各事業は、「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づき事業を推進していることから、その基本方針を明確に示すため、「個別施策2 公共施設マネジメントの強化」に関連する取組として補足的に記載しているものです。
25	計画全般	—	—	—	P15の個別施策Ⅴ－1に（休日窓口の開設）と記されているが、（取組（休日窓口の開設））と記載するよう検討してほしい。	E	ご意見として伺います。 第三次実行計画（素案）の「施策体系表」に掲載の（休日窓口の開設）については、個別施策を支える主な取組として記載しているものです。「施策体系表」に（ ）書きの内容は全て取組として記載しています。
26	計画全般	—	—	—	経常事業について、「令和5年度からの継続する事業」「令和5年度において経常事業であったが、第三次計画では終了させた（終了した）事業」「事業名を変更し継続する事業」「新規事業」が分かる表を記載してほしい。	E	ご意見として伺います。 第三次実行計画では、区の施策・事業の全体像を明らかにするため、計画事業と経常事業を一体的に示した一覧表として「区の施策・全体像」を掲載しています。また、第三次実行計画と第二次実行計画の関連をまとめた一覧表として「第二次実行計画との関連表」と掲載しています。このため、個々の経常事業に関して、事業の推移を示す表は掲載していません。
27	計画全般	—	—	—	計画事業ボックスについて、「拡充」と記載の事業においては、新たな事業（施策）が分かる様に記載してほしい。	E	ご意見として伺います。 各事業の新たな取組や拡充については、毎年度発行する「予算の概要」においてお示ししています。
28	計画全般	—	—	—	P140「計画事業の指標」について、平成29年度末の実績と令和5年度の現況（見込）と各目標（令和6年度末、令和7年度末、令和8年度末、令和9年度末）というように具体的に丁寧に記載されており、大変分かりやすい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 引き続き、区民に分かりやすく情報提供できるよう、適切な記載に努めていきます。
29	計画全般	—	—	—	P158～194「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」のP158に記載されている「No.」欄網掛けあり：「2（3）計画事業の内容（P20～137）」に記載のある事業／網掛けなし：それ以外の事業」という表記を各ページに記載して分かりやすくしてほしい。	G	ご意見を踏まえて修正します。
30	計画全般	—	—	—	P158～194「区の施策・事業の全体像」について、「No.」欄の網掛けが薄いので、最終報告書では改善してほしい。	G	ご意見を踏まえて修正します。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
31	計画全般	—	—	—	P158～194「区の施策・事業の全体像」について、現時点での経常事業が全部記載されているのか。	F	ご質問に回答します。 第三次実行計画（素案）の「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」に掲載している経常事業は、令和5年度予算を基準に掲載しているものです。 そのため、令和6年度の予算編成を踏まえ必要に応じて経常事業を追加・変更し、本計画に反映した上で策定します。
32	計画全般	—	—	—	P158～194「区の施策・事業の全体像」について、令和6年度予算決定後に経常事業が追加される事になるのか。	F	ご質問に回答します。 第三次実行計画（素案）の「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」に掲載している経常事業は、令和5年度予算を基準に掲載しているものです。 そのため、令和6年度の予算編成を踏まえ必要に応じて経常事業を追加・変更し、本計画に反映した上で策定します。
33	計画全般	—	—	—	P158～194「区の施策・事業の全体像」に記載されている経常事業は、令和5年10月現在のものであり、令和6年度予算策定、議会議決後に追加や変更はあるのか。	F	ご質問に回答します。 第三次実行計画（素案）の「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」に掲載している経常事業は、令和5年度予算を基準に掲載しているものです。 そのため、令和6年度の予算編成を踏まえ必要に応じて経常事業を追加・変更し、本計画に反映した上で策定します。
34	計画全般	—	—	—	ある一つの経常事業が、予算の細目あるいは細々目の事業と1対1となっているのか。一つの経常事業が二つ以上の細目、細々目の事業から構成されている事はないのか。教えてほしい。	F	ご質問に回答します。 経常事業は、全ての予算事業から、第三次実行計画事業や令和6年度の単年度事業、一般事務費や人件費、「科目存置」の明記のある事業を除いた1つまたは2つ以上の予算事業から構成されます。いくつかの関連する予算事業をまとめてお示しの方が区民の皆様に分かりやすいと思われる場合には、一つの経常事業としています。
35	計画全般	—	—	—	二つ以上の令和5年度予算書の細々目事業を一つの経常事業名として本書に記載されている経常事業の有無を教えてください。	F	ご質問に回答します。 経常事業は、全ての予算事業から、第三次実行計画事業や令和6年度の単年度事業、一般事務費や人件費、「科目存置」の明記のある事業を除いた1つまたは2つ以上の予算事業から構成されます。いくつかの関連する予算事業をまとめてお示しの方が区民の皆様に分かりやすいと思われる場合には、一つの経常事業としています。
36	計画全般	—	—	—	経常事業名が令和5年度予算書の細々目事業に見当たらないものがある。予算書の事業名と本書では同一な名前を使用されているかどうか、教えてください。	F	ご質問に回答します。 経常事業は、全ての予算事業のうち、第三次実行計画事業や令和6年度の単年度事業、一般事務費や人件費、「科目存置」の明記のある事業を除いた1つまたは2つ以上の予算事業から構成されます。 予算事業名については、事業内容がわかりにくい場合や、複数の予算事業をまとめて一つの経常事業にする場合などは、予算事業名と別の事業名としています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
37	計画全般	—	—	—	P158～194「区の施策・事業の全体像」について、経常事業名とともに、予算書の細目名あるいは細々目を括弧書きにて記載してほしい。	E	ご意見として伺います。 予算は、予算統一の原則に基づき、歳出歳入予算の款項及び目節の区分を定めています。全ての予算事業は、第三次実行計画事業や令和6年度の単年度事業、一般事務費や人件費、「科目存置」の明記のある事業を除き、経常事業に紐づけられています。経常事業については、いくつかの関連する予算事業をまとめて一つの経常事業にするなど、区民の皆様が一番分かりやすい単位でお示ししています。
38	計画全般	—	—	—	経常事業名と予算事務取扱規則による細目名あるいは細々目名の事業との対比表を掲載してほしい。	E	ご意見として伺います。 予算は、予算統一の原則に基づき、歳出歳入予算の款項及び目節の区分を定めています。全ての予算事業は、第三次実行計画事業や令和6年度の単年度事業、一般事務費や人件費、「科目存置」の明記のある事業を除き、経常事業に紐づけられています。経常事業については、いくつかの関連する予算事業をまとめて一つの経常事業にするなど、区民の皆様が一番分かりやすい単位でお示ししています。
39	計画全般	—	—	—	予算の細々目事業が経常事業とする事の利点について、例えば、予算を付けやすい、外部、内部、評価されることにより、事業の評価対象となる点の観点から教えてほしい。	F	ご質問に回答します。 経常事業は、全ての予算事業から、第三次実行計画事業や令和6年度の単年度事業、一般事務費や人件費、「科目存置」の明記のある事業を除いた1つまたは2つ以上の予算事業から構成されます。いくつかの関連する予算事業をまとめてお示した方が区民の皆様に分かりやすいと思われる場合には、一つの経常事業としています。 予算をつけやすい等の利点はありませんが、行政評価においては、施策評価を実施する際の参考として、評価対象の個別施策を構成する経常事業について取組状況を確認することとしています。
40	計画全般	—	—	—	P196～204「第二次実行計画との関連表」について、第三次実行計画の経常事業の関係区分の列に「一」「経常事業化」とあるが、この意味を注記してほしい。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「第二次実行計画との関連表（計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業）」に記載の「関係区分」については、凡例を記載し、より分かりやすくお示します。
41	計画全般	—	—	—	P196「第二次実行計画との関連表」における関連区分「一」の意味がわからないため注記してほしい。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「第二次実行計画との関連表（計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業）」に記載の「関係区分」については、凡例を記載し、より分かりやすくお示します。
42	計画全般	—	—	—	P196～204「第二次実行計画との関連表」の第二次実行計画（ローリング後）に計画事業17「学校施設の改善（令和3年度終了）」とある。関係区分を「一」ではなく、整合性を取るため「終了」に変更し分かりやすくしてほしい。	G	ご意見を踏まえて修正します。 表記を統一するため、「一」を「終了」に修正します。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
43	計画全般	—	—	—	<p>P196「第二次実行計画との関連表」とは別に、冒頭箇所に策定の第三次実行計画の基本政策別の計画事業数を、下記の様に、新規、拡充、継続別に表で示され、全容が分かる様にしてください。</p> <p>基本政策Ⅰ 全計画事業19 新規3 拡充7 継続9</p> <p>基本政策Ⅱ 全計画事業11 新規2 拡充3 継続6</p> <p>基本政策Ⅲ 全計画事業23 新規2 拡充6 継続15</p> <p>基本政策Ⅳ 全計画事業7 新規1 拡充1 継続5</p> <p>基本政策Ⅴ 全計画事業3 新規1 拡充0 継続2</p> <p>全 全計画事業64 新規9 拡充17 継続38</p>	A	<p>ご意見を踏まえて、情報提供の方法を改善します。</p> <p>ご指摘の基本政策ごとの計画事業の内訳（新規、拡充、継続等）については、実行計画の冊子とは別に区ホームページに公開し、情報提供していきます。</p>
44	計画全般	—	—	—	<p>P9「施策体系表」において、「新規」「拡充」の計画事業、経常事業化した経常事業が分かる様に表記していただく。P196「第二次実行計画との関連表」に表記されていることは承知している。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>「施策体系表」は第三次実行計画の計画事業及び区が経常的に実施する事業や取組のうち、個別施策を支える主な事業や取組を体系化して示しているものです。一方で、「第二次実行計画との関連表」については、第三次実行計画と第二次実行計画の関連を整理した上で一覧表としてまとめてお示ししています。それぞれ掲載の目的が異なることから、記載内容を分けています。</p>
45	計画全般	—	—	—	<p>経常事業化した事業については、「令和6年度の予算の概要」にて、事業概要、令和6年度予算を示していく予定だと考えてよい。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>施策体系を構成する主要な経常事業のうち一部の事業を「令和6年度予算の概要」にて、事業概要や予算額を示していく予定です。</p>
46	計画全般	—	—	—	<p>P205について、閲覧用の本書に「第二次実行計画の各事業が、基本構想で示す基本目標のどこに位置付けられるかを示しています。」と記載されているが、第三次実行計画の誤記載か。区ホームページに掲載の本書は第三次実行計画となっている。</p> <p>また、区ホームページに掲載の本書と閲覧用の本書と、記載内容が違うのは当箇所だけか。（当パブコメは閲覧用の本書にて作成した）</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>第三次実行計画（素案）のP205に記載の内容については、ご指摘のとおり「第三次実行計画」の誤りです。なお、第三次実行計画（素案）の誤記載については、ご指摘の箇所のほか、素案のP214の「3 新宿区の「5つの基本政策」と「SDGs」」に文章末尾の記載漏れがあります。</p> <p>上記2か所については、令和5年10月20日に正誤表を公開し未配布の冊子へ添付するとともに、区ホームページにおいて「正誤表」を掲載し、正誤表の内容を反映したデータに更新しました。</p>
47	計画全般	—	—	KPI	<p>重要業績評価指標（KPI）が全部で82項目示されていて大変分かりやすい。このことは、個別施策で掲げる目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定できるからである。しかも、目標値を上方修正しているものが、目標値を設定しているものも含めて9項目もある。</p>	B	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。</p> <p>第三次実行計画において、各個別施策で掲げる目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するため、KPIを設定しています。KPIについては新たな総合計画の策定や実行計画期間中の達成状況等に鑑み、選定しました。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
48	計画全般	—	—	SDGs	最終ページに「SDGsの推進」として「区の基本政策・個別施策とSDGsの目標との対応表」が掲載されているが、これは計画事業がSDGsのどの項目に該当するかを示したに過ぎず、SDGsを推進するために新たな計画事業を起こしていく観点に欠けている。例えば、温暖化対策に逆行する再開発事業を見直すなど、SDGsの観点で計画事業を見直す必要がある。	E	ご意見として伺います。 区は、第三次実行計画の策定方針において、総合計画に示す5つの基本政策のもと、「ゼロカーボン新宿」の実現に向け、環境負荷低減に向けた取組の視点を入れることや年齢・性別・障害の有無等に関わらず、誰もが利用しやすいまちづくりをハード・ソフト両面から推進することなど、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成へとつながる計画とすることを基本にしています。 例えば、ご指摘の市街地再開発事業では、ZEB化等の実現に向けた指導助言を行うなど、CO ₂ 排出削減の取組を推進しています。 本計画の取組は、SDGsに合致し、その目標達成につながるものであり、SDGsの観点から計画事業を見直す考えはありません。
49	計画全般	—	—	SDGs	SDGs（持続可能な開発目標）を第二次実行計画に引き続き本計画にも取り上げたことについては大いに評価する。しかも、個別施策ごとに「SDGsの目標」を示していただき大変分かりやすい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、持続的に発展する新しい新宿のまちの創造に向けて、「5つの基本政策」の下、「健康寿命の延伸」「教育の充実」「まちづくり」「地球温暖化対策」「資源循環型社会の構築」「平和都市の推進」など様々な施策に取り組んでおり、第三次実行計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成へとつながる計画とすることを基本に策定しています。
50	I	1	—	SDGs	P214～215「区の基本政策・個別施策とSDGsの目標との対応表」における個別施策 I-1「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」について、第二次実行計画の記載と比較すると以下の目標が追加されている。事業を追加・変更したのであれば説明してほしい。 ・目標2 飢餓をゼロ ・目標4 質の高い教育をみんなに ・目標12 つくる責任 つかう責任	F	ご質問に回答します。 個別施策 I-1「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」については、食育に取り組んでいるため、「SDGs 2. 飢餓をゼロに」、「SDGs 4. 質の高い教育をみんなに」、「SDGs 12. つくる責任 つかう責任」に対応すると考え目標を追加しました。
51	I	1	—	KPI	個別施策 I-1「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」のKPI「区民の65歳健康寿命」について、出典が「65歳健康寿命（東京都保健所長会）結果」と記されているが、表に示された数値は、都、区のいずれの数値か教えてほしい。	F	ご質問に回答します。 KPI「区民の65歳健康寿命」の数値は、「65歳健康寿命（東京都保健所長会方式）」として、都から示された新宿区の数値であり、① 介護保険事業状況報告（年報）による要介護認定者数（性別・年齢階級別（5歳刻み）要介護度別）（各年3月31日現在）② 住民基本台帳による人口（性別・年齢階級別（5歳刻み）（各年1月1日現在）③ 人口動態統計（性別・年齢階級別（5歳刻み））（直近3年間の死亡数）に基づき算出されたものです。
52	I	1	1	環境整備健康づくりに取り組み	計画事業1「気軽に健康づくりに取り組める環境整備」について、令和6年度の事業は、以下のとおり記載されている。 ・しんじゅく健康ポイント・しんじゅく健康スタンプラリーの実施 ・ウォーキングイベント（しんじゅくシティウォーク）の開催 ・初心者向けウォーキング教室の開催9回 ・ウォーキング教室の開催 ・区民公開講座の開催1回・ウォーキングマップの改定回数の増加等により、方向性を「拡充」としているのか。	F	ご質問に回答します。 しんじゅく健康ポイントは、活動量計の配布台数増や景品の拡充を行うとともに、しんじゅく健康スタンプラリーの景品についても拡充します。 また、ウォーキングの推進では、ウォーキングイベントの定員拡大や初心者向けウォーキング教室の回数増に加え、ウォーキングマップをより見やすくするため改訂等を行います。これらのことから、第二次実行計画との関連を「拡充」としています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
53	I	1	1	り気軽に健康づくりに取り組む環境整備	計画事業1「気軽に健康づくりに取り組める環境整備」について、「令和5年度予算の概要」P42には、経常事業として健康づくり行動計画(がん対策・食育推進計画)の策定、データヘルス計画等の策定(国民健康保険特別会計)が記載されている。これら経常事業が令和5年度に終了する事により、第三次実行計画(素案)にはこれが記載されていないのか。	F	ご質問に回答します。 「健康づくり行動計画(がん対策・食育推進計画)の策定」及び「データヘルス計画等の策定(国民健康保険特別会計)」は、令和5年度に終了する事により、第三次実行計画(素案)に掲載していません。
54	I	1	2	推進期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進	計画事業2「高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進」について、「令和5年度予算の概要」P44には、下記の8事業が記載されている。 ・新宿区オリジナル筋力トレーニング「しんじゅく100トレ」の地域展開の推進 ・新宿いきいき体操 ・介護予防のための体力測定 ・高齢期の健康づくり・介護予防出前講座 ・新宿ごっくん体操 ・住民等提案型事業助成 ・講演会 高齢期の健康づくりと介護予防についての一般区民向け講演会の開催 ・普及啓発経費 現在のボックスでは事業内容が縮小される様に読めるため、事業内容が継続する事が分かる様に、8事業全部を記載するよう検討してほしい。	E	ご意見として伺います。 「令和5年度予算の概要」に記載の介護予防・フレイル予防の8事業のうち、「新宿区オリジナル筋力トレーニング『しんじゅく100トレ』の地域展開の推進」、「新宿いきいき体操」、「高齢期の健康づくり・介護予防出前講座」、「新宿ごっくん体操」、「普及啓発」については、第三次実行計画(素案)の計画事業2①「高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防事業」の中で年度別計画に記載し、取り組んでいきます。 また、「介護予防のための体力測定」、「高齢期の健康づくりと介護予防についての一般区民向け講演会」、「住民等提案型事業助成」は、事業の仕組みの構築がなされ、取組として定着しているため、経常事業として実施します。なお、「住民等提案型事業助成」については、より利用しやすいよう、事業の名称を含め見直しを検討する予定です。 ボックスに8事業全部の名称を記載していませんが、いずれの事業も個別施策 I - 1「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」を構成する計画事業や経常事業に位置付けており、今後も継続的に実施していきます。
55	I	1	2②	高齢者の一体的保健事業と介護	計画事業2②「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」について、事業が拡充と記載されているが、新たな事業(施策)が本表に記載されているのであれば、特記いただきたい。各事業の件数、回数の増加のみか。	E	ご意見として伺います。 本事業については、ポピュレーションアプローチの件数の拡充を行うとともに、外部の有識者等を交えた「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施検討会」を開催し、令和8年度に新たな支援プログラムを実施することから、第二次実行計画との関連を「拡充」としてあります。新たな支援プログラムの具体的な内容については、今後、検討会において検討を進めていきます。
56	I	1	2②	高齢者の一体的保健事業と介護予	指標及び令和6年度年度別計画にある「通いの場」について、注釈を付し、より分かりやすい記載にしてほしい。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「通いの場」について、以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載にします。 【注釈】 「通いの場」とは、住民が主体で運営し、体操や趣味活動等、介護予防に資する活動をしている場のことです。現在区内には「新宿いきいき体操」、「しんじゅく100トレ」に取り組むグループ、「地域安心カフェ」、「ふれあいいきいきサロン」、高齢者活動・交流施設で活動する団体等があります。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
57	I	1	1	ボ健康トな食生活へのサ	<p>經常事業「健康な食生活へのサポート」は、「令和5年度予算の概要」P43に記載の細々名目の事業名である「健康的な食生活の推進」と同一と思われる。</p> <p>総合計画の基本目標、基本施策等との対応上、このようなネーミング処置が取られている事は理解するが、一方で、本書作成部署において經常事業内容を豪華に見せようとする意図や付度が感ぜられるため、改めていただきたい。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>予算事業名「健康的な食生活の推進」は、野菜摂取だけでなく、減塩や栄養バランスなど健康的な食生活全般の推進に係るものであるのに対し、經常事業名「健康な食生活へのサポート」は、その中でも、「気軽に健康づくりに取り組める環境整備」の一環として、区民の野菜摂取量を増やすための取組に特化したものとしています。このため、經常事業名と予算事業名が異なります。</p>
58	I	1	1	者生活への習慣受診治療中断	<p>生活習慣病治療中断者への受診勧奨について、經常事業化となっている。令和5年度までは、予算の細々目事業であったが令和6年度より、經常事業とするという意味か。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>生活習慣病治療中断者への受診勧奨については、事業の仕組みの構築がなされており、今後も經常的に実施する必要があることから、經常事業とするものです。なお、計画事業及び經常事業は、単独の予算事業で構成されるもの、関連する複数の予算事業をまとめたもの、一つの予算事業を施策体系別に分割したものなどがあるため、予算書の細々目事業と必ず一致するものではありません。</p>
59	I	1	1	女性の健康支援	<p>●プレコンセプションケア</p> <p>女子中高生で月経に関する不調を持ちつつも、相談しにくく、我慢しているケースを見かける。こういった不調が続くことで、女性に生まれたことが損だと感じてしまうのはとても残念である。命を産み出せる性としての誇りを持てるためにも、自分の身体をケアすること、将来子どもを産みたいと思った時に、それが実現できるように、若年のうちから健康管理をしていく方法などを情報提供してほしい。</p>	C	<p>ご意見を踏まえて、計画を推進します。</p> <p>四谷保健センター内の女性の健康支援センターでは、思春期から老年期までの女性のライフステージに応じた健康を支援する取組を行っています。女性が生涯を通じて健康で充実した日々を自立して過ごせるよう、プレコンセプションケアも含めた健康づくりに関する講座を開催します。また、月経や婦人科系の病気、妊娠や不妊について女性の産婦人科医師などに相談できる場を設けており、事業の周知もあわせて女性の健康づくりについて広く普及啓発を行います。</p>
60	I	1	1	自殺総合対策	<p>「第2期新宿区自殺対策計画」の決定内容が反映された第三次実行計画としてほしい。</p>	B	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。</p> <p>令和5年3月に策定した「第2期新宿区自殺対策計画」に基づく取組については、個別施策Ⅰ－1「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」を構成する主要な經常事業として「自殺総合対策」を位置付け、取組を推進していきます。</p>
61	I	1	1	自殺総合対策	<p>經常事業「自殺総合対策」については、計画事業とし、自殺のハイリスク層であるLGBT等多様な性を持つ人々への対策を計画に位置づけ、NPOの支援を進めるとともに、専門的な相談支援体制づくり、職員の人材育成、区として当事者の居場所づくり等を進めること。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>新宿区自殺総合対策会議内に設置している「若者・女性支援検討部会」においてLGBT等を含めた自殺の実態等について意見交換を行うとともに、インターネットによる相談窓口自動案内「新宿ソウダンナビ」には、セクシュアリティ関連相談窓口を掲載するなど取組を進めているところです。</p> <p>第三次実行計画においても、引続きNPOとの連携を図りながら、これらの取組を經常事業として推進していきます。</p>
62	I	1	1	口の生涯を健康を通じた歯と	<p>乳幼児期、学齢期における虫歯ゼロを目指し、受診勧奨を行うことを加え、計画事業とすること。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、各健診や健康教育等を通じ、受診勧奨を行っています。計画事業として10年以上にわたり歯と口の健康チェック（歯科健診）とフッ素塗布事業を実施した結果、事業が定着し、着実に成果が上がっていることから、經常事業として推進していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
63	I	1	経常事業	の生涯健康を通じた歯と口	フッ素塗布事業については、歯科医師会員に限定で行われている事業を、身近な歯科医院で受けられるよう事業を改善すること。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 フッ素塗布事業では、歯科医師会の協力のもと、研修を受講した会員で区の指定する手技・手法で事業を実施していただける医療機関を協力医療機関としています。令和5年度のフッ化物塗布事業の協力歯科医療機関は178件となっており、身近な歯科医院で受けていただけるものと考えています。
64	I	1	経常事業	口の生涯健康を通じた歯と	虫歯の有無は子どもの貧困対策と密接な関連があるため、経常事業「子どもの貧困の連鎖を防止するための取組」にも、乳幼児期、学齢期の虫歯ゼロを位置づけること。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 むし歯と経済環境とは関連性があるとの認識のもと、社会環境や生物学的要因等を念頭に置きながら事業を実施しています。今後も、健康支援部門、子育て支援部門、教育部門の連携を強化しながら取組を推進していきます。
65	I II	1 3③	経常事業	受動喫煙防止対策の推進／路上喫煙	来訪者・居住者の歩きタバコをよく見かけるため、喫煙スペースを拡大してほしい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区では、路上喫煙は条例により区内全域で禁止し、新宿駅東口など区内7か所の道路に公衆喫煙所を設けています。公衆喫煙所では、パーテーションの設置等、環境の改善を進めるとともに、路上喫煙パトロール員を派遣し喫煙所内での喫煙を促しています。また、新たな公衆喫煙所の設置に向け、公道上の喫煙所設置を認める特例措置や国有地、公有地の提供、大規模開発における公共的な公衆喫煙所設置の義務化等、国や都の関係機関へ強く要望しており、こうした取組により、適地が見つかった際には、受動喫煙防止策を講じた公衆喫煙所の設置を進めていきます。 望まない受動喫煙を生じさせない社会環境の整備推進の一環として、区内の土地や建物の所有者等に対し、公衆喫煙所の整備費を助成しています。路上喫煙が多く見受けられる道路周辺の土地所有者などに、屋内外の喫煙所整備費助成について紹介していきます。
66	I II	1 3③	経常事業	受動喫煙防止対策の推進／路上喫煙対	単に喫煙を禁止するだけでは解決せず、適切な場所に受動喫煙にならないような対策を講じた喫煙所を設置することなどの対策を計画事業とすべきと考えらる。	E	ご意見として伺います。 区では、新宿駅東口など区内7か所の道路に公衆喫煙所を設けています。公衆喫煙所では、パーテーションの設置等、環境の改善を進めるとともに、路上喫煙パトロール員を派遣し喫煙所内での喫煙を促しています。また、新たな公衆喫煙所の設置に向け、公道上の喫煙所設置を認める特例措置や国有地、公有地の提供、大規模開発における公共的な公衆喫煙所設置の義務化等、国や都の関係機関へ強く要望しています。計画事業とする考えはありませんが、こうした取組により、適地が見つかった際には、受動喫煙防止策を講じた公衆喫煙所の設置を進めていきます。 望まない受動喫煙を生じさせない社会環境の整備推進の一環として、区内の土地や建物の所有者等に対し、公衆喫煙所の整備費を助成しています。路上喫煙が多く見受けられる道路周辺の土地所有者などに、屋内外の喫煙所整備費助成について紹介していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
67	I II	1 3③	経常事業	進受 動喫 煙防 止対 策の 推進 ／路 上喫 煙対 策の 推	歩きタバコについて、以下の対応を検討してほしい。 ○罰金制度にした方が良い。 ○「路上でタバコ吸うな!!」などわかりやすく厳しいメッセージの掲示をした方が良い。ポイ捨ても同様。 ○「体の害」「吸う方、吸ってない方でも、吸ってる方の煙での害」などをアピールした方が良い。 ○「ご自宅で吸いましょう」など、販売店などにも掲示協力を頂く。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区は、平成17年に「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」で、区内全域で路上喫煙を禁止しました。区は、マナーの基本に立ち戻り、路上喫煙をやめてもらうという考えと、適用地域が区内全域であり、昼夜を問わず訪れる不特定多数の来街者に対して罰則を設けることは困難であるという理由から罰則を設けていません。 周知啓発については、掲示物等に、わかりやすいサインを利用し、4か国語で表記するなどして工夫するほか、街頭ビジョンやデジタルサイネージを活用しています。また、路上喫煙パトロールは、各班2名15班体制で、駅周辺を中心に区内全域を定期的に巡回しています。苦情などにより路上喫煙が多発している情報を得た際には現地を確認した上でパトロール員を一定期間重点的に配置するなど機動的にパトロールを実施しています。 今後は、喫煙率調査を活用することや、町会など地域からの情報提供をもとに、路上喫煙が多い場所を把握し、その上で、迅速に現地確認し、パトロール員を派遣するなど柔軟な運用を通して、より効果的なパトロール活動を推進し、路上喫煙の防止に努めていきます。
68	I	1	その他	—	「第5期新宿区健康づくり行動計画」の決定内容が反映された第三次実行計画としてほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 令和6年3月に策定予定の「第5期新宿区健康づくり行動計画」は、「新宿区総合計画」を上位計画とし、個別施策 I - 1「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」をめざす個別計画として策定するものです。 第三次実行計画は、「第5期新宿区健康づくり行動計画」に基づく取組を個別施策 I - 1を構成する計画事業や経常事業の具体的な施策に反映するなど、整合を図りながら策定しています。
69	I	1	その他	—	「健康寿命の延伸」のみならず、「健康に対する意識や個々の経済状況等による健康格差を縮小し、誰一人取り残さない」ことを明確にし、計画事業に反映すること。	E	ご意見として伺います。 「健康日本21」において、健康格差の考え方は、健康寿命の都道府県格差の縮小を目指すことを指しており、区内における健康格差を把握することができないため、「健康に対する意識や個々の経済状況等による健康格差を縮小し、誰一人取り残さない」ということは、第三次実行計画に反映していません。 引き続き、日々の暮らしの中で健康づくりに自然に取り組める環境の整備と、こころも身体も健康に暮らし続けられる持続可能なまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
70	I	1	その他	—	<p>P2には「新宿区総合計画」に示した施策を具体の事業として計画的に実施していくために策定する行財政計画であり、区政運営の具体的指針となるものです。」と記載されている。</p> <p>個別施策 I - 1「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」は、3つの計画事業と計画事業を支える34の経常事業を記載しているが、第5期新宿区健康づくり行動計画では、「「新宿区健康づくり行動計画」は、「新宿区総合計画」の基本政策 I「暮らしやすさ 1 番の新宿」の中の「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」をめざした分野別計画です。」と記され、6つの基本目標、18の施策及び18の施策の関連事業として183事業を記載している。</p> <p>第三次実行計画における記載と健康づくり計画書の記載の違いを教えてください。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>「新宿区健康づくり行動計画」については、施策の分野ごとの取組の方向性を定める個別計画として策定しています。一方、実行計画は、総合計画の期間を一次から三次までの期間に分けて定め、各計画期間の年度ごとの取組内容や事業費を明らかにすることで、施策を具体の事業として計画的に進めていく行財政計画として策定しているものです。</p> <p>そのため、「健康づくり行動計画」においては、「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」の基本方針のもと、計画事業、経常事業を含めすべての事業を記載していますが、第三次実行計画では、計画期間において、今後計画的に取り組んでいくものを年度ごとの取組内容や事業費を明らかにし、施策を具体の事業として計画的に進めていくものを示しています。また、経常事業については、「健康づくり行動計画」に掲載されている事業のうち関連する事業をまとめて記載しています。</p>
71	I	1	その他	—	<p>第三次実行計画の個別施策 I - 1「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」における3つの計画事業、34の経常事業と、第5期健康づくり計画における6つの基本目標、18の施策及び18の施策の関連事業である183事業はどの様に対応するか、具体的な対応表を示してほしい。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>「健康づくり行動計画」においては、「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」の基本方針のもと、計画事業、経常事業を含めすべての事業を記載していますが、第三次実行計画では、計画期間において、今後計画的に取り組んでいくものを年度ごとの取組内容や事業費を明らかにし、施策を具体の事業として計画的に進めていくものを示しています。また、経常事業については、「健康づくり行動計画」に掲載されている事業のうち関連する事業をまとめて記載しています。</p>
72	I	1	その他	—	<p>「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」を達成するための計画として、何故2つの計画（第三次実行計画・健康づくり行動計画）が存在するか疑問である。両計画において、「指標」により目標管理され、行政評価は健康部でも行われていると考えるため、2つの計画が存在する理由について教えてください。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>「新宿区健康づくり行動計画」については、健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画として定めており、個別施策 I - 1「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」をめざした個別計画として策定しています。一方、実行計画は、基本構想に掲げるめざすまちの姿『「新宿力」で創造する、やすらぎとにぎわいのまち』の実現に向けて、総合計画に示した施策を具体の事業として計画的に実施していくため、計画期間の年度ごとの取組内容や事業費を明らかにする行財政計画として策定しているものです。</p>
73	I	1	その他	—	<p>財政課に確認したところ令和5年度予算書「7 健康費 1 項健康推進費」には160の細々目事業がある事を確認した。基本施策 I その他基本政策の「健康に関連する計画事業」の経常事業の総数は、160になるのか教えてください。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>計画事業及び経常事業は、単独の予算事業で構成されるもの、関連する複数の予算事業をまとめたもの、一つの予算事業を施策体系別に分割したものなどがあるため、予算書の細々目事業の数とは一致しません。</p> <p>第三次実行計画（素案）の「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」に掲載している健康推進費に関連する事業は、計画事業が5事業、経常事業が50事業です。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
74	I	1 2	その他	—	<p>本計画書と同時に新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画や第5期新宿区健康づくり行動計画素案が公表されている。これらの2つの計画では区総合計画と整合を図り、高齢者保健福祉計画では高齢者を対象に健康づくり行動計画では全世代（乳幼児、学齢、青年期、成人期、高齢期）を対象に基本方針を策定され、高齢者保健福祉計画では5つの基本目標と12の施策を健康づくり計画では6つの基本目標と18の施策を策定されている。</p> <p>両計画の合計30の施策は、第三次実行計画の基本施策Ⅰの各個別施策の計画事業と重なるものもあるが、第三次実行計画に記載のない施策もある。第三次実行計画に記載のない施策は、計画事業、経常事業として企画政策課は関与しないのか。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>「新宿区総合計画」は、基本構想に掲げるめざましの姿「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向けて、区の施策の方向性を示しています。</p> <p>「新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」や「新宿区健康づくり行動計画」については、施策の分野ごとの取組の方向性を定める個別計画として策定しているものであり、「新宿区総合計画」や「実行計画」と整合性をとっています。</p>
75	I	2	4	整備 介護 保険 サー ビス の 基 盤	<p>単にハードの整備のみならず、だれもが安心して介護が受けられるための基盤整備として、枝事業④「経済的支援」として、介護保険料・利用料の負担を引き下げなどの実施、枝事業⑤「介護従事者の処遇改善」として、宿舍借上げ事業の対象を在宅介護従事者を含め全ての介護従事者に対応できるよう拡充すること、を加えること。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、保険料について、所得による負担能力に応じたきめ細かな所得段階と乗率を設定しています。また、保険料、利用料について、低所得者に対する負担減額の制度を実施しています。</p> <p>また、介護従事職員宿舍借上げ支援について、補助金の期間延長と、基準額の拡充を都に要望をしています。</p> <p>いずれの事業についても、経常事業として引き続き実施していきます。</p>
76	I	2	4①	備地 域 密 着 型 サ ー ビ ス の 整	<p>計画事業4①「地域密着型サービスの整備」について、「新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」には地域密着型サービスの整備のR8年の目標として小型居宅介護等10所 270人、認知症高齢者グループホーム15所 270人と記載がある。</p> <p>本事業は令和6年度での終了計画事業なのか。それとも上記計画の決定後に、記載内容が変更されるのか教えてほしい。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>「新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」では、払方町国有地に小規模多機能型居宅介護1所、認知症高齢者グループホーム1所を令和7年度に開設する予定です。なお、計画素案では令和6年度開設予定でしたが、建築工事の遅れにより令和7年度開設予定に変更しました。認知症高齢者グループホームの残り2所については、令和6年度以降に民有地の公募による整備を予定しており、令和7年度以降については令和6年度の整備状況を踏まえ、随時計画を見直す予定です。</p>
77	I	2	4②	ム特 別 整 養 備 護 老 人 ホ ー ム	<p>計画事業4②「特別養護老人ホームの整備」について、令和9年度の目標値が「定員拡充」と記載されているが、最終報告書においてもこのような記載となるのか。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>特別養護老人ホームの整備については、公有地を活用した整備について調査・検討していますが、現在計画期間内において整備予定がないため、目標値としては「定員拡充」と記載しています。今後の調査・検討状況を踏まえ、随時計画を見直す予定です。</p>
78	I	2	5	体認 制知 の症 充高 実齡 者 へ の 支 援	<p>認知症の早期発見、早期治療、支援体制づくりに繋げるため、認知症の無料診断を行うこと。</p>	D	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>「認知症・もの忘れ相談」を区内3か所で年24回行っており、認知症サポート医等による認知機能の検査を無料で実施しています。検査の結果、認知症の疑いのある方には、専門医療機関への紹介状を発行しています。認知症の早期発見・早期治療につなげる診断体制の整備については、他自治体の取組を参考にしながら、相談事業の実施場所の拡充を含め、関係機関と検討しています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
79	I	2	5	支援認知症高齢者充実への	若年性認知症の対策を位置づけること。	E	ご意見として伺います。 現在精神保健福祉事業では、若年性認知症をテーマにした講演会の開催やリーフレットの作成及び配布等の普及啓発に取り組んでいます。また、高齢者総合相談センターに相談があった際には、保健センターや医療機関と連携していきます。これらの取組を引き続き実施していきます。
80	I	2	経常事業	い多様な推進主体による支え合	事業概要に記載のある「通いの場」について、第二次実行計画同様注釈を付し、より分かりやすい記載にしてほしい。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「通いの場」について、以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載にします。 【注釈】 「通いの場」とは、住民が主体で運営し、体操や趣味活動等、介護予防に資する活動をしている場のことです。現在区内には「新宿いきいき体操」、「しんじゅく100トレに取り組むグループ」、「地域安心カフェ」、「ふれあい・いきいきサロン」、高齢者活動・交流施設で活動する団体等があります。
81	I	2	経常事業	補聴器及び杖の支給	加齢性難聴について、補聴器の現物支給の他、購入費助成制度を設け、補聴器装用の効果測定や身近に調整できる仕組みなど聞こえの支援を拡充すること。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区の補聴器支給事業は、入札で選定した事業者と年間契約を締結することにより、一般価格と比較して安価に調達しており、利用者負担額も低額となっています。また、支給申請者の7割弱が補聴器を初めて使用する方であることから、どのような補聴器を選ぶべきか迷われる方も多いことが想定されます。そのため、必要十分な機能を持つ補聴器を、適切な調整を行った上で現物支給することは、効果的で一定の役割を持つものと考えています。 補聴器支給事業では、認定補聴器技能者のいる事業所と契約し、ご本人の聴力や使用環境に応じて補聴器を調整してお渡ししており、支給後の再調整やトレーニングにも、無料で何度でも対応しています。高齢者総合相談センターにおいても、補聴器支給事業を紹介する際に、事業所での調整やトレーニング等について情報提供しています。 購入費助成制度については、他自治体の取組を参考に、制度へのニーズや区民にとって望ましい方式を研究していきます。
82	I	2	経常事業	き高が年齢者づく健康増進支援等（い	高齢者の健康維持・増進にご尽力いただき、ありがとうございます。しかし、高齢者の健康維持・増進の集まりに参加している高齢者でも「生きがい」を失っている人も多い。現在の施策には精神面の対応が不足していて、残念に思っている。	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 区では、地域交流館やシニア活動館、地域ささえあい館を設置し、高齢者一人ひとりに寄り添った多様ないきがい事業を実施しています。各館では、参加される高齢者の皆様が、健康面だけでなく精神面でも充実し、心身ともに健やかに暮らすことができるよう取り組んでおり、ご相談があれば、実施している講座の紹介なども行っています。今後も参加者のご意見にさらに耳を傾け、より良い事業の実施に努めていきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
83	I	2	その他	—	「新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の決定内容が反映された第三次実行計画としてほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 令和6年3月に策定予定の「新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」は、「新宿区総合計画」を上位計画とする高齢者保健福祉分野の個別計画として策定するものです。 第三次実行計画は、「新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づく取組を個別施策I-1「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」、個別施策I-2「住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステム」を構成する計画事業や経常事業の具体的な施策に反映するなど、整合を図りながら策定しています。
84	I	2	その他	—	P158～194「区の施策・事業の全体像」に記載のない「高齢者保健福祉計画等の推進」について、現在パブリック・コメントまで実施している重要な施策と考えるが、本計画ではどうする予定か、分かりやすく丁寧に記載してほしい。	F	ご質問に回答します。 引き続き、区民や学識経験者、保健福祉関係者で構成される新宿区高齢者保健福祉推進協議会を設置し、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進行管理や計画の見直しに向けた協議を行います。
85	I	2	その他	—	「加齢性難聴対策」を位置づけ、認知症予防とフレイル対策のため、区の健康診断で聴力検査を行うとともに、早期発見と受診と補聴器支給につなげるため高齢者総合センター等で簡易検査が行えるようにすること。	E	ご意見として伺います。 区の健康診査は、原則、国が示す標準的な検査項目に沿って実施していますが、検査時間が増えることなく対応できる血液検査、尿検査では検査項目を追加しています。一方、聴力検査を実施する場合、検査時間増加や医療機関の体制も含めて課題があります。区の健康診断の検査項目に聴力検査を追加する考えはありませんが、区では、健康診査の質問票に「耳はよく聞こえますか」との項目を独自に追加しており、医療機関において問診等をする中で聴力低下が疑われるなどの場合には、必要に応じて耳鼻咽喉科医療機関を紹介したり、相談先として保健センター等を案内したりするなどしています。 また、高齢者総合相談センター等で簡易検査を実施することは考えていませんが、高齢者総合相談センターでは、日頃から高齢者の様々な相談に応じており、聞こえの問題がある方については、補聴器支給事業をご案内するとともに、耳鼻科への受診を勧奨するなど、必要な助言を行っています。また、補聴器の使い方や仕組み等をテーマとした講座も開催しています。令和6年3月策定予定の「新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」では、補聴器の支給を「自立生活への支援」という施策を支える事業の一つに位置付けています。本計画の冊子には、補聴器の支給に係るコラムを掲載し、加齢性難聴への気づきと対応の大切さについて啓発する予定です。
86	I	3	—	KPI	重要業績評価指数として示されている「障害者の社会参加のしやすさ」と「障害者差別解消法認知度」の令和9年度末の目標については、数値化して推進すべきと考える。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 障害者が住み慣れた地域で尊厳をもって暮らし続けられるよう、障害を理由とする差別の解消を推進するとともに障害者の社会参加を促進するためには、より多くの区民や事業者が障害について理解を深めることが重要です。 そのためにも、継続的に理解啓発事業を実施していく必要があるため、具体的な数値ではなく「増加」としています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
87	I	3	6	設置障害促進グループホームの	ニーズ調査に基づき、計画的に公設公営・公設民営を含めグループホーム整備を行うとともに、当事者をいれた施設整備検討会を設置し、情報収集、関係機関への働きかけ、区としての用地活用を進めるべきと考える。	E	ご意見として伺います。 障害者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、引き続き民設民営方式によるグループホームの設置促進を図っていくとともに、活用できる区有地や国有地、所有地があるときは、障害者グループホーム建設を視野に入れ検討していきます。 当事者をいれた施設整備検討会の設置については考えていませんが、活用可能な公有地があった際には、当事者からの要望等を踏まえ活用整備事業者選定に向けた情報収集や法人への情報提供等を進めていきます。
88	I	3	7	の区充立実障害者福祉施設の機能	計画事業として「日中活動終了後の居場所の整備」を加え、日中活動終了後、障害の特性に応じ、その人らしい過ごし方が安心してできる居場所の整備を行うべきと考える。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区でも日中活動終了後の居場所については需要があると認識しています。現時点では、日中活動終了後の居場所の整備を計画事業に位置付けることは考えていませんが、引き続き、障害者福祉事業所開設の相談が区に寄せられた際には、日中活動後や休日に支援を行う事業所の開設が望まれていることを伝え、実施を促す一方、事業を実施する事業者に対しては、日中一時支援事業による給付費の支給等、安定した運営となるよう支援していきます。 また、他自治体の状況やニーズ等の把握に努め、様々なニーズに対応する日中活動の充実について研究していきます。
89	I	3	経常事業	障害者地域生活支援事業	障害者の子どもがいる。ぜひとも、学校卒業後のトワイライト事業について早急に前進させていただきたい。今年春から生活学校に通学していた頃と比べ帰宅が早くなり、それにより就労状況を変えざるを得ない家族も多い。具体的には、正規雇用から非正規雇用への変更、キャリアアップを諦める、シングルのご家庭では更に追い詰められる状況がある。物価も上昇し続け、収入は今までより必要になるのに、障害者のいる家庭は逆のことをしているように感じる。 世間では人手不足というが、夕方3時、4時に帰ってくる状況では、正社員で働くのはよっぽど理解のある職場でない限りなかなか難しい。移動支援、居宅介護の利用を、と言われるが、天候の悪い日に、2時間外で過ごすのはどうなのか、これが更に毎日。そもそも、移動支援も毎日確実にしてもらえない保証は全くない。いくつもの事業所に登録し、手配しないといけない。願うのは、放課後デイのように、施設に預けられるという環境である。多くの目があるため、虐待の心配も減る。今学校に通っている子どものいる家庭は、ほぼ放課後デイを利用している。その子ども達が、これからどんどん卒業していく中で、トワイライト事業は必須となると考える。是非とも何かしらの対策をしていただきたい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 学校卒業後の日中活動後の居場所として、また余暇活動の場としてのトワイライト事業の需要は、区でも認識しています。現時点で18歳以降の障害者を対象としたトワイライト事業を行う区内事業所はありませんが、障害者福祉事業所開設の相談が区に寄せられた際には、日中活動後や休日に支援を行う事業所の開設が望まれていることを伝え、実施を促す一方、事業を実施する事業者に対しては、日中一時支援事業による給付費の支給等、安定した運営となるよう支援していきます。 区としても、さらに他自治体の状況やニーズ等の把握に努め、様々なニーズに対応する日中活動の充実について研究していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
90	I	3	その他	—	「新宿区障害者計画、第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画」の決定内容が反映された第三次実行計画としてほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 令和6年3月に策定予定の「新宿区障害者計画、第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画」は、「新宿区総合計画」を上位計画とし、障害福祉施策を総合的かつ計画的に展開していくため第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画を策定するとともに、新宿区障害者計画の一部見直しを行い、一体的に調和の取れた計画として策定するものです。 第三次実行計画は、「新宿区障害者計画、第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画」に基づく取組を個別施策Ⅰ－3「障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」を構成する計画事業や経常事業の具体的な施策に反映するなど、整合を図りながら策定しています。
91	I	4	8	保育基盤整備の推進	保育の現場に保育士目線のIT導入を行って、保育士の負荷軽減、延いては保育の質の改善に繋げてほしい。 一時保育やサブスクサービスなどが導入され保護者としては負荷軽減が進められた印象があるが、保育士の負荷の軽減も大きな課題だと考える。 連絡帳のアプリ化などの話もあるが、保育士のほうがたくさん書くので、保育士がやりやすい方で良いと考える。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 保育園等のデジタル化推進については、子どもの安全・安心の視点や保護者の利便性の向上を図る視点から進めてきているものです。 今後も、ICTの導入などを通じ、利便性の向上と保育士の負担軽減を図っていきます。
92	I	4	8	保育基盤整備の推進	保育の現場での事件・事故が多く子供を預けるのが心配であり、避けるには保育士の労働環境改善を図って“いい保育士さん”を確保していくことが重要だと考える。保育士の休憩室がなく休憩中ロッカー床で寝る園があると聞いた。常人なら辞めている。調理室があるなら小学校と同様に給食などが出てもいいのではないかと。 本当によく相談に乗っていただいて、保育士は未来を創る区の宝だと感じる。辞められたら困るのにどう考えても辞めるだろうという環境で働いている。どうか、環境改善していただきたい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区では、私立園において、保育従事職員用の宿舍借り上げや保育士等のキャリアアップの取組費用について、事業者に対し補助を行っており、また、区内の保育施設に勤務している保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得支援、或いは公定価格に追加された処遇改善加算など、様々な支援の取組を行っています。また、全てではありませんが、多くの園で保育士に給食を提供しているところです。 今後も保育従事職員の労働環境改善を図り、保育サービスの質の向上に努めていきます。
93	I	4	8	保育基盤整備の推進	●新宿区役所に認可外保育園を誘致してはいいかがか。 歌舞伎町の無料案内所の上に24時間託児所ができた。親側の需要があるからだと思うが、歌舞伎町は治安が悪いので子どもにとって安心安全な場所なのか悩ましいと考えている。いっそ区役所内に作ってほしいかがか。もしスペースがあれば、職員のリモートワークを促進しデスクを減らせばいいと案が得る。すぐには難しいと思うが、区役所業務のDXが進めば実現可能と考える。	E	ご意見として伺います。 これまで、区の取組としては、面積や保育士の配置基準等の側面から、より子どもにとって安全安心な保育を確保できる認可保育所の整備を進めてきました。また、整備に当たっては、それぞれの地域の需要の状況や、地理的条件や交通事情、人口推計、大規模マンション建設等の社会情勢の変化、保育施設等の利用状況や整備状況を見込みながら、進めてきたところです。 現在のところ、歌舞伎町地域に新宿区民の大きな需要が発生するような分析はありませんが、今後も、地域に必要な保育基盤について十分に分析・検討していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
94	I	4	8	保育基盤整備の推進	都市開発諸制度で設置要請した私立保育園の整備だけでなく、現在ある認可・認証保育園などの一時保育実施や安定的な運営のための支援を拡充すること。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、既存の私立認可園に対して、公定価格のみならず様々な区の独自加算を行うとともに、クラス定員に空きがある場合の一時保育を実施しており、また認証保育園に対しては、運営費の補助に関して様々な要件の緩和などを行い、安定的な運営に向けた支援を行ってきました。また、保育士の確保策についても、宿舍借り上げや保育士等のキャリアアップの取組に対し補助を行うなどの支援を行っています。 今後も既存保育事業者の支援の取組は継続して行ってまいります。
95	I	4	8 9	員保育拡充基盤整備の推進／学童クラブの定	4月に園児がMAXにならない状況があり、少子化を感じている（私立園は埋まっており、選ばれていない）。今後の保育所のあり方など、考えていくべきではないか（現在、学童保育が空いていない）。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 コロナ禍以降、現在までの間、保育園の申込者数は減少傾向であり、一方では、定員を超えた登録者がいる学童クラブがあることは区としても把握しています。認可保育園等の入園児数については、特に低年齢児は4月から年度末に向けて増えていく傾向があり、年度当初は定員まで空きがあっても年度後半には空きがなくなる状況もあります。 引き続き、地域ごとの就学前児童数の状況等を詳細に検証し、必要な地域に適切な規模で保育基盤の整備を進めていくとともに、学童クラブについては、近隣の公有地等や民間賃貸物件を活用し定員を拡充するほか、民間学童クラブの誘致などを行うことで、定員拡充を図っていきます。また、今後の保育施設等のあり方については、令和7年度に策定予定の「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）」とあわせて検討を進めていきます。
96	I	4	9	学童クラブの定員拡充	学童環境のより一層の充実を望む。先日の選挙での候補者アンケートを拝見したところ、少子化傾向にあるのでこれ以上の学童・保育園の拡充は行わないという公約を回答として寄せられた候補者の方も複数いた。 少子化でも、仕事と育児の両立をしていかなければならない家庭は増える一方で、総数は増えているとする調査もある。数が少ないからこそ、その子どもたちへのより良い教育が求められると思う。皆をより良い人材に育てるべく、大人は努力しなくてはならない。建物としての充実（スペースの確保）も含めて、学童環境がもっと整っていくことを望む。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 学童クラブの職員に対しては、随時研修を実施しています。また、区職員が学童クラブを巡回し、運営状況を把握、アドバイスを行うことで、運営の質の向上を図っています。 定員の拡充については、「新宿区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、近隣の公有地等や民間賃貸物件を活用し定員を拡充するほか、民間学童クラブの誘致などを行うことで対応しています。 引き続き学童クラブの充実に向けて、運営の質の維持向上やスペースの確保等、環境整備に取り組んでいきます。
97	I	4	9	学童クラブの定員拡充	新宿区の学童クラブ29のうち、令和5年7月の定員オーバーが18であった。計画案に名前が上がっている学童クラブだけでなく、定員オーバーとなっている学童クラブそれぞれで「新宿区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に明記してある一人当たり1.65㎡を守れるような対策を考えていくことも計画に追加したほうがよいと考える。学童クラブを希望する小学生がみんな入れる学童クラブの整備を進めていただきたい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 現在、区学童クラブでは、小学3年生までの児童及び障害等のある6年生までの児童は、定員を超えていても受入れを行っており、定員に対して登録児童が上回っている学童クラブについては、「新宿区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、近隣の公有地等や民間賃貸物件を活用するほか、民間学童クラブの誘致などを行うことで、学童クラブの定員拡充を図っているところです。 今後も、学童クラブの定員に対する利用登録数や待機の状態などを総合的に判断し、学童クラブ事業のスペースの拡充に取り組んでいきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
98	I	4	9	学童クラブの定員拡充	29カ所の学童クラブの内、18カ所が定員オーバーしている。希望する小学生の全入と基準に沿った環境の整備をお願いする。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 現在、区学童クラブでは、小学3年生までの児童及び障害等のある6年生までの児童は、定員を超えても受入れを行っており、定員に対して登録児童が上回っている学童クラブについては、「新宿区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、近隣の公有地等や民間賃貸物件を活用するほか、民間学童クラブの誘致などを行うことで、学童クラブの定員拡充を図っているところです。 今後も、学童クラブの定員に対する利用登録数や待機の状況などを総合的に判断し、学童クラブ事業のスペースの拡充に取り組んでいきます。
99	I	4	9	学童クラブの定員拡充	登録児童に対する対応だけでなく、ひろばプラスの児童、4年～6年生の子どもも網羅する定員拡大を行うこと。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 現在、区学童クラブでは、小学3年生までの児童及び障害等のある6年生までの児童は、定員を超えても受入れを行っており、定員に対して登録児童が上回っている学童クラブについては、「新宿区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、近隣の公有地等や民間賃貸物件を活用するほか、民間学童クラブの誘致などを行うことで、学童クラブの定員拡充を図っているところです。 今後も、学童クラブの定員に対する利用登録数や待機の状況などを総合的に判断し、学童クラブ事業のスペースの拡充に取り組んでいきます。
100	I	4	9	学童クラブの定員拡充	放課後の居場所の充実として、児童館の空白地域である落合第四小学校周辺に児童館または独立した学童クラブを整備すること。	E	ご意見として伺います。 児童館については、小学校区の単位で設置していません。区では、児童の放課後の居場所として「放課後子どもひろば」も展開しているため、今後児童館を新たに整備する予定はありません。また、現時点で落合第四小学校周辺に独立した学童クラブを整備する予定はありませんが、落合第四小学校内学童クラブや近隣の学童クラブの利用登録数や待機の状況などを総合的に判断し検討していきます。
101	I	4	9	学童クラブの定員拡充	新宿区の学童クラブはすべて民間委託である。学童クラブは区の事業であるにもかかわらず、問題について民間の運営事業者に丸投げなのが現状である。問題点を区に相談すると運営事業者に丸投げするだけでなかなか解決できないということがある。 子どもたちが安心して通い続けられるように、子どもや保護者の声を聞き、質の高い学童クラブを安定的継続的に運営できるように区として対策を立てる（仕組みづくりも含め）ことも区の役割だと思ふ。それができないなら、区営に戻すことも検討してもらいたい。計画には、民間委託のデメリットを抽出し、解決するための仕組みや対策を検討することも入れてほしい。	E	ご意見として伺います。 学童クラブを直営にすることは考えていませんが、区ではこれまでも、区職員による巡回を実施するほか、児童館館長会、学童クラブ主任会議、法人本部担当者会議を開催し、運営事業者との情報共有や運営支援を行うことにより、質の向上を図ってきました。 また、会議や利用者アンケート等を通じて寄せられたご意見について、運営事業者や関係部署等と連携し、課題の解決に努め、よりよい環境整備やプログラムの提供に努めています。 さらに、巡回の回数を増やし、履行確認を一層強化するとともに、巡回等による助言、研修等の実施による支援を行っており、事業者のノウハウを活用した事業を実施できています。
102	I	4	9	学童クラブの定員拡充	学童クラブ等の長期休業中のお弁当提供を行うこと。	A	ご意見の趣旨を計画に反映します。 区学童クラブにおいて、夏休み等の学校長期休業期間中に、学童クラブ利用児童保護者のお弁当作りの負担を軽減するとともに、児童の健全な育成を推進するため、お弁当配達サービスを行います。令和6年度の夏休みから実施できるよう、具体的な検討を行っていきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
103	I	4	9	定学 員 童 拡 ク ラ ブ の	利用児の算定基準については利用実績ではなく、すべての登録児の利用を保障する観点から、登録児童を基準にしてほしい。	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 学童クラブの定員拡充については、登録児童数を基準として必要性の検討を行っています。
104	I	4	9	学 童 ク ラ ブ の 定 員 拡 充	放課後子どもひろば、ひろばプラスとの違いが大変にわかりにくい。就学に際して色々調べ保護者同士で情報交換もしたが、結局就学してみても徐々にわかっていく、という感じであった。もう少し分かりやすいインフォメーションが欲しい。 学校公開、説明会は学童の内容は基本的になく、不十分であったと感じる。「大多数の中で学童を利用する家庭は少数で、各々学童に直接問い合わせればよい」ではなく、「大多数の家庭は学童かひろばプラスを利用する」という前提に立つべきだと考える。実際に就学して周りを見ても、そのように実感している。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 放課後子どもひろば、ひろばプラス、学童クラブの違いについては、これまででも、リーフレットを作成し新1年生説明会等で説明を行ってきました。 しかし、違いが分かりにくいのご意見もいただいていたため、各事業の違いやご家庭の状況等による利用の仕方例を説明する動画等を作成し、令和5年11月より区ホームページに掲載しています。 今後も、ご家庭の状況に応じた事業を利用していただけよう、わかりやすい案内に努めていきます。
105	I	4	9	学 童 ク ラ ブ の 定 員 拡 充	学童クラブとひろばプラスは法的にも運営内容も違う事業なのに、その違いが保護者は理解できていない。令和4年度の外部評価をみると「学童クラブ・放課後子どもひろば・「ひろばプラス」はいずれも放課後の児童を対象としたサービスであり、利用者や関係者以外の区民にとっては、その違いが分かりづらい。情報発信にあたっては、このことを十分に踏まえ、分かりやすい説明に努めてもらいたい」とあった。実際は利用者も違いを理解できていないとは言えない。 区は「説明しています」と言うが、毎年毎年（今年も）新入生説明会に参加してもホームページをみても違いがわからないと年長さんから言われる。ひろばプラスのことを学童クラブと勘違いしている方もいる。 区は「多様な選択肢を用意し、学童クラブに行きたい人は学童クラブを、ひろばに行きたい人はひろばを利用してもらおう。」と説明していましたが、違いがわからないまま選択しなくてはいけないのは、おかしなことなので、学童クラブとひろばプラスの違いを、利用する人達が理解できるようにわかりやすく説明をする。という計画も入れたほうが良いと考える。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 放課後子どもひろば、ひろばプラス、学童クラブの違いについては、これまででも、リーフレットを作成し新1年生説明会等で説明を行ってきました。 しかし、違いがわかりづらいのご意見もいただいていたため、各事業の違いやご家庭の状況等による利用の仕方例を説明する動画等を作成し、令和5年11月より区ホームページに掲載しています。 今後も、ご家庭の状況に応じた事業を利用していただけよう、わかりやすい案内に努めていきます。
106	I	4	9	学 童 ク ラ ブ の 定 員 拡 充	利用要件が同じひろばプラスについても、学童クラブの基準を準用して、生活の場としてふさわしい環境整備をしてほしい。	E	ご意見として伺います。 学童クラブは、遊びの支援や生活指導を保護者にかわって児童指導員が行います。一方、「ひろばプラス」は、自主的に活動する自由な遊び場と体験プログラムの提供の場である放課後子どもひろばに、出席確認等学童クラブ機能の一部を付加したものです。 事業の目的や対象、役割が異なることから、「ひろばプラス」に学童クラブの基準を準用する考えはありません。 また、学童クラブ、放課後子どもひろば、「ひろばプラス」の機能と違いについては、ご案内動画を作成して、区公式YouTubeでご覧いただけるほか、区ホームページでパワーポイント資料としてもご確認いただけますので、ご活用ください。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
107	I	4	10	目妊の娠な期いか支ら援子の育充て実期にわたる切れ	●特定妊婦（それに準ずる社会的に孤立した妊婦）の出産後の支援 被虐待経験、知的障害を有するなど種々の事情から、親になることがどういふことか分からないまま単身で育児をせざるを得ない方が、より良い育児をするためには、それを継続的に見守ってくれる、安心、安全を感じられる人の存在が必要不可欠である。新宿区のひとり親サポートガイドでは費用助成が多いが、こういった方は自ら助けを求めることも難しく、孤立しがちである。家事、育児支援として、シルバー人材センター等からの家庭生活支援員や子育て応援ヘルパーなどの直接派遣を事業に取り入れていただくと、困難を抱えた方の養育を補うことにもつながると考える。	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 区では、すべての妊産婦を対象に看護職によるゆりかご・しんじゅくでの面談や、すくすく赤ちゃん訪問を行うとともに、職員による訪問相談やヘルパー等派遣による産前産後支援など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っています。 これらの事業の中で、訪問した家庭状況を把握しているほか、特定妊婦などよりきめ細かな支援が必要な方に対しては看護職が面接、訪問等で継続的に支援を実施し、状況に応じて必要な支援につなげています。
108	I	4	10	切妊れ目期のかなら子支育ての期充にわたる	●特定妊婦（それに準ずる社会的に孤立した妊婦）の出産後の支援 明石市のおむつ定期便のように、0歳児の見守り訪問を行うことで、万が一ネグレクトなどが起きている場合に早めに子どもを保護することも可能になり、虐待予防につながるのではないかと考える。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、看護職によるゆりかご・しんじゅくでの面談やすくすく赤ちゃん訪問など、妊娠期から子育て期に行う伴走型相談支援を行っています。また、乳幼児健診や母子事業など様々な機会を捉え切れ目なく支援しています。 区としては、現在実施している伴走型相談支援や経済的支援により妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援しているところですが、例えば乳児のいる家庭に紙おむつを定期的に宅配し、見守りにつなげるなど、他自治体で行われている取組の状況を注視し、先行事例の効果も含めて研究していきます。
109	I	4	10	切妊れ目期のかなら子支育ての期充にわたる	“子育て期”に限らず、～18歳までなど、幅広い支援が必要だと考える。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、子どもの年齢問わず支援が必要な場合は継続的に支援を行っています。また、区内16か所に30歳代までの子ども・若者とその家族等を対象とする子ども・若者総合相談窓口を設け、各相談窓口で、助言や情報提供をするほか、適切な相談窓口を紹介しています。子どもが社会的に自立した若者に成長するまで切れ目のない支援を行うとともに、人や社会との関わり方に困難を抱える若者を支援していきます。
110	I	4	11	備児童相談体制の整	事業概要に記載のある「東京都児童相談センター内に設置した新宿区子ども総合センター分室」について、設置時期と効果の具体例及び、児童相談所との関係を説明してほしい。	F	ご質問に回答します。 新宿区子ども総合センター分室は令和5年7月に設置しました。児童相談所に入った通告の初期調査に分室が協力し、通告ケースのリスク評価に関わっています。地域において継続した対応を要するケースについて速やかに区へのケース移管を行うことで、迅速な対応が可能となっています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
111	I	4	11	児童相談体制の整備	児童相談体制の整備のみの計画事業と後退しているが、児童相談所の開設時期を示すと同時に、児童相談体制の充実・強化を図ること。特に、近年需要の増えている相談に機敏に対応できるよう、各種専門員の大幅増員と正規職員化を行うこと。	E	ご意見として伺います。 区では、児童相談所の設置に向けて計画的に人材確保と育成を進めていますが、児童相談所職員の指導及び育成を行うスーパーバイザーの育成にはまだ時間を要する状況です。また、近年急増している区外児童への対応や施設整備、財源に関する課題もあるため、区児童相談所の開設時期に関しては未定としております。 今後も、児童相談所の設置に向けて、福祉等の専門職としての採用だけでなく、特別区が実施する児童相談所経験者の採用も含め、幅広く人材を確保していきます。
112	I	4	経常事業	に子どもおどけもる総子合どもン育と子ども育て家庭支援のセンター	●特定妊婦（それに準ずる社会的に孤立した妊婦）の出産後の支援 被虐待体験のある母親は、自分も親と同じように子どもを虐待してしまうのではないかと不安を抱えながら育児をしていることが多い。子どもと関わるとイライラしてしまうことを正直に話すと、児相に子どもを取り上げられるのではないかと不安もあり、一人で抱え込んでしまうこともある。そういった母親に対しては、カウンセリング費用の助成、訪問して話を聞く支援などがあったら心強いと感じる。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、すべての妊産婦に看護職によるゆりかご・しんじゅくでの面談やすくすく赤ちゃん訪問を行うとともに子育て家庭の多様なニーズに合った子育て支援サービスをコーディネートし、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っています。 特定妊婦などよりきめ細かな支援が必要な方に対しては地区担当保健師が面接、訪問等で継続的に支援を実施しています。また、精神的な疲れや悩みを少しでも軽くいただくために精神科医、心理士との相談も行っていきます。引き続き、子育ての悩みや不安に関する相談に応じて適切なサービスにつなげていきます。
113	I	4	経常事業	に子どもおどけもる総子合どもン育と子ども育て家庭支援のセンター	●離婚、別居後の子どもの養育 離婚が子どもに与える心理的な影響は大きい。離婚、別居後の子どもの養育について、強い葛藤を抱えた夫婦2人だけで話し合うことは難しいことが多いため、行政のサポートが入ることが望ましい。親権は、親の権利ではなく、子どもを養育する責任であることを周知し、子どもの権利が守られるようにサポートしてほしい。 明石市の例を参考にすると、養育費の取り決め、立替、差し押さえ支援、面会交流支援などがあると良い。争いではなく話し合いが円滑に進むように、協議離婚のサポート事業等の情報提供、費用補助も有用と感じる。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、離婚届を受け取りに来られた方に、「離婚届提出前に確認を」というチラシをお渡し、子どもを監護・養育する親権者の役割や養育費の必要性などを周知しています。 また、区には、離婚を考えるとときの相談先として、家庭裁判所調停委員などの経験のある家庭相談員がおり、親権、養育費、面会交流などの相談を受けながら、夫婦で子どもの気持ちや将来の生活及び教育などを含めて話し合うことを伝えています。「話し合うことが難しい」との相談があった場合には、家庭裁判所での調停等、当事者のご事情に応じた制度を紹介するなど、サポートを実施しています。 ひとり親家庭の方または離婚協議中で離婚後に子どもを扶養する方に対しては、養育費の取り決めに関する家庭裁判所などの裁判所への申し立てにかかる費用や弁護士への相談料、公正証書の作成費用の一部を助成しています。 こうした取組により、引き続き離婚、別居後の子どもの養育等の話し合いが円滑に進むよう支援していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
114	I	4	経常事業	お子 けど るも 子総 ど合 もセ ンタ ーと ・子 育ど も家 庭支 援セ ンタ ーに	●母子（父子）生活支援員、婦人相談員の有資格者採用並びに待遇改善 養育困難に陥るケースでは、過酷な生育歴などで、複雑性トラウマやアルコール依存症、パーソナリティ障害など、精神疾患を抱えた親の割合が高い印象を受ける。専門的な知識を持つ支援員の数を増やし、支援の質を上げることで、虐待、貧困の連鎖を断ち切ってほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 母子・父子自立支援員には、原則として福祉職を配置し、必要に応じて医療機関等と連携しながら、ひとり親家庭の生活などの相談や支援を行っています。また、様々な相談に適切な助言や対応ができるよう、研修の受講などにより、専門的な知識及び資質の向上を図っています。保健センターでは専門的な知識を持つ保健師や精神保健福祉士が精神疾患を抱えた方に対し面接、訪問等を実施するとともに、必要時は母子・父子自立支援員や女性相談員と連携しながら支援しています。 あわせて、区の婦人相談員は、従前より豊富な経験を積んだ正規職員を配置しており、支援の質の担保及び向上への取組を実施しているところです。 今後も相談支援業務が遅滞なく適切に行えるよう、人員については、適宜判断していきます。
115	I	4	経常事業	お子 けど るも 子総 ど合 もセ ンタ ーと ・子 育ど も家 庭支 援セ ンタ ーに	「あいあい」を利用している家庭である。とてもよくしていただいている実感があり、感謝している。早い段階であいあいでの適切な支援に繋がれたことが幸いであった。保育園・幼稚園でのインフォメーションやチラシ等の配布など、多くの方が情報を得られ、今より気軽に相談できるようになるといいと思う。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 子ども総合センター発達支援コーナー（愛称：あいあい）では、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスの事業を実施しており、リーフレットを保育園、幼稚園や保健所等の関係機関に配布するほか、ホームページにも掲載しています。 また、1歳6か月健診や3歳児健診等の乳幼児健診において、発達に心配のある場合には、「あいあい」の発達相談を案内し、相談や必要に応じて発達の検査を受け付けており、保護者の方にご了承をいただいた上で、各保健センターと連携を図っています。 今後も、乳幼児健診からの案内だけではなく、お子様と保護者の方が必要とする支援に早い段階でつながることができるよう、関係機関へリーフレットを配布するとともに、教育・保育施設の園長会等の機会を捉え、「あいあい」に関する情報提供を行っていきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
116	I	4	経常事業	子どもおどけも総子合どもセンターの育ち・子ども育て家庭支援センター	<p>●ステップファミリーへの支援</p> <p>離婚後、再婚し、ステップファミリーになった場合でも、多くの困難が生じ、子どもに心理的な負担がかかっているケースを見かける。</p> <p>ステップファミリーが良好な関係を築くために、情報提供、支援を行うことが、健やかな子どもの育ちに必要と考える。虐待予防にも有効と考える。</p> <p>ステップファミリー同士の交流事業なども検討してほしい。</p>	D	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>子ども総合センターと区内4か所の子ども家庭支援センターにおいて、子育て家庭の多様なニーズに合った子育て支援サービスをコーディネートするとともに、子育ての悩みや不安に関する相談に応じて適切なサービスにつなげていきます。さらに、子どもの育ちの環境が適切に確保されるよう、個々の家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行います。交流の場については、NPO法人で実施している交流会等をご紹介します。</p>
117	I	4	経常事業	子どもの貧困の連鎖を防止するための取組	<p>●税金を使ってほしいもの</p> <p>(1)子供食堂の支援や運営。</p> <p>(2)親の支援が十分でない10代の支援。</p> <p>(3)奨学金で大学に通う青年の支援。(人生のスタートで借金を背負い、大変である。返済しなくていい奨学金が理想だが、全員分は財政が破綻しそうなので、広く薄くでもいいのでもっと助けてあげてほしい。)</p> <p>以上は新宿区第三次実行計画の【基本政策1】の「子育て支援」として、力を入れていただきたい。民間でもいくつかの組織が頑張ってくれているが、未来の社会のために、こういう分野にこそ税金を効果的に投資してほしい。少子化時代はもっと社会全体で子育てをするべき。</p>	D	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>(1) 区内では様々な団体による子ども食堂やフードパントリーの活動が継続して行われています。区としてもそうした活動が継続してより活発に行われるために、新宿区子ども未来基金を活用した助成を行い支援しています。平成28年にこの助成制度を開始して以降も助成率や助成額を引き上げたほか、加算助成の仕組みを新設するなど、必要に応じて様々な対策を行っており、令和5年12月末現在9団体9活動に助成を行っています。</p> <p>(2) 生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業では、ひきこもりなど、様々な困難を抱える生活困窮世帯の子どもを念頭に、電話やオンラインなども活用し、「切れ目ない支援」を実施しています。令和6年度からは、さらに事業の拡充を行い、生活困窮世帯の小学4年生から高校卒業までの子どもを対象とした訪問事業を開始するとともに、大学等進学支援を実施していきます。</p> <p>(3) 区が新たに大学生等に対する給付型奨学金を実施する考えはありませんが、区には、社会に有為な人材の育成に寄与するため、給付方式の奨学金制度として島田育英基金があり、昭和61年度から学業成績優秀な中学校3年生を対象として、高等学校等への入学後、12万円の育英資金を支給しています。また、大学生・専門学校生を対象とする奨学金制度は現在、国（日本学生支援機構）において実施されています。さらに、日本学生支援機構の奨学金は令和6年度から支援対象が拡大される等、高等教育の負担軽減を目的とした制度内容の充実が図られているところです。区としては引き続き、こうした奨学金制度の周知を行っていきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
118	I	4	経常事業	家庭・地域の教育力向上支援	事業概要について、第二次実行計画における経常事業「子ども家庭活動推進」の事業概要と同じ記載となっている。「第二次実行計画との関連表」において、第二次実行計画（令和4年度ローリング後）の対応する箇所に「子ども家庭活動推進」と分かりやすく掲載してほしい。	E	ご意見として伺います。 第二次実行計画の「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」に掲載のNo.159「子ども家庭活動推進」については、第三次実行計画（素案）のNo.137「家庭・地域の教育力向上支援」とNo.163「地域活動推進員」に分割したため、事業名称を変更しています。 なお、「家庭・地域の教育力の向上支援」については、第三次実行計画より主要な経常事業として施策体系に位置付けており、「子ども家庭活動推進」は第二次実行計画の施策体系に位置付けているものではないことから、他事業との記載の整合を図るため、「第二次実行計画との関連表」のご指摘の箇所は「-」としています。
119	I	4	経常事業	ひとり親家庭への支援	●特定妊婦（それに準ずる社会的に孤立した妊婦）の出産後の支援 ひとり親家庭同士が交流できるセミナーやイベントを継続的に行うことも繋がりの中で子育てする支援として有用と考える。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区では、出産後の特定妊婦等を含むひとり親家庭に対する「講演会」や「相談交流会」を平成28年度から開催していましたが、参加者が少ない状況が続いたため、事業を見直し、ひとり親家庭への新たな支援事業として、令和4年度から養育費確保支援事業を実施しているところです。 ひとり親家庭の方向けには「新宿区ひとり親サポートガイド」を配布しており、交流・リクリエーションの場としてひとり親家庭休養ホームや民間団体のひとり親Tokyoを紹介しています。また、ひとり親に限定はしていませんが、区では、妊娠中から母親学級や4か月以内の赤ちゃんとお母さんを対象とした子育て教室において妊産婦同士の交流を行っています。さらに、親同士の交流を通じて悩みや育児の問題の軽減を図るため、グループ相談も実施しています。
120	I	4	経常事業	母子保健事業	●DVの影響から子どもを守る 産科医療機関でDVスクリーニングを行ってほしい。	D	ご意見は今後の取組の参考とします。 DVについては、支援を要する妊婦をスクリーニングする上で重要な項目であり、産科医療機関でのスクリーニングは介入支援のきっかけになると考えます。 区では、必要時に産科医療機関とも情報共有をしながら、妊娠中から継続的に支援を実施しています。 そして、すくすく赤ちゃん訪問や3～4か月児健診で、「エジンバラ産後うつ病質問票」等を用いて支援が必要な産婦を把握し、保健師等の専門職が電話や家庭訪問等で継続的に相談に応じています。その他、育児相談等の事業でも状況を把握し、継続的に支援していきます。 また、健診を未受診の家庭には受診勧奨を行うとともに、電話や家庭訪問等によって全ての家庭の状況を把握し、母子が孤立しないよう支援しています。
121	I	4	経常事業	子育て支援に体相実	●DVの影響から子どもを守る 両親学級で、お互いを尊重する関係の持ち方についての講義も取り入れる。 （身体的DVだけでなく、心理的DV、性的DVについての情報提供を行う）	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 両親学級ではパパとママの関係づくりとして、お互いを思いやる気持ちの大切さや感謝の気持ちを口に出して伝えること、会話の大切さ等パパとママのコミュニケーションについて講義の中で伝えていますが、DVについての説明はしていませんが講義内容が予防にもつながると考えています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
122	I	4 5	経常事業	島田育英基金／奨学金の貸付	計画事業として「奨学金の返済支援制度」を創設し、若者の自立を応援するとともに、児童養護施設退所者に、返済不要の奨学金を創設すること加えること。あわせて、経常事業「子どもの貧困の連鎖を防止するための取組」にも位置づけること。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>日本学生支援機構では企業が代理返還できる制度を導入しており、都では「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業」を実施しています。東京都社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度の中には、無利子で貸付を受けられる教育支援資金もあるため、区として奨学金返済支援制度の創設は考えていません。</p> <p>また、区には、社会に有為な人材の育成に寄与するため、給付方式の奨学金制度として島田育英基金があり、昭和61年度から学業成績優秀な中学校3年生を対象として、高等学校等への入学後、12万円の育英資金を支給しています。あわせて、子ども・若者に関わる既存の各種相談窓口を活用した子ども・若者総合相談窓口において、子ども・若者育成支援に関する必要な情報提供及び助言を行う中で、児童養護施設を含めた社会的養護出身の子どもが利用できる民間企業やNPO法人の奨学金も紹介しているところです。そのため、児童養護施設退所者に限った奨学金を創設することは考えていません。</p>
123	I	4	その他	—	「子育て世帯の経済的支援」として、私立幼稚園、認証保育所等の保育料補助を月次支給に改善するとともに、計画事業に新規に追加すること。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>認証保育所等の保育料補助の月次支給については、転出や修正申告などで助成額が減額する場合、現状は相殺処理を行うことで極力、保護者の方に返還の手間などが生じないようにしていますが、毎月支給等、支給回数を増やすと相殺が間に合わずに返還をお願いせざるを得ないケースが増える懸念があるため、助成方法の変更は考えていません。</p> <p>一方で、私立幼稚園については、令和5年10月から、区内の子ども・子育て支援新制度へ移行していない私立幼稚園を対象に、保育料に対する施設等利用費と保育料補助金を保護者へ年2回支給する形から幼稚園へ毎月直接支給する形へ変更しています。このため、計画事業に追加することについては、考えていません。</p>
124	I	4	その他	—	「子どもの権利条約の推進」として、子どもの権利条例を制定し、子どもの意見を施策に反映する仕組みを作ること。1人ひとりの子どもの人権及び意見を尊重すること。また、これらを計画事業に新規に追加すること。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>新宿区総合計画の基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」の実現を目指した分野別計画であり、妊娠期からの子育てと子どもが成長し世帯形成期に至るまでの支援を体系化したものとして「新宿区子ども・子育て支援事業計画」があります。次期計画策定に向け令和5年度に実施した「新宿区子ども・子育て支援に関する調査」では、保護者だけでなく、小学校5・6年生、中学生、高校生年齢の子ども本人も調査の対象として意見を聴いており、子どもの意見表明の機会の1つであると考えています。</p> <p>また、現行の「新宿区子ども・子育て支援事業計画」(第二期:令和2年度～令和6年度)では、計画策定に当たっての4つの視点の1つに「子どもの権利を大切にし、子どもの幸せを第一に考える視点」を掲げ、子どもの権利を様々な角度から守り、推進することとしています。同計画に掲げる具体的な各施策を通して、実質的に子どもの権利が保障される取組を引き続き行っていきます。</p> <p>「新宿区子ども条例」制定や計画事業を新規に追加する考えはありませんが、今後も「児童の権利に関する条約」に謳われている、子どもの生存・発達・保護・参加という子どもの基本的権利を大切に捉え、子どもの幸せを考え、子どもが幸せに生きることのできる社会の実現を目指して事業を展開していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
125	I	4	その他	—	「子育て環境」という保護者の視点だけでなく「子どもの居場所」として積極的に子どもたちの意見を聴き、政策に反映してほしい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 令和5年4月に施行されたこども基本法では、基本理念として、年齢や発達に合ったこどもの意見を表明する機会の確保や年齢や発達に合ったこどもの意見の尊重が掲げられるとともに、こども施策の策定・実施・評価に当たっては、こどもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが、国及び地方公共団体に義務付けられています。 これらを踏まえ、新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）の作成に当たっては、子どもたちの意見を聴取していきます。
126	I	4	その他	—	個別施策 I - 4「安心できる子育て環境の整備」にある11の主要な経常事業は全て、計画事業に戻すこと。	E	ご意見として伺います。 各事業のうち、事業の仕組みの構築がなされ、取組として定着している等の事業については、原則として経常事業に位置付け、個別施策を支える主な事業や取組については、計画事業とともに施策体系に位置付けて、事業内容を掲載しています。
127	I	4	その他	—	P158～194「区の施策・事業の全体像」について、第二次実行計画の記載と比較すると以下の事業の記載がない。事業を終了、統合、名称変更したのであれば説明してほしい。 ・子育て支援者養成事業	F	ご質問に回答します。 第二次実行計画の「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」に掲載のNo.170「子育て支援者養成事業」については、第三次実行計画（素案）のNo.131「子ども総合センター・子ども家庭支援センターにおける子どもの育ちと子育て家庭への支援」に統合しています。なお、子育て支援者養成事業については、受講状況を注視しながら今後の実施方法を検討しているところです。
128	I	5	—	SDGs	P214～215「区の基本政策・個別施策とSDGsの目標との対応表」における個別施策 I - 5「未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」について、第二次実行計画の記載と比較すると以下の目標が追加されている。追加することが決まっていけないこととは考えないが、事業を追加・変更したのであれば説明してほしい。 ・目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	F	ご質問に回答します。 現在、区立学校では、あらゆる教育・学習機会を捉えて「持続可能な社会の創り手」の育成を目指し、「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念の理解と学校や地域の実態に応じた学習を展開しています。このため、個別施策 I - 5「未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」については、様々な教科等の学習内容との関連が深い「SDGs 7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに」に対応すると考え目標を追加しました。
129	I	5	—	KPI	KPIの出典が「学校評価」となっており、経常事業「学校評価の充実」と関連しているのであれば大変ありがたいと感じる。経常事業に対する評価指標を策定してほしいという意見にきちんと答えていただいたためである。 一方で、区の考え方は「経常事業は、指標設定により事業の進捗状況を管理する計画事業とは異なるため、本計画（第二次実行計画）では評価指標は設定していません。今後も経常事業については、引き続き着実に実施していきます。」であり、安心してほしいという理解が良いか。	F	ご質問に回答します。 KPIについては、個別の経常事業に対して設定するものではなく、個別施策 I - 5「未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」に含まれる全ての事業に対する指標として設定しています。「学校評価」は総合計画の成果指標としても選定しており、教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための評価であることから、施策全体の取組の成果を把握する指標として、KPIに選定しています。 区の考え方については、第二次実行計画から変更はありません。そのため、経常事業に対する個別の評価指標は設定していませんが、引き続き、個別施策を支える主要な経常事業として「学校評価の充実」において、学校運営の改善に向けて取り組んでいきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
130	I	5	12	不登校児童・生徒への支援	事業概要に記載されている「不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とせず」については、大変重要なことと考える。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 文部科学省通知の「不登校児童生徒への支援の在り方について」に基づき、不登校児童・生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒自らが進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことができるように、取組を進めています。
131	I	5	12	不登校児童への支援	年度別計画に記載のある「区立図書館等を活用した訪問型支援の実施」について、令和6年度3所、令和7年度4所、令和8年度5所とされているが、分かる範囲で候補地を教えてください。	F	ご質問に回答します。 候補地については、現在検討中です。対象となる児童・生徒のニーズに合わせて、現在の西落合図書館・鶴巻図書館に加え、別の区立図書館等を活用する予定です。
132	I	5	12	不登校児童・生徒への支援	出現率が過去最高になっている小中学校の不登校のそれぞれの原因を極力把握し、小中学校が児童生徒にとって安心安全な場所とするための対策を講じること。同時に不登校となっている児童生徒に寄り添い様々なツールでの支援を充実すること。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 不登校の原因については、多様化、複雑化していると捉えています。児童・生徒それぞれの困り感に寄り添い、安心できる環境を支援していくことが求められています。 不登校児童・生徒への支援として、つくし教室では通所による支援のほか、区立図書館等を活用した訪問型支援を実施するとともに、オンラインによる支援も進めています。区内教員で構成される多様な教育機会検討委員会では、フリースクール職員を招へいし協議するなど、多様な教育機会の確保について検討を重ねています。
133	I	5	12	不登校児童・生徒への支援	計画事業名「不登校児童・生徒への支援」は「児童・生徒の不登校対策」にすること。	E	ご意見として伺います。 文部科学省通知の「不登校児童生徒への支援の在り方について」を受け、本区における不登校児童生徒への支援の在り方を見直しました。令和元年度まで不登校対策委員会という名称で実施していた委員会を、多様な教育機会検討委員会に名称を変更し、その内容についても、フリースクール等の民間施設職員を招へいし協議するなど、見直しを図ってきました。 今後も、引き続き、計画事業名は「不登校児童・生徒への支援」として取組の充実を図っていきます。
134	I	5	13	ICTを活用した教育の充実	ICTを活用した教育の充実を掲げるなら、ICT活用が児童生徒や教員にとって過度な負担とならないよう、ICT支援員を継続して各学校に配置すること。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区は、令和4年8月にICT支援員の巡回体制を各校月4回、一日8時間へと拡充しました。 授業での更なるICTの活用を促進するため、引き続きICT支援員による支援内容の充実を図り、学校の授業改善の取組を支援していきます。
135	I	5	13	ICTを活用した教育の充実	タブレットを活用し、児童の悩み相談を受けつけるのはどうか。相談窓口があるが、SNSなど活用していくべきではないか。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 児童・生徒に配付したタブレット端末にある既存のアプリを活用して、相談窓口につながるシステムを導入します。また、SNSを活用した相談については、国や都で実施している窓口をパンフレット等で児童・生徒に周知し支援していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
136	I		5 6	13 14	<p>ど I も C H T のを学活習用支したの教育推進の充実／生活困窮世帯の子</p> <p>「子どもの学習支援」について、厚生労働省の担当者は、「ヤングケアラー、引きこもりなど、様々な困難を抱える子どもたちに対応するため、オンラインも活用して学習支援の充実に取り組む必要がある。」としており、全くその通りだと考える。以下項目の新宿区の状況について説明してほしい。</p> <p>(1) 「ヤングケアラー」に対する学習支援の充実 (2) 「ひきこもりなど、様々な困難を抱える子どもたち」に対する学習支援の充実 (3) オンラインなども活用した学習支援の充実</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>やむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対しては、同時双方向型システムや協働学習支援ツールを活用した双方向型の学習支援を、教科の特性に応じて実施するとともに、不登校児童・生徒への支援として、各学級や各教科の状況に応じてオンラインでの支援を行っています。また、つくし教室（教育支援センター）では、オンラインで朝の会を配信するなど自宅からオンラインによる支援を受けられるように取組の充実を図っています。</p> <p>さらに、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業では、ひきこもりなど、様々な困難を抱える生活困窮世帯の子どもを念頭に、電話やオンラインなども活用した支援を実施しています。令和6年度からは、さらに事業の拡充を行い、生活困窮世帯の小学4年生から高校卒業までの子どもを対象とした訪問事業を開始するとともに、大学等進学支援を実施していきます。</p> <p>なお、ヤングケアラーに特化した学習支援は行っていませんが、子ども総合センター・子ども家庭支援センターで実施する「子どもと家庭の総合相談」において、ヤングケアラーへの相談対応や支援を行っているところです。</p> <p>引き続き、様々な困難を抱える子どもたちに対応するため、オンラインも活用しながら学習支援の充実に取り組んでいきます。</p>
137	I		5	経常事業	<p>事業概要に記載のある「教員の働き方改革」について、部活動運営支援事業以外の区の取組状況を教えてください。そして、いわゆる小規模校に対する目配りについて知りたい。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>教員の働き方改革の取組としては、小・中学校に補助員などの専門スタッフの配置による事務負担の軽減、学校法律相談体制の推進、タイムレコーダー活用による勤務時間の可視化、長期休業期間中の一斉休暇取得の促進などの取組を進めています。小規模校は、職員数が少なく、一人当たりの校務分掌の負担が大きい部分もあることから、各校が会議や校務の精選や見直しを進めています。</p>
138	I		5	経常事業	<p>特別支援教育の推進</p> <p>P196～204「第二次実行計画との関連表」において「特別支援教育の推進」の関係区分が「経常事業化」となっている。第二次実行計画（令和4年度ローリング後）まで計画事業としていたものが、第三次実行計画（素案）で経常事業となっている経緯を教えてください。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>本事業は、第二次実行計画において特別支援教育推進員を令和3年度58名、令和4年度64名、令和5年度75名と計画的に増員を進めてきており、事業の仕組みの構築がなされ、取組として定着していることから、経常事業として取り組んでいきます。</p> <p>今後も特別支援教育推進員の配置等を継続して実施し、障害や発達状況に応じたきめ細かな指導や支援を行っていきます。</p>
139	I		5	経常事業	<p>特別支援教育の推進</p> <p>就学支援シートの活用について、第三次実行計画ではどのように取り組んでいくのか教えてください。「就学支援シートについては、引き続き実行計画に位置付け、活用促進に向けて周知の工夫を図っています」との教育委員会の考えを頂いていたが残念に思う、安心して良いのか。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>就学支援シートについては、事業の仕組みの構築がなされ、取組として定着していることから、経常事業として取り組んでいきます。</p> <p>これまでと同様、就学時健診の健診票を送付する際に、就学支援シートの案内を各家庭に配布することを継続していきます。また、幼稚園、保育園に対しても事前に教育支援課から就学支援シートの活用について説明を行うことで継続した取組を行っていきます。</p>
140	I		5	経常事業	<p>の特別推進支援教育</p> <p>特別支援教育推進員の配置について、第二次実行計画では令和5年度末の目標を「小学校64名中学校11名」としていたが、予定通り配置されているのか教えてください。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>令和5年12月末現在、74名の配置を行っています。計画どおり75名の配置ができるように採用を引き続き進めていきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
141	I	5	経常事業	特別支援教育の推進	アセスメントツールの活用について、「アセスメントツール」とは何かということとその効果を具体的な例で示して教えてほしい。	F	ご質問に回答します。 アセスメントツールは、標準化された評価に用いるツールとなります。「読むこと」や「書くこと」のつまづきを把握するアセスメントツールとしては、「多層指導モデルMIM（ミム）」等があります。「読むこと」や「書くこと」に関する特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対して、必要に応じてアセスメントツールを活用し、読み書きの困難な状態を踏まえた指導・支援を行います。
142	I	5	経常事業	特別支援教育の推進	小学校で「まなびの教室」を利用しており、支援の先生の質が高いと感じる。聞く限り、他自治体より充実している印象があり、今よりさらに「障がい者支援に手厚い新宿」、そして「多様性を大切にす新宿」になって欲しい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 「まなびの教室」の支援体制に加え、発達特性のある児童・生徒が通常学級で学ぶ際のサポートとして、特別支援教育推進員等を配置するなど、多様性を大切にできる体制作りに取り組んでいきます。
143	I	5	経常事業	特別支援教育の推進	特別支援学級数増と担当教員の増配置、情緒障害特別支援学級を創設すること。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 特別支援学級の増設については、学校の空きスペースの確保等様々な課題があり、現状を踏まえつつ研究していきます。 担当教員の増配置については、都が配置していることから、都と調整を行っていきます。 また、現在設置されている特別支援学級のスペースを広げることで、受け入れる環境の整備についても検討をしています。 情緒障害特別支援学級の創設については、新宿区では個の実態に応じて設定された時間数の中で、「まなびの教室」において情緒障害等の児童・生徒へ指導を行っていることから、今後も「まなびの教室」での取組を実施・継続しながら、他の自治体の動向も注視しつつ、課題について研究していきます。
144	I	5	経常事業	充 専 実 門 人 材 を 活 用 した 教 育 相 談 体 制 の	スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの全校配置を行うこと。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 専門職としてのスクールソーシャルワーカーについては、学校からの相談に対して支援の在り方を助言するとともに、必要に応じて関係機関との連絡・調整を行っています。また、定期訪問の際は、児童・生徒や家庭の様子を具体的に聞き取り、学校問題支援室で迅速に関係機関につなげています。 学校問題支援室の構成員がスクールソーシャルワーカー3名を含めた6名体制となっているところですが、対応する事案が長期化、複雑化する場合には、構成員の人数の検討を重ねていきます。 スクールカウンセラーは、全学校に、小学校では週2～3日、中学校では週3日配置するとともに、必要に応じて日数の増にも対応しています。児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行い、児童・生徒の状況や解決すべき課題の把握に努めていきます。
145	I	5	経常事業	充 学 実 校 図 書 館 の	学校図書館支援員の配置は週2日程度から週5日に充実すること。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 現在、小・中学校全校に司書等の資格を有する学校図書館支援員を週2日配置しているほか、各校の実情に応じてスクールスタッフ（図書館ボランティア）を配置し、支援の充実を図っています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
146	I	5	経常事業	学時代のく変りに進じた	地域の需要に応じた学校（教室）の整備を引き続き進めていただきたい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区立小・中学校については、住民基本台帳に基づく児童・生徒数のシミュレーションを行うとともに、各校の入学予定者数の変動を注視し、引き続き必要な教室数の整備に努めていきます。
147	I	5	経常事業	学時代のく変りに進じた	「教室不足の解消」として学校統廃合を撤回し、特に小学校の教室不足を計画的に解消すること。また、計画事業に新規に追加すること。	E	ご意見として伺います。 児童数の増加に伴う教室確保については、内部改修工事を基本としながら、必要に応じて増築校舎の建築等を進めることで対応しています。計画事業への追加や学校統廃合を撤回する考えはありませんが、引き続き教室確保に努めていきます。
148	I	5	経常事業	学時代のく変りに進じた	「少人数学級の推進」として35人以下学級の早急な実現と30人以下学級を推進すること。また、計画事業に新規に追加すること。	E	ご意見として伺います。 令和3年4月から小学校を35人学級化する法改正が行われたことを受け、令和7年度にかけて段階的にすべての学年を35人学級化することになっていることから、現時点で35人学級をすべての学年に早急に拡大する考えはありません。また、30人以下学級を区が単独で推進する考えはなく、法に基づき取組を進めていくことから、計画事業への追加は考えていません。
149	I	5	経常事業	調査の実施	学力テストや英語スピーキングテストなど過度な競争的な教育を取りやめること。	E	ご意見として伺います。 学力テストや英語スピーキングテストは、子どもたちが自己の学びの習得状況を確認し、その後の学習の充実につなげる上で大切なものです。引き続き、適切に実施していきます。
150	I	5	経常事業	中学校給食特別支援学校（小・	新宿区は外国にルーツのある子どもたちが多いため、多文化共生の視点を教育の現場の給食でも生かしていくとよいと思う。 例えば、宗教上豚肉を食べられない子どもたちが給食の時間に困難さを感じることもある。アレルギー対策と同じように、どの子も楽しく給食を食べることができるよう宗教除去食対応も進むといいと思う。その子どもの視点を通してどのような対応ができるのか、子どもも含めて一緒に考える、できませんではなくできる対応を考える、など検討することが、どの子にも大きな学びになるのではないかと考える。 計画には、学校給食に多文化共生の考え方をとり入れ、宗教除去給食を進めるための検討をすることを入れたらよいと思う。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 給食での宗教除去食の対応については、新宿区学校給食等アレルギー対策指針に準じ、各校において「食物アレルギー対応委員会」にて取組を検討しています。 宗教上の理由に限らず、すべての児童・生徒が楽しく給食を食べることができるよう、今後も除去食の対応を継続していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
151	I	5	経常事業	スクールスタッフの活用	「教員不足の解消」として担任不足の早急な解決を行うとともに、区としての学習指導支援員・部活動支援員などの増員と配置時間数の大幅拡大を図ること。また、計画事業に新規に追加すること。	E	ご意見として伺います。 学校の教職員については、任命権をもつ都教育委員会に対して必要な教員数を配置するよう要望しています。また、学校の状況に応じてスクールスタッフ等を配置し、良好な教育環境の確保に努めています。学習指導支援員については、各校の状況を確認しながら配置しており、現時点で増員は考えていません。部活動指導員については、学校の要望を確認しながら拡充について検討していきます。なお、これらの取組を計画事業に追加する考えはありませんが、引き続き適切に対応していきます。
152	I	5	その他	—	「学校給食の無償化の実施」として、区立学校に通うのみならず、全ての学齢期の子どもを対象に給食の無償化及び同等の補助を行うこと。また、計画事業に新規に追加すること。	E	ご意見として伺います。 区では、物価高騰や子育て世帯への支援方策の一つとして、各学校の給食食材費補助や多子世帯に対する給食費の無償化を実施するなど、保護者の給食費の負担が増えることのないよう学校給食の提供に取り組んできました。令和6年度は、更なる子育て世帯の負担軽減を図るため、新たに全ての子育て世帯を対象に区立学校の給食費を無償化するとともに、私立学校就学者等への給食費相当額の支給を実施します。なお、これらの取組は計画事業に馴染まないと考えるため、計画事業に新規に追加することは考えていません。
153	I	5	その他	—	P196～204「第二次実行計画との関連表」において、第二次実行計画（令和4年度ローリング後）には「創意工夫によるオリンピック・パラリンピック教育の推進」の記載があるが、第三次実行計画のところには記載がない。第二次実行計画によると（東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業）とあり、東京2020オリンピック・パラリンピックが終了したので事業を終了と考えれば良いか。	F	ご質問に回答します。 第二次実行計画に掲載の経常事業「創意工夫によるオリンピック・パラリンピック教育の推進」は、東京2020オリンピック・パラリンピック大会終了に伴い事業終了としていますが、経常事業「障害者理解教育の推進」や経常事業「伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実」などの東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業については、第三次実行計画でも大会のレガシーとして引き続き実施していきます。
154	I	5	その他	—	個別施策 I -5「未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」にある21の主要な経常事業のうち「学校評価の充実」「英語キャンプ」「ICTを活用した英語教育の充実」を除く18事業については計画事業に戻すこと。	E	ご意見として伺います。 各事業のうち、事業の仕組みの構築がなされ、取組として定着している等の事業については、原則として経常事業に位置付け、個別施策を支える主な事業や取組については、計画事業とともに施策体系に位置付けて、事業内容を掲載しています。
155	I	5	その他	—	素案P158～194「区の施策・事業の全体像」について、第二次実行計画の記載と比較すると以下の事業の記載がない。事業を終了、統合、名称変更したのであれば説明してほしい。 ・外国籍児童の教育支援等 ・放課後等学習支援	F	ご質問に回答します。 「外国籍児童の教育支援等」については、第三次実行計画（素案）の「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」のNo.213に記載しています。経常事業として実施するとともに、個別施策を構成する主要な経常事業として位置付け、引き続き、外国籍児童・生徒及び保護者への支援、学校教育における「総合的な学習の時間」への授業協力を行っていきます。 第二次実行計画のNo.223「放課後等学習支援」は、第三次実行計画（素案）のNo.249「スクールスタッフの活用」に統合し、各校の実情に応じて、基礎学力の定着・自学自習のための支援等を行っていきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
156	I	6	14	習生活支援の窮世帯の子どもの学	計画事業14「生活困窮世帯の子どもへの学習支援の推進」について、計画事業となって事業進捗管理、評価のPDCAがなされ、目標達成される事を期待する。担当部署の活躍を期待する。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 第三次実行計画においては、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業を拡充し、生活困窮世帯の小学4年生から高校卒業までの子どもを対象とした訪問事業を開始するとともに、大学等進学支援を実施します。 早期から子どもや保護者に働き掛けていくことで、将来、大学や専門学校への進学や希望職種への就職など、多様な進路選択をかなえることを目指しています。 適切な進捗管理、評価等のPDCAサイクルを行う中で、目標が達成できるよう力を尽くし取り組んでいきます。
157	I	6	14	の生活学習支援の窮世帯の子どもへ	「子どもの学習支援」は2015年度に国の生活困窮者自立支援制度の事業の一つに位置付けられたそうだが、新宿区の取組状況の概要を説明してほしい。	F	ご質問に回答します。 区では、平成25年度に、生活保護世帯の子ども的高等学校等進学を目的とした、個別支援型の学習支援を開始しました。 生活困窮者自立支援制度の創設後は、対象を生活困窮世帯へと拡充し、これまでのところ、事業を利用した中学生の進学率は、ほぼ100%となっています。 令和6年度からは、さらに事業の拡充を行い、生活困窮世帯の小学4年生から高校卒業までの子どもを対象とした訪問事業を開始するとともに、大学等進学支援を実施します。
158	I	6	経常事業	ホームレスの自立支援の推進	つつじ通りにホームレスが1年間、歩道上に缶・ペットボトルの収集をしている。また、収集したゴミ袋を私有地に保管している。改善をお願いしたい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区では、ホームレスが区内の道路や公園等に滞在しているとの情報を得た場合には、都区共同のホームレス対策事業の巡回相談員に内容を伝え、現地を訪問して個別に声をかけ、宿所や食事の提供、就労支援などの福祉施策の利用を促しています。 歩道上でのアルミ缶を収集している行為は、収集されている方に定期的に注意し、改善されない場合には、警告の上、区が保管場所に移動し、一定期間の経過したのちに処分していますが、再び収集されている状況があります。今後は撤去頻度を増やすなど警察とも連携して、対応の強化を図っていきます。
159	I	6	経常事業	援生活推進の自立支	計画事業として「住居確保給付金の拡充」を加え、相場にあわせ拡充しセーフティネットを充実すべきと考える。	E	ご意見として伺います。 住居確保給付金の支給額は、生活保護法の住宅扶助基準に基づく額と定められているため、区独自の拡充は検討していませんが、引き続き生活困窮者自立支援法に基づき、支給要件に該当する方に支給を行い、安定した住居と就労の確保に向けた支援を行います。
160	I	7	経常事業	若者の区政参加の促進	区政参加は女性や若者だけでなく、全ての区民にとって重要な課題である。しかし、行政が区政に関与することは、議会に対する干渉になりかねない。 経常事業「若者の区政参加の促進」位に留めなければならない。	E	ご意見として伺います。 区では、次世代を担う若者の参加が重要であると考えていることから、日頃、区政と関わりの少ない若者世代の意見やアイデアを施策に反映させるきっかけづくり、場づくりとして、しんじゅく若者会議を実施しています。 持続的に発展するまちづくりを進めるには、長期的な将来展望を視野に入れた区民参加が不可欠であるため、引き続き、パブリック・コメント制度や区民モニター制度等も含め、幅広く区民が参加できるよう取り組んでいきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
161	I	7	経常事業	男女共同参画の推進	区政における女性の参画の促進や育児休暇取得などの目標を計画事業に明記すること。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、女性職員活躍のための特定事業主行動計画を含む計画として、「新宿区職員スマートワーキング・アクションプラン」を策定し、「女性職員の職業生活における活躍の推進」、「職員の仕事と子育て・介護の両立の推進」を取組方針の一部に掲げています。研修における意識啓発や制度周知、職場環境の整備などの具体的な取組を定めるとともに、各職層に占める女性職員の割合や、育児休業等の取得率について、数値目標を設定しています。 また、区政に女性の意見を反映させるため、各種審議会等における女性委員の登用を進めており、一方の性が40%を割らないことを「新宿区第四次男女共同参画推進計画」の中で目標として定めることとしています。 今後も各目標の達成に向けて取り組んでいきます。
162	I	7	経常事業	男女共同参画の推進	若い世代向けだけでなく、小中学生向けの男女共同参画に関する意識啓発誌を作成・配布し、講座の実施を含め啓発を推進すること。	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 小・中学生向けの啓発誌を配布するとともに、区民向け啓発講座の中で、保護者等を通じて意識啓発や情報提供につながる内容の講座も実施しています。今後も継続して男女共同参画に関する意識啓発に向けた取組を推進していきます。
163	I	7	経常事業	男女共同参画の推進	「社会的な性別役割分担の解消」として、性別にとらわれず個々の能力を発揮し、誰もが家事・育児などを担う社会をつくるための啓発を行うこと。また、計画事業に新規に追加すること。	E	ご意見として伺います。 区では、「新宿区男女共同参画推進計画」に基づき、性別にとらわれずあらゆる分野で等しく参画できるよう固定的性別役割分担意識の解消を目指し幅広い世代に意識啓発を行い、個性と能力を発揮できる社会づくりを進めています。引き続き、第三次実行計画（素案）の計画事業15「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」や経常事業「男女共同参画の推進」において、情報誌や啓発講座等での意識啓発を行い、誰もが家事・育児などを担う社会をつくるための啓発に取り組んでいきます。
164	I	7	経常事業	みまご共同参画の推進／悩	「LGBTなど性自認・性的指向に関する差別の解消」として、職員向け冊子や小中学生向け冊子に続き、区民向けの冊子を作成し差別の解消を推進すること。また、当事者の相談窓口や支援団体との連携、協働事業の実施などを行うこと。また、これらを計画事業に新規に追加すること。	E	ご意見として伺います。 区民への性的指向・性自認を理由とした差別解消に向けた啓発については、情報誌や講座、ホームページ等による意識啓発を引き続き実施するほか、支援団体等と協働で、区民団体との連携講座を実施しています。専門相談窓口や居場所づくりについては、すでに性と生アドバイザーによる相談を実施しており、専門相談窓口の設置は考えていません。これらの取組は、引き続き経常事業として実施し、性の多様性の理解促進に継続して取り組んでいきます。
165	I	7	経常事業	の配 防偶 止者 等 から の暴 力	●DVの影響から子どもを守る DV被害者の中には、自分がされていることがDVだと気づかないまま長期にわたって我慢している人も多いため、若年のうちから対等な関係と、そうでない関係（支配とコントロールに基づく関係）について教育を行ってほしい。 例：中高生のうちに、デートDVについての授業を取り入れる。	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 中学校では、区が作成したリーフレットを基に、デートDVの危険性や対応について学んでいます。今後も発達段階に応じた学びを展開するとともに、相談機関等についての情報を発信していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
166	I	7	経常事業	の配 防 偶 止 者 等 か ら の 暴 力	●DVの影響から子どもを守る DV被害者支援のための、DV加害者更生プログラムの導入、情報提供を行うなどしてほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 男女共同参画推進センターでは、DV防止の啓発講座以外に、DV被害者の更生に向けた講座も実施しています。また、男女共同参画推進センターの悩みごと相談室では、加害者自身が相談しやすい体制も整えています。今後も継続して加害者の更生に向けた取組を推進していきます。
167	I	7	経常事業	の配 防 偶 止 者 等 か ら の 暴 力	●DVの影響から子どもを守る 男性も被害者になりうることも同時に共有される必要がある。男性向けのシェルターの開設なども検討してほしい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 男女共同参画推進センターでは、DV防止の啓発講座を実施し、講座の中で男性被害者についての現状をお知らせするなどの情報提供を行っています。また、男女共同参画推進センターの悩みごと相談室では、土曜日の午後に男性相談員による相談の実施等により、男性被害者自身が相談しやすい体制を整えています。
168	I	7	その他	—	個別施策 I - 7「女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」の3つの主要な経常事業は計画事業にすること。	E	ご意見として伺います。 第二次実行計画の計画事業のうち、事業の仕組みの構築がなされ、取組として定着している等の事業については、原則として経常事業に位置付け、個別施策を支える主な事業や取組については、計画事業とともに施策体系に位置付けて、事業内容を掲載しています。
169	I	8	16	町会・自治会 活 性 化 へ の 支 援	町会の高齢化と人員不足はどの町会も抱えている問題である。戦前戦後の隣組の延長線上にある町会の組織運営に関しての見直しは遅きに失した感がある。当然旧態依然の組織運営では消滅もあると考えざるを得ない。更に町会に投げる諸問題も日増しに増えている現状は役員人事にも影を落としている。 (会長のなり手が無い) 打開策はとても難しい。しいて策をひねれば若年層(40、50代) 役員の参加勧誘があげられる。時間的に高齢役員の様に余裕のない世代のため、リモートでも参加出来るシステムの構築も必要と考える。更に加えるならば何かの形で対価(ある意味での報酬)についても考えていく必要がある。 現状はボランティアという言葉に寄り掛り過ぎている。街がキレイになると住み易いは別物である。総じて煩雑に過ぎた組織をシンプルに戻すのも一策と考える。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 ご意見のとおり、役員の高齢化と担い手不足が、町会・自治会の中で大きな課題となっていることは、区でも認識しています。このため、コンサルティング事業でデジタル化へのアドバイス等を行うなど、役員の負担軽減や運営の効率化へ向けた支援を実施しています。 また、区では現在、区民や地域で活動する様々な主体が地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深め、町会・自治会活動に参加、協力、連携するための「(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定に向けた検討を行っているところです。 今後も、町会の負担軽減に向けて総合的な支援を実施するとともに、現在検討を進めている条例の趣旨も踏まえながら、町会・自治会活性化に向けて力を入れて取り組んでいきます。
170	I	8	16	町会・自治会 活 性 化 へ の 支 援	地震を中心にした災害対応が町会に期待されている。 私たちの町会は自分たちの町の安全を守る、ということが町会の目的だと捉えている。そのため、町内で定例的に行っている行事、つまりコミュニティ活動に取り組んでいる。 しかし、実際には行政からの依頼事項が多すぎる。町会は、区をはじめ消防警察を含めた行政機関の下請けを行う団体ではない。皆さんの仕事を我々町会のボランティアに押し付けたくない。 町会の業務自体で精いっぱいという状況があるため、自分たちがやるべき仕事は、自らの手で行って欲しい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 ご意見のとおり、行政からの依頼事項は見直しを図り、町会・自治会の負担軽減に取り組みます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
171	I	8	16	町会・自治会活性化への支援	<p>住民構成が変化しており、町会によって違うとは思いますが、マンションが増加している現状がある。そのため、町内会活動に対する意識も変化してきている。</p> <p>かつての隣近所というお付き合いができないことを踏まえて町会活動の見直しが必要ではないか。行政としても、現状を踏まえて対応して欲しい。</p> <p>ズバリ言えば、町会運営に協力してくれる人が少ない中、なんとか回している状況となっている。</p>	C	<p>ご意見を踏まえて、計画を推進します。</p> <p>ご指摘のとおり、新宿区民のおよそ8割がマンション等集合住宅居住者であり、防災・防犯、地域福祉など地域課題が多様化・複雑化する中、マンションと町会・自治会との顔の見える関係づくりやマンション内のコミュニティづくりが課題となっています。そのため、区では災害時には地域との連携が必要不可欠なタワーマンションへのアプローチとして、区や地域との接点づくりのための個別訪問を行うほか、区公式LINEを活用した、マンション向けの地域情報や行政情報等のニュース配信を令和5年10月から開始しています。</p> <p>また、コンサルティング事業により専門のアドバイザーを派遣することで、各町会・自治会の課題を分析した上で、単一町会のパンフレットの作成や、行政書士の無料相談、出張型のSNS講座等を組み合わせながら、加入促進や活動の担い手確保、デジタル化支援等を総合的に行っています。</p> <p>さらに、現在、区民や地域で活動する様々な主体が地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深め、町会・自治会活動に参加、協力、連携するための「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定に向けた検討を行っているところです。</p> <p>今後も、町会・自治会への総合的な支援を実施するとともに、現在検討を進めている条例の趣旨も踏まえながら、町会・自治会活性化に向けて力を入れて取り組んでいきます。</p>
172	I	8	16	町会・自治会活性化への支援	<p>町内会費が今後大きな課題となっているが、それは住民構成が変化してきたためである。町会が発足したころの考え方による運用は難しくなっている。</p> <p>例えば集金方法についても、様々な問題点がある状況である。また、町会に対するフリーライダー、ただ乗りをそのままにするのかという点も今後の課題ではないか。災害時など町会の恩恵を受けざるえない以上、何らかの負担を平等にすべきではないかと考える。</p> <p>つまり、金の問題として、町会費の集金とは別に区民全体が町会運営の一部を負担するようなことも必要ではないか。</p>	D	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>町会・自治会は地域コミュニティの中心的な組織であり、区と地域を結ぶ重要な役割を担っていると認識しています。</p> <p>町会・自治会費の集金方法の効率化や会員以外の住民の参加方法については、先進事例を研究し、各町会・自治会と情報共有を図っていきます。</p>
173	I	8	16	町会・自治会活性化への支援	<p>計画事業16「町会・自治会活性化への支援」について、最近特に町会に関心を持つ人が少なくなっており、活動が弱まってきているため、是非とも活性化を図ってほしい。</p>	B	<p>ご意見は、素案の内容に含まれています。</p> <p>区では、コンサルティング事業により専門のアドバイザーを派遣することで、各町会・自治会の課題を分析した上で、単一町会のパンフレットの作成や、行政書士の無料相談、出張型のSNS講座等を組み合わせながら、加入促進や活動の担い手確保、デジタル化支援等を総合的に行っています。また、地域コミュニティ事業助成を通じて、町会・自治会をはじめ地域の様々な団体等が行う地域課題解決のための活動を支援しています。</p> <p>さらに、現在、区民や地域で活動する様々な主体が地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深め、町会・自治会活動に参加、協力、連携するための「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定に向けた検討を行っているところです。</p> <p>今後も、町会・自治会への総合的な支援を実施するとともに、現在検討を進めている条例の趣旨も踏まえながら、町会・自治会活性化に向けて力を入れて取り組んでいきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
174	I	8	16①	会一活（性仮称）推進「新宿区町会・自治会」の制定・自治	計画事業16①「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定について、記載の内容は、条例の委員会の運営の事務経費と推察される。令和5年度内に委員会が開催され、条例内容の方向性が少々明確になっても、ボックスの記載内容は、最終報告書でも変わらないか教えてほしい。	F	ご質問に回答します。 「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」については、学識経験者や町会・自治会関係者等の地域の方を交えた町会・自治会活性化推進条例検討委員会を立ち上げ検討を進めているところです。委員会でのご意見を踏まえ、条例を推進するための「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」を検討・策定することとしたため、本計画ではボックスの記載内容を変更しています。
175	I	8	16①	活一性（化仮称）推進「新宿区町会・自治会」の制定・自治会	計画事業16①「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定は検討・制定を検討にし、16②「町会・自治会活性化支援」に「町会・自治会活動活性化のための区民討議」を加え、広く区民のなかで議論を行うべきと考える。	E	ご意見として伺います。 区では、町会・自治会との意見交換会を実施するとともに学識経験者や町会・自治会関係者等の地域の方を交えた町会・自治会活性化推進条例検討委員会を立ち上げ検討を進めているところです。また、これまでもしんじゅく若者Web会議、区民意識調査等を通じて、広く区民の皆様からの意見の集約を行ってきています。条例制定に当たっては、説明会やパブリック・コメントを実施し、区民の皆様からご意見を頂く予定です。 今後も町会・自治会との意見交換会等、様々な機会を通じ地域や区民の皆様のご意見を頂きながら条例制定に向けて取り組んでいきます。
176	I	8	16①	活一性（化仮称）推進「新宿区町会・自治会」の制定・自治会	町会・自治会組織を活性化させるため、幅広い区民や事業者等が自主的に町会・自治会活動に関わるためとして条例を制定しようとしているが、条例制定ありきで進めるべきではないと考える。そのため、以下の文章を事業概要に加え、修正すること。 「町会自治体の活性化のためにどうすべきかを町会とともに区民参加での討議をすすめ、検討していく。また、町会・自治会の加入促進のために意欲をもって取り組めるように各町会ごとの対象世帯数と加入率を各特別出張所、町会ごとに示し該当する出張所、町会ごとに加入を促進する。」	E	ご意見として伺います。 ご指摘の内容を事業概要に加えることは考えていませんが、「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」については、学識経験者や町会・自治会関係者等の地域の方を交えた町会・自治会活性化推進条例検討委員会を立ち上げ検討を進めているところです。今後も町会・自治会との意見交換会等、様々な機会を通じ地域や区民の皆様のご意見を頂きながら条例制定に向けて取り組んでいきます。 なお、町会・自治会別の加入率については、対象世帯数を正確に算出することが困難なため、加入率が概算になってしまう町会・自治会もありますが、希望する町会・自治会に対してはお示ししています。
177	I	8	16①	会一活（性仮称）推進「新宿区町会・自治会」の制定・自治	事業概要及び年度別計画に記載されている「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の「（仮称）」はいつとれるのか教えてほしい。	F	ご質問に回答します。 現在、町会・自治会活性化推進条例検討委員会において、条例の名称も含めて検討を行っています。このため、ご意見にある「（仮称）」は、条例の議決を経て削除する予定です。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
178	I	8	16②	町会・自治会活性化支援	令和6年度年度別計画に記載のある「プログラム型支援」について注釈をつけてほしい。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「プログラム型支援」について、以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載にします。 【注釈】 「プログラム型支援」とは、希望する町会・自治会の課題分析を行い、アドバイザーによる支援や行政書士による相談、パンフレット作成など区が実施している支援を総合的にプログラミングし、コンサルティングを行うことです。
179	I	8	16②	支町会・自治会活性化	町会・自治会加入促進の印刷物作成配布を具体的な目標を決め記載すること。少なくとも毎年10町会を目標にすること。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 各町会・自治会加入促進のパンフレット作成については、令和5年度に、これまでの4団体から7団体に対象団体数を増やしており、令和6年度も引き続き7団体を対象とする予定です。今後も、町会・自治会の希望等を踏まえ、作成団体数について検討していきます。
180	I	8	17	く大久保通り周辺（大久保地区）のまちづくりの推進	大久保通り（韓国料理店が多い）周辺は汚れていて不潔、なんとかして欲しい。昔のように、道路に面している長さに応じて、清掃費用に充てる税金を徴収するなど、実効性のある施策を実施して欲しい。自転車の駐輪を監視している人に、各店に注意を促す活動で活躍していただくのはどうか。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 新大久保駅近くの大久保通りでは、ポイ捨て、不法投棄、商店の不適切なごみ出し、違法駐輪など美観や円滑な通行が損なわれている状況があります。 区は現在大久保通り及びその周辺に巡回スタッフを配置し、ポイ捨て禁止を呼び掛けるとともに、ポスターやステッカーの掲出、商店への適切なごみ出しの指導、地域団体と実施しているクリーン活動の一斉清掃、違法駐輪や不法看板の指導に取り組んでいます。 また、令和5年8月以降、飲食スペースの活用、ポイ捨て・路上喫煙の禁止などを定めた「新大久保ルール」を来街者にチラシ、ポスター、周知用ティッシュなどで周知しています。 こうした取組をさらに効果的かつ継続的に実施していくため、第三次実行計画において、区と商店会、町会などの地域団体、道路管理者、交通管理者、地元の大学などからなる官民一体の協議会を立ち上げ、「暮らしやすく快適に過ごせる大久保のまち」の実現に向け、環境美化対策や歩行者混雑対策を進めていきます。
181	I	8	17	区大久保通り周辺（大久保地区）のまちづくりの推進	計画事業17「大久保通り周辺（大久保地区）のまちづくりの推進」について、大久保通りの問題はマスコミ報道され問題は認識しているが、道路交通管理者及び沿道商店街の受益者において行われるべき事業ではないか。当事業に6千万かけることについて反対する。	E	ご意見として伺います。 大久保通り周辺の混雑・生活環境の改善は、区、道路管理者、交通管理者、商店会、町会などの地域団体等で取り組むべき課題であると認識しています。課題解決に向けた取組は関係団体とともに協議会を立ち上げ、官民一体で進めていきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
182	I	8	17	大久保通り周辺のまちづくり	<p>計画事業17「大久保通り周辺（大久保地区）のまちづくりの推進」が必要な位、大久保通り商店街が困難な状況にあることは認めるが、住宅地の住民も疲弊しているため、支援が必要だ。</p> <p>大久保通りの個人商店はほとんど無くなっているが、韓流街として繁している。素直に喜べない面もあるが、他のさびれた商店街に比べれば、恵まれているとも考えられる。</p> <p>大久保通りは既に過密で、街路樹は撤去され、歩道にセンターラインがひかれている。渋滞するので、立ち止まらない様に呼びかけ、誘導していた。</p> <p>計画事業17「大久保通り周辺（大久保地区）のまちづくりの推進」は夢物語であると考える。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区は現在大久保通り及びその周辺に巡回スタッフを配置し、ポイ捨て禁止を呼び掛けるとともに、ポスターやステッカーの掲出、商店への適切なごみ出しの指導、地域団体と実施しているグリーン活動での一斉清掃、違法駐輪や不法看板の指導に取り組んでいます。</p> <p>また、令和5年8月以降、飲食スペースの活用、ポイ捨て・路上喫煙の禁止などを定めた「新大久保ルール」を来街者にチラシ、ポスター、周知用ティッシュなどで周知しています。</p> <p>こうした取組をさらに効果的かつ継続的に実施していくため、第三次実行計画において、区と商店会、町会などの地域団体、道路管理者、交通管理者、地元の大学などからなる官民一体の協議会を立ち上げ、「暮らしやすく快適に過ごせる大久保のまち」の実現に向け、環境美化対策や歩行者混雑対策を進めていきます。区としては、本事業を推進することで、住民の方の生活環境の向上につながると考えています。</p>
183	I	8	17	大久保通り周辺のまちづくりの推進	<p>大久保通り周辺のまちづくりについては、オーバーツーリズムなど混雑の改善が早急に必要である。交通量調査を前倒し実施し、協議会の立ち上げと具体的な協議が早期に始められるようにすべきと考える。また、社会実験的なものにとどまらず、抜本的な対策を区民参加で具体化すべきと考える。</p>	D	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>交通量調査については、歩行者が歩行しやすい歩行空間の整備に向けて、調査内容について交通管理者や道路管理者との事前の協議が必要なため、現時点で調査の前倒しの実施は予定していませんが、区と商店会、町会などの地域団体、道路管理者、交通管理者、地元の大学などからなる官民一体の協議会を立ち上げ、「暮らしやすく快適に過ごせる大久保のまち」の実現に向け、環境美化対策や歩行者混雑対策を進めていきます。</p>
184	I	8	経常事業	多様な主体との協働の推進	<p>新宿子ども劇場を一般事業助成で取り組んでいる。NPOとしても今後地域課題を見据え、活動を続けていきたいと考える。今後もよろしくお願ひします。</p>	C	<p>ご意見を踏まえて、計画を推進します。</p> <p>引き続き、NPO等が実施する地域課題の解決に向けた事業への助成を行い、多様な主体との協働を推進していきます。</p>
185	I	8	経常事業	多様な主体との協働の推進	<p>経常事業「多様な主体との協働の推進」を計画事業とし、地域課題に取り組むNPOなどへの事業助成にあたっては、不安定な寄付金を原資とする協働推進基金ではなく、予算化しその規模を拡大すべきと考える。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>協働推進基金を原資とすることにより、基金を通じた区民参加を図ることができており、基金残高や応募状況、助成団体数の推移から見て、現段階では助成総額の規模を拡大する考えはありません。第三次実行計画においても、引き続き経常事業として取り組み、多様な主体との協働をさらに推進していきます。</p>
186	I	9	19	高齢者や障害者等の	<p>令和6年度年度別計画の「保証料助成新規保証料助成50件」及び「入居者死亡保険への助成 新規保険料助成50件」は、指標と同様に50件/年と記載し分かりやすくしてほしい。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>指標における数値目標・実績が、年度別か複数年度の累積かを明確に区別するため、年度別の数値の場合、単位に「/年」を記載しています。一方、年度別計画においては、取組内容や数量を年度ごとに記載しているため、「/年」の記載を省略しています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
187	I	9	19	高齢者や障害者等の住まい安定確保	<p>誰もが高齢化するので、お世話になるかもしれないので、計画事業19「高齢者や障害者等の住まい安定確保」は重要である。</p> <p>住宅政策の基本は安全、安心なアフォーダブルな住宅の確保である。国の住宅政策には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持家政策：ローン減税、利子補助など ・雇用者から労働者に対する家賃補助 ・住宅困窮者に対する住宅扶助 ・公営住宅の提供 <p>などがあるが、不動産価格の上昇により、平均的な労働者には住宅の取得は困難になっている。住宅は自助努力によって市場を通して獲得するという持家政策を国は取っているため、公営住宅の減少傾向にある。限定的だが、新宿区としても独自の家賃補助、区営住宅などの提供をしているが、まったく不十分である。</p> <p>近年、空き家が増加しているため、空き家の解消も期待される居住支援協議会が、新宿区にも2020年にやっと設立された。しかし、協議会の会長は新宿区都市計画部長、副会長は新宿区都市計画部住宅課長、会員の半分は新宿区の関係課長で、残りが不動産関係団体、居住支援団体である。居住支援団体の中にはNPO的な活動をしている団体、市民はいない。区議会議員もいない。協議会の会員構成からは新しい施策は期待出来そうにないと考える。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、高齢者など住宅確保に配慮を要する方がニーズに応じた住宅に居住できるよう、民間賃貸住宅の家賃助成や区営住宅の供給など、様々な施策を継続的にを行い、区民の生活の安定や福祉の向上を図っているところです。居住支援協議会においては、各構成員と意見交換を重ね、課題解決に向けた検討を行っています。今後も居住支援協議会の活動を通じて施策の充実に努めていきます。</p>
188	I	9	19	住高ま 年齢 い者 安や 定障 確害 保者 等 の	<p>「居住支援協議会」を計画の中に位置付け、実質的な議論が出来るよう改善し、住宅支援事業の抜本的拡充のための議論を進めること。</p>	B	<p>ご意見は、素案の内容に含まれています。</p> <p>居住支援協議会の運営は第三次実行計画（素案）の計画事業19「高齢者や障害者等の住まい安定確保」の中に位置付けており、住宅施策の効果的な拡充に向けた検討を継続していきます。</p>
189	I	9	19	ま高 い年 安齡 定者 確安 保障 害者 等 の 住	<p>公営住宅の増設や、住宅困窮者に対する家賃補助制度を創設すること。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>公営住宅については世帯数に対する割合や、総戸数が特別区の中でも上位にあります。今ある住宅ストックを計画的な修繕やニーズに合った改善等により長寿命化を図ることで、有効活用していくため、区営住宅を増設することは考えていません。</p> <p>また、家賃補助制度については、ファミリー向け民間賃貸住宅助成や多世代近居同居助成、次世代育成転居助成を実施しており、対象者を住宅困窮者に拡大することは考えていません。</p>
190	I	9	経 常 事 業	居多 住世 支代 援・ 次 世 代 育 成	<p>新宿で生まれ育った人が成人して新宿を出て行くケースがあり、親は同じ場所に住み続けているので高齢化するのには当然である。新宿を出て行った子ども世代がまた新宿に戻り、親の側で住みたくなる様な制度（インセンティブ）があれば若い世代が増え結果として高齢化が緩和するのではないかと考えるが如何か。</p>	B	<p>ご意見は、素案の内容に含まれています。</p> <p>区では、親世代による子育ての援助や子世代による家族の生活のサポートを容易にするため、一定の要件を満たす親世帯とその子世帯が、区内で新たに近居又は同居を開始する際に、初期費用の一部を助成する多世代近居同居助成を実施しています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
191	I	9	経常事業	運営住宅の管理	区立住宅の申込をしてもなかなか当たらない人が多く困っているとの声を聞くため、維持保全ではなく増設してほしい。	E	ご意見として伺います。 公営住宅については世帯数に対する割合や、総戸数が特別区の中でも上位にあります。今ある住宅ストックを計画的な修繕やニーズに合った改善等により長寿命化を図ることで、有効活用していくため、区営住宅を増設することは考えていません。
192	I	9	経常事業	定住間賃の管理運営補助／特	所得が区民住宅の基準以上で義務教育終了以前の児童を扶養している区民に対し、住宅を提供することで区民生活の安定と福祉の向上を図るとともにファミリー世帯の定住化を促進することを目的とする事業は素晴らしい事業であると考えているが、本計画ではどのように取り組むのか。 「区の施策・事業の全体像」に分かりやすく記載してほしい。	B	ご意見は、素案に記述されています。 第三次実行計画（素案）の「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」に掲載のNo.324「特定住宅の管理運営」において、区民住宅の廃止に伴い、その住宅を引き続き15年間限りで、20歳未満の子を扶養する子育て世帯を対象とした特定住宅として提供しています。 また、No.319「民間賃貸住宅家賃助成」では、今後、区の所有・借上げした住宅ではなく、ファミリー世帯が自由に選んだ民間住宅の家賃の負担軽減をすることでファミリー世帯の定住化を促進していきます。
193	I	9	その他	—	地域活動への参加を促進する住宅整備にご支援いただきたい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 「新宿区住宅マスタープラン」に掲げる基本目標「地域社会を育てる」に基づき、町会・自治会への理解や参加を促す周知活動を行っています。引き続き、地域活動への支援を進めていきます。
194	II	1	—	KPI	KPI「住宅の耐震化率」の目標（令和9年度末）の「耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。」という文言について、計画事業21①「建築物等耐震化支援事業」の指標にも同様の記載がある。「新宿区耐震改修促進計画」にも同様の文言が記載されているのか。 もし記載されていたとしても「おおむね」というあいまいな表現はなるべく避けていただき、例えば「住宅の耐震化率を増加させる」に変更するなど分かりやすく丁寧に記載してほしい。目標値が示せるのであればなお良いと考える。	E	ご意見として伺います。 「おおむね解消」という表現は、1棟でも未解消であれば100%とは言えない中で、100%に近い耐震化率を目指すという意味を含めて使っています。なお、この表現は「新宿区耐震改修促進計画」のほか、区市町村が耐震改修計画を策定する際の指針となる「東京都耐震改修促進計画」でも同様の表現をしており、整合を図っています。
195	II	1	その他	—	安全は最優先課題であり、基本政策Ⅱ-1「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」の表題はとても良いと思う。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 今後も、基本政策Ⅱ-1「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」に掲げる各事業を着実に推進し、都市の防災性の強化に向けて取り組んでいきます。
196	II	1	その他	—	指定避難場所が機能しない為に「逃げないですむ安全なまちづくり」を行うのか。	F	ご質問に回答します。 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化をめざすに当たっては、避難所運営体制の充実などの体制づくりに加え、建築物等の耐震化や都市基盤の整備などにより災害に強いまちづくりを進めることが重要であると考え、これらの取組を進めています。
197	II	1①	20①	化建支援助物事業耐震	事業概要にブロック塀除去の補助の記載があると大変分かりやすい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 今後も、災害に強いまちづくりに向けて、ブロック塀等除去への補助も含めた建築物等耐震化支援に取り組んでいきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
198	II	1①	20①	建築物等耐震化支援事業	指標の令和5年度末の現況について、 ・特定建築物 92.5% ・特定緊急輸送道路沿道建築物 91.4% ・一般緊急輸送道路沿道建築物 94.7% (令和3年度ローリングで94.1%) はなぜ記載しないのか説明してほしい。	F	ご質問に回答します。 「建築物等耐震化支援事業」では、「新宿区耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震改修工事費補助が完了した件数及び住宅の耐震化率を掲げています。特定建築物及び緊急輸送道路沿道建築物については、令和6年度に予定している耐震改修計画の改定に合わせて指標を設定するため、現時点の指標を記載していません。 なお、重要業績評価指標（KPI）において、住宅並びに緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率を掲げています。
199	II	1①	20①	建築物等耐震化支援事業	さらに耐震化を促進するため、不燃化地域のみになっている建物の除却及び建替えへの助成については全地域を対象に行うべきと考える。	E	ご意見として伺います。 建築物の耐震化は、建替えや除却を含め、それぞれの建築物の所有者が、自らの責務として取り組むことが基本であり、除却は多くの場合、建替えと同様に、除却後の建築物などによる土地利用が想定されることから、建替えや除却に伴う工事に対して、新たに助成を実施することは、現在のところ考えていません。 なお、建築物等耐震化支援事業において、震災時の避難や救助活動等に重要な役割を担う特定緊急輸送道路の沿道建築物の除却及び建替え工事に対し助成を行っているほか、不燃化建替促進事業においても、木造住宅密集地域のうち、地区計画などにより不燃化に向けて地域住民が主体的に取り組んでいる区域等を対象に、木造住宅の不燃化建替え工事及び除却工事に対し助成を行っています。
200	II	1①	20①	業 建築物等耐震化支援事業	事業概要に記載のある「耐震フォローアップ等による耐震化の普及啓発」について、第二次実行計画と同様に「耐震フォローアップ」に注釈を付記し、分かりやすく記載してほしい。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「耐震フォローアップ」について、注釈を付記し、より分かりやすい記載にします。 【注釈】 「耐震フォローアップ」とは、区の耐震診断の助成等を活用し、耐震改修工事に至っていない建築物について、個別訪問などにより耐震改修工事を改めて促す普及啓発のことです。
201	II	1①	20②	擁壁・がけの安全化の総合的な支援	がけ・擁壁ハザードマップについて、新宿区全体の危険な地区が表示されているが、危険度の違いが表現されていないのではないかと。 中井二丁目の1の坂から8の坂のうち、5の坂は道路幅が狭いこと、擁壁が大谷石積みで老朽化しており、壁が膨らんでいること、擁壁の高さが40m以上あるとともに、通学路になっている。以上のことから、危険度が大変高い。ほかの擁壁は6の坂目白学園の西側でもコンクリート擁壁に改修されているが、5の坂は擁壁が高いにもかかわらず未改修となっている。ハザードマップの危険度のランク分けが必要であるとする。 5の坂の下りの左側壁は、東日本大震災後に補修されているが、不十分である。地震はいつ起こるか分からない。大谷石擁壁は積んであるだけなので直下型地震では40m上から大谷石が飛んできて死人が出る。私権もあると思うが考慮してほしい。	E	ご意見として伺います。 がけ・擁壁の適切な維持管理は所有者の責務であることを踏まえ、区では過去に実施したがけ・擁壁の現地点検調査を基に、所有者等に対し安全化対策に関する指導及び啓発を行うとともに、専門家派遣や築造工事費助成等の支援制度を設けています。 ハザードマップでは都が土砂災害防止法に基づき指定した「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」及び「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」を記載していますが、がけ・擁壁の危険度については、その他にランク分けの根拠となる指標がないことから、ハザードマップではお示していません。 なお、中井二丁目の五の坂沿いで、高さ40m以上の大谷石積み擁壁は無いと認識しています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
202	II	1①	20②	合 擁 壁 な ・ 支 が 援 け の 安 全 化 の 総	築造工事費助成については、徐々に助成対象者の所得要件の撤廃や助成対象の拡充が行われているものの、助成額が実態に合っていないことが実績が上がらない原因であることは明白なので、助成額の増額など抜本的に充実すべきと考える。	E	ご意見として伺います。 築造工事費助成については、平成24年度の事業開始以降、所得要件の撤廃や対象工事・助成金額の拡充等の改善を図ってきました。 がけ・擁壁の築造工事は、施工スペースが確保できない等の理由により単独で行うことが難しい場合が多く、建築物の更新時とあわせて行うことが効果的であることから、今後も安全化指導及び啓発の取組みを継続して行い、支援制度の幅広い周知啓発に努めていきます。
203	II	1②	21②	（不 燃 化 推 進 特 定 整 備 事 業 ）	計画事業21②「不燃化推進特定整備事業（西新宿五丁目地区）」について、南エリアのまちづくり構想の運用支援のみ行う様に見える。令和7年度まで不燃化推進特定整備事業が行われるため、令和6年度の表中に「不燃化推進特定整備事業」を記載するよう検討してほしい。	E	ご意見として伺います。 本事業は、西新宿五丁目地区において不燃化推進特定整備事業を活用し、南エリアのまちづくり構想の運用支援を行う事業です。 このため、年度別計画の令和6年度の表中への不燃化推進特定整備事業の記載は行いません。
204	II	1③	22	再 開 発 に よ る 市 街 地 の 整 備	再開発による市街地の整備については、建築物の高さをおさえてもらいたい。空がなくなって景観が変わってしまうだけでなく、風の流れがせき止められ気温上昇を加速させられるので、できるだけ高層の建物はやめてもらいたい。	E	ご意見として伺います。 区内には、低層の木造建築物が密集し、道路が狭いなど都市基盤施設の整備が遅れていることから、防災面や居住環境面で課題を抱える地区があります。 市街地再開発事業は、このような地区において、細分化された土地を統合し、不燃・耐震化された建築物に建て替えることにより、地区内に不足している道路や公園、広場などの都市基盤施設を整備し、安全で快適なまちを実現していくとするものです。 こうした機能や空間の確保を実現するためには、一定の容積率緩和を行い、土地の高度利用を図ることが必要と捉えています。 また、市街地再開発事業を進めるに当たっては、周辺の景観や環境に配慮された計画となるよう適切に誘導していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
205	II	1③	22	再開発による市街地の整備	多額の補助金を投入し超高層ビルを建てるような再開発のあり方は地球温暖化対策にも逆行しており、抜本的に見直すべきと考える。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>市街地再開発事業などは、防災性の向上やまちの機能更新など、地域課題を解決するために有効な手段であると捉えています。再開発などで活用される都市開発諸制度では、「環境都市づくり」を重要方針の一つと位置付け、建築物の高断熱化及び省エネ性能の高い設備の導入等の取組を義務化することで、CO₂排出量の削減を図り、地球温暖化対策を講じています。</p> <p>さらに、補助金を交付する市街地再開発事業においては、都市開発諸制度よりも厳しい水準の達成を義務付けるとともに、ZEB※化の取組を補助金の評価項目に位置付け、ZEB化の実現を誘導しています。</p> <p>今後も環境に関する技術革新を注視し、再開発などに求める環境配慮事項を強化していくことで、「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて取り組んでいきます。</p> <p>※「ZEB」とは、「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」の略であり、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支を省エネルギー性能の向上や太陽光発電などの活用等により、正味（ネット）でゼロにすることを目指した建物のことです。</p>
206	II	1③	22③	支市街地再開発の事業化	高田馬場駅東口地区は事業進捗率50%＝都市計画決定まで進む目標となっているが、現状はどのような再開発になるのか情報共有さえ地権者の間で不十分と言わざるを得ない。徹底した情報公開と住民参加で進めるべきで、区が設定した進捗目標を押しつけるべきではない。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>高田馬場駅東口地区では、地区内の権利者により組織された再開発協議会が、令和6年度以降の都市計画手続き開始を目指し、再開発基本計画案に関する検討や意見交換を行っています。区としては、この再開発協議会の状況を踏まえて目標を設定しています。</p> <p>区は引き続き、再開発協議会による検討の進捗を踏まえつつ、地域の方々が主体となった活動を支援していきます。</p>
207	II	1④	24	道路の無電柱化整備	道路の無電柱化は事業開始から完了まで時間が掛かるので、4カ所の通りだけでなく住民の要望が強い路線についても計画化すること。	D	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>幅員の狭い区道は無電柱化するためには、地上機器の設置場所を確保することに加え、既存の埋設物が輻輳している狭い地下空間に新たな設備を埋設することから、より多くの費用と時間を要するなど、様々な課題があります。</p> <p>そのため、区では、新宿区無電柱化推進計画で定めた「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行空間の形成」、「魅力的な都市景観の創出」の方針に基づき、令和9年度までに実施する優先整備路線を定め、無電柱化の整備を計画的に進めています。</p>
208	II	1④	24	柱道化路の無電	指標のところの「整備進捗率※」は備考欄の「※事業進捗率」と整合性を取るため、「事業進捗率※」と修正してほしい。	G	<p>ご意見を踏まえて修正します。</p> <p>事業進捗率に指標を修正します。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
209	Ⅱ	2	27	の被災者生活再建支援体制	令和7年度の年度別計画に記載されている「新宿区震災復興マニュアル」の改定について、策定期と改定するタイミングを教えてください。	F	ご質問に回答します。 「新宿区震災復興マニュアル」は、「新宿区地域防災計画」の復興にかかる手続きを具体化する個別マニュアルであり、必要に応じて改定することとしています。 「新宿区地域防災計画」を令和5年度末に修正し、令和6年度には被災者生活再建支援システムの更新を予定しています。「新宿区震災復興マニュアル」は、「新宿区地域防災計画」の修正内容と整合を図るとともに、新たな被災者生活再建支援システムの運用状況等を踏まえながら、令和7年度末に改定する予定です。
210	Ⅱ	2	27	制被災者生活再建支援体制	「新宿区震災復興マニュアル」の改定について、策定（改定）委員会等で区民（住民）の意見を反映する場はあるのか。	F	ご質問に回答します。 「新宿区震災復興マニュアル」は、大規模震災が発生した場合の区における生活再建や都市機能の回復を迅速に行うため、各分野の具体的な施策を取りまとめたものです。行政の取るべき行動や必要な事業についてのチェックリストとして活用するとともに、復興業務遂行上の手引書として活用することで、職員が迅速・確かな行動をとることを目的としています。そのため、策定（改定）委員会等で区民（住民）の意見を反映する場は考えていません。
211	Ⅱ	2	28	充マンシヨン防災対策の	「自主防災組織結成に向けたマンション戸別訪問の実施」が年間計画10件では区内のマンション数を考えると少なすぎるため、大幅に増やすべきと考える。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 マンション自主防災組織の結成に向けて、各マンションの災害時における備蓄の必要性の理解を深めるとともに防災意識を醸成するため、マンション1件に対し繰り返し訪問し丁寧な個別説明を行う必要があることから、本事業の取組には時間を要することが想定されます。 事業初年度の取組結果を踏まえ、戸別訪問の実施数の拡大について検討していきます。
212	Ⅱ	2	経常事業	制福祉化避難所の充実と体制	福祉避難所は、区の福祉施設に加え、区内民間福祉施設を福祉避難所とすることから、対応できる事業者を増やし、耐震化・バリアフリー化されていない民間施設に対しては、移転などを含め経済的な支援を行うこと。	E	ご意見として伺います。 区内の特別養護老人ホームや介護老人保健施設、障害者の入所施設について、二次避難所（福祉避難所）として協定を締結し、整備しています。今後、新たにこうした施設が整備される際には、引き続き協定を締結していきます。 なお、耐震化・バリアフリー化されていない民間施設への経済的支援については、都の補助制度等で対応できているものと考えているため、区で新たに支援を行うことは考えていません。
213	Ⅱ	2	経常事業	帰宅困難者対策等の推進	新宿駅周辺地域だけでなく、その他の地域でも対策が必要である。また、多様な情報伝達手段の確保と平常時からの啓発が必要であると考えている。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、「東京都帰宅困難者対策条例」や「新宿区災害対策推進条例」に基づき、国や都、事業者等と連携し、帰宅困難者対策を推進しています。 特に多くの帰宅困難者の発生が想定されている新宿駅周辺地域においては、事業者等を中心に「新宿駅周辺防災対策協議会」を設置し、様々な活動を行い、地域の防災力向上に努めています。また、平常時からの啓発についても、一斉帰宅抑制等を定めた「新宿ルール」をセミナー、講習会等の実施や啓発グッズを活用するなど、広く周知・啓発に努めています。 その他の地域においても、民間事業者等と「帰宅困難者等一時滞在施設の提供に関する協定」を締結するなど、平時から都や事業者等と連携し、帰宅困難者対策を推進しています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
214	Ⅱ	2	経常事業	者 災 対 害 策 時 の 要 推 援 進 護	事業概要のところに防災ラジオ無償貸与の記載があることは大変分かりやすい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 災害時の避難等に支援を必要とする災害時要援護者に対して、災害時等における緊急放送を迅速・確実に伝達するため、引き続き、防災ラジオの無償貸与を実施していきます。
215	Ⅱ	2	経常事業	制 地 域 の 確 初 立 期 消 火 体	井戸の保存を希望する所有者へメリットを与えるため、税金の優遇や補助金を支給してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区で行っている取組として、井戸を所有・管理している方と「災害時における消防水利等の確保のための協定」を締結し、災害時に地域の方が生活雑用水利等として活用できる井戸（災害時協力井戸）として指定しています。本協定を締結していただくことで、井戸の維持管理に係る費用の一部を区で負担しています。
216	Ⅱ	2	経常事業	災 害 訓 練 等 の 実 施	発災によって避難所を開設する場合の町会役員の位置付けについて教えてほしい。発災直後は区の危機管理課では対応が難しいと考えられる。避難所を開設する場合の基準や町会役員としていつ集まるのか、また、携帯電話や固定電話は使用できない恐れがあるため、連絡体制を整理する必要がある。さらに、避難所が立ち上がり、ある程度すれば区に運営を任せ、町会役員は撤退するのかなど、避難所訓練を実施しているが、いつもあやふやなまま実施してしまっている。	F	ご質問に回答します。 発災直後にあっては、区職員が避難所の開設や運営をできない可能性が高いため、防災区民組織役員等で構成された避難所運営管理協議会のメンバーが中心となって活動します。 避難所運営管理協議会では、避難所の運営管理対策の検討や震災時の避難所運営管理活動に関しての協議を行います。その中で、避難所運営管理マニュアルや非常時の連絡体制の確認を実施するなど、震災時における避難所の円滑な運営管理を行うため、地域住民等による避難所の自主運営管理体制を確立しています。
217	Ⅱ	2	その他	—	「新宿区地域防災計画」の決定内容が反映された第三次実行計画としてほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、「新宿区総合計画」で掲げる「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」に向けて、区の地域における災害対策を実施するための総合的かつ基本的な計画として、「新宿区地域防災計画」を策定するものです。 主な対策として「区民と地域の防災力の向上」や「安全な都市づくりの実現」などの10項目を定めることとしており、具体的な施策は個別施策Ⅱ-1「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」、個別施策Ⅱ-2「災害に強い体制づくり」を構成する計画事業や経常事業に反映し、第三次実行計画と整合を図りながら策定しています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
218	Ⅱ	2	その他	—	最近のテロや戦争が激化している中、台湾有事も懸念している。それらの日本への影響はどのように考えているか。対策などはあるのか。シェルターの設置などはあるのか。東京都や新宿区での対策を教えてください。	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>国、都及び区では、外部からの武力攻撃や大規模テロ等から、住民の生命、身体及び財産を保護するため、国民保護法に基づき「国民保護計画」を策定しています。</p> <p>外部からの武力攻撃などがあつた場合には、本計画に基づき、区は迅速に対策本部を設置します。この対策本部と各関係機関が互いに連携し、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処などを行います。具体的な区の対応については、以下のとおりです。</p> <p>1 警報の伝達 区は、国から警報が発令された場合、都と連携しその内容を迅速に住民に伝達します。伝達の方法としては、サイレン、防災行政無線、区ホームページ、SNS、広報車などを用いて、住民や関係機関に周知を行います。防災行政無線等については、日々訓練や使用状況の確認を行っており、直近では、令和5年11月15日に防災行政無線によるJアラートの全国一斉試験放送を実施しました。</p> <p>2 避難指示及び誘導 区は、都からの避難指示を受け、都と連携して速やかに住民に避難指示を伝達するとともに、自衛隊・消防・警察等と連携し、避難場所に住民の誘導を行います。</p> <p>3 救援・安否情報の収集等 区は、都と連携し、避難住民への支援として、食品や生活必需品等の給与を行います。また、避難住民の安否情報等を収集し、住民等からの照会に回答します。</p> <p>4 武力攻撃災害への対処 区は、自衛隊・消防・警察等と連携し、武力攻撃災害に対し、被害の最小化を図るため、警戒区域を設定し立入の制限や禁止を行うとともに、消防は消火、救助活動を行います。</p> <p>また、シェルターの設置に関しては、都が、ミサイル攻撃時の爆風などから被害を軽減するための一時的に避難する施設として、コンクリート造り等の堅牢な建築物や、地下施設（地下街、地下駅舎、地下道等）を「緊急一時避難施設」として指定しています。</p> <p>現在、99の区有施設を始め、国有施設2、都有施設11、地下鉄駅15の計127施設が区内で指定されており、指定された施設は、内閣官房国民保護ポータルサイトや都総合防災部のホームページに掲載されています。区ホームページでもそれぞれのページのリンクを掲載していますのでご確認ください。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
219	Ⅱ	2	その他	—	隣国からのミサイルが着弾するおそれがあるとして、Jアラートが発せられ、都内でも避難訓練が実施されている。外交、防衛は国の仕事だが、新宿区としても可能な対応をしてほしい。	D	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>国、都及び区では、外部からの武力攻撃や大規模テロ等から、住民の生命、身体及び財産を保護するため、国民保護法に基づき「国民保護計画」を策定しています。</p> <p>外部からの武力攻撃などがあつた場合には、本計画に基づき、区は迅速に対策本部を設置します。この対策本部と各関係機関が互いに連携し、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処などを行います。具体的な区の対応については、以下のとおりです。</p> <p>1 警報の伝達 区は、国から警報が発令された場合、都と連携しその内容を迅速に住民に伝達します。伝達の方法としては、サイレン、防災行政無線、区ホームページ、SNS、広報車などを用いて、住民や関係機関に周知を行います。防災行政無線等については、日々訓練や使用状況の確認を行っており、直近では、令和5年11月15日に防災行政無線によるJアラートの全国一斉試験放送を実施しました。</p> <p>2 避難指示及び誘導 区は、都からの避難指示を受け、都と連携して速やかに住民に避難指示を伝達するとともに、自衛隊・消防・警察等と連携し、避難場所に住民の誘導を行います。</p> <p>3 救援・安否情報の収集等 区は、都と連携し、避難住民への支援として、食品や生活必需品等の給与を行います。また、避難住民の安否情報等を収集し、住民等からの照会に回答します。</p> <p>4 武力攻撃災害への対処 区は、自衛隊・消防・警察等と連携し、武力攻撃災害に対し、被害の最小化を図るため、警戒区域を設定し立入の制限や禁止を行うとともに、消防は消火、救助活動を行います。</p> <p>また、シェルターの設置に関しては、都が、ミサイル攻撃時の爆風などから被害を軽減するための一時的に避難する施設として、コンクリート造り等の堅牢な建築物や、地下施設（地下街、地下駅舎、地下道等）を「緊急一時避難施設」として指定しています。</p> <p>現在、99の区有施設を始め、国有施設2、都有施設11、地下鉄駅15の計127施設が区内で指定されており、指定された施設は、内閣官房国民保護ポータルサイトや都総合防災部のホームページに掲載されています。区ホームページでもそれぞれのページのリンクを掲載していますのでご確認ください。</p>
220	Ⅱ	2	その他	—	「災害時要配慮者のための個別支援計画の作成支援」として、当事者から「困難」との声が上がっているセルフプランの作成ではなく、行政が支援者や地域住民などと共に具体的な支援プランを作成すること。また、計画事業に新規に追加すること。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、逃げないですむ安全安心なまちづくりを推進しており、要援護者が、避難所や備蓄品、医療や介護などの要配慮事項をご自分で記入する「要配慮者災害用セルフプラン」の作成により、発災時に命を守るために適切な行動が取れるよう取組を進めています。そのため、「個別支援計画の作成支援」について新たに計画事業に追加することは考えていません。</p>
221	Ⅱ	2	その他	—	個別施策Ⅱ-2「災害に強い体制づくり」の7つの主要な経常事業については計画事業とすること。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>各事業のうち、事業の仕組みの構築がなされ、取組として定着している等の事業については、原則として経常事業に位置付け、個別施策を支える主な事業や取組については、計画事業とともに施策体系に位置付けて、事業内容を掲載しています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
222	Ⅱ	2	その他	—	「多様な主体との連携による多世代への防災意識の普及啓発」については第一次実行計画と同様、計画事業とすること。	E	ご意見として伺います。 第二次実行計画の経常事業「多様な主体との連携による多世代への防災意識の普及啓発」は、防災フェスタ等の取組により計画事業としての目的が達成され、取組として定着していることから、第二次実行計画策定時から経常事業として取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の影響により防災フェスタを中止とするなど、事業の見直しを行ってきたところです。 第二次実行計画期間中の見直しを踏まえ、第三次実行計画（素案）の経常事業No.363「防災思想の普及」及び経常事業No.364「災害訓練等の実施」において、学校での防災に関する講話や各種イベントでの防災に関する展示等を実施するとともに、多くの区民が防災意識を深められるよう、区及び防災関係機関が連携した総合的な訓練を実施することにより、広く防災意識の普及啓発に取り組んでいきます。
223	Ⅱ	2	その他	—	P196～204「第二次実行計画との関連表」において、第二次実行計画（令和4年度ローリング後）には「多様な主体との連携による多世代への防災意識の普及啓発」の記載があるが、第三次実行計画のところには記載がない。事業を終了、統合、名称変更したのであれば説明してほしい。	F	ご質問に回答します。 第二次実行計画の経常事業「多様な主体との連携による多世代への防災意識の普及啓発」は、防災フェスタ等の取組により計画事業としての目的が達成され、取組として定着していることから、第二次実行計画策定時から経常事業として取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の影響により防災フェスタを中止とするなど、事業の見直しを行ってきたところです。 第二次実行計画期間中の見直しを踏まえ、第三次実行計画（素案）の経常事業No.363「防災思想の普及」及び経常事業No.364「災害訓練等の実施」において、学校での防災に関する講話や各種イベントでの防災に関する展示等を実施するとともに、多くの区民が防災意識を深められるよう、区及び防災関係機関が連携した総合的な訓練を実施することにより、広く防災意識の普及啓発に取り組んでいきます。
224	Ⅱ	2	その他	—	「新型インフルエンザ等感染症のパンデミック対策」として、地震や風水害などの災害時についても新型感染症対策を位置づけること。また、計画事業に新規に追加すること。	E	ご意見として伺います。 地震や風水害などの災害時における感染症対策については、「新宿区地域防災計画」に定めています。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、地震等の災害により避難所を開設・運営する場合の感染症拡大防止に向けた対策をまとめた「避難所運営管理ガイドライン（感染症対策編）」を作成しています。新たに計画事業に追加することは考えていませんが、引き続き、様々な事態を想定しながら、感染症の発生やまん延防止に向けた必要な対策を講じていきます。
225	Ⅱ	2	その他	—	P158～194「区の施策・事業の全体像」について、第二次実行計画の記載と比較すると以下の事業の記載がない。事業を終了、統合、名称変更したのであれば説明してほしい。 ・災害情報システムの運用 ・事務所と地域の連携促進	F	ご質問に回答します。 第二次実行計画の「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」に掲載のNo.361「災害情報システムの運用」は、第三次実行計画（素案）のNo.352「災害情報の収集及び発信」に事業名称を変更しています。第二次実行計画のNo.364「事務所と地域の連携促進」は、第三次実行計画（素案）のNo.353「帰宅困難者対策等の推進」に事業名称を変更しています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
226	Ⅱ	3①	経常事業	安全安心推進活動の強化	個別施策Ⅱ-3①「犯罪のない安心なまちづくり」には計画事業が1つもないが、決して犯罪は減っていない。新規で「性犯罪・性搾取をなくす対策の推進」を計画事業とし、とりわけ未成年者が巻き込まれないよう保護と支援を強化すること。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>計画事業とすることは考えていませんが、区では、毎日、午後3時から翌午前5時までの間、委託警備会社の警備員による安全・安心パトロール隊が歌舞伎町地区を重点的に巡回しており、若者に対して、犯罪の当事者となったり、被害に巻き込まれないように、指導や声掛けをしながら見守り活動を行っています。</p> <p>こうしたパトロール活動を通じて、大久保公園周辺の街娯と、街娯に群がる男性客がいる状況を把握し、新宿警察署に情報を提供しています。また、警視庁生活安全部少年育成課が主体で行っている一斉補導等にも参加して若者の安全確保に取り組むなど、関係機関等とも緊密に連携して対応しています。</p> <p>また、歌舞伎町地区に集まる若者や女性の犯罪被害防止につなげるためのアウトリーチ活動を行うNPO法人、公益法人と連携を行っています。</p> <p>さらに、町会・商店街等の地域団体が設置する防犯カメラの補助事業を実施することで、地域の防犯力向上に努めています。</p>
227	Ⅱ	3①	経常事業	化安全安心推進活動の強化	不審者が少し出ているとの話がある。警戒パトロールをお願いしたい。	C	<p>ご意見を踏まえて、計画を推進します。</p> <p>区では、「しんじゅく安全・安心情報ネット」により、区民の安全の確保のため、ご登録いただいたアドレス宛に警察や消防、地域等から入手した不審者情報等をメールで配信しています。また、自主防犯活動を行う防犯ボランティアグループに対し、防犯資器材の提供をするという取組を行っています。</p> <p>今後も自主防犯意識の向上と地域や警察等関係機関と連携し防犯活動に取り組んでいきます。</p>
228	Ⅱ	3①	経常事業	化客引き行為防止等の防犯活動強化	経常事業「客引き行為防止等の防犯活動強化」について、事業概要の内容が抽象的でよく分からない。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、新宿駅周辺や歌舞伎町地区において、毎日、午後3時から翌午前5時までの間、委託警備会社の警備員による安全・安心パトロール隊が、客引き行為等をしている者に対して指導等を行っています。さらに地域、警察、区が合同で行う客引き行為等防止パトロールを行い、防犯活動を実施しています。危険薬物については、衛生課や薬物防止に関する関係団体と連携したキャンペーンにより、広報活動を行っているところです。</p> <p>時間、場所、活動内容などは、そのときの状況に応じて、変わる可能性があるため、事業概要を具体的に記載していません。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
229	Ⅱ	3①	経常事業	客引き行為防止等の防犯活動強化	<p>最近、山手線や西武新宿線等の高田馬場駅の早稲田口側のガード下の両側の歩道（早稲田通り）では、夜間に女性が客引きをしている。また、そのすぐ横のさかえ通りでも、客引きを行っている。客引きの状況は、以前より激しくなっており、歌舞伎町付近に比べても、高田馬場駅やさかえ通りのほうが、客引きが激しい状況である。</p> <p>このため、安心して、ガード下の歩道（早稲田通り）やさかえ通りを歩くことができない。毎日、現地に担当者をパトロールさせ、これらの客引きを排除してほしい。また、この内容を、新宿区第三次実行計画に明記してほしい。</p>	D	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>区では、平成25年9月に「新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」を施行し、歌舞伎町一、二丁目、新宿二、三丁目、西新宿一丁目を特定地区と定め、客引き行為等を現認した際に、口頭指導、書面警告、勧告と段階を経て手続きをし、最終的に過料を徴収できるようになっています。これらの手続きは客引き行為等を現認した際に実施しています。しかし、高田馬場さかえ通りは、特定地区に指定されていませんので、口頭指導、書面警告、勧告、過料の処分対象ではありません。</p> <p>高田馬場さかえ通りの現状を確認した上で、特定地区、その他の地区の状況を踏まえ、今後必要に応じて、特定地区として指定するか検討します。</p> <p>一方、都では、いわゆる「迷惑防止条例」を施行し、執拗・悪質な客引き行為等に対し罰則を規定しており、本条例に違反する行為については、戸塚警察署が厳格に対処しています。</p> <p>区条例の特定地区ではない地区であっても、執拗・悪質な客引き行為等の情報を入手した際には、客引き行為等の検挙に結び付けられるよう所轄の警察署に対し、情報提供を行います。</p>
230	Ⅱ	3②	30	ザ新等型対イ策のフ推進	<p>事業概要に記載のある「（仮称）新宿区感染症予防計画」は令和5年度に策定するとのことから、本計画の際には「（仮称）」が取れると考えてよいのか。また、令和6年度年度別計画も同様と考えてよいのか。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>第三次実行計画（素案）に記載の「（仮称）新宿区感染症予防計画」については、令和6年度から令和11年度を計画期間とするものです。お見込のとおり、本計画では、事業概要及び年度別計画から「（仮称）」を削除します。</p>
231	Ⅱ	3②	30	等新対策インのフ推進	<p>令和8年度年度別計画に記載のある職員用感染防護服の購入について、職員何人分の購入を想定しているのか。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>600人分の購入を想定しています。</p>
232	Ⅱ	3②	30	ザ新等型対イ策のフ推進	<p>令和8年度年度別計画に記載のある職員用感染防護服の購入について、第二次実行計画によると令和3年度に購入していることから、令和7年度末までは充足している、令和8年度分は最新型のものとなるのか。それとも従来型のものなのか。</p> <p>また、購入は約5年間に一度と考えてよいのか。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>感染防護服には使用期限があるため、5年に一度購入しています。感染防護に必要な仕様を満たすのであれば型式の指定はありません。</p>
233	Ⅱ	3②	経常事業	啓食品衛生の普及	<p>事業概要に「パンフレット等の配布により」とあるが、「食品衛生知識の普及啓発を目的とした講習会の開催」はどうか。コロナ禍により中止したのか。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>コロナ禍以前は直接対面で行う講習会を実施していましたが、コロナ禍を経て、計画素案に記載のとおり、継続的に普及啓発を行うことができるインターネットでの動画配信に切替えを行ったものです。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
234	Ⅱ	3③	31	マンションの適正な維持管理及び再生への支援	管理計画認定取得促進補助事業の事業概要及び開始時期について教えていただきたい。	F	ご質問に回答します。 管理計画認定取得促進補助事業では、宅配ボックスの設置に係る費用の補助を令和6年4月から開始します。
235	Ⅱ	3③	31	マンションの適正な維持管理及び再生への支援	長期修繕計画作成費補助事業の助成費の目安と開始時期について教えていただきたい。	F	ご質問に回答します。 長期修繕計画作成費補助事業の助成費は、1件当たり上限20万円を予定しています。また、本事業は令和6年4月から開始します。
236	Ⅱ	3③	31	マンションの適正な維持管理及び再生への支援	「新宿区マンション管理適正化推進計画」の決定内容が反映された第三次実行計画としてほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 令和6年2月に策定する「新宿区マンション管理適正化推進計画」に基づく取組については、第三次実行計画（素案）の計画事業30「マンションの適正な維持管理及び再生への支援」に含まれています。本計画事業において、管理計画認定制度の運用やマンション管理計画認定に向けた支援等を行っていきます。
237	Ⅱ	3③	31	マンションの適正な維持管理及び再生への支援	計画事業30「マンションの適正な維持管理及び再生への支援」について、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の2に基づく助言・指導及び勧告に関するガイドライン」（令和5年4月改訂、国土交通省）における助言指導に関して、助言指導を行うための新たな事業の提案をお願いしたい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 助言・指導については、国や他自治体の動向等を注視しつつ、今後の取組を検討していきます。
238	Ⅱ	3③	31	マンションの適正な維持管理及び再生への支援	「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の2に基づく助言・指導及び勧告に関するガイドライン」（令和5年4月改訂、国土交通省）では、助言指導を行うマンションをマンション実態調査のアンケート結果から抽出と記載されている。平成28年から実施されていないマンション実態調査実施と課題検討を行う必要があると推察されるため、この事業化（予算化）をお願いしたい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 令和9年度に「新宿区住宅マスタープラン」及び「新宿区マンション管理適正化推進計画」の見直しを予定しているため、今後マンション実態調査の実施について検討していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
239	Ⅱ	3③	31	理マ 及ン びシ 再ヨ ン への 適正 な維 持管	ボックスの内容からマンション管理計画認定制度の周知と運用について、全容が不明である。「区マンション管理適正化推進計画」内容の確定後、ボックスの内容を充実したものとしてほしい。	E	ご意見として伺います。 令和6年2月に策定する「新宿区マンション適正化推進計画」において、マンション管理計画認定制度の周知と運用を具体的に定めます。なお、この取組については、第三次実行計画（素案）の計画事業30「マンションの適正な維持管理及び再生への支援」に含まれており、年度別計画に「マンション管理計画認定制度の運用」や「マンション管理計画認定に向けた支援」として既に記載していることから、ボックスの内容は変更しません。
240	Ⅱ	3③	31	支マ ンシ ヨ ン の 適 正 な 維 持 管 理 及 び 再 生 へ の	マンション管理計画認定制度の運用が令和6年度からとなっている。 令和2年6月の「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」による制度だが、市町村が「マンション管理適正化推進計画」を策定しないと、当該市町村のマンションは当該認定を受けることができない。 令和4年12月に「マンション長寿命化促進税制」が創設され、管理計画の認定を受けたマンションが大規模修繕工事を施行すると、そのマンションの区分所有者の固定資産税（家屋）が23区内では1/2に減額される税制改正があった。当減税措置を受けるには、管理計画の認定を受けている事が前提条件となっている。 区のマンション管理適正化推進計画策定が令和5年度末となり、上記の減税措置の恩恵を受けられない事となる新宿区民の不利益に対し、マンション管理計画認定制度の運用を早期実施するよう要望する。	C	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 「新宿区マンション管理適正化推進計画」の策定に当たっては、区内の住宅に占めるマンションを含む共同住宅の割合は約88%となっているなど、新宿区独自の実情と課題の整理を踏まえ、庁内各部署の横断的な検討や、庁外の関係機関との協議を重ねたほか、「新宿区マンション管理適正化推進計画」の策定と合わせて運用する「マンション管理計画認定制度」の申請促進を図るための方策等を検討してきました。これらの検討に時間をかけたため、策定が令和5年度末になったものです。また、マンション管理計画認定制度の運用は、「新宿区マンション管理適正化推進計画」の策定に合わせ、令和5年度末から運用することを予定しています。
241	Ⅱ	3③	31	管マ ンシ ヨ ン 再 生 へ の 適 正 な 維 持	国のマンション管理適正化法は、令和2年に策定されているが、この間どのような事情があって新宿区のマンション管理適正化推進計画の策定が遅くなったのか教えてほしい。	F	ご質問に回答します。 「新宿区マンション管理適正化推進計画」の策定に当たっては、区内の住宅に占めるマンションを含む共同住宅の割合は約88%となっているなど、新宿区独自の実情と課題の整理を踏まえ、庁内各部署の横断的な検討や、庁外の関係機関との協議を重ねたほか、「新宿区マンション管理適正化推進計画」の策定と合わせて運用するマンション管理計画認定制度の申請促進を図るための方策等を検討してきました。これらの検討に時間をかけたため、策定が令和5年度末になったものです。
242	Ⅱ	3③	31	理マ 及ン びシ 再ヨ ン への 適正 な維 持管	マンション管理セミナー、マンション管理組合交流会は、満足度の指標だけでなく参加数や参加率を増やす事も指標とすべきと考える。	E	ご意見として伺います。 マンション管理セミナー及びマンション管理組合交流会においては、回次ごとに参加者数が大きく異なり、参加数や参加率は指標に設定することは困難であると考えています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
243	Ⅱ	3③	経常事業	空家等対策の推進	区民からの苦情や相談も多いことから計画事業として目標を持って推進する必要がある。	E	ご意見として伺います。 空家等対策の推進については、旧第三次実行計画（平成28～29年度）では、計画事業として「新宿区空家等対策計画」の策定等に取り組みました。平成30年1月に計画を策定し、事業の仕組みが構築できたことから計画に基づき経常事業として取り組んでいるものです。引き続き、経常事業として、計画に基づく空家等の対策を総合的かつ計画的に実施しています。
244	Ⅱ	3③	経常事業	民泊の適正な運営の確保	<p>区長は違法民泊を取り締まるために条例が必要と新宿区民泊問題対応検討会議で説明していた。経常事業「民泊の適正な運営の確保」で違法民泊をどの様に取り締まるのか。その結果、条例によって、違法民泊は減ったのか。新宿区の条例には取り締まる条項がないので、取り締まれない。国の法律によって取り締まっているのではないのか。</p> <p>コロナ禍で海外からの旅行者が減り、違法民泊の利用者も減り、ホッとしていたが、コロナ禍が治まり、海外からの旅行者が回復したので、違法民泊の利用者も増えている。</p> <p>民泊の届けをしていないで法民泊をしている人は所得税の申告もしていないと思われるので、住民税も払っていない。民泊から出るごみは事業ごみとして出されず、家庭ごみとして回収されている。民泊のネット上の登録は日本語以外のネット空間が使われているのか、違法民泊はネット検索をしても見つからない。違法民泊の利用者は海外からで、スマホを利用して移動しているので、地域の人との会話することはほとんどない。民泊の清掃等の作業は外国人の人がしている。違法民泊を支える裏市場が出来上がっているようだ。</p> <p>不動産の折込み広告で、民泊経営は10%のリターンは硬い、30%のリターンも不可能ではないと宣伝していた。これに引きずられ、家賃が上昇していると思われる。住民は区外に行きかざるを得ない。</p> <p>違法民泊の取り締まりで新宿区がしていることは（住宅宿泊事業（民泊制度）のページから解かることは）、「許すな！違法民泊」のポスターを作成しただけで、ほとんど効果がない。「違法で営業する「違法民泊」の通報も多く寄せられています。」と書きながら、何件あるのかも書いていない。違法民泊の通報先が明示されていない。</p> <p>違法民泊の経営は中国系、韓国系の資本が入っているようだ。裏経済での関係者が多いので、通報することはリスクが伴う。違法民泊の利用者が増えているので、現行犯としての取り締まりも可能になっている。違法民泊取締りのパトロールは出来ないのか。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>当初、違法民泊を取り締まる条例を検討するため、有識者や警察、消防といった外部機関を委員とした新宿区民泊問題対応検討会議を立ち上げました。</p> <p>その後住宅宿泊事業法が成立し民泊が法制化されたので、法の施行に向けて民泊の適正な運営の確保を目的に検討を行い条例を制定しました。</p> <p>条例では事業に伴い発生したごみは事業系ごみで処理することや、住居専用地域では平日の事業を制限することなどのルールを設けています。</p> <p>違法民泊の苦情件数はホームページに掲載しているとおり平成30年度の法施行時をピークにコロナの影響により大幅に減少していましたが、コロナ後の令和5年度は増加傾向にある状況です。</p> <p>違法民泊に関する情報が区に寄せられれば、現地調査を実施するなど営業者を特定し、是正させるため都度対処しています。具体的な情報があればポスターに問合せ先として記載されている衛生課に連絡してください。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
245	Ⅱ	3③	経常事業	公害の監視・規制・指導	公害の対象に「放射性廃棄物」「放射線」「放射能物質」等、人為的(原子力関連)生成放射性核種を追加してほしい。	E	ご意見として伺います。 環境基本法では「公害」について、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定義しています。 この定義をもとに区では「人為的生成放射性核種」を公害の対象とすることは考えていませんが、区民が健康で安全な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的として区役所第一分庁舎前にて、週1回空間放射線量の測定を行い、結果を公表しています。また、空間放射線量測定器を区内に在住、在勤、在学の方に貸し出す事業を行っています。
246	Ⅱ	3③	経常事業	建築許可・確認等事務	中落合地区の新築物件について、中落合地区は建ぺい率50%容積率100%と認識しているが、近年この基準に適合していないと思われる建物が多く見られる。 ①基準は変わったのか。 ②基準適用（運用）が変わったのか。 ③北側斜線という言葉も聞くが、この運用はどうなっているのか。 ④民法では隣接建物との間隔は境界より50cm以上としているが如何か。（民234条）	F	ご質問に回答します。 ①中落合4丁目の大部分は現在も建蔽率50%、容積率100%であり、低層住宅のための地域として第一種低層住居専用地域となっています。この基準に変更はありません。 ②建蔽率については、令和元年6月の建築基準法の改正により準防火地域において延焼防止性能の高い建築物は建蔽率を10%緩和できるようになりました。これにより、中落合4丁目の建蔽率50%のエリアにおいても建築物の仕様によっては、建蔽率を60%とすることができます。また、容積率について運用の主な変更は、建築基準法の改正により、平成6年には住宅の地階が、平成9年には共同住宅の共用の廊下や階段の部分が容積率の不算入とすることができるようになってきました。容積率100%についての変更はありませんが、建蔽率の緩和や、容積率の不算入部分の活用により、見かけ上の建築物の規模が大きくなっていることが考えられます。 ③中落合4丁目付近の第一種低層住居専用地域では第一種高度地区という北側からの斜線が適用となります。この制限については、変更はされておらず、運用の変更もありません。 ④民法234条1項における距離保持義務について、民法の規定は建築確認の直接の対象とはなりません。近隣との争いを避けるためにも守ることが望ましいと考えています。
247	Ⅱ	3③	その他	—	パブリックの場所での飲酒を禁止することはできないか。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 時間と場所を限定した上で路上飲酒を禁止するような条例の制定を視野に入れながら、関係団体との連携を一層強化し、路上飲酒しにくい環境づくりについて検討していきます。
248	Ⅱ	3③	その他	—	最近、地震や気象災害が多発している。羽田空港への着陸進入飛行経路が設定され、新宿区上空を大型航空機が多数飛行するようになったので、墜落事故、飛行機からの落下物が心配である。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 羽田空港新飛行経路の運用は、国の事業として国の判断と責任において進めていくべきものと考えています。 区としては、区民から寄せられたご意見やご要望について、速やかに国に伝えるとともに、安全対策の徹底等について引き続き強く要望していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
249	Ⅱ			保健衛生全般 経常事業	相ねずみ駆除相談・ハチ衛生害虫 暮らしやすさの追求の観点からも、賑わい都市・新宿の創造の観点からも、歌舞伎町だけでなく、大久保や高田馬場等、区内の主な繁華街全域で、ネズミ駆除を行い、衛生環境の改善に努めてほしい。	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 令和5年度は、ねずみの餌となるごみを無くすため、歌舞伎町の飲食店・ビル管理者等に対して、ふた付き容器での排出など、ごみの適正排出について周知・啓発を行います。また、歌舞伎町において、繁華街清掃委託により週に2回の不法投棄ごみの収集を行い、路上のごみを早期撤去することにより環境の改善を図るとともに、環境調査及び一斉駆除を実施します。 令和6年度については、歌舞伎町に加え、日頃から苦情や被害の相談が多い大久保地区や百人町地区も含め環境調査や駆除対策の実施を検討していきます。また、対策の結果を検証した上で、さらに対策が必要な地区を検討していきます。
250	Ⅱ			保健衛生全般 経常事業	狂犬病予防対策等 妙正寺川沿い道（下落駅から）から公園前（中落公園）の道に、犬のふんの始末をしない方が多い。車で踏まれると長い道のりに広がり大変である。また、平気で家の前にさせて行く人もいる。そのため、以下の対応を検討してほしい。 ○罰金制度にした方がよい。 ○抑止力として、残されたふんを見つけたら写メして、場所と時間帯などを新宿区に送る。データを集めて対策をお願いしたい。 ○掲示板などに、「ふんの始末しないと捕まりますよ」など厳しめの警告、宣伝をする。 ○捕まった方に、カウンセリングを受けて頂く。こういう方は、動物虐待、放棄などありえるので。 ○犬が寄り付かない、匂いの商品などを被害の受けた方に提供する。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、犬の糞尿の始末について、飼い主の方が責任をもって行っていただくことをお願いしています。 具体的には、「飼い主の方のマナー」についてのチラシを作成し、毎年飼い主の方に送付する狂犬病予防注射の案内でお知らせするとともに、区ホームページや広報新宿にも掲載し普及啓発を行っています。さらに、「犬の糞尿は飼い主の責任で持ち帰りを！」というプレートを作成し、保健所衛生課及び各特別出張所で犬の糞尿についてお困りの方などに配布しています。また、犬の糞尿を放置する飼い主が特定できる場合には、個別に飼い主の方に指導を行っています。 区では、禁止条例の制定や罰則が必ずしも効果的とは考えていませんが、今後も積極的に普及啓発や飼い主指導を行うことで、飼い主の方のマナー徹底を図っていきます。
251	Ⅲ	1	32①	新宿駅直近地区のまちづくり	新宿駅西口の再開発で、バリアフリー化の検討をしてほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 新宿駅直近地区では、都と区が平成30年3月に策定した新宿の拠点再整備方針に基づき、地上、地下、デッキレベルをつなぐ車椅子利用者等にも対応した縦動線を配置することなどにより、誰にとっても優しい新宿グランドターミナルへ再編することとしています。 また、区が令和3年11月に策定した新宿区移動等円滑化促進方針では、新宿駅周辺において、新宿グランドターミナルの一体的な再編と連携した利便性の高いバリアフリー化を目指すこととしています。 これらの方針に基づき、バリアフリー化の検討について、引き続き各開発事業者等に働き掛けていきます。
252	Ⅲ	1	32①	新宿駅直近地区のまちづくり	新宿駅西口周辺の工事により、都バスのバスターミナルへの移動などが不便になっているが、移動困難者対策は十分に講じるべき。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿駅西口駅前広場では、土地区画整理事業の施行者である都が工事を進めています。 都では、移動困難者が円滑に通行できるよう、バリアフリー動線の確保や適切な案内誘導などについて配慮しながら工事を進めています。利用者の要望等を踏まえ、必要に応じて更なる対策を講じるよう都に働き掛けていきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
253	Ⅲ	1	32①	新宿駅直近地区のまちづくり	新宿東口のルミネのエレベーターしか迂回がなく困っている。A8などの広場にエレベーターを設置してほしい。	B	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。各施設間には段差があり、バリアフリールートに課題があると認識しています。</p> <p>このことから、「新宿区移動等円滑化促進方針」では、新宿駅周辺において、新宿グランドターミナルの一体的な再編と連携した利便性の高いバリアフリー化を目指すこととしています。</p> <p>また、新宿駅直近地区では、新宿の拠点再整備方針に基づき、地上、地下、デッキレベルをつなぐ車椅子利用者等にも対応した縦動線を配置することなどにより、誰にとっても優しい新宿グランドターミナルへ再編することとしています。</p> <p>このため、新宿駅東口のバリアフリーについては、これらの方針に基づき検討を進めていきます。</p>
254	Ⅲ	1	32①	新宿駅直近地区のまちづくり	地球温暖化対策に逆行する超高層ビル建設ありきではなく、SDGsの観点から抜本的に見直すべきと考える。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>新宿駅直近地区では、新宿の拠点再整備方針に基づき、駅、駅前広場、駅ビルを一体的に再編し、線路上空を活用した広場空間の創出や、ユニバーサルデザインを踏まえた分かりやすく、利用しやすい駅や駅前広場の整備を進めることとしています。こうした空間や機能の確保を実現するためには、超高層ビル化などの土地の高度利用が必要と捉えています。</p> <p>拠点再整備方針では、再編に当たって、建物や公共的空間の省エネルギー化などを推進していくこととしています。</p> <p>このため、大規模な再開発などにおいては、地域冷暖房の導入によるエネルギーの高効率化、建物の高断熱化や屋上緑化、太陽光発電設備の設置など、地球温暖化対策として熱負荷の低減及びCO₂排出量の削減を図るよう誘導していきます。</p>
255	Ⅲ	1	32③	延靖国に通向け地下支援路	靖国通り地下通路延伸は、いわゆるサブナードを延伸する計画だが、実現するには相当の事業費が想定される。サブナードはあくまでも民間であり、その延伸を区の計画事業に位置付けることで区の財政を投入することがあってはならない。財源に関する区の考えはどのようなものか伺いたい。	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>靖国通り地下通路延伸については、都等関係者と事業化に向けた調整や計画内容の検討を行っています。</p> <p>区としては、整備費用について区が負担することがないように、引き続き事業化に向けた調整を行っています。</p>
256	Ⅲ	1 3	その他	—	<p>P158～194の「区の施策・事業の全体像」について、第二次実行計画の記載と比較すると以下の事業の記載がない。事業を終了、統合、名称変更したのであれば説明してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高田馬場駅周辺の整備促進 ・用途地域変更等事務 	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>高田馬場駅周辺については、第二次実行計画の計画事業41「地区計画等のまちづくりルールの策定」の取組により、令和2年度に「高田馬場駅周辺エリアまちづくり検討委員会」及び「高田馬場駅周辺エリアまちづくり協議会」が発足し、令和4年度に「高田馬場駅周辺エリアまちづくり方針」を策定しています。現在は、同方針に基づき、具体的な基盤整備の検討を行っています。</p> <p>第二次実行計画の「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」に掲載のNo.429「高田馬場駅周辺の整備促進」については、第三実行計画（素案）の計画事業33「地区計画等のまちづくりルールの策定」に統合し、引き続き高田馬場駅周辺のまちづくりに取り組んでいきます。</p> <p>また、第二次実行計画のNo.437「用途地域変更等事務」については、令和5年4月28日に用途地域等の一括変更を施行したため、事業を終了しました。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
257	Ⅲ	2	経常事業	歌舞伎町安全・安心対策事業寄附金助成	歌舞伎町のまちづくりで最も大きな課題は、歌舞伎町で犯罪行為が繰り返され、ト横キッズと言われる子どもたちや若い女性たちが犯罪や性搾取の被害に遭っていること。ところがそれへの対応が計画事業にはなく、経常事業に「自発的に行われる活動を支援し」とか、「歌舞伎町地区に集まる若者や女性の犯罪被害防止活動への支援に賛同する個人・団体からの寄附金を受け付けます」などと掲げているが、多くの支援団体の活動は東京都の補助対象となったため、区が寄附金を募って始めた補助事業は実績ゼロとなっている。一般社団法人など実績のある団体にも対象を拡大すべきだが、それはしないで募った寄附金を歌舞伎町パトロールに使おうとしていることは寄附者に対しても約束違反ではないか。	E	ご意見として伺います。 歌舞伎町安全・安心対策事業助成について、現時点では補助対象を一般社団法人まで拡大する考えはありませんが、区では、引き続き効果的な支援になるよう更なる周知を進めていきます。 なお、寄附金については、募集開始時に「歌舞伎町安全・安心対策事業助成による特定非営利活動法人に対する活動事業助成」、「新宿区安全・安心パトロールに係る経費など歌舞伎町地区の安全・安心なまちづくりに資する事業」に活用するものとして寄附を募っていたことから、問題ないものと考えています。
258	Ⅲ	2	その他	—	区として「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「基本計画」を策定し、具体的支援策を進めることを計画事業として明確にすべきと考える。	E	ご意見として伺います。 困難な問題を抱える女性への支援は、広域的な対応が必要であることから、都の計画策定後、区の基本計画策定について計画の必要性を含め検討していきます。そのため、区の計画事業に位置付けることは考えていません。
259	Ⅲ	3	—	SDG s	P214～215「区の基本政策・個別施策とSDG sの目標との対応表」における個別施策Ⅲ－3「地域特性を活かした都市空間づくり」について、第二次実行計画の記載と比較すると以下の目標が追加されている。事業を追加・変更したのであれば説明してほしい。 ・目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	F	ご質問に回答します。 「SDG s 9.産業と技術革新の基盤をつくろう」では、具体的な取組として「インフラ整備」が示されています。個別施策Ⅲ－3「地域特性を活かした都市空間づくり」では、地区計画等のルールにより、快適な都市空間づくりを推進するため、目標に対応すると考え追加しました。
260	Ⅲ	3	34	の地区計画等のまちづくりルール	事業概要の「(3) 地域組織とまちづくり構想等の実現に向けた取組を進めている地区(5地区)のうち、西新宿五丁目地区(再掲)について、計画事業21②「不燃化推進特定整備事業(西新宿五丁目地区)」の令和6年度年度別計画のところにある「南エリア まちづくり構想の運用支援」の再掲と考えれば良いか。 また、総事業費にはその経費は含まれているのか。もし含まれているのであれば、(関連事業)として記載を追記してほしい。	F	ご質問に回答します。 第三次実行計画(素案)の計画事業33「地区計画等のまちづくりルールの策定」の事業概要に記載の「西新宿五丁目地区(再掲)」は、第三次実行計画(素案)の計画事業21②「不燃化推進特定整備事業(西新宿五丁目地区)」と同一の地区を指しています。 なお、総事業費は関連事業におけるまちづくりルールの策定に係る経費を含めたものです。「不燃化推進特定整備事業(西新宿五丁目地区)」において計上した事業費は、まちづくり構想の周知や不燃領域率の算定等に要する費用であるため、まちづくりルールの策定とは異なります。そのため、総事業費には含まれていません。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
261	Ⅲ	3	34	の地区 策区 定計 画等 の ま ち づ く り ル ー ル	事業概要の「(1) まちづくりの方向性が定まり、地区計画等の策定・変更に向けて取り組んでいる地区(8地区)」のうち、「若葉地区(再掲)」についてどのように考えたらよいか教えてほしい。 計画事業31④「新宿駅周辺地区の地区計画等のまちづくりルールの策定」の事業概要には5地区、計画事業31④「新宿駅直近地区のまちづくり」は、新宿駅直近地区(再掲)、計画事業21④「木造住宅密集地域の整備促進(若葉・須賀町地区)」は若葉・須賀町地区(再掲)が該当すると考えられる。	F	ご質問に回答します。 「(1) まちづくりの方向性が定まり、地区計画等の策定・変更に向けて取り組んでいる地区(8地区)」のうち、「若葉地区(再掲)」については、第三次実行計画(素案)の計画事業21④「木造住宅密集地域の整備促進(若葉・須賀町地区)」の「若葉地区」を指しており、「若葉・須賀町地区(再掲)」は、計画事業21④「木造住宅密集地域の整備促進(若葉・須賀町地区)」の「須賀町地区」を指しています。 なお、記載の整合を図るため、「木造住宅密集地域の整備促進(若葉・須賀町地区)」の年度別計画記載の「須賀町地区」について、「若葉・須賀町地区」と修正し、より分かりやすい記載とします。
262	Ⅲ	3	34	策地区 定計 画等 の ま ち づ く り ル ー ル の	「地域組織とまちづくり構想等の実現に向けた取組を進めている地区」として、平成30年6月の会を最後に長らく中断している「四谷一丁目南地区沿道まちづくり協議会」の再開をぜひお願いしたい。 コロナ禍の影響もあった、協議会が中断されているこの5年余りの間に、営業中止・停止している店、廃業転売された店が増えているのが実情である。このままでは、四谷一丁目目が虫食い、シャッター通りになってしまう。今、私たちはこの問題を地域全体の住民と話し合いたいと思っているが、休会になってしまい、いまだに協議会は再開されていない。協議会を再開することが急務と思われる。四谷一丁目地区発展のため、是非検討してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 四谷一丁目南地区沿道まちづくり協議会では、地区全体の方向性がまとまるまで待つべきとのご意見が多数寄せられたため、協議会を休止しています。 今後もまちの動向を踏まえながらまちづくりを進めていきます。
263	Ⅲ	3	34	ル地区 の計 画等 の ま ち づ く り	地区計画については地域住民全体で情報を共有し話し合える環境が必要である。第二次実行計画にはなかった西早稲田駅前地区は区が主導しデベロッパ(UK)が関与して勉強会が行われてきたが、協議会に移行する段階で急に対象エリアが拡大され、地域の中で立場によって情報格差が生じている。住民が取り残されることのないよう、地区計画はあくまで住民主体で進めるべきと考える。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 ご指摘のとおり地区計画については地域住民全体で情報を共有し話し合える環境が必要だと考えているため、西早稲田駅前地区では、より多くの住民の意見を聞くために勉強会から区域及び対象者を拡大し、令和5年11月に西早稲田駅前地区まちづくり協議会を立ち上げたところです。 今後の協議会においても、地域住民が主体となって、魅力あるまちづくりの検討を進めていきます。
264	Ⅲ	3	34	の地区 策区 定計 画等 の ま ち づ く り ル ー ル	令和5年7月に改訂された「まちづくり戦略プラン」において、下記地区に新たな計画が記載されている。これら計画に対する計画事業が本書に記載されているか確認したい。また、記載が無い場合、これらの計画をどのように展開されるか教えてほしい。 ①西早稲田駅前地区まちづくり勉強会 ②都市計画駐車場のあり方検討 ③下宮比町地区再開発	F	ご質問に回答します。 西早稲田駅前地区及び下宮比町を含む飯田橋駅東口周辺地区については、第三次実行計画(素案)の計画事業33「地区計画等のまちづくりルールの策定」の「(2) 地域組織とまちづくりの方向性について検討を進めている地区」に位置付けています。 また、都市計画駐車場のあり方検討については、「まちづくり戦略プラン」の「西早稲田駅周辺エリア」において主な課題として掲げているものです。現時点で具体的な計画はないため、第三次実行計画の計画事業に位置付けていませんが、今後、周辺まちづくりの機運の高まりに合わせて都市計画駐車場のあり方を検討していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
265	Ⅲ	3	34	経常事業 ／ 地区 景観計 画配等 慮のし またち まづく りル の推 進策 定	本事業の令和6年度年度別計画に記載のある「まちづくり相談員」と経常事業「景観に配慮したまちづくりの推進」の事業概要に記載のある「景観まちづくり相談員」の違いについて教えてほしい。また、それぞれ注釈を付記してほしい。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「まちづくり相談員」及び「景観まちづくり相談員」について、以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載にします。 【注釈】 「まちづくり相談員」とは、まちづくり関連事業を行う団体等に対する指導・助言・相談及びまちづくりに関する調査・研究・技術支援を行う専門家のことです。 「景観まちづくり相談員」とは、景観に関して専門的な知見を有し、景観事前協議の対象となる建築物や屋外広告物等への助言や景観まちづくりに関する支援を行う専門家のことです。
266	Ⅲ	3	3	経常事業 景観に 配慮し たまち づくり の推 進	令和5年3月に「新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン」において、下記の新規計画（①、②）と拡充（③）が策定されている。これら計画に対する計画事業が本書に記載されているか確認したい。また、記載が無い場合、これらの計画をどのように展開されるか教えてほしい。 ①地域の個性を活かした夜間景観の形成 ②新たな日常に対応した公共空間の景観形成 ③デジタルサイネージ等の広告物の景観形成	F	ご質問に回答します。 令和5年3月に改定された「新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン」に基づく取組については、個別施策Ⅲ-3「地域特性を活かした都市空間づくり」を構成する主要な経常事業「景観に配慮したまちづくりの推進」として位置付けています。ご指摘の①～③について具体的な記載はありませんが、同計画・同ガイドラインに基づき、地域特性に応じた照明計画や用途に合った適切な照明、公共空間や誰もが利用しやすいゆとりある空間、デジタルサイネージ等を適切に誘導していきます。 今後も、「新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン」に基づき、景観まちづくり相談員を活用し、新宿区が多様な地域特性に応じた、新宿にふさわしい、賑わいと潤いのある景観形成を推進します。
267	Ⅲ	3	3	経常事業 ち景 づく りに 配 慮 し た ま	「新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン」（令和5年3月改定）の決定内容が反映された第三次実行計画としてほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 令和5年3月に改定した「新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン」に基づく取組については、個別施策Ⅲ-3「地域特性を活かした都市空間づくり」を構成する主要な経常事業として「景観に配慮したまちづくりの推進」を位置付けています。
268	Ⅲ	3	3	その他 —	「新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」（令和5年7月改定）」の決定内容が反映された第三次実行計画としてほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 令和5年7月に改定した「新宿区まちづくり長期計画まちづくり戦略プラン」の方向性は、基本政策Ⅱ「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」と基本政策Ⅲ「賑わい都市・新宿の創造」の関係する各計画事業に含まれています。特に、区内のまちづくりを先導するエリアに関する「エリア戦略」については、第三次実行計画（素案）の計画事業31「新宿駅周辺地区の整備推進」、計画事業32「歌舞伎町地区のまちづくり推進」、計画事業33「地区計画等のまちづくりルールの策定」に含まれています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
269	Ⅲ	4	経常事業	ルバ デ ザ イ ン ま ち の 整 備 の 進 推 ／ 進 ユニ バー サ	バリアフリーなどユニバーサルデザインまちづくりは、まだまだ課題が残っているにもかかわらず経常事業のみ列挙されている。トイレのバリアフリー化や坂道にベンチの設置なども含め、計画事業として進めるべきと考える。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、「バリアフリーの道づくり」事業を計画事業に位置付け、令和3年11月に策定した「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき選定した路線について、高齢者、障害者、子育て世代等の当事者参加による意見交換を踏まえてベンチを設置するなど計画的なバリアフリー整備に取り組んでいます。また、公園トイレ等のバリアフリー化については、「清潔できれいなトイレづくり」事業において取り組んでおり、これらの事業は引き続き第三次実行計画においても計画事業として取り組んでいきます。 なお、「ユニバーサルデザインまちづくりの推進」については、第一次実行計画では計画事業としていましたが、ユニバーサルデザインまちづくり条例の制定を機に経常事業化しています。経常事業においても、これまでと同様にユニバーサルデザインまちづくりを推進していきます。
270	Ⅲ	5	—	SDGs	P214～215「区の基本政策・個別施策とSDGsの目標との対応表」における個別施策Ⅲ－5「道路環境の整備」について、第二次実行計画の記載と比較すると以下の目標が追加されている。事業を追加・変更したのであれば説明してほしい。 ・目標3 すべての人に健康と福祉を保障する	F	ご質問に回答します。 「SDGs 3.すべての人に健康と福祉を」では、具体的な取組として「道路交通事故による死傷者を半減」が示されています。個別施策Ⅲ－5「道路環境の整備」では、道路の改良等により安全で快適な道路環境の整備に取り組むため、目標に対応すると考え追加しました。
271	Ⅲ	5	37	道路の環境対策	年度別計画に「低炭素（中温化）アスファルト舗装の検討」とあるが、例えば実施する実施しない等どのように区民（住民）に説明していくのか。	F	ご質問に回答します。 本格導入に向けた調査、研究、試験施工箇所の検討を行い、実施の可否については区ホームページ等の周知を検討しています。また、実施の際には、ローリングにより実行計画に反映していきます。
272	Ⅲ	5	37	道路の環境対策	一部幹線道路での塗装が歩行者等の目には眩し過ぎ、交通事故を引き起こす可能性に関しては考慮されているのか。フランスオリンピックの都市計画のような、交通規制と街路樹によるヒートアイランド効果抑制の方が現代的だと考える。	E	ご意見として伺います。 ヒートアイランド現象の抑制効果のある遮熱性舗装については、国道や都道においても幅広く用いられており、安全性についても問題無いと認識しています。
273	Ⅲ	5	37	道路の環境対策	道路の環境対策は前倒しで推進すること。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 夏季の舗装温度の上昇を抑える効果がある遮熱性舗装等の環境配慮型舗装を積極的に進めていくとともに、CO ₂ 排出量を抑制したアスファルト混合物を用いた舗装について検討を進めます。また、道路の街路灯についても、エネルギー効率の良いLED街路灯に積極的に改修を進めており、引き続きCO ₂ の抑制と省エネルギーを図ります。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
274	Ⅲ	5	37	道路の環境対策	備考欄にある「セラミックハライドランプ」に注釈をつけてほしい。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 第三次実行計画（素案）に記載の「セラミックハライドランプ」については、正式名称「セラミックメタルハライドランプ」に修正した上で、以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載にします。 【注釈】 「セラミックメタルハライドランプ」とは、セラミックの蛍光管を用いて、水銀とハロゲン化金属による発光を利用したランプのことです。
275	Ⅲ	5	37	道路の環境対策	令和6年度年度別計画に記載のある「低炭素（中温化）アスファルト舗装」に注釈をつけてほしい。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「低炭素（中温化）アスファルト舗装」について、以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載にします。 【注釈】 「低炭素（中温化）アスファルト舗装」とは、製造時の加熱温度を10～30℃下げることによってCO ₂ 排出量を抑制したアスファルト混合物を用いた舗装のことです。
276	Ⅲ	5	経常事業	道路の維持管理	つつじ通りの看板が、由来と通り名を書いた青色の柱に変更され、タクシー・来訪者から確認しづらく通り名の宣伝になりにくい。前回のようなベンチ裏の掲載や掲載サイズにしてつつじ通りを宣伝できないか。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 つつじ通りの看板については、宣伝効果が期待できるベンチ裏などの設置について検討を進めていきます。
277	Ⅲ	5 6	経常事業	道路の維持管理／交通安全施設の整備	●税金を使ってほしくないもの (1) タイルの舗装道路はやめてほしい。しよつちゆう工事ではがしてアスファルトでつぎはぎだらけになっているのでかえて汚く見えるし、それをしよつちゆう舗装しなおすのは税金の無駄遣いに見える。しかもタイルは隙間があるのでヒールのかかとがはまったり傾きやすく、歩きづらい。平らなアスファルトの方がよほど歩きやすく安全だと考える。 (2) コモレ四谷ができた時に、ローソンと寿司三谷の四辻に信号が設置されたが、大変見晴らしの良い道で、車や歩行者もあまりないし、スピードも出しにくい道路なので、この信号はない方がありがたい。信号があるために車も人もむだに待たなくてはいけぬのはバカバカしいし、その信号の電気代と維持費に税金が使われていると思うと、待たされている間、一層ばかばかしく感じる。交通量は、信号のない三栄町公園と四谷保健センターのある四辻と変わらないのではないかな。 道路のタイル屋さんや、信号機屋さんの利害にかかわると思うが、本当に区民が暮らしやすくなるサービスや製品を開発してそこで頑張っていたら、タイル屋さんや信号機屋さん以外はおそらく誰もありがたくなってないタイル道路や信号機の維持管理費を子供たちにまわしてあげてほしい。	E	ご意見として伺います。 (1) 区では、周辺環境に調和し、地域特性に応じた賑わいと潤いのある景観形成を創出するため、一部の路線においてインターロッキングブロック等を使用したカラー舗装（タイル舗装）を採用しています。採用する際には、バリアフリー化に対応した段差抑制型のインターロッキングブロック舗装を採用するなど、歩行者への安全性を配慮した製品を採用することとしています。また、道路を何度も掘り返すことにより、つぎはぎだらけにならないよう、各企業者間で工事の事前調整を実施しています。定期的開催される道路工事調整会議等を通じて、工事の縮減や工期の短縮化を図れるよう各企業者間で連携を進めています。 (2) 信号機の設置については、都の公安委員会（警察）が横断歩行者数や交通量等を総合的に判断し設置しています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
278	Ⅲ	5	経常事業	備都市進計画道路等の整	高田馬場、神楽坂の歩道の幅を広くしてほしい。都市計画道路を早く完成してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 都内の都市計画道路は、長期的視点で都市計画決定しており、その整備に取り組んでいるものの、事業量は多く、整備に時間を要します。 ご指摘の区間は都が整備する路線になりますので、都市計画道路のあり方等を含め、様々な機会を捉えて引き続き、都と意見交換を行っていきます。
279	Ⅲ	5	その他	—	日々、牛込笹笥地域センターの前の歩道を利用しているが、日暮れになり街路灯が点いても灯りが届いていない。それは、街路樹の枝が灯りを遮ってしまっている結果である。 年を取ると脚や眼が衰えるため、足元が暗いと歩行の妨げとなる。薄暗い平らではない道ではつまづくこともある。転んでしまえば最悪の結果となる。 夜の地域センターから北町の交差点までの歩道は街路樹が妨げになり薄暗く危険である。車道側は高い位置の水銀灯で明るく自転車にはライトも点いている。この道を雨降りに傘をさして歩き対面時には道幅が狭いうえに街路樹の枝が邪魔で傘を思い通りにさすことが出来ず濡れてしまう。 狭くて歩く妨げとなっているのは歩道の植込みと街路樹である。迷惑な街路樹はない方が良い。街路樹が植えてある植込みも美しくない。 まずは街路樹と植込みを撤去すれば道幅は広がり街路灯の明かりも届き安全でスッキリした歩道となる。無駄な街路樹を無くして年寄りにやさしい歩きやすい道路整備について一度歩いてみてください。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 牛込笹笥地域センター前の道路は都が管理する道路であることから、都へ要望を伝えていきます。
280	Ⅲ	5	その他	—	高田馬場駅から戸塚第二小学校までの道に目的も分からずサザンカの生け垣があり、風は通らず暗い。つつじも植えてあるが咲く前に踏みつぶされ、不法投棄のごみが置かれている状態にある。戸塚第二小学校側には福祉施設があり、視覚障害者の方も通行している。白杖の音が聞こえると通行人が点字ブロックを開けて視覚障害者の方が通行できるようにしているが、その際にサザンカやつつじを囲む柵があり、道を開けることも難しい状態になっている。サザンカや枯れたつつじ、柵を無くしてほしい。都道（早稲田通り）にはなるが、区から都へ働き掛けはできないか。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 高田馬場駅から戸塚第二小学校までの道路は都が管理する道路であることから、都へ要望を伝えていきます。
281	Ⅲ	5	その他	—	高田馬場駅から信号の途中にある無作為に植えてある植物について、ボランティアの方ではなく本職の方に手入れをしてほしい。高田馬場のフロントとなる場所であるため、自宅の庭のようにいろいろな植物を好き勝手に植えず、単一の植物を植えるようにしてほしい。予算も限られているのは分かるが、せめて高田馬場駅前付近をきれいにしてほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 高田馬場駅から信号の途中にある植樹帯の管理については、都が管理する道路であることから、都へ要望を伝えていきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
282	Ⅲ	6	38	自転車通行空間の整備	「自転車専用ライン」は最近増やしてくれましたが車の違法駐車でかえって車道にはみ出してしまふ。文京区の幹線道路では立体的な仕切りが設置されている。（警視庁の管轄かもしれないが）	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、平成31年3月に策定した「新宿区自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車通行空間の整備を進めています。 自転車通行空間の整備形態については、交通量や道路幅員、沿道の利用状況などを踏まえた上で警察との協議により、決定されます。そのため、立体的な仕切りが設置できるかについては、今後、整備を進める中での参考とさせていただきます。 なお、自転車専用通行帯（自転車専用レーン）への違法駐車については、引き続き警察署をはじめとした関係機関と連携し、対応していきます。
283	Ⅲ	6	38	自転車通行空間の整備	歩道のある広い通りについて、植込みを自転車走行レーンに切り替えてほしい。また、植込み内の街路樹や街路灯等のポールについては、歩道と自転車走行レーンの間に移動させ、植込みを車道のセンターラインの位置に移動させれば、自転車の斜め横断を防げるのではないかと。 自動車の左折時に自転車が直進できない状態となっているため、境界にガードレールを設置すれば事故を防げるとともに渋滞緩和にもなると考える。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、平成31年3月に策定した「新宿区自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車通行空間の整備を進めています。 自転車通行空間の整備形態については、交通量や道路幅員、沿道の利用状況などを踏まえた上で警察との協議により、決定されます。 ご提案いただいた内容については、大規模な工事になることも予想されることから、費用対効果の面や整備後の維持管理等の課題も含め、今後、整備を進める中での参考とさせていただきます。
284	Ⅲ	6	38	自転車通行空間の整備	「新宿区自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車専用レーンの設定が行なわれた時期があったが、ネットワーク計画は完成したのか。自転車道（構造物による完全分離）は区内で実現することが出来たのか。 海外旅行をした時の数日の体験だが、パリの中心部は新宿よりも道路事情が悪いことに驚いたが、宿泊した近くのホテルの前のセーヌ川沿いの道路に自転車道があった。自転車道は作る気があれば作れるようだ。日本の、新宿区の合意、忬度では無理なのかもしれない。 ドイツの街では歩道上に自転車レーンが設けられていて、自転車が高速で走っていた。歩行者が自転車レーンに入ると、自転車はベルを鳴らしながら歩行者を追い払っていた。この場合、悪いのは自転車レーンに入った歩行者であるというコンセンサスがあるようだ。 最近、ドイツ在住の日本人が書いた本が出版されたので、図書館に購入を依頼した。それを記念して、著者を囲んで、テーマ「ドイツの住民参加による自転車走行環境改善を追って」のWeb会議が開催されるので、勉強の機会はある。新宿区の計画には住民参加が少ない。住民は存在絶滅類なのかもしれない。行政に期待するしかなさそうである。	F	ご質問に回答します。 区では、平成31年3月に「新宿区自転車ネットワーク計画」を策定しました。同計画は、令和10年度までの計画となっており、現在、計画に基づき、自転車通行空間の整備を進めています。 自転車通行空間の整備形態については、交通量や道路幅員、沿道の利用状況などを踏まえた上で警察との協議により、決定されます。区内は、道路幅員に限られていることなどから、自転車道の整備は実現していませんが、引き続き自転車だけではなく、歩行者・自動車等についても安全に道路を通行できるよう、自転車通行空間の整備を進めます。
285	Ⅲ	6	38	自転車通行空間の整備	自転車専用レーンの整備を促進すべきと考える。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、平成31年3月に「新宿区自転車ネットワーク計画」を策定しました。同計画は、令和10年度までの計画となっており、現在、計画に基づき、自転車通行空間の整備を進めています。 自転車通行空間の整備形態については、交通量や道路幅員、沿道の利用状況などを踏まえた上で警察との協議により、決定されます。 引き続き自転車だけではなく、歩行者・自動車等についても安全に道路を通行できるよう、自転車通行空間の整備を進めます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
286	Ⅲ	6	39	進 安全 で 快 適 な 鉄 道 駅 の 整 備 促	高田馬場周辺のバリアフリー化 JR-西武-東京メトロの乗りかえが不便で困る。高田馬場駅周辺のバリアフリー化をしてほしい。JR-西武鉄道の乗り換えルートを検討してほしい。	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 高田馬場駅周辺エリアでは、令和4年7月に「高田馬場駅周辺エリアまちづくり方針」を策定しており、「ユニバーサルデザインに配慮した歩行者ネットワークの形成」をまちづくりの基本方針として定め、バリアフリールートの改善・駅施設改良について検討することとしています。 まちづくり方針の実現に向けて、令和5年1月には学識経験者や鉄道事業者等による「高田馬場駅周辺エリアまちづくり推進検討委員会」を、また、令和5年2月には地元組織代表者等による「高田馬場駅周辺エリアまちづくり推進協議会」を立ち上げ、まちづくりの検討を進めています。
287	Ⅲ	6	39	の 安 整 全 備 で 促 快 進 適 な 鉄 道 駅	第二次実行計画にはホームドア設置補助とエレベーター設置補助の記載があるが、令和6～9年度のホームドア及びエレベーターの設置補助の状況について教えてほしい。	F	ご質問に回答します。 現時点で令和6～9年度のホームドア及びエレベーターの整備補助の予定はありません。 区は鉄道事業者に対し、ホームドア及びエレベーターの整備を働き掛けています。今後、鉄道事業者との協議により、補助対象となる整備事業が行われる際には、適切に補助を行い、ホームドア及びエレベーターの整備促進を図っていきます。
288	Ⅲ	6	経 常 事 業	駐 輪 場 等 の 整 備	駐輪場等の整備については経常事業とされているが、駐輪場が民設民営化されたことで定期利用が大幅に減らされるなどの問題が発生しており、ラックの幅が狭い問題も苦情が絶えない。そもそも駐輪場が圧倒的に不足しているため、駐輪場の抜本的増設を計画事業として進めるべきと考える。	E	ご意見として伺います。 駐輪場の整備については、計画事業への位置付けの有無にかかわらず利用状況や周辺状況を把握した上で増設等の検討を行っており、民設民営化以降に増設をした箇所もあります。 そのため、当事業については計画期間や規模を限定せず恒常的な課題として取り組んでいくために、経常事業として位置付けています。
289	Ⅲ	6	経 常 事 業	去 駐 及 輪 輪 場 場 等 自 等 等 車 車 整 適 備 正 / 利 放 用 置 の 自 啓 転 発 車 活 等 動 の 撤	駐輪対策について、違法駐輪をしたくてしている人は少なく、多くは駐輪場に停めたくてもスペースがなく、やむを得ず違法駐輪に至っている。駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施や、駐輪指導員の配置など、対症的な対策ではなく、駐輪場の増設による根本的な対策を行ってほしい。 特に高田馬場駅周辺の駐輪指導員には態度が横柄な人が多く、常習的に路上でガードレールにもたれかかり居眠りをしていたり、喫煙をしていたり、本来の役割を果たしていない人も複数見受けられる。このような指導員を配置するよりも、駐輪場の増設に努めてほしい。	E	ご意見として伺います。 放置自転車は歩行者等の通行の支障となるだけでなく危険な障害物ともなるため、区では自転車が多く集まる駅周辺を自転車放置禁止区域に指定し、自転車に対しての整理啓発や撤去活動等を行っています。駐輪場についても、可能な限り用地を確保して整備を行っていますが、地価が高く土地が高度利用されている都心部では十分な敷地を確保することは非常に困難です。 区では、今後も引き続きあらゆる機会を捉えて駐輪場の拡充にも取り組んでいきますが、駐輪場の混雑状況を事前にWEB上で確認するなど、路上への自転車の放置をしないような行動にご協力をお願いいたします。 整理指導等を行っている委託業者には、日頃から接遇や勤務態度についての指導を行っていますが、ご指摘の状況について確認を行い、事実関係が確認できれば委託業者に対し指導を行っていきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
290	Ⅲ	6	経常事業	転放車置適自正転利用等の啓発活動及び自	大久保2丁目さつき通り放置自転車についてなんとかならないか	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 ご指摘の場所については、多くの放置自転車があることを確認しており指導・警告等を実施していますが、抜本的な解決には至っていない状況です。今後の対応については、これまでの取組を継続することに加え、さらに対策を強化することも検討していきます。
291	Ⅲ	6	経常事業	グ自転車推進シェアリン	自転車シェアリングの推進が経常事業として存続している。新宿区はまだその為に予算を使っているのか。民間事業として、独立採算制に移行している時期だと思ふ。	F	ご質問に回答します。 運営事業者への補助金等の予算は、計上していません。
292	Ⅲ	6	経常事業	ハ地域の支援公共交通	区内の東西移動手段が充実して一方で南北方向の移動手段がないため、外苑東通りの早稲田から信濃町、四谷方面のバス路線を作ってほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、地元や利用者等の要望があれば、バス事業者等に対し、地域公共交通の運行について検討するよう伝えていきます。
293	Ⅲ	6	経常事業	地域公共交通への支援	地域公共交通への支援は経常事業とされているが、現在区が検討しているAIオンデマンド交通すら計画事業としないのはなぜか。地域公共交通への支援を計画事業とし、コミュニティバスも含めた検討を行うべき。	E	ご意見として伺います。 区では、地域公共交通会議を開催し、新たな地域交通の導入に向けて区内の交通事業者とともに検討を行っています。検討に当たっては、既存の地域交通への影響や事業採算性など様々な視点から検討を行っており、区内の交通事業者の合意を図りながら進めていくことが重要です。そのため、現時点で計画事業と位置付けることは適切ではないものと考えています。 なお、コミュニティバスの運行については考えていません。
294	Ⅲ	6	経常事業	交通安全を進める	事業概要に自転車用ヘルメットの購入費を助成し着用を促進すると記載されていることは大変分かりやすい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、自転車用ヘルメット購入費助成のほか、警察等の関係機関と連携し、交通安全に向けた取組を推進していきます。
295	Ⅲ	6	経常事業	全みんな進める交通安全	P88のKPI「③交通安全の集いの参加人数（「交通安全の集い」に参加している人数」に記載のある「交通安全の集い」は、経常事業「みんな進める交通安全」の事業概要と関係はあるのか。関係があるようであれば、経常事業「みんな進める交通安全」の事業概要に「交通安全の集い」の文言を工夫して掲載してほしい。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 事業概要を以下の記載に修正し、より丁寧な記載とします。 交通事故を防止し、交通安全思想の普及徹底を図るため、春・秋の交通安全運動等のキャンペーンや交通安全パレード等を警察とともにを行います。また、自転車用ヘルメットの購入費を助成し着用を促進するとともに、子どもや高齢者等を対象に、交通安全の集い等の交通安全教育や講習会を実施します。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
296	Ⅲ	6	経常事業	鉄道施設の整備促進	<p>「新宿区まちづくり長期計画・まちづくり戦略プラン」（令和5年7月改定）では、中井・落合地区の主な課題として、次の内容が述べられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高田馬場駅から西側では、全て開かずの踏切となっており、地域住民の日常の暮らしや災害時の活動の大きな課題となっています。 ・西武新宿線と上落中通りの交差する踏切は、開かずの踏切であり、その周辺では渋滞が発生しているため対策が必要です。 <p>また、重点的な取組みとして、歩行者ネットワーク・交通ネットワークの充実に関して、次の内容を述べている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西武新宿線の連続立体交差化や踏切対策の検討のため、鉄道立体化を契機としたまちづくりについて検討します。 ・開かずの踏切による渋滞対策のため、広域的な交通ネットワークについて検討します。 <p>これらのことは、現状・課題図と戦略図にも明記されているが、今回の新宿区第三次実行計画（素案）では、上記のことについて、一切、記載されていない。新宿区内における西武新宿線の立体交差化は、日頃、利用している路線バスの利用者、自動車等の運転者、歩行者だけでなく、消防車や救急車等の通行を円滑にさせ、火事や事故の負傷者や病人の生命維持につながる重要な事業である。</p> <p>新宿区第三次実行計画において、「新宿区まちづくり長期計画 まちづくり戦略プラン」に記載されている上記内容を明記するとともに、区政において上記事項の検討を進めてほしい。</p>	B	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。</p> <p>ご指摘のとおり、西武新宿線の高田馬場から西側の区内区間にある14か所の踏切はすべてがいわゆる開かずの踏切であり、地域の方々の日常の暮らしや災害時の活動にとって大きな課題となっています。</p> <p>このため、区は、令和4年度から開かずの踏切対策の検討を行っており、踏切の交通量等の調査やまちづくりの検討課題の整理など、今後のまちづくりに向けた準備を進めています。</p> <p>現状では、まちづくりや踏切対策に関する具体的な取組手法の計画を立てることが難しい段階であるため、開かずの踏切対策の検討は経常事業「鉄道施設の整備促進」の中で実施しています。今後、検討を深度化させ、まちづくりや踏切対策の方向性が明確になるとともに、それらを地域の皆様や関係機関と共有できたのちに、開かずの踏切対策に関する事業を実行計画に位置付けていくよう考えています。</p>
297	Ⅲ	6	経常事業	交通安全施設の整備	<p>●交差点の視力弱者用メロディ</p> <p>第三次実行計画の基本政策Ⅲ-6「交通環境の整備」に関する事項として、視力弱者用の横断メロディが設置された交差点がある。そこには、横断時にメロディを鳴らすボタンが設置されており、「これは視力弱者用だから触るな」のコメントがついているが、このボタンは誰が押すのか疑問を感じる。</p> <p>視力弱者の皆さんは、このボタンの位置をすべて知っているのか。更には、視力弱者の皆さんは、無数の交差点の中で、視力弱者用メロディが鳴る交差点をすべて知っているのか。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、令和3年11月に策定した「新宿区移動等円滑化促進方針」で、生活関連経路における交差点・横断歩道には、音響式信号機等の整備を推進しています。</p> <p>視覚障害者の方が、全ての音響式信号機の位置を把握しているかは分かりませんが、定期的に使う経路については、事前に道路状況や音響式信号機の位置などを確認していると認識しています。</p> <p>なお、音響式信号機の設置箇所については、信号機を管理している警視庁のホームページに公開されています。</p>
298	Ⅲ	6	その他	—	<p>「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」の決定内容が反映された第三次実行計画としてほしい。</p>	B	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。</p> <p>令和5年3月に改定した「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」に基づく取組については、個別施策Ⅲ-6「交通環境の整備」を構成する計画事業及び経常事業において、第三次実行計画に具体的な施策を反映しています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
299	Ⅲ	7	—	SDGs	P214～215「(8) 区の基本政策・個別施策とSDGsの目標との対応表」における個別施策Ⅲ-7「豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備」について、第二次実行計画の記載と比較すると以下の目標が追加されている。事業を追加・変更したのであれば説明してほしい。 ・目標13 気候変動に具体的な対策を	F	ご質問に回答します。 「SDGs 13.気候変動に具体的な対策を」では、具体的な取組として「地球温暖化対策」が示されています。個別施策Ⅲ-7「豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備」では、これまでも経常事業「新宿らしい都市緑化の推進」や「樹木、樹林等の保存支援」の中で、屋上緑化・壁面緑化への助成制度や区有施設の緑化の推進など、ヒートアイランド対策に資する対策を進めてきました。今回はさらに区立公園や街路樹等についてみどりの計画的な保全を行うため、目標に対応すると考え追加しました。
300	Ⅲ	7	42	画的更新の計画	P92の事業概要及びP183の事業概要について、整合を取るため、計画事業60③「(再)41公園施設の計画的更新」の事業概要の内容を同様に変更し、分かりやすくしてほしい。	G	ご意見を踏まえて修正します。
301	Ⅲ	7	43	トイレで清潔できれいな	清潔できれいなトイレづくりは整備のテンポがあまりに遅いので、年度ごとの整備数を抜本的に増やすこと。	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 公園トイレのバリアフリー化については、さらなる拡充を図るため、令和5年度からバリアフリートイレの整備箇所数を倍増させて整備を進めており、今後とも誰もが利用しやすい快適なトイレづくりを推進していきます。
302	Ⅲ	7	43	トイレで清潔できれいな	洋式トイレに消毒液のディスペンサー設置を進めること。	E	ご意見として伺います。 公園トイレや公衆トイレにおいては、管理上の課題について検討する必要があり、今後、他自治体の動向等にも注視していきます。
303	Ⅲ	7	43	清潔できれいなトイレ	計画事業42「清潔できれいなトイレづくり」は指定避難場所で起き得る最初の衛生管理問題に直結すると考えられるので、防災関連の案件に含めるべきではないか。	E	ご意見として伺います。 清潔でバリアフリーに配慮した公園トイレ等を整備することで、障害者・高齢者・乳幼児連れの方など、誰もが利用しやすい魅力ある公園等が実現し、あわせて新宿のまちの利便性や快適性も向上することから、本事業については個別施策Ⅲ-7「豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備」に位置付けています。なお、公園トイレ等の整備に際しては、便収納袋を備蓄するなどして災害用トイレとしても使用できるようにしており、防災性の向上も図っています。
304	Ⅲ	7	43	清潔できれいなトイレ	区内の下水網も老朽化がはげしく、高層建築による人口密集化と節水型トイレの普及で機能不全に陥っているのではないかと懸念されている。東京都との連携によって下水網の刷新と衛生管理を目指してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 下水道施設については、区民生活に欠かすことのできない施設であることから、引き続き将来にわたって安定的に使用できるよう、下水道管の再構築工事等を都に対して要望していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
305	Ⅲ	7	44	樹みどりの保存支援 計画的な保全／樹木、	区が神宮外苑のいちよう並木の伐採に同意／反対していないことは、計画事業43「みどりの計画的な保全」、経常事業「新宿らしい都市緑化の推進」経常事業「樹木、樹林等の保存支援」と整合性が取れないのではないかと。	E	ご意見として伺います。 神宮外苑について、事業者は聖徳記念絵画館を望む4列のいちよう並木全てを保全する計画としています。 また、区有地の樹木であれば、区において伐採の可否を判断できる一方、神宮外苑については民有地の樹木となるため、区に樹木の伐採許可の申請があった場合には、法令の規定等に則り厳正に審査を行い、条件を満たしていれば許可せざるを得ないものです。 このため、区では、この開発計画が区の計画事業と整合性が取れないとは考えていませんが、事業の実施に当たり神宮外苑地区の創建時からある樹木の保存・移植に努めるとともにみどりの質の向上を図るよう、みどり豊かな環境に向け、引き続き、事業者に働き掛けていきます。
306	Ⅲ	7	44	木みどりの保存支援 計画的な保全／樹	大久保通り商店街の街路樹を撤去したことは、計画事業43「みどりの計画的な保全」、経常事業「新宿らしい都市緑化の推進」経常事業「樹木、樹林等の保存支援」整合性が取れないのではないかと。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 大久保通りは都が管理している道路ですので、東京都第三建設事務所にご意見をお伝えしました。その際に確認したところ、最近の街路樹に関する対応としては、健全度調査の結果生育不良と判明した樹木や枯死した樹木について伐採したと聞いています。 区では今後も、関係諸機関や事業者に対し、可能な限りみどりの保全や緑化推進を働き掛けていきます。
307	Ⅲ	7	45	桜次世代につなぐ	神田川沿いの桜並木の区民参加によるアクションプランの作成について、どのように参加するのか教えてほしい。	F	ご質問に回答します。 神田川沿いの桜並木については、区民参加のもとアクションプランを取りまとめる予定です。区民参加の方法については、ワークショップや現地見学会などを考えており、現在、募集の方法などを含め、詳細について検討中です。
308	Ⅲ	7	45	ぐ次桜並木につな	桜によって咲く時期が違うので、それを活かして長期間楽しめるような通りにしてほしいと考える。	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 桜の品種の変更などについても、今後実施予定の桜の継承に向けたアクションプランの作成に当たり、検討していきます。
309	Ⅲ	7	経常事業	樹木、樹林等の保存支援	樹木・樹林の保全は地球温暖化対策としても有効で、神宮外苑の再開発に対する関心の高さもその事を示している。樹木・樹林の保全を計画事業として位置付け、神宮外苑の樹木も含めて区内の樹木保全を明確にすること。	E	ご意見として伺います。 樹木・樹林の保全について、区は、保護樹木制度や緑化計画書制度などにより既存樹木の保全策を推進しています。 一方、民有地のみどりの保全については、所有者や管理者の意向によるものであることから計画事業に位置付けることは考えていません。 神宮外苑の樹木に関するご心配があることも認識しているため、区は、事業の実施に当たり神宮外苑地区の創建時からある樹木の保存・移植に努めるとともにみどりの質の向上を図るよう、みどり豊かな環境に向け、引き続き、事業者に働き掛けていきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
310	Ⅲ	7	経常事業	援樹木、樹林等の保存支	暑さをしのぐためゴーヤを植える、街路樹や屋上緑化により緑を増やす取組をしているにもかかわらず、神宮外苑の多量の樹木を伐採するという計画は矛盾している。東京都と業者が決めることであっても新宿区長として都市部の貴重なみどりの保全を図ってほしい。樹木伐採は絶対にやめてほしい。	E	ご意見として伺います。 区有地の樹木であれば、区において伐採の可否を判断できる一方、神宮外苑については私有地の樹木となるため、区に樹木の伐採許可の申請があった場合には、法令の規定等に則り厳正に審査を行い、条件を満たしていれば許可せざるを得ないものです。 区は、事業の実施に当たり神宮外苑地区の創建時からある樹木の保存・移植に努めるとともにみどりの質の向上を図るよう、みどり豊かな環境に向け、引き続き、事業者へ働き掛けていきます。
311	Ⅲ	7	経常事業	公園の維持管理	公園が禁煙とは知らない方が多いと思う。休憩に一人服にくる方がいるため、もっと掲示して知らせるようにしてほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 公園が禁煙であることは、園内にピクトグラムも活用したマナーボードを設置して周知しており、公園ごとの状況により掲示を増やすなどの対応を実施しています。今後も状況を確認しながら対応をしていきます。
312	Ⅲ	7	経常事業	公園の維持管理	公園に夜に酔っぱらいや外国人、若者が騒いでいる状況があり、最近では、一般人が注意出来ない。監視カメラを付けて、警察とつなぐよう対策をしてほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 防犯カメラについては、利用者の安全が脅かされるような状況が発生するなど、警察からの設置要望があった場合等に設置の検討を行うこととしています。
313	Ⅲ	7	経常事業	公園のサポーター制度	公園のサポーターへの表彰状を希望する。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、区民等が自発的かつ自主的に公園を管理することで、公園のより快適な環境の実現と活性化を図ることを目的に公園サポーター制度を実施しています。現在のところ、サポーターへの表彰に関する基準制定の予定はありませんが、引き続き、区とサポーターとの協働により活動を進められるよう支援していきます。
314	Ⅲ	7	経常事業	公園のサポーター制度	散水は花だけでなく、樹木にも撒いている。地球沸騰化が提唱されている様に、土が乾き、ツツジは枯れはじめています。今年枯れた樹木は多いと感じている。ダメージが続けば植物は育たない。付随する生物も然り。小滝公園も気がつかず水を撒きそびれたツツジが枯れていた。 1日2回 30minずつ水を撒くのは重労働であるため、散水栓の鍵を貸与してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 公園の植栽は、基本的に雨水で生育するものと捉えています。植栽直後等を除けば、公園管理上、水道水を使い植栽に散水することは行っていません。 公園のサポーター活動において花壇管理を行っている場合、花壇への水やりはお手数ながら既存の水飲み・手洗い等の給水口を活用いただければと思います。 散水栓のカギの貸し出しについては、サポーター活動の個々の状況に照らし検討させていただきます。
315	Ⅲ	8	—	SDGs	P214～215「区の基本政策・個別施策とSDGsの目標との対応表」における個別施策Ⅲ－8「地球温暖化対策の推進」について、第二次実行計画の記載と比較すると以下の目標が追加されている。事業を追加・変更したのであれば説明してほしい。 ・目標11 住み続けられるまちづくりを ・目標12 つくる責任 つかう責任 ・目標14 海の豊かさを守ろう	F	ご質問に回答します。 「SDGs 11.住み続けられるまちづくりを」では、具体的な取組として「持続可能な都市」が示されています。個別施策Ⅲ－8「地球温暖化対策の推進」では、人と環境の調和したまちづくりを目指すため、目標に対応すると考え追加しました。 また、本施策では、環境学習・環境教育に取り組んでいるため、「SDGs 12.つくる責任つかう責任」及び「SDGs 14.海の豊かさを守ろう」に対応していると考え目標を追加しました。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
316	Ⅲ	8	46①	温暖化における地球	地球温暖化対策の推進は待ったなしの課題である。区有施設における環境に配慮した電力調達への推進は年度ごとの施設数を前倒し実施すること。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、電力供給契約等の条件が整った区有施設から順次、環境に配慮した電力への切替を行っています。現時点で年度ごとの施設数の計画を前倒しする考えはありませんが、早期に切替が可能となった施設については実施時期を繰り上げるなど、令和9年度までに原則として全ての区有施設で環境に配慮した電力を調達できるよう取り組んでいきます。
317	Ⅲ	8	46①	区内における地球温暖化対策の	「首都圏再エネ共同購入プロジェクト」の実施は2回に限定せず増やすこと。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 「首都圏再エネ共同購入プロジェクト」は、株式会社エナーバンクとの連携により、新宿区及び首都圏の複数の自治体に所在する再エネ電力への切替を希望する法人・個人事業主の方を募集し、共同オークションを実施する仕組みです。プロジェクトへの参加募集、オークションの実施、電力需給契約の申込から契約に至るまで、およそ8か月程度必要とするため、年間2回の実施を予定しているものです。現時点で、株式会社エナーバンクに回数を増やすよう求める考えはありませんが、今後も、期間の短縮を図るなど、区内事業所が再生可能エネルギーに切り替える機会の拡大に向け、区としても検討していきます。
318	Ⅲ	8	47	環境学習・環境教育の促進	令和6年度と令和7年度の年度別計画に記載のある「(仮称)環境活動人材ネットワーク」の「(仮称)」はいつとれるのか教えてほしい。	F	ご質問に回答します。 事業名称は令和6年4月以降、事業実施の事案決定によって決定します。
319	Ⅲ	8	47	環境学習・環境教育の促進	指標や令和6年度年度別計画に記載のある「(仮称)新宿環境アクションポイント」の「(仮称)」はいつとれるのか教えてほしい。	F	ご質問に回答します。 事業名称は令和6年4月以降、事業実施の事案決定によって決定します。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
320	Ⅲ	8	47	促進 環境 学習 ・ 環境 教育 の 推進 等 による 行動 変容 の	P150「計画事業の指標」に記載の「（仮称）新宿環境アクションポイント」の年間総ポイント数について、実績（平成29年度末）にある「61,327ポイント/年」とは、「（仮称）新宿環境アクションポイント」と考えてよいか。平成29年度末実績の経緯を教えてください。	F	ご質問に回答します。 「（仮称）新宿環境アクションポイント」は、現行の「新宿エコ自慢ポイント」から名称を変更し、活動項目を拡充する予定ですが、第三次実行計画（素案）P150に記載の「（仮称）新宿環境アクションポイント」の年間総ポイント数の平成29年度末の実績及び令和5年度末の現況（見込）については、現行の「新宿エコ自慢ポイント」の数値を掲載したものです。 なお、本計画においては計画事業ボックス及び計画事業の指標に以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載とします。 【注釈】 「（仮称）新宿環境アクションポイント」とは、家庭内での節電や食品ロス削減協力店の利用などに対してポイントを付与することで、環境に配慮した行動への変容を促す制度です。令和5年度までは「新宿エコ自慢ポイント」の名称で実施しており、令和6年度から名称を変更し、活動項目を拡充します。なお、令和5年度末の現況については、「新宿エコ自慢ポイント」の数値を掲載しています。
321	Ⅲ	8	その他	—	「新宿区第三次環境基本計画」の決定内容が反映された第三次実行計画としてほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 令和5年2月に改定した「新宿区第三次環境基本計画」に基づく取組については、個別施策Ⅲ－3③「良好な生活環境づくりの推進」、個別施策Ⅲ－7「豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備」、個別施策Ⅲ－8「地球温暖化対策の推進」、個別施策Ⅲ－9「資源循環型社会の構築」の関係する各計画事業及び経常事業に含まれており、第三次実行計画に具体的な施策を反映しています。
322	Ⅲ	8	その他	—	「ゼロカーボン」より『マイナスカーボン』を目指してほしい。リノベーションによる区有建物のZEB化と樹木による緑化、神田川・玉川上水水力(水車)発電など、新宿区のもつ資源とポテンシャルは多いと考える。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、「第三次環境基本計画」に基づき、区有施設の新築又は建替時に原則として「ZEB Ready」相当、大規模建築物の場合は「ZEB Oriented」相当とすることを旨とするともに、太陽光発電設備やLED照明の導入など省エネルギー対策等を徹底しています。また、屋上・壁面等を活用した建築物上の緑化を推進するとともに、保護樹木制度や緑化計画書制度などにより既存樹木の保全策に取り組んでいます。 現時点で「マイナスカーボン」を目標に掲げる考えはありませんが、区は、区民・事業者等と連携・協力しながら、2050年までに区のCO ₂ 排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて取り組んでおり、今後も更なる地球温暖化対策の推進を図っていきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
323	Ⅲ	8	その他	—	自治体等が使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示す「再エネ100宣言 RE Action」を区として行い、太陽光パネルの設置など創エネにも取り組むことを計画事業に位置付けるべきと考える。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>「再エネ100宣言 RE Action」は、企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体が使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再エネ100%利用を促進する枠組みとして、「再エネ100宣言 RE Action協議会」が主催しているものです。</p> <p>「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて、CO₂を排出しない再生可能エネルギー電力等への切替を推進することが重要ですが、現時点では再生可能エネルギーの安定した供給量を確保することは困難です。また、電力料金も需要と供給のバランスが取れないことから不安定です。</p> <p>こうした状況を踏まえて、区では、令和5年2月に改定した「第三次環境基本計画」において、令和9年度までに原則として全ての区有施設で、廃棄物を焼却する際に出る排熱を利用した、CO₂排出量実質ゼロの電力をはじめとした環境に配慮した電力を調達していることから、現時点で「再エネ100宣言 RE Action」を行うことは考えていません。</p> <p>また、太陽光パネルの設置等については、現時点で計画事業に位置付ける考えはありませんが、「第三次環境基本計画」において、区有施設の新築又は建替え時には原則として太陽光発電設備を設置することとしており、引き続き区有施設の創エネの取組を推進していきます。</p>
324	Ⅲ	9	48	資源循環型社会の構築	ごみの減量化に取り組んでいるが、個人で行う限界を感じている。他自治体で実施している生ごみ処理機の助成を是非検討してほしい。まずはモデルケースとして試してほしい。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区ではコンポスト化容器及び生ごみ処理機に対するあっせん事業を、平成16年度に終了しましたが、理由は、利用実績が少なかったこと、生じた堆肥原料の利活用が困難であったことなどによるものです。現時点ではコンポスト化容器及び生ごみ処理機の導入予定はありませんが、今後も水切りとともに生ごみを減らす取組を研究していきます。</p>
325	Ⅲ	9	48	資源循環型社会の構築	カン・ビン・ペットボトルをポリ袋に入れて回収する方法に抵抗感がある。回収方法の再検討を願いたい。	B	<p>ご意見は、素案の内容に含まれています。</p> <p>びん・缶やペットボトルの集積所回収に当たっては、コンテナ及びペットボトル用ネットの貸付も行っています。詳しくは、清掃事務所へお尋ねください。</p>
326	Ⅲ	9	48	資源循環型社会の構築	計画事業と経常事業のボックスがつながっているため、修正してほしい。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>経常事業「資源回収の推進」及び「事業系ごみの減量推進」は、第三次実行計画（素案）の計画事業47「資源循環型社会の構築」の枝事業として位置付けているため、計画事業と経常事業のボックスをつなげて表記しています。</p>
327	Ⅲ	9	その他	—	「新宿区一般廃棄物処理基本計画」の決定内容が反映された第三次実行計画としてほしい。	B	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。</p> <p>令和5年2月に改定した「新宿区一般廃棄物処理基本計画」に基づく取組については、個別施策Ⅲ－9「資源循環型社会の構築」を構成する計画事業及び経常事業において、第三次実行計画に具体的な施策を反映しています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
328	Ⅲ	9	その他	—	資源循環型社会の構築の事業として生ごみ処理機補助やコンポストバッグの貸し出し、コミュニティコンポストなどを事業化すること。	E	ご意見として伺います。 区ではコンポスト化容器及び生ごみ処理機に対するあっせん事業を、平成16年度に終了しましたが、理由は、利用実績が少なかったこと、生じた堆肥原料の利活用が困難であったことなどによるものです。現時点ではコンポスト化容器及び生ごみ処理機の導入予定はありませんが、今後も水切りとともに生ごみを減らす取組を研究していきます。
329	Ⅲ	10	—	KPI	個別施策Ⅲ-10「活力ある産業が芽吹くまちの実現」のKPIについて、業況DIの注記を記載してほしい。業況判断DIではないのか。	B	ご意見は、素案に記載されています。 業況DIとは、地域の産業の景気状況について、「良い」と答えた企業割合から、「悪い」と答えた企業割合を差し引いた数値のことで、ご指摘の業況判断DIと同義です。業況DIの定義については、第三次実行計画（素案）のP103「KPIの名称（定義）」欄に記載しています。
330	Ⅲ	10	49	観光と産業振興	計画事業と経常事業のボックスが重なっているため、修正してほしい。	E	ご意見として伺います。 経常事業「新宿ものづくりの振興」及び「地場産業の魅力発信」は、第三次実行計画（素案）の計画事業48「観光と一体となった産業振興」の枝事業として位置付けているため、計画事業と経常事業のボックスをつなげて表記しています。
331	Ⅲ	10	49①	逸品しんじゅの普及	「Azalée」プロジェクトの内容をP103にも注記してほしい。（初めて知りました）	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「Azalée（アザリー）」の説明については、第三次実行計画（素案）の計画事業48①「「しんじゅ逸品」の普及」のボックスに記載していますが、そのことが分かるよう修正し、より分かりやすい記載とします。
332	Ⅲ	10	—	地場産業の魅力発信	計画事業として「地場産業の振興」を加え、地場産業である染色、印刷などを広報新宿や新宿商人などを通じて広報するとともにはたちのつどいや若者のつどいなどの各種催しにブースを設けるなど振興していくこと。	E	ご意見として伺います。 地場産業の振興については、経常事業として引き続き魅力発信事業や展示会等への支援を実施していくとともに、広報新宿や区ホームページ等を通じて周知を行っていきます。また、地場産業の魅力を発信するため、ふれあいフェスタにおいて「Azalée（アザリー）」柄の商品の配布や和綴じ本の体験教室を実施するなどのPR活動を行いました。今後も、様々な機会を捉えて地場産業の振興を図っていきます。
333	Ⅲ	10	—	地場産業の魅力	はたちのつどいで晴れ着の地元染色事業者が製作した晴れ着の貸し出し数を10人から増やすべきと考える。	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 令和6年度では新たに晴れ着を10着製作し、令和5年度に製作した10着と合わせ、合計20着を貸し出す予定です。
334	Ⅲ	10	—	地域商業活性化推進	最近、買物券に助成が行なわれた。買物券の半分が個人商店に限定されたので、使いにくい。 大型店の利用は制限され、利用可能なスーパー等の公表も遅れたこともあり、使い切れない恐れがあったので、申請しなかった。この様な買物券の助成は行政サービスの公平性の点で問題があると考える。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 令和5年度のプレミアム付商品券について、区やコールセンターには区民の方から、専用券が使いにくいというご意見が寄せられた一方で、取扱店からは専用券を設定したことにより新たな来店につながったという声もいただいています。今後は、こうしたご意見を踏まえながら、課題を検証しつつ、事業を実施していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
335	Ⅲ	11	経常事業	さ に し ぎ い わ 商 い 店 に 街 あ 支 ふ 援 れ 環 境 に も や	商店会が許可を取って、歩道の一部を占有して街灯が設置されている。街灯にスピーカーと広告フラッグを吊り下げる横棒が取付けられている。街灯のスピーカーは設置基準よりも密に設置され、有線放送が流されているのでうさ。街灯、有線放送の機器に対して、新宿区は助成をしている。街灯のデザインは商店街ごとに独自のもので、新宿区全体として統一感がない。かなり高額な街灯を設置したところもある。広告フラッグに対しても助成が行なわれているようだが、目障りなものが多い。これらを商店会だけに助成する合理性はないと考える。	E	ご意見として伺います。 区では、にぎわいの創出のため、商店街での街路灯の設置、フラッグの掲出及び有線放送などの経費の一部を助成しています。また、フラッグのデザインや内容については「東京都屋外広告物条例」の基準、有線放送の音量については「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の基準に基づき、実施されています。
336	Ⅲ	11	その他	—	商店街の中にも頑張っている商店もあるが、高齢化もあり、商店会は商店街大家の会になっている。商店街の助成は大家の会への助成になっているので、止める必要がある。 ・チェーン店に個人商店が競争するのは無理である。 ・個人商店がなくても、ほとんど困らなくなっている。 したがって、商店街の活性化は無理なので諦めるしかない。また、商店街だけを支援、助成する合理性、根拠はないと考える。	E	ご意見として伺います。 区では、区民の生活と地域社会に密接な関わりを持つ商店街活動を支援する助成を実施しています。また、商店街を構成する個店に対しても、経営相談やセミナー等の支援を実施しています。今後も、商店街や商店街を構成する個店に対して、持続的発展につながる支援を実施していきます。
337	Ⅲ	12	51	の 新 宿 造 の 魅 発 力 信 と し て の 文 化	コアイベント、サーキット型イベントの内容を記載してほしい。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「コアイベント」は、本事業の核となるイベントの意味で用いており、サーキット型イベントやホール公演イベントを指します。なお、「サーキット型イベント」については、イベント内容を明確にするため以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載にします。 【注釈】 「サーキット型イベント」とは、ライブハウス等の複数の施設を会場として、回遊することにより様々なステージを楽しめる形式の音楽イベントのことです。
338	Ⅲ	12	51	信 新 宿 の 魅 力 と して の 文 化 の 創 造 と 発	サーキット型イベントは、サーキットイベントとの呼称が普通ではないのか。	F	ご質問に回答します。 これまで新宿文化センターを会場として開催していましたが、新宿文化センターの長期休館に伴い、令和6年度は、ライブハウス等を回遊して楽しめる形式で開催します。 そのため、異なる開催形式であることを明確にするため、サーキット「型」と表記しました。また、「サーキットイベント」という用語が、モータースポーツイベントの一種を示すものとしても使用されていることを考慮しています。 なお、「サーキット型イベント」については、イベント内容を明確にするため以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載にします。 【注釈】 「サーキット型イベント」とは、ライブハウス等の複数の施設を会場として、回遊することにより様々なステージを楽しめる形式の音楽イベントのことです。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
339	Ⅲ	12	51	文新化宿の創造力と発信の	年度別計画のコアイベントのところに記載されている「サーキット型イベント」に注釈をつけてほしい。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「サーキット型イベント」について、以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載にします。 【注釈】 「サーキット型イベント」とは、ライブハウス等の複数の施設を会場として、回遊することにより様々なステージを楽しめる形式の音楽イベントのことです。
340	Ⅲ	12	52	の新宿の魅惑の歴史・文化	徳川御三家筆頭尾張藩第14代・第17代藩主徳川慶勝公を顕彰する。そのために、モニュメントを造ってほしい。	E	ご意見として伺います。 徳川慶勝については、平成26年度に新宿歴史博物館の特別展「高須四兄弟」で取り上げました。新宿区ゆかりの歴史的人物は数多くありますが、今後もそのような人物の一人として、機会があれば発信していきたいと考えます。なお、個々の人物についてモニュメントを設置する考えはありません。
341	Ⅲ	12	52	化新宿の魅惑の歴史・文化	西光庵の慶勝公の墓碑と墳丘を文化財（歴史遺跡・記憶遺産）として表示してほしい。	E	ご意見として伺います。 西光庵の徳川慶勝の墓碑や墳墓については、実施した調査の結果や保存環境、保安体制の状況等を踏まえ、文化財としての指定、登録等や文化財説明板の設置を行う考えはありません。
342	Ⅲ	12	52	新宿の歴史・文化の魅惑の向上	第二次実行計画の事業内容に記載のあった「無料公衆無線LANの運用、クラウド型ミュージアムシステムアプリによる来館者サービス等について」の内容はどうか説明してほしい。	F	ご質問に回答します。 令和3年4月から、漱石山房記念館に無料公衆無線LAN及びクラウド型ミュージアムアプリ「ポケット学芸員」の運用を開始し、記念館の展示音声ガイド（4か国語）を配信しています。 また、令和5年度中に新宿歴史博物館、林芙美子記念館、佐伯祐三アトリエ記念館、中村彝アトリエ記念館に地域BWAシステム※による無料公衆無線LANを整備するほか、林芙美子記念館での「ポケット学芸員」の運用を開始するとともに、同館以外での「ポケット学芸員」の運用に向けた検討を進めていきます。 ※「地域BWAシステム」とは、2.5GHz帯の周波数の電波を使用し、地域の公共サービスの向上や条件不利地域の解消等、地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とした電気通信業務用の無線システムのことです。
343	Ⅲ	12	経常事業	大新宿区まつり	事業概要のところに第二次実行計画に記載のある「クリエイターズ・フェスタ」についての文言を追加し分かりやすく記載してほしい。 「実行委員会にて開催時期や実施方法を休止を含めて検討しています。」でも良い。	E	ご意見として伺います。 新宿クリエイターズ・フェスタについては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度から令和4年度までは休止としました。 現在、本フェスタについては、積み立てた協賛金の活用を含め実施方法の検討を行っており、令和6年度予算に事業経費を計上していません。そのため、事業概要への記載も見送ります。
344	Ⅲ	12	経常事業	大新宿区まつり	新宿区は十分に賑やかで、騒々しい、新宿区に必要なのはやすらぎである。経常事業「大新宿区まつり」は止めて欲しい。	E	ご意見として伺います。 区では、基本構想において、「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」を目指すまちの姿として掲げています。大新宿区まつりは、区民や来場者の交流の輪を広げ、にぎわいを創出することを目的に実施しており、今後も引き続き実施していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
345	Ⅲ	12	経常事業	文化財保護保存調査等	<p>素案では「鉄砲組百人隊」と「鉄砲組百人隊音頭」のことは書かれていないが、他の事業との整合性が悪い。</p> <p>「鉄砲組百人隊」を区登録無形民俗文化財にする時の新宿区の審査で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客観的な／史実としての「鉄砲組百人隊」の神社での儀式、行列は確認は出来なかった。 ・町おこしのイベントとして良いかもしれない程度の評価であった。 <p>戸山小学校の運営協議会だより No.1 2016年4月には、運動会の「鉄砲組百人隊音頭」は、昔のPTA会長が企画したと書かれている。したがって、「鉄砲組百人隊」も、「鉄砲組百人隊音頭」も新宿区の伝統文化ではないため、経常事業「伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実」の対象ではない。</p> <p>「鉄砲組百人隊音頭」は「新宿区平和都市言」と矛盾する。「鉄砲組百人隊音頭」には「ドドンとぶっ放せ」と言う様な歌詞（ネット上で歌詞の確認は出来なかった）があり、人殺しを、戦争を楽しんでいる。</p> <p>音頭はⅢ-16「平和都市の推進」、計画事業56「平和啓発事業の推進」にも反する。ロシアは愛国教育に熱心で、日本でも軍備予算を倍増しているが、子ども達が前線の兵士になった時、お囃子に合わせて、敵を撃ち殺すのに抵抗感がなくなるかもしれない不安を感じている。防衛は考えることが大事だが、音頭で楽しみながら推進するものでない。105周年行事では、副校長、他3名が甲冑を着て隊士として参列している。再考を求める。</p> <p>鉄砲組百人隊は史実の裏付けがないので、新宿区の助成は止める。非常に大きな衝撃音を発するので、住宅地、公園での発射は禁止する。安倍首相の射殺事件以来、警察は銃器の取り締まりに厳しくなっていると思われる。実弾を込めれば、射殺が可能な鉄砲を集団で「発射」訓練を繰り返し、持ち歩くことに、不安を感じる。隊員の新鮮代謝が速いのも心配。隊員は「発射」時の快感を楽しんでいる。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>「鉄砲組百人隊行列」については、区文化財保護審議会から「火縄銃の試射方法や具足等の時代考証を経て再現され、行列の形態として評価できる」点等を理由に、登録文化財として答申を受け、平成13年度に区登録無形民俗文化財に登録したものです。</p> <p>また、戸山小学校の運動会における「鉄砲組百人隊音頭」については、経常事業「伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実」の取組ではなく、戸山小学校と百人町との地域連携の取組の一環として学校単位で実施しているものです。地域の人材を招き、「鉄砲組百人隊音頭」の振り付けを始めとする地域交流を図ることを目的としており、105周年行事の副校長等の参列についても、この取組の一環として行っています。</p> <p>区では、引き続き、新宿区平和都市宣言の主旨に則り、戦争の悲惨さと平和の尊さを普及啓発していきます。</p>
346	Ⅲ	12	その他	—	<p>西新宿には祭りが無い。これからたくさん的人口が流入し、人が入れ替わっていく。活性化するべきだと考える。最先端のイベントがほしい。</p> <p>大手不動産が実施するイベントは高度すぎて楽しめず面白くない。</p> <p>食のフェスタなど実施しても良いと考える。</p>	D	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>西新宿地域においては、新宿中央公園において、デジタル技術を活用した謎解きイベントやパークシネマフェスティバル等の趣向を凝らしたイベントが開催されています。また、商店会によるイベントや地域センターを活用した地域センターまつり「わいわい広場」などの催しが実施されているほか、食に関するイベントも西新宿地域の民間の催事場等で開催されています。</p> <p>今後も、西新宿地域のにぎわいの創出に取り組んでいきます。</p>
347	Ⅲ	13	53①	報魅の力発ある観光情	<p>高田馬場のアトム壁画について、新宿区とどのような縁があるのかわかりにくい。何かしらの説明を入れたらどうか。</p>	B	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。</p> <p>壁画はJR側と西武新宿線側に2つあります。JR側壁画の右面には、「アトム生誕の地が高田馬場であること」、「アトムは新宿区未来特使にも任命されていること」等、新宿区とのつながりが深いことの説明が記載されています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
348	Ⅲ	13	53①	の魅力ある観光情報	年度別計画の令和7年度の欄にYouTube動画の制作・活用に「TikTok」を加えること。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 制作するYouTube動画については、インバウンドの興味をひく内容とするとともに、英語字幕を付け、幅広い年齢層を対象とすることを想定しています。一方、TikTokは主に若年層を対象とする場合に有効な手法であると認識しており、若年層にターゲットを絞った動画制作・情報発信をする場合の参考とします。
349	Ⅲ	13	経常事業	新宿フリーWi-Fiの運用	経常事業「新宿フリーWi-Fiの運用」で、新宿フリーWi-Fiは観光客向けだが、これを全区民に広げることが出来ないか。大規模災害時にも機能するWi-Fiであれば、個別受信機、同報系防災行政無線の屋外スピーカー（同報系屋外拡声子局）の代替手段として使い、それなりの予算措置も可能になり、実現性が高くなる。	E	ご意見として伺います。 経常事業「新宿フリーWi-Fiの運用」は、新宿を訪れる訪日外国人旅行者や国内旅行者の利便性と区内の回遊性の向上を目的に、ターミナル駅を中心に無料公衆無線LANのアクセスポイントを整備しています。そのため、区内全域に整備することはありません。 災害時のWi-Fi整備については、避難所における地域BWAや無料Wi-Fiサービス等の活用が考えられますが、こうしたサービスの活用にあたっては、避難所の接続回線数やアクセスポイントの設置場所、セキュリティ対策の検討とあわせて、平常時における利用やランニングコスト等の課題を整理していく必要があります。引き続き、都の支援事業や他区の取組状況などを参考にしながら検討していきます。
350	Ⅲ	13	その他	一	観光は公害産業である。海外からの旅行者を運ぶために、羽田空港の機能強化が行なわれ、新宿区上空にも飛行経路が設定され、大型航空機が騒音を発しながら飛行している。大久保通りの混雑は国内からの観光者が多いが、歩道は店の順番待ちの人が列をなし、渋滞している。オーバーツーリズムによる公害で住民は困っている。 観光客はすでに充分来日しているのだから個別施策Ⅲ-13「国際観光都市・新宿としての魅力の向上」は止めてもらいたい。	E	ご意見として伺います。 オーバーツーリズムについては、区民の生活に影響を及ぼすとともに、観光客の満足度も低下してしまい、ひいては街全体の活力への影響も生じることが懸念されます。ご指摘の大久保地域では、来街者が増加し、混雑やポイ捨てなど、地域の生活環境やまちの美観に影響が生じているため、区は、大久保通り周辺の混雑・環境対策等を第三次実行計画に位置付けた上で、町会・商店会、JR東日本、道路管理者、交通管理者等からなる協議会を立ち上げ、官民一体となって課題解決に取り組んでいきます。 今後も、新宿区の魅力創造・発信による賑わい創出に取り組むとともに、関係機関や町会・商店会など地域の方々と連携し、区内の状況を把握しながら、地域住民の生活環境の確保に向けて適切に対応していきます。
351	Ⅲ	14	54	新設中央図書館等の	新宿区の文化の充実を考えたときのひとつとして図書館の問題がある。 区を代表する中央図書館の存在がはっきりしていない。今後の生涯学習を見据えた建設（建替え）等、検討する余地があると考える。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 現在は、新中央図書館の建設について区有施設マネジメントや社会経済状況、デジタル図書（電子書籍）の急速な進展等を総合的に検討する必要がある過渡期であると考えます。そのような状況の中で、情報収集を行いながら、「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館の建設に向けた検討を継続します。
352	Ⅲ	14	54	新中央図書館等の建設	事業概要について、第二次実行計画には記載のあった「早稲田大学から新中央図書館等と研究施設との合築等の提案があったことから、この提案についても検討を進めています。」の文言が変更となった経緯を知りたい。	F	ご質問に回答します。 平成22年の「新中央図書館等基本計画」策定後、平成23年3月の東日本大震災を受け、新中央図書館の建設については改めて判断することになりました。 その後、早稲田大学と図書館を合築することにより、新しいタイプの図書館の建設を計画しました。しかし、新宿区は中央図書館より緊急に進めるべき施設の整備等を行う必要があったことや、早稲田大学は西早稲田キャンパスの増築計画を進める必要があったことなどから、令和3年度に早稲田大学との連携は継続しつつも図書館の合築を進めることは困難であるとの結論に至りました。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
353	Ⅲ	14	54	設新中央図書館等の建設	<p>「新宿区公共施設等総合管理計画」の計画の施設類型別基本方針の「17図書館」によると「新中央図書館については、今後の社会経済状況も見据え、建設に向けて検討していく。」となっている。これは総合政策部の考えだと思いが、次期総合計画（令和10年度～）までには、前向きな方向性を示していただくことを期待する。</p>	D	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>現在は、新中央図書館の建設について区有施設マネジメントや社会経済状況、デジタル図書（電子書籍）の急速な進展等を総合的に検討する必要がある過渡期であると考えます。そのような状況の中で、情報収集を行いながら、「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館の建設に向けた検討を継続します。</p>
354	Ⅲ	14	54	新中央図書館等の建設	<p>新宿区が新しい中央図書館の建設をするために、新宿区は図書館を4館に統合する計画「4館構想」を突然発表した。その当時の中央図書館長と懇談し、中央館長は夢を語った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23区で一番立派な中央図書館を建てたい。 ・図書館としても経営努力をして、9館から4館に統合する。 ・中央図書館が建っている土地を売却して、建設費を捻出する。 ・図書館のライバルは貸本屋である。 ・図書館職員を非常勤化すれば年間300万円で済む。アルバイトにすれば、さらに人件費を少なく出来る。 ・基本計画として、「新中央図書館の建設」が書かれることが重要だ。（この意味が当時の私には理解出来なかった。） <p>等を聞いた。4館構想を止めるのは絶望的だった。ところが区長が辞任し、4館構想は消えた。</p> <p>しかし、その後、地域図書館は指定管理者に委託された。人件費は大幅に削減されたと思われるが、図書館の開館時間は延長された。地域図書館で働く人々の図書館司書の有資格者の割合も高くなったと聞いている。図書館で働いていた新宿区職員は指定管理者の下で働いている人よりも能力が低いのか。それとも、指定管理者の下で働いている人は過酷な労働環境で働かされているのか。</p> <p>地下鉄副都心線の開通により、新宿区では鉄道利用の不便な地域（駅まで徒歩で10分以上かかる）は解消したと宣伝されていたことから解かる様に、図書館の利用を含めて、行政のサービスは新宿区内でアクセスが容易、平等であることが必要なので、近くに施設があることは重要である。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>新中央図書館の建設については、区有施設マネジメントや社会経済状況、デジタル図書（電子書籍）の急速な進展等を総合的に検討する必要がある過渡期であると考えます。そのような状況の中で、情報収集を行いながら、「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館の建設に向けた検討を継続します。</p> <p>区立図書館は、平成21年度から指定管理者制度を導入しています。これにより、民間事業者等の経営ノウハウを活かした各地域の特色ある図書館サービス事業を展開し、利用者満足度の高い図書館運営を目指しています。決して区職員の能力の問題ではないことをご理解ください。指定管理者従事者の労働環境についても適切であることを確認しています。今後も指定管理者制度の継続により利用者サービスのさらなる拡充を図っていきます。</p> <p>区立図書館を含め、誰にとってもアクセスが容易であることなど、利用しやすい行政サービスの提供を目指していきます。</p>

No.	基本 政策	個 別 施 策	事 業 番 号	事 業 名 等	意見要旨	対 応	区 の 考 え 方
					<p>国立研究所が独立行政法人化される前、研究所の図書館は国立国会図書館の分館であったが、独立化後、研究所の図書館は単なる資料室に格下げされ、その職員は定員から非常勤化された。</p> <p>図書館を利用してきた経験から、図書館で働く専門職は重要で、図書館司書の資格と図書館での経験が重要である。国立国会図書館、東京天文台の図書館はすばらしい。小さな図書館でも優秀な専門職に助けられたこともある。図書館の蔵書をみれば、その図書館を利用している人々のレベルが解かる。指定管理者の下ではすばらしい職員が育つのは難しい。</p> <p>地域図書館は研究所の図書館とは違うと思うが、地域図書館には地域図書館としての専門性が要求されるだろう。研究所の図書館職員の待遇が悪くなれば、長期的には研究成果も低下する。</p> <p>新宿区の保育園も指定管理者制度が導入され、保育士も広い年齢層から構成されていたものが、若い人中心になっている。それが子ども成長にどう影響するかはすぐには解からないかもしれないが、子どもの知力、情操にも影響するだろう。</p> <p>介護施設は区直営は最初から考えられず、社会福祉法人による経営に限定された。介護保険サービスとして収入が決まっているので、職員の待遇が、区職員よりかなり切り下げられている。そのレベルは、介護以外の職種の処遇より低く、その差はなかなか解消しない。介護施設に入所するとその影響が解かるが、その時は手遅れで、彼らの介護を受けるしかない。日本はアメリカ的になり、一部の上の人とその他一般となり、日本文化は消滅する。</p> <p>私は、図書館で働く人々を犠牲にした新中央図書館の建設は中止すべきであると考えている。計画事業60「区有施設等の長寿命化」に沿って、現在の建物を使い続けるのが良い。</p> <p>計画事業53「新中央図書館等の建設」には、「「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設を目指します。」とある。図書館は学習、勉強する（無理にでも努力して励む）ところで、「やさしい」ところでは決してない、「知」は厳しいものである。現在の中央図書館長は図書館を何と考えているか。</p>		

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
355	Ⅲ	14	55	スポーツ環境の整備	「誰もが楽しめるスポーツ施設利用料」を計画事業とし、子どもから高齢者、障害のあるなしに関わらず、多様なスポーツを楽しむうえで、他区と比べて高すぎるスポーツ施設の利用料、夜間の照明料を引き下げように見直すこと。	E	ご意見として伺います。 区では、「受益者負担の適正化についての最終報告」の考え方を受け、区の提供する行政サービスにおける受益と負担の公平性確保の原則に基づき、公の施設の使用料・利用料金の設定や見直しを行っています。今後もこうした考えに基づき、スポーツ施設の利用料、夜間の照明料を検討していくことから、計画事業に位置付けることは考えていません。 なお、区内在住の障害者を構成員とする団体が、区立スポーツ施設でスポーツ大会等を実施する場合には、令和4年4月から利用料金を免除し、交流を図れるよう環境を整備しています。また、令和6年度からは、子どものスポーツ活動を支える多様な主体に気軽に施設を利用できる環境を提供するため、子どもが在籍する団体に対する貸切利用料金の減額制度を実施します。
356	Ⅲ	14	55	スポーツ環境の整備	サッカーワールドカップで全国的に盛り上がり、日本人として世代を超えた高揚感、一体感があるだけでなく、異性と交流においてもサッカーボール一つで相手を知り相互の人間性を把握でき、少子高齢化の原因の一つである結婚の機会の減少を食い止められるのではないかと考える。 区内ではクリアソン新宿が活躍しており、新宿区民として「チーム」と考え、サポートしていくために、ホームスタジアムを貸し提供してほしい。東戸山小学校について、東戸山中学校を廃校しここから広場にしたいように、徐々にゆっくり整備していくことを検討してほしい。	E	ご意見として伺います。 区施設の整備による、クリアソン新宿へのホームスタジアムの提供については、区内にJリーグ基準を満たす施設や適地がないため、困難と考えております。 引き続き、クリアソン新宿が試合会場を確保できるように、区として最大限の支援をまいります。
357	Ⅲ	14	55	スポーツ環境の整備	東京都の障害者スポーツ大会などは、参加者に新宿区民が半分以上いないと使用料を免除しない規定を撤廃してスポーツ大会を無料で開催すること。スポーツセンター、コスミックの講座も区の施設使用料の考え方と同様、障害者は無料にすること。高齢者の利用料についても減免を実施すること。	E	ご意見として伺います。 区内在住の障害者を構成員とする団体が、区立スポーツ施設で実施するスポーツ大会等については、令和4年4月から利用料金を免除し、交流を図れるよう環境を整備しています。また、区内在住の障害者の方は、障害者を対象としたスポーツ教室等を無料で受講することができます。 高齢者の利用料については、減免を行う予定はありませんが、高齢者が利用しやすい環境づくりを調査・研究していきます。
358	Ⅲ	14	55③	備 総合運動場の整備	計画事業54③「総合運動場の整備」について、戸山公園箱根山地区は広くて利用者が多いが、女子トイレが2個しかなく不便である。増設を希望する。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 戸山公園は、都立公園のため都に要望として伝えていきます。
359	Ⅲ	14	經常事業	図書館の管理運営	中央図書館の読書席を広げて、仕切り盤を設置してほしい（大久保図書館のような）。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 中央図書館では、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年に閲覧席（読書席）に大久保図書館と同様に仕切り板を設置済みであり、これを現在も継続しています。また、一つ一つの閲覧席を広げることは席数を減らしてしまうことから、慎重な判断が必要です。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
360	Ⅲ	14	その他	—	計画事業53「新中央図書館等の建設」、經常事業「図書館サービスの充実（区民にやさしい知の拠点）」、經常事業「子ども読書活動の推進」の所管部については「教育委員会事務局」で問題ないか。分かりやすく丁寧に説明してほしい。	F	ご質問に回答します。 中央図書館及び子ども図書館は、組織としては教育委員会に属しています。第三次実行計画においては、所管部の記載は「教育委員会事務局」とするのが適切です。
361	Ⅲ	15	經常事業	国際交流事業	昭和から平成にかけて10年ほど女性の海外研修が行われていた。私も平成元年にヨーロッパ4か国研修に行かせて頂いたが、これからの研修は如何か。 現在新宿区女性海外研修者の会として「ひなまつり」など行っている。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区民向けの国際交流事業について、区では、現在、未来を担う青少年を対象として、友好都市であるドイツ・ベルリン市ミッテ区との青少年交流事業を行っています。 本事業は、新宿区とミッテ区で青少年の派遣と受け入れを交互に実施し、互いの文化を理解するプログラムに取り組んでいます。 令和5年度の夏は、ミッテ区の青少年を新宿区が受け入れており、令和6年度は、新宿区からミッテ区に青少年を派遣する予定です。 こうした国際交流の実施はグローバル人材育成のために意義があると考えていることから、友好都市との青少年交流に加え、市民交流についても検討していきます。
362	Ⅲ	15	その他	—	「めざすまちの姿・状態」のなかに、「互いの文化的違いを認め合い」とあるが、ことさら違いを強調するのではなく、互いの文化を理解し歴史を共有することが大事ではないか。そのような表現に改めるべき。「互いの文化、歴史認識を共有し」に修正すること。	E	ご意見として伺います。 総合計画の「めざすまちの姿・状態」では、「国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる多文化共生のまちをめざします。」としています。 このことから、表現を修正することは考えていません。
363	Ⅲ	16	57	推進啓発事業の	親と子の平和派遣事業は、例年募集組数の倍以上応募があることから10組以上に増やすこと。	E	ご意見として伺います。 親と子の平和派遣では、記念式典への参列や被爆体験講話の聴講、被爆関連施設の見学等を行います。質の高い体験を親子に提供するために適正な規模として現状の7組14名の体制で実施していきます。
364	Ⅲ	16	57	進平和啓発事業の推	新宿区内の戦争史跡などをもっとアピールして、戦争加害責任等も含めて多国籍文化交流の一つのテーマにしてみても如何か。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、空襲で被災した樹木や、陸軍施設跡碑など区内に残る戦争史跡を紹介する「新宿区平和マップ」を発行しています。また、「新宿区平和マップ」で紹介する史跡を解説付きで歩いて巡る「平和マップウォーキング」を実施しています。これらの取組を通じ、国籍に関わらず、平和の尊さを広く訴えています。
365	Ⅳ	1	—	KPI	個別施策Ⅳ－1「効果的・効率的な行財政運営」の重要業績評価指標（KPI）のところに「①効果的・効率的な行財政運営（効果的・効率的な行財政運営を推進する。）」とあるが、出典を明記していただきたい。	E	ご意見として伺います。 区として、効果的・効率的な行財政運営を推進していくことを目標としているため、出典はありません。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
366	IV	1	58	の公推民進連携（民間活用）	民間活用は聞こえは良いが、私たちの共通の財産を一部の人あるいは企業の儲けの道具に使われることとなるため、区も区民にもメリットがないことはやめてもらいたい。	E	ご意見として伺います。 民間提案制度は社会経済状況の変化等による新たな行政課題や多様化・複雑化する区民ニーズに対応していくために、民間ならではの柔軟な発想や専門性を事業に活用する制度です。 事業提案の評価に当たっては、区民サービスの向上など区や区民にとって必要な事業であるかという視点も踏まえて評価を行い、事業提案の採否を決定します。
367	IV	1	58	の公推民進連携（民間活用）	民間提案制度の実施、民間提案制度による事業提案に向けた実証実験の募集など、具体的な年度計画が書かれている。新宿区の行政は事業提案を民間に依存しなければならぬ程に劣化しているのか。	E	ご意見として伺います。 民間提案制度は社会経済状況の変化等による新たな行政課題や多様化・複雑化する区民ニーズに対応していくために、民間ならではの柔軟な発想や専門性を事業に活用する制度です。 区からも事業者との提案前の対話のなかで、実現可能な事業とするためのアドバイスや、区民ニーズに対応した提案であるかの情報提供など相互に連携しており、民間に依存する取組ではないと考えます。
368	IV	1	58	推公進民進連携（民間活用）の	事業・事業者の選定と評価を行う機関を分け、評価については区民・利用者などの意見を十分に反映し、事業の改善及び終了などが出来るようにすること。	E	ご意見として伺います。 事業提案がどのように区の事業として実施されているかという視点を踏まえて評価するために、事業提案の評価と事業評価についてはいずれも有識者を含んだ新宿区民間提案制度提案評価委員会にて評価します。 なお、事業評価に当たっては、事業の達成度合を図る指標として、利用者アンケート結果など事業ごとに判断して設定し、評価の参考とします。
369	IV	1	58	用公（民）の連携（民間活用）	区立駐輪場の民営化のように、区民・利用者に意見を十分に募ることなく、区民サービス後退・放棄となるような安易な公民連携は行わないこと。意見聴取として行われている事業者からのサウンディングは、実質、事業者の収益確保のためとなっているが、区として優先すべき取組として区民・利用者の声をしっかりと事業に反映させるための意見聴取を実施すべきと考える。	E	ご意見として伺います。 新宿区民間提案制度で提案を求めるテーマとして、区民ニーズを踏まえた区の課題を公表しており、今後もこれらの課題に対する事業提案の促進を図ります。また、事業提案の評価に当たっては区民サービスの向上の視点も踏まえて評価を行っています。
370	IV	1	59②	一滞元納化整理業務の	令和6年度と令和7年度の年度別計画にある「（仮称）催告等事務センター」の「（仮称）」はいつとれるのか教えてほしい。	F	ご質問に回答します。 名称については検討中ですが、令和7年2月の開設に向けて業務委託契約を締結する時期（令和6年10月予定）までには、仮称がとれた名称を決定します。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
371	IV	1	60	基幹業務システム基盤の整備	事業概要には「ガバメントクラウドの活用に向けて、住民記録・税・国民年金・印鑑登録の基幹業務システムを運用しているホストコンピュータ（大型汎用機）を廃止し、基幹業務システムの基盤の整備を行い、情報システムの運用の効率化と経費縮減を図ります。」と書かれている。その結果、いずれ、新宿区職員は国のクラウドサービスの画面にキー入力をするだけの下請け業務をするだけの存在になるか。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>令和3年9月の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の施行により、各地方公共団体は、国が定める標準仕様書に準拠したシステム（標準準拠システム）への移行が義務付けられました。</p> <p>また、地方公共団体による標準準拠システムの整備に当たっては、全ての地方公共団体がクラウドサービスを利用することができるようにするために国が整備した「ガバメントクラウド」を利用することが努力義務とされました。</p> <p>そして、この取組により、地方公共団体が情報システムを個別に開発することによる人的・財政的負担を軽減し、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようにするとともに、新たなサービスの迅速な展開を可能とすることを目指すものとされています。</p> <p>区では、ガバメントクラウドを有効活用し、標準準拠システムを整備することで、住民記録・印鑑登録など、区の業務運営に必要なシステムの維持管理や制度改正時のシステム改修等の負荷を軽減するなど、基幹業務システムの運用の効率化と経費縮減を図っていきます。</p>
372	IV	1	経常事業	広報活動	毎月5日（1月1日を除く）、15日、25日の広報新宿の配布方法は、新聞折込での配布となっており、新聞を購読していない方には配達するとされている。年間の経費について分かる範囲で教えてほしい。あわせて、新聞を購読しておらず広報新宿を配達している区民（住民）の人数も教えてほしい。また、これは無料か。	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>令和4年度の広報新宿の新聞折り込み（36回分）に係る経費は、2,152万円でした。また、広報新宿の個別配達は無料で実施しており、対象者は令和5年12月末時点で約8,600人です。</p>
373	IV	1	経常事業	広報活動	広報新宿の配布方法について、新聞購読者の減少等、課題があれば説明してほしい。	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>新聞購読者の減少により、紙で広報新宿を読む方は減少しています。こうした課題に対し、区では、新聞を購読していない区民への個別配達、スーパーやコンビニ、郵便局等の身近な配布場所への設置により広報新宿を配布しているほか、区ホームページやアプリ「マチイロ」、地域情報サイト「マイ広報紙」から電子で広報新宿を閲覧できるようにしています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
374	IV	1	経常事業	広報活動	広報新宿臨時号における配布方法は「本号は区民全世帯に配布しています（通常は新聞折込）」となっている。「物価高騰対策臨時給付金」や年4回くらいの「COVID-19新型コロナワクチン」が発行されたが、各号の経費の状況を分かる範囲で知りたい。また、財源として国の補助金のようなものはあるのか。	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>1 物価高騰対策臨時給付金 物価高騰対策臨時給付金に関する臨時号については、令和5年度に1回発行しています。臨時号発行に当たっては、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用しています。 (令和5年度経費) 6月25日号：4,346,674円</p> <p>2 新型コロナウイルスワクチン 新型コロナウイルスワクチンに関する臨時号については、令和3年度に7回、令和4年度に1回発行しています。発行に当たっては、それぞれの年度の国の「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金」を活用しています。 (令和3年度経費) 5月1日号：1,326,922円、6月10日号：3,268,349円、7月10日号：4,009,221円、10月10日号：4,119,767円、12月10日号：3,739,673円、1月30日号：4,000,131円、3月30日号：3,735,617円 (令和4年度経費) 6月5日号：4,013,487円</p>
375	IV	1	経常事業	広報活動	広報新宿の臨時号は全戸配布されることとなっているが、この区内全世帯に配布するという方法は、対象者となる区民（住民）に対しきちんと伝わったと考えているのか。この議論は区議会だよりの全戸配布の検討にも関係するものと考えている。	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>広報新宿臨時号の全戸配布については、より区民の関心が強く、多くの方に届ける必要がある事業について行っています。物価高騰支援策としての給付金や新型コロナウイルスワクチン接種については、区民の関心が高く、情報を迅速に伝える必要がありました。通常発行の広報紙や区ホームページ等の広報媒体だけでは届かない区民に対する情報発信の手法として全戸配布は有効であると認識しています。</p> <p>なお、区議会だよりの全戸配布については、広報新宿臨時号の全戸配布した実績、効果などの結果を参考に、議会において、経費、効果など様々な面から検討していくものと認識しています。</p>
376	IV	1	経常事業	広報活動	<p>新宿区のホームページは沢山の情報が掲載され、迷宮化している。いろいろな改修が試みられている様だが、それが妨害して、利用しにくくなっている。カーソルが短時間でも留まると、ポップアップで小窓が開かれ、していた作業が妨害され、中断する。</p> <p>最近ではチャットボットがポップアップ（常駐に近い）して、目障りで、作業を妨害している。チャットボットの回答は不能、的外れが多いので、チャットボットのポップアップが停止出来る様に改修して欲しい。</p> <p>また、チャットボットに任せて、ホームページの構成を職員がしなくなることを心配している。</p>	D	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>チャットボットの表示については、アイコンの右上の×をクリックすることで非表示にすることができます。また、チャットボットの回答は、ユーザーデータの分析等を行い、精度向上のための改善を行っています。</p> <p>区ホームページについては、令和4年10月にトップページのリニューアルを行うなど適宜改善を行っており、チャットボットと合わせて、より探しやすくわかりやすいホームページの作成に取り組んでいきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
377	IV	1	経常事業	広報活動	勤め先が渋谷区で、渋谷区の広報物やホームページを見る機会が多いが、新宿区のそれよりおしゃれで情報も見やすいと感じてしまう。デザインが良くなると内容も届きやすいということがあるのではないか。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 広報紙やホームページのデザイン性を高め、より見やすく分かりやすい情報を発信することは重要なことだと認識しています。 区では、広報紙の表紙面の制作を紙面内容に応じてデザイナーに委託しているほか、「福祉」「子ども・教育」等のカテゴリー表記を改善する等、紙面デザインの改善に取り組んできました。また、令和4年10月には探しやすく、分かりやすいホームページを目指して、区ホームページのトップページをリニューアルしました。 引き続き、効果的に情報を発信できるようデザイン性の向上に取り組んでいきます。
378	IV	1	その他	(定員の適正化などの取組)	計画事業とは別に、P123、124には「個別施策Ⅰ効果的・効率的な行財政運営」に関連する取組がある。 「◆定員の適正化などの取組」には「第三次実行計画期間中における定員適正化計画（令和6年度～令和9年度）」が紹介されているが、定員適正化計画は新宿区ホームページには見当たらない。 「◆定員の適正化などの取組」の最後に、「3 第三次実行計画期間中における定員適正化計画」として「安全で安心な区民生活を支えるため、多様化・複雑化した行政需要に適切に対応する一方で、業務手順や執行体制の見直し、デジタル化による業務の改善、公民連携の推進を進め、職員数の増加抑制及び効果的・効率的な執行体制の実現に努めます。また、引き続き学校用務業務の委託化、保育園・子ども園給食調理業務の委託化等による職員定数の削減を目指します。」とあり、「職員定数の削減」と言う明確な表現が出てくる。	E	ご意見として伺います。 「定員適正化計画」は、実行計画の考え方と連動しており、区ホームページで単独で掲載せず、実行計画の中の関連計画として一体的に掲載しています。 また、定員適正化計画は、「定員適正化」の基本的な考え方を示しています。具体的な職員定数の削減については、学校用務業務等の委託化等によるものとしていますが、職員団体等との交渉・妥結を経て委託化を行うため、毎年度ごとに削減数を決定しています。 その取組内容については、広報新宿において、例年報告を行っています。
379	IV	1	その他	組 (定員の適正化などの取組)	「職員定員の適正化などの取組」を計画事業とし、正規職員の定数削減を中止し、非正規雇用の正規化で必要な人員を確保すること。	E	ご意見として伺います。 様々な施策を展開するためには、財源を担保しつつ、効果的・効率的な区政運営を行う必要があることから、職員数増加の抑制及び職員定数の削減を適切に進めていきます。 また、職員定数の削減については、学校用務業務等の委託化等によるものとしていますが、職員団体等との交渉・妥結を経て委託化を行うため、毎年度ごとに削減数を決定しています。さらに、将来の行政需要を具体的に見込むことは難しいことから、「定員適正化計画」は、計画事業になじまないものと考えます。
380	IV	1	その他	—	「ジェンダー平等の推進」として、8割以上が女性となっている会計年度任用職員については、恒常的に必要な人員については正規雇用への転換を行い、1年ごとの契約から無期雇用にし経験に応じた昇給の実施、病気休暇を有給にするなど待遇の改善を行うこと。また、計画事業に新規に追加すること。	E	ご意見として伺います。 会計年度任用職員は、行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため導入された制度で、原則として1会計年度ごとにその職の必要性を検討し、任用するものとされています。区は法令や国のマニュアルに基づいて制度を運用しており、正規職員への転換や無期雇用を行うことは考えていません。 会計年度任用職員の報酬については、職務内容や職務経験等に基づき決定しており、正規職員の初任給よりも高く設定しているため、現時点では経験に応じた昇給を実施する考えはありません。 また、会計年度任用職員の待遇は、国の非常勤職員との均衡を図っており、病気休暇については、無給としているところです。 これらのことから、勤務条件について計画事業に追加することは考えていませんが、引き続き、関係法令や国、他自治体等との均衡を図りながら、必要に応じて勤務条件を設定していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
381	IV	1	その他	—	1千人を超える会計年度任用職員の正規化、無期雇用化、賃金の大幅引き上げを行うこと。また、女性比率が8割を超える会計年度任用職員の処遇をジェンダー平等の観点から改善し、男女の賃金格差是正すること。	E	ご意見として伺います。 会計年度任用職員は、行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため導入された制度で、原則として1会計年度ごとにその職の必要性を検討し、任用するものとされています。区は法令や国のマニュアルに基づいて制度を運用しており、会計年度任用職員の正規化や無期雇用化を行うことは考えていません。 また、会計年度任用職員の報酬は、正規職員の給料表を基礎として、職務内容や職務経験等に基づき男女の別なく決定していることから、正規職員との均衡は保たれており、男女の賃金格差も無いものと考えています。
382	IV	1	その他	—	公民連携、RPA、書かない窓口、ガバメントクラウドなどの新しい手法が書かれている。新宿区の先進的な取組を表わしているとも見ることが出来るが、政府の示す方向に従っているだけのようにも見える。	E	ご意見として伺います。 区としても、社会経済状況の変化等による新たな行政課題や多様化・複雑化する区民ニーズに対応していくために、公民連携により民間ならではの柔軟な発想や専門性を事業に活かしていくとともに、RPAの活用、書かない窓口などによる業務の改善や区民サービスの向上を図っていくことが必要と考え、取組を推進しています。
383	IV	1	その他	—	公契約条例で定める報酬下限額を早急に1,500円以上にするためのロードマップを作成すること。	E	ご意見として伺います。 区の労働報酬下限額は、学識経験者、事業者及び労働者で構成される新宿区労働報酬等審議会からの答申を受けて、区がその答申内容を慎重に検討し、決定しており、目標値を定めるものではありません。
384	IV	1	その他	—	区で働く派遣労働者に対しても、公契約条例を適用すること。	E	ご意見として伺います。 労働者派遣については、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」により、派遣先に雇用される通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力、又は経験その他の就労実態に関する事務を勘案して賃金を決定するものとされているため、公契約条例の適用範囲に含める考えはありません。
385	IV	2	61①	施設長の期維持維持計画に基づく	計画事業60①「中長期修繕計画に基づく施設の維持保全」の指標、年度計画は「調整中」となっている。まだ、調整がつかないだけかもしれないが、何が書き込まれるか心配だ。	E	ご意見として伺います。 区有施設のあり方については、公共施設等総合管理計画の基本方針と施設類型毎の現状や課題を踏まえ検討を進めており、令和6年度については、施設の老朽度や緊急度等を総合的に勘案した上で、工実施施設を本計画に反映します。 今後も、施設の長寿命化を図るとともに、老朽化に伴う大規模改修や建替え時期等をとらえ、行政需要や地域需要、財政状況等を踏まえた検討を行い、方向性が定まった施設については実行計画に位置付けていきます。
386	IV	2	62	メート施設のマネジ	計画事業61「区有施設のマネジメント」の指標と年度計画は「調整中」となっている。まだ、調整がつかないだけかもしれないが、何が書き込まれるか心配だ。	E	ご意見として伺います。 牛込保健センター等複合施設における杭破損事故により、現在、工事スケジュールについて調整しているところです。令和6年度については、新施設の整備工事等を予定していますが、令和7年度以降については、今後の調整状況を踏まえ、計画に反映していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
387	IV	2	62	区有施設のマネジメント	公共施設マネジメントに記述のない、早稲田南町複合館整備については、区民意見の聴取も不十分で、しかもそこで寄せられた声すら反映していない状況である。区の計画案をそのまま推進するのではなく、施設利用者及び周辺区民に十分周知し区民参画で施設のあり方について決めること。地域の高齢者施設としてお風呂は存続させ、新設する場合は男女別々に作ること。	E	ご意見として伺います。 早稲田南町児童館等複合施設の建替えについては、その方針案について、地域説明会や意見募集を行い区民の意見を聴取しました。現在、区がお示している方針案では、地域交流館にあるお風呂については、建替えを行った際は、地域ささえあい館に機能転換し、支え合いの機能を充実させるため廃止させていただきます。 なお、この方針案は、鶴巻南公園にある弁天町保育園の仮園舎を活用したもので、牛込保健センター等複合施設の杭破損事故により、弁天町保育園の新施設への移転時期が未定のため、今後の対応について検討しているところです。
388	IV	2	経常事業	庁舎の維持管理	第一分庁舎の入口のところが現在ガムテープで補修されている。ここは靖国通りに面しており、新宿区役所の顔ともいべき重要な箇所であると考え。大変見苦しい。 個別施策IV-2「公共施設マネジメントの強化」に関連する取組の「新宿区公共施設等総合管理計画」の計画の施設類型別基本方針における「庁舎等」によると「本庁舎を建て替える際は、」との記載があるが、建て替えるまで現在の状態のままなのか。	F	ご質問に回答します。 ご意見をいただいた箇所につきまして、補修工事を業者に依頼し、既に補修を実施しました。 今後も緊急性を要する等の工事については、その都度、補修対応を検討していきます。
389	IV	2	その他	画（新宿区公共施設等総合管理計画）	公共施設等総合管理計画については、そもそも総延床面積22%削減という目標自体に無理がある。福祉、教育など施設の需要が拡大しており、公共施設の総合管理計画としてはそうした需要を反映した計画とは言えず、区民の意見も反映されていないため撤回すること。少なくとも需要を的確に把握した公共施設の計画とするため、区民の意見を踏まえ大幅に見直すべきと考える。	E	ご意見として伺います。 区有施設の老朽化が進む中、日常的な維持管理や定期的な改修を適切に実施することが重要となっています。平成28年度に作成した「新宿区施設白書」において、将来更新費用に係る試算結果では、今後40年間における更新費用の総額2,710.9億円に対して、予算確保可能額は総額2,187.6億円となっているため、総額523.2億円が不足することが予測されています。 こうしたことから、「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づき、「施設」から「サービス」へ発想を切り替えることで、施設の統廃合や複合化などの様々な取組により、現在の施設総量を減らしながら公共サービスを維持し、さらに、今後区民にとって必要な機能やサービスの確保を目指し取り組んでいきます。
390	IV	2	その他	理（新宿区公共施設等総合管理計画）	P128～132「個別施策2 公共施設マネジメントの強化」に関連する取組では「◆新宿区公共施設等総合管理計画」が丁寧に紹介されているとともに、「◆個別施設計画（長寿命化計画）」「《参考》」「◆公有地の有効活用」があり、新宿区の考え方が明確に示されている。 素案の個々の実行計画では曖昧だがマイルドな表現に抑えられていたが、関連する取組では、かなり具体的に、新宿区の本音が書かれている。	E	ご意見として伺います。 区では「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づき、令和6年度以降に長寿命化等を図る施設について施設の老朽化などを考慮し検討しています。なお、令和6年度に修繕を実施する施設については、「中長期修繕計画に基づく施設の維持保全」に位置付け、本計画に記載します。
391	V	1	64	行政手続のオンライン化	行政手続のオンライン化に当たっては、デジタル化に対応できない人が不利な扱いを受けないよう十分な配慮をお願いしたい。例えば、問合せに対してホームページを確認しろという案内は困る。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区がデジタル化を進めていくに当たっては、幅広い年代の方々が様々なサービスを利用できるようにしていく必要があります。そのためデジタル格差が生じないよう他の手法についても検討対応していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
392	V	1	64	等行の政推進のオンライン化	マイナポータルセキュリティ対策は万全と政府は宣伝しているが、マイナポータルにアクセスする個人のパソコンは、ウイルス等に感染して乗っ取られる可能性があり、マイナポータル利用システムの中の、ほとんど解決方法がない弱点である。また、マイナポータルを利用した事故は利用者の責任としていることを区民に周知することが必要である。	E	ご意見として伺います。 マイナポータルの利用に関わらず、個人のパソコンがウイルス等に感染することで、個人情報流出する可能性があることは認識しています。 マイナポータルについては、はじめに利用者責任が定められている利用規約に同意した上で、ご利用いただくこととなっています。そのため、利用者責任について、区から周知することは考えていません。
393	V	1	経常事業	用オ推進データの活	「地域課題の解決に取り組める」とあるが、「オープンデータを公開することにより、地域課題がどの様に解決されるのか、役立つのか示して欲しい。	F	ご質問に回答します。 一例として、全国の避難所の情報をデータベース化しているWebアプリでは、新宿区を含む地方自治体が公開している避難所情報のデータを使用しており、災害時に正確な情報提供ができる仕組みに活用されています。
394	V	1	経常事業	のオ活用推進データ	以前、住宅の取得経済能力を知るために、新宿区民の所得分布（税情報）の開示を求めたが、拒否された。オープンデータ化される可能性はあるのか。	F	ご質問に回答します。 新宿区民の所得情報（集計データ）については、総務省ホームページで公開していますが、個別の所得情報については、地方税法第22条における「事務に関して知り得た秘密」に含まれるため、公開することができません。 なお、この取扱いが変更される予定は、今のところありません。
395	V	1	経常事業	活オ推進データの	オープンデータで個人情報が公開されるリスクはないのか。国のオープンデータでは一部個人情報も公開されている。都のオープンデータでは個人情報が保護されている。区のオープンデータでは、個人情報はどの様に保護されているか。	F	ご質問に回答します。 新宿区では「新宿区オープンデータの推進に関する指針」の中で、個人情報等で個人等の権利侵害につながる恐れがある情報や個別法令で利用に制限がある等の理由により二次利用が認められない情報は対象外としており、個人情報を含まない項目のみでオープンデータを作成・公開しています。
396	V	1	経常事業	個人番号カードの交付等	個人情報に識別番号を付けて効率的に管理する方法として個人番号は利用分野が限定されているが、個人認証に使われるシリアルナンバーは民間に開放され、個人を生涯に渡り追跡可能で、第2の個人番号である。さらに、業者間での名寄せも可能であると政府は宣伝しているが、個人情報、プライバシーが正確に収集されるリスクが大きい。 カード申請では、個人認証を使うかどうかのチェックがあったと思うが、申請者にその意味を丁寧に説明する必要がある。 患者の医療情報を医療機関の窓口で本人の同意を得て医療関係者に公開することは、患者のメリットも考えられるが、医療関係者の範囲が曖昧である。大きな病院、チェーン薬局で医療情報が共有されたら、患者の医療に関わらない人にも閲覧が出来てしまう。医療情報の共有、公開は1回ごとに本人の同意を確認する必要がある。 個人番号カードの利便性も大きいですが、その分リスクも大きい。確実にリスクを避ける方法は個人番号カードを取得しないことなので、現在の個人番号カード取得の維持は絶対条件である。	E	ご意見として伺います。 マイナンバーカードの取得は任意であり、区民の皆さまの申請に基づくものです。交付の際には交付通知書に署名をいただき、ご本人の意思に基づく申請であることを確認した上でお渡しいたします。また、医療機関等における医療情報の閲覧の本人同意については、1回ごとに本人同意を確認することとなっています。 区は、コンビニで証明書が取得できるなどの利便性や、個人情報保護の観点から安全対策が施されていることについて、様々な機会を捉えて区民の皆さまに周知しています。 今後も、広報新宿や区ホームページで周知し、区民の皆さまにご理解をいただきながら、マイナンバーカードの普及に努めてまいります。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
397	V	1	その他	—	職員の対応について、「消費者センター」の部署へ個人的に何回か伺っているが、対応が的確で親切であることに感謝しており、紙面を借りてお礼申し上げます。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 新宿消費生活センターでは、引き続き、消費生活相談員による助言及び情報提供等により、消費者被害の早期発見、被害回復・未然防止に努めていきます。
398	V	1	その他	—	地域センター、ささえーる薬王寺など、区民が集まる施設にWiFiをすべて設置して欲しい。全面的に使えない、あるいは一部しか使えない施設が多すぎる。	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 地域センター、ささえーる薬王寺などを含めた区民が集まる区有施設については、施設の利用状況を踏まえ、令和5年度中に地域BWAを活用した公衆無線LAN環境の整備を行います。
399	V	1	その他	—	区役所建替えの話が出てるが、庁舎は区民の誇りとなるものでなければならない。文京区、千代田区、そして民間事業者の三井不動産、東京建物の等価交換できた豊島区、渋谷区、中野区も再開発で大成建設の大手ゼネコンが参入している。新宿区は23区特別区のトップリーダーとして、都庁と肩をならべて西新宿に移転したらどうか。新宿中央公園を半分土地を有効利用して、東急不動産あたりにお願ひできないか。住居系民間デベは歌舞伎町には資金は投入しないだろうと思う。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区役所本庁舎は設備の老朽化に伴い、今後、空調設備をはじめとする各種設備が修繕時期を迎え、これらの設備の修繕を行う場合には多額の費用や時間がかかることが想定されます。このほか、庁舎機能の分散化や、窓口の待合スペースの混雑など様々な課題を抱えています。こうした課題に対応するため、庁内で新庁舎の整備について検討しているところです。 これまで検討した結果については、令和5年3月に「庁舎のあり方 庁内検討会結果報告書」にまとめており、候補地については、「第二分庁舎及び旧四谷第五小学校」と、土地信託として活用している「新宿ファーストウエスト」を挙げたところです。 これらの候補地については、新庁舎を整備するに当たり様々な課題があるため、今後、新庁舎の候補地や整備手法等について、コンサルティング事業者による専門的見地に立った詳細な調査・分析を行っていきます。 これを受け、区としても候補地について引き続き検討していきます。
400	V	2	65	自治体のDXを推進する	令和6年度の年度別計画にある「eラーニング」に注釈をつけてほしい。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「eラーニング」について、以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載にします。 【注釈】 「eラーニング」とは、パソコンやスマートフォンを用いてインターネットを利用して学ぶ学習形態のことです。
401	V	2	65	自治体DXを推進する人材の育成	素案ではデジタル化によるバラ色の未来が描かれている。その為の研修を計画している。政府が進めているデジタル化もバラ色の技術発展の期待、技術への信頼に基づく、デジタル後進国のものである。マスコミも政府のデジタル化政策を支持し、批判をしていない。 新宿区のこども図書館には、内閣府、デジタル庁の協力によって出版された児童書の副本が用意され、学校に積極的に貸し出す体制になっている。この本にはデジタル化に対する批判は書かれていない。 これらの本は教科用図書の検討委員会、調査委員会が選んだ本なのか。 これではデジタル化政策のリスクを考え、サイバー・テロ対策を考える人は育たない。	F	ご質問に回答します。 こども図書館の資料は、同館の選書基準に基づき収集、所蔵しています。また、同館で「内閣府、デジタル庁の協力によって出版された児童書」を所蔵した事実は確認できず、それらの本を学校に積極的に貸し出す体制になっていることはありません。 行政課題が高度化・複雑化する時代において、多様なニーズに対応できるよう区民サービスの質の向上を図るためには、業務改善を推進し、必要に応じてデジタル技術を活用することが必要です。一方で、安全・安心な区民サービスを提供するためには、職員が常に新しい知識を習得し、正しくデジタル技術を利用することが重要であるため、全職員への情報セキュリティ対策の徹底や、専門部署でのより高度な情報セキュリティ対策の実践に向けた人材の育成が必要と考えています。自治体DXを推進する人材の育成を計画事業に位置付けることで、情報リテラシーの高い職員の人材育成に計画的に取り組んでいきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
402	V	2	経常事業	現 区 に 民 努 の め 視 る 点 の 立 ち 育 成 の 実	「区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成」を計画事業に位置付け、自治基本条例をふまえ、自治基本条例に基づく区政運営と政策形成を進めることを明記すべきと考える。	E	ご意見として伺います。 人材育成については、区が長期的視点に立って継続的に取り組むべきものとして、経常事業に位置付けています。今後も、自治基本条例に掲げる基本理念及び職員の責務に基づき、時代のニーズを踏まえた人材育成に取り組んでいきます。
403	V	3	経常事業	権 特 別 別 拡 区 充 の あ り 方 の 見 直 し と 自 治	基本政策IV、Vに示される新宿区行政は基本的に国の方向性と同じなので、国、都、区の行政は一体化が進むと思われる。それにもかかわらず、自治権の拡充、自治基本条例の推進を掲げているのが理解できない。 新宿区自治体の行きつく先は、アメリカで考えられていると聞いた覚えのある、区長と数人の部長が公務員で、その他は民間からの派遣職員からなる組織ではないか。組織のトップとして区長は思うような区政運営が可能になる。	E	ご意見として伺います。 区では、区民に最も身近な基礎自治体が自己決定・自己責任に基づく自立した行財政運営が行えるよう、自治権の拡充に向けて国や都に対して働き掛けを行っています。 また、自治基本条例は、自治の基本理念や自治の主役である区民の権利や責務、区議会、区長等の責務、区政運営の原則などの新宿区の自治の基本ルールを定めたものであり、自治基本条例を推進することで、自治の担い手がそれぞれの役割を果たし、誰もが住みたい、住み続けたいと思える街の実現につながるものと認識しています。 今後も、区民に最も身近な基礎自治体として地域の実情に合ったサービスが展開できるよう取り組んでいきます。
404	V	3	経常事業	の 特 拡 別 充 区 の あ り 方 の 見 直 し と 自 治 権	「特別区のある方の見直しと自治権の拡充」を計画事業に位置付け、児童相談所移管問題、地方分権改革、都区制度改革、税源移譲の推進について目標を持ち計画的に進めるべき。	E	ご意見として伺います。 児童相談所の移管については、虐待等の問題から子どもを守るため、引続き、第三次実行計画（素案）の計画事業11「児童相談体制の整備」として、児童相談所の設置について検討しつつ、新宿区の子どもや子育て家庭にとって最適な児童相談体制の整備に向けて取り組んでいます。なお、地方分権改革、都区制度改革、税源移譲の推進の取組については経常的に実施していくものであるため、計画事業に位置付ける考えはありません。 引き続き、児童相談所については、都と区が連携して円滑な移管・運営が行えるよう個別に取り組んでいくとともに、地方分権改革、都区制度改革、税源移譲の推進の取組については、特別区長会や全国市長会等を通じ、国や都に対して働き掛けていきます。

3 地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨

令和5年10月18日（水）から11月1日（水）にかけて区内10か所の地域センターで開催した新宿区第三次実行計画（素案）に関する地域説明会における質疑応答の要旨をまとめたものです。なお、地域説明会は、「区長と話そう〜しんじゅくトーク」のテーマとして開催しました。

○意見数 181件

《記載内容は、以下の項目を設け整理しています。》

項目	説明
【基本政策】 【個別施策】 【事業番号】 【事業名等】	頂いたご意見の内容が施策体系のどの分野に該当しているか、どの計画事業または経常事業に対するご意見であるかを示しています。 なお、【事業番号】【事業名等】については、計画事業の追加や枝事業化、事業名の変更を行ったため、第三次実行計画（素案）と異なる事業があります。
【意見・ 質問要旨】	基本的には、発言のまま記載しましたが、内容が重複する部分などは要約している場合があります。
【回答要旨】	基本的には、区民の皆様からのご質問に対して区長が回答した発言のまま記載しました。 必要に応じて、回答した内容について【補足】として、追記しています。（計画への反映等については、A～Gで示しています。A～Gの分類については、パブリック・コメント等の実施結果概要（P1～3）をご確認ください。）

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
1	計画全般	—	—	—	第一次実行計画・第二次実行計画を通じて、計画は順調に進んでいると感じているが、区としてはどのように評価しているか。また、第三次実行計画についても、効果的に進捗するよう区としても努力していただきつつ、区民としても自治力を高め、協力していきたい。	F	第二次実行計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画で現在進行中となりますが、進捗状況については、毎年度内部評価及び外部評価により確認しています。 この間、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの方が参加するような事業は、目標を達成できていない状況となっています。また、企業のワーク・ライフ・バランスを推進する中で、男性の育休取得に向けた支援事業を実施していますが、利用実績がない状況となっています。これについては、都が同様の事業を後から開始したこともあり、区として事業を継続するかということも含めて検討しているところです。 第三次実行計画の策定に向けては、今後、皆様の意見を取り入れながら進めていきたいと考えています。また、目標を掲げても、実行しなければ意味がないので、事業の実施に必要な人材を確保した上で、進捗管理、財源確保を適切に行っていきたく考えます。
2	計画全般	—	—	—	第三次実行計画のほか、障害者計画や高齢者保健福祉計画、健康づくり行動計画、マンション管理適正化計画等、多くの計画の策定年となっているとともに、まちづくり戦略プランも改定されている。実行計画と各行政計画の素案を見比べた際、実行計画に記載された事業が各行政計画のどこに該当するのか、もしくは包含されているのか、1対1で対応していないため関係性が分からない。 例えば、高齢者保健福祉計画では5つの基本目標と12施策を掲げており、その中に「いきがいのある暮らしへの支援」という施策がある。この取組を支える計画事業もしくは経常事業はどれか。	E	行政計画が様々あり、分かりにくくなってしまっていることはご指摘のとおりだと思います。 実行計画は、区の基本計画を具体的に進めるプランです。事例として挙げていただいた高齢者保健福祉計画の「いきがいのある暮らしへの支援」は、健康維持のための生きがいづくりや地域活動を支援するものですので、具体的な事業としては第三次実行計画（素案）の計画事業1「気軽に健康づくりに取り組める環境整備」や計画事業3「地域で支え合うしくみづくりの推進」などが該当します。
3	計画全般	—	—	—	区の予算書では、細々目の事業名を使用していると思うが、第三次実行計画では経常事業というネーミングになっているため、予算書との対応が分からない。経常事業においては全ての予算事業が取り上げられているのか。	E	第三次実行計画については、計画期間の間に各施策の目標達成に向けて区が計画的に取り組んでいく計画事業と恒常的に実施する経常事業で構成されています。 一方、区の予算書については、予算事業単位で事業の執行に必要な経費を包含して計上しています。 各施策や事業の目標達成に向けては、その中に様々なサービスが細分化されている場合もあり、必ずしもすべての予算事業を記載しているものではありません。実行計画と予算書の相関関係が分かりにくい仕組みとなっていますので、今回のご指摘を踏まえ、今後どのように分かりやすくお示しできるか検討させていただきます。 【補足】 全ての予算事業は、第三次実行計画事業や令和6年度の単年度事業、一般事務費や人件費、「科目存置」の明記のある事業を除き、経常事業に紐づけられています。経常事業については、いくつかの関連する予算事業をまとめて一つの経常事業にするなど、区民の皆様が一番分かりやすい単位でお示ししています。
4	計画全般	—	—	—	第三次実行計画は5年前の第一次実行計画からの連続性があるが、第一次実行計画や第二次実行計画における取組の結果を示してもらいたい。実績の報告と、実績を踏まえた今後の計画の方向性を示してもらわないと、単に大風呂敷を広げた形で終わってしまう。	A	計画したにもかかわらず実施しないということ状況は良くないものと考えます。区では行政評価制度に基づき、進捗状況のチェックをしており、その中で、公募区民にもご参加いただいている外部評価委員会からの提案や意見を受け、事業の廃止をしたり、評価を受けています。 ご指摘のとおり、取組の結果が分かりにくい状況となっていますので、計画の冊子において改善の工夫をしたいと思います。 【補足】 第一次実行計画及び第二次実行計画における取組の成果について、個別施策単位で計画冊子に掲載します。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
5	計画全般	—	—	—	町会長と一緒に住みやすいまちづくりに向けて活動をしており、その取組の一環として、戸塚第二小学校でイベントを実施し、ずっと住み続けたいと思うまちづくりについて子どもたちと話し合いを行っている。 区をはじめ、区民の方も、そういったことを常に考えながらまちづくりを進めてほしい。	D	戸塚第二小学校における取組をご紹介いただきましたが、戸塚第二小学校の児童たちは、高田馬場のまちづくりについて皆さんで考え、ごみ拾い等の様々な活動をしてきています。そうした活動は代々引き継がれており、まちの美しさと賑わいの向上に向けた原動力となっていると感じていますので、貴重な取組について引き続きご尽力いただければありがたいと思います。 お集まりいただいた皆様は、このまちが好きでこのまちをより良くしようという同じ気持ちを持ったメンバーだと思いますので、皆様で力を合わせることによって、高田馬場駅前のロータリーについても更に良くなるのではないかと思います。
6	計画全般	—	—	—	小泉八雲や夏目漱石をはじめとする区ゆかりの文化人など、新宿には様々な文化があるが、これまで培ってきた文化だけではなく、国際時代の新宿の文化として、先入観なく若者の意見を取り入れ区政を推進してはどうか。今の子どもたちが大人になったときの新宿を想像し共有できるよう、発想を広く持ち取り組んでほしい。	C	新宿区は、サブカルチャーや現代の最先端の文化人、新たなことにチャレンジしている方など、多様な方がいらっしゃいます。区には様々な素晴らしい取組をされている方がいるということが伝わるような広報ができればと思います。
7	計画全般	—	—	—	新宿区のコミュニケーションツリーとしてシトラスを植えていくことでまちを活性化させる「新宿シトラスガーデンプロジェクト」を提案するので、新宿区で採用してほしい。 ポイントの一つ目は、シトラスで四季を感じる特徴的なまちを形成することができ、まちに新たな生態系、明るさ、にぎわいを創出することができる。二つ目として、シトラスのイメージは誰にでも分かりやすく親しみやすいため、プロジェクト参加のハードルが低く、多様な方が参加することができる。三つ目として、シトラスと観光事業を連携させることで、区のイメージと収益をアップすることができる。四つ目として、活動が多岐にわたるため、区役所内の横の連携が活発になる。また、担当者はイエローやオレンジのシャツを着用することで、区役所内も明るくなり、スマイルコミュニケーションが増える。五つ目として、シトラスを通して国内外の多数の地域や専門家、ボランティア、サポーターと交流を図ることで、仲間が増え、関係人口も拡大する。六つ目として、苗木の育成や樹木の管理等、区民のマンパワーを活かして活動の基盤を作り、「シトラスガーデンシティ新宿」を印象付けることで好感度向上につながる。七つ目として、果実や商品をホテルや学校、飲食店等に提供するなど商品化や提供先、コラボレーションも多様で収益アップを期待できる。八つ目として、多様にイベントを企画でき、高い発信力で世界にアピールすることができる。 そのほか、災害時にも活用できるなど、シトラスの特長を活かし、各種イベントの実施、商品の開発・販売等を実施する取組、海外都市との交流等の取組を、多様な方々の参加のもと推進することで、人や物が動き、経済が活発になり、新宿区がウェルビーイングで、見栄えのするまちへと変わっていくことを目指したい。	D	新宿区は、多様な人が集まるまちですので、色々な嗜好があると思います。アートに造詣の深い人もいれば、スポーツが好きな人もいますので、いろいろな働き掛けの方法があると思います。 その1つとして、万国共通のシトラスに着眼して、より多くの人が共通して関心を持てるものを核としてまちづくりを進めていくことは、まちのブランドづくりの上でも非常に意味があることだと思いますので、頂いたアイデアを基に、どうすることができるか、考えていきたいと思っています。 今のところ既存の事業では、まちの皆様でゴーヤを育てる活動や、公園のサポーター、区立公園の花壇の整備やメンテナンスを福祉作業所の皆様にお願する等、いろいろな取組を実施しているのですが、それらはまだ統一感の取れた状況にはなっていません。そうした統一感と同時に多様性を受け入れることができるような仕事のつくり方をしていければ、ご提案のプロジェクトに近づいていくことができるのかもしれないと思いました。 やはり、区民がプライドを持てるまちづくりが理想だと思いますので、非常に示唆に富んだお話だったと思います。ありがとうございます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
8	I	1	1	り気組 軽め に る 健 康 境 づ 整 く 備 に 取	区の散歩アプリを利用しているが、使いやすいと感じており、感謝している。	B	ありがとうございます。
9	I	1	1	公衆 浴場 の 支 援	四谷地域には公衆浴場が無くなってしまった。他区では、防災の拠点として位置付けて維持したり、公設民営の銭湯を設置するところもあるようである。自身が子どもの頃は、コミュニティの場としても非常に重要なおとなりであった。 区として設置を支援してもらいたい。	E	銭湯については、建物が自身のものである場合や建物自体も借りて営業している場合など、営業形態が様々であり、持ち主のご意向が重要な観点となります。 また、銭湯自体がおおむね午後3時から夜中の12時までの営業時間となっていますので、営業後、掃除を行ってから就寝し、お子さんのいる家庭であれば朝には子どもを送り出し、開店に向けて準備をするといった生活になります。このような労働状況となっている一方、長年ご利用されているお客様もいらっしゃいますし、新宿の場合は土地柄比較的遅くまでの営業という実態もあります。そのような状況で、人を雇うことも難しくご家族で営業している銭湯も多くあります。 現状としては、敷地が広い場所は、マンションを建設し、週休日を設定する代わりにマンション内で銭湯を営業したり、あるいは、年に数回はまとまった休暇を取るなど、家庭生活が維持できる形で営業が持続できるよう様々な工夫をしながら取り組んでいただいています。また、銭湯のみで生計を立てている場合には、1日約150～200人の利用者がいないと経営が成り立たないと聞いていますが、内風呂率の高さや生活スタイルの変化等によりなかなか利用者も増えていかないという状況もあります。 区では、これまでも浴場組合の皆様と相談しながら、金銭的な面も含めて銭湯への支援を行っています。区議会からは特定の業種への支援を手厚くしすぎるのはいかにかなものかという意見も一部頂いていますが、多様な意見を聴き調整しながら、引き続き、経営を続けてくださる方の意欲が保てるよう取り組んでいきます。
10	I	1	1	推 進 喫 煙 防 止 対 策 の	早稲田大学の喫煙エリアが都バスの乗降口に近く、受動喫煙の心配がある。バス利用者としては、避けることができないので、被害の解消に向けた働きかけを行ってほしい。	D	受動喫煙については、呼吸器に持病がある方には特に大切な問題であると思いますので、現地を確認の上、都バスや早稲田大学に相談させていただきたいと考えています。 【補足】 現地を確認した上で、早稲田大学にご意見を伝えました。今後、担当部署と相談して、対応していただけるとお返事をいただいたところ です。
11	I	2	4	介 護 保 険 サ ー ビ ス の 基 盤 整 備	施設に入居してすぐに亡くなってしまふケースがあり、区内にいた方が良いのではないかと話を聞いたことがある。区に高齢者が入居できる施設はどのようなものがあるか。	F	区内には、高齢者の方の入居施設や短期間に入るショートステイ、あるいは日帰りで利用するデイサービスの施設などがあり、様々な手法でその方にあつた生活を送っていただけるよう取り組んでいます。 特別養護老人ホームについては、約600名の待機者がいる一方、当選しても入居しない方もいます。こうした状況もありますが、入居を希望する方を待たせないよう、引き続き施設の整備を進めていきたいと考えています。 健康寿命の延伸という面では、施設に入居することにより健康を保てる面もありますが、知り合いとの関係が希薄になり、ダメージを受ける方もいるというお話も伺います。必ずしも施設への入居がその人にとって良いのかは、個人差があると感じていますが、区としては環境整備を進めていきたいと考えています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
12	I	2	経常事業	敬老事業	ことぶき祝金について、社会状況を踏まえて金額の増額などの見直しを行うと良いと思うが、区としての考えはどうか。また、民生・児童委員が直接現金を渡しており、受け渡しに関するトラブルもあるため、方法について検討いただきたい。	D	ことぶき祝金については、現金を自宅に持参することへの迷惑から廃止を希望される意見や、金額が大きすぎるなどの意見もあります。一方で、区としては民生委員の方が高齢者のご自宅を訪問される際に、祝金を持っていくことで訪問しやすくなるという意図もあります。 祝金であって生活支援ではないという制度の趣旨を踏まえた上で、今後の物価高騰の動向や対象人数なども見極めながら、ことぶき祝金のあり方について検討していきます。
13	I	2	経常事業	敬老事業	敬老会について、毎回出演者が演歌の方ばかりであり、企画を変えていただくことはできないか。	D	高齢者等関係者の方とも相談しながら企画しているものと思いますが、どのように企画に関するご意見を聴取しているのか所管部署に確認し、工夫ができないかお伝えします。
14	I	2	その他	—	70歳以上の方に実施している高齢者給食については、介護予防やフレイル予防にも寄与しているものと考えている。協力していただいているボランティアの方々について、団体単位で結構なので表彰するなど光を当ててほしい。	C	コロナ禍において食事が提供できない中でも高齢者の方との交流を続けていただき、区として感謝しています。 町会連合会では、町会長だけでなく、その周りで支える方やその家族を表彰するような取組も行っていただいている事例もあります。区においてもこれまで区で実施してきた表彰制度では対象とならなかった地道にボランティアを続けてくださっている方などが報われる方策を考えていきます。
15	I	1 2	その他	—	少子高齢化が進行し、2025年問題も目前に迫っている。人生100年時代が求める切れ目のない安心のため、また、いつまでも住み慣れた我が家で本当に安心して暮らすため、健康や医療、介護に関する施策の充実をお願いしたい。	B	高齢者向けの施策をさらに充実させていくには、マンパワーの更なる確保が必要になります。その一方で、サービスの担い手の数は減っていきますので、必要な人材を十分な人数そろえるのは難しくなっていくと思います。また、介護保険制度は皆で分担して払ったお金の税金を投入して運営していく仕組みになっていますので、施設面、ソフト面でサービスを充実させようとする、介護保険料は上がっていきます。そういったことを踏まえ、どうすれば急激な負担増を防ぎつつ必要なサービスを提供できるかを考えながら、区では計画づくりをしています。 そういった状況の中、中落合では、「ささえる中落合」という施設で、元気な高齢者の方が自分ができることのできる相手を見つけたり、一緒に色々な活動をすることによって、皆様の健康寿命を延ばしていくような活動を行っています。高齢者を支えていく若い人が少なくなっていく人口減少社会になっても、この社会を存続させるためには、そうした支え合いが、新宿区内各地で自然にできる仕組みが必要だと考えています。
16	I	3	その他	—	障害者センターで実施されたポッチャ大会の運営の手伝いに行った際、大会にクリアソン新宿の選手数名が来てくださって、障害のある方と一緒にポッチャをプレーしてくれた。 重度の障害のある方も、とても楽しくプレーしている様子であつたし、帰宅後もとても元気でヘルパーが驚いていたと保護者から伺った。 こうしたことを踏まえ、障害者福祉施策の推進にあたっては、障害の有無に関わらず様々な方が交流するという視点に立った取組が増えていくことを望む。	B	新宿養護学校の児童・生徒とともにポッチャをプレーする機会がありました。その際、チーム戦で負けた児童・生徒が非常に悔しそうな様子でした。彼らが喜怒哀楽を明確に表すのは珍しく、教員は、このポッチャは非常に良い取組になったと評価していました。 クリアソン新宿の選手には、高齢者施設にも訪問していただき、入所者とともにレクリエーションを実施していただいています。参加した高齢者の方は本当に明るくなっていました。 スポーツには人の前向きな気持ちを引き出す効果があるため、障害者の方を含め、スポーツに触れる機会については、今後も支援していきたいと考えています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
17	I	4	経常事業	ひとり親家庭への支援	ひとり親への助成について、一定の年収を少し超えただけで受けられなくなってしまう支援が非常に多く、働かない方が良いのではという意見もある。ひとり親への支援制度の見直しをお願いしたい。また、多くの窓口にわたるため、一本化してほしい。	D	ひとり親家庭への支援については、ご指摘のとおり、所得により受けられる支援が限られてしまいます。制度については、区の判断で実施しているものと国や都の基準により実施しているものがありますので、現在実施している制度について、物価高騰等の状況も勘案し、どのような基準が適切であるか検討させていただければと思います。また、窓口についても、なるべくワンストップできるよう取り組みます。 【補足】 ひとり親家庭への支援として区が実施している事業には、所得制限がないものとして「ひとり親家庭休養ホーム」事業があり、区指定施設が無料または低額で利用できます。また、「ひとり親家庭家事援助者雇用費助成」も所得に応じた利用者負担額の設定はありますが、所得基準を超えたために利用できなくなることはありません。物価高騰等の状況の中でも、利用者負担額を変えることの無いよう、区が価格上昇分を負担する方向で検討しています。 国の制度である児童扶養手当は、ひとり親世帯で児童を養育するための所得がない者に対する所得補償であることや、救貧・防貧を目的とした公的扶助のように低所得者対策の性格が強い制度でもあることから、所得制限が設けられていますが、児童扶養手当の額は、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当額を加えた総収入額が増えるよう定められています。 窓口については、ひとり親家庭に対する手当や事業等の手続き及び就労相談を含む各種相談を一つの係においてワンストップで対応しています。また、住宅相談や保育園の入園相談など専門性の高い相談についても制度の概要を説明した上で担当窓口を案内しているところです。 ひとり親家庭に対する支援策は、区だけでなく、様々な団体や機関が実施していますが、そうした情報の収集にこれからも一層努力し、ご提供していきます。
18	I	4	経常事業	地区青少年育成委員会活動への支援	区から各地区の育成会に交付される補助金の中に、子どもの情操を豊かにする目的の補助金がある。当地区の育成会では、この補助金を活用して映画鑑賞会を実施しているが、近年、上映方式が映写技師によるフィルム上映からDVDとプロジェクターによる上映に切り替わったことで、上映費用が安くなり、補助金を使いきれずに返還している。 その一方で、当地区の育成会で実施している子どもの自然体験教室は、バス代に交付される補助金では費用を賅えていないため、子どもの情操を豊かにする目的の補助金の余剰分を活用することで対処したいと考えている。 そういった運用が可能となるよう、制度を改正してほしい。	C	ご提案ありがとうございます。 ご指摘いただいたバス代に関する補助金については、来年度以降に見込まれるバス運送業における労働環境向上のための運転手の人件費上昇や、既に生じているガソリン代上昇などを踏まえ、来年度の増額を検討していたところでした。 また、今のご指摘で、各地区の育成会で実施されている映画鑑賞会の経費の状況をお聞きましたので、その点も踏まえてどのような改善ができるか、至急検討させていただきたいと思います。 【補足】 区から各地区青少年育成委員会に対する補助は、情操を豊かにするための事業として映画会や演劇等の実施に対して行うもののほか、交流と体験を目的とした事業や環境浄化のための事業に対して行うものなど、5つの区分があります。この区分間で経費の分配がより柔軟にできるように、区分の変更を検討しています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
19	I	5	12	不登校児童・生徒への支援	新宿区の小中学校において、不登校児童・生徒は何人いるのか。また、そうした子どもたちへの支援はどのように行っているのか。	F	<p>区立小中学校における不登校児童・生徒については、令和4年度は、小学校は出現率1.3%で130人、中学校は出現率7.02%で199人です。文部科学省では、不登校児童・生徒への支援に対する基本的な考え方として、必ずしも学校に登校させなくてもよいことを示しているため、その点も多少影響しているものと考えています。</p> <p>そのような子どもたちへの支援として、担当が定期的に児童・生徒や保護者と連絡を取っているほか、様々な支援を実施しています。例えば、教育センターにつくし教室を設置し、様々な理由で学校に登校できない児童・生徒がつくし教室に通所することにより、通学を止めるのではなく、通学の経験を重ねながら、徐々に学校へ戻れるようサポートをしています。さらに、新たな支援策として、「メタバース（仮想空間）」を活用し、インターネットの中で学校や教室を再現し、インターネットを通じて登校してもらう取組も始めています。</p>
20	I	5	12	不登校児童・生徒への支援	計画事業12「不登校児童・生徒への支援」における家庭と子供の支援員について、区では何名おり、どのような活動をしているのか。	F	<p>確認の上、別途報告します。</p> <p>【補足】 東京都教育委員会における「学校と家庭の連携推進事業」に基づき、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に地域全体で取り組む教育体制を構築するため、東京都教育委員会から指定を受けた学校に対して「家庭と子供の支援員」を派遣し、支援が必要な児童・生徒・保護者への助言や相談に応じています。支援員は、登校時の家庭訪問による支援や登校後の個別指導を行っています。また、子育て等に関する不安を抱える保護者に対する相談等も行っています。</p> <p>配置校数は、令和3年度5校、令和4年度9校、令和5年度15校の配置を行い、配置校数については学校の状況等に応じて拡充しています。</p>
21	I	5	経常事業	特別支援教育の推進	<p>小学1年生の子どもがおり、知的障害があるわけではないが、クラスの人数が多く挙手しても当てられず、授業になかなか参画できない状況である。</p> <p>新宿区には、情緒学級がないと認識しているが、特別支援学級に通うとなると、知的障害のある子と一緒にのクラスになるため、学力に合った授業を受けられないこともあり、いずれ普通科の高校へ進学したいと考えると難しいと感じている。</p> <p>文京・豊島・渋谷の各区には、情緒支援にフォーカスした特別支援学級があり、東京都以外の各県にもあると認識している。新宿区において、今後検討される予定はあるか。</p>	D	<p>周囲の子どもたちと比べると発達や成長の度合いが異なる中で、大変ご心配なことと思います。</p> <p>今回、情緒支援が必要な子どもたちのための学級の設置についてご指摘をいただきました。現在、教室数の不足や教職員の不足が起きており、どのように学級を増やすかが課題となっていますが、現在通われている学校の現状等を検証した上で、学校等とも調整を図るとともに、どの学校なら対応できる、どの学校だったら通える等の個別相談をさせていただき、どうしたら一番お子様のためになるのかということについて研究していきます。</p> <p>【補足】 情緒支援学級の設置については、新宿区では個の実態に応じて設定された時間数の中で、「まなびの教室」において情緒障害等の児童・生徒へ指導を行っていることから、今後も「まなびの教室」での取組を実施・継続しながら、他の自治体の動向も注視しつつ、課題について研究していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
22	I	5	経常事業	日本語サポート指導	大久保地区には多くの外国人の方が住んでいるが、小中学校における外国にルーツを持つ子どもへの教育について、高校進学への支援を含めどのように取り組んでいるのか。	F	海外から区内へ転入してきた児童・生徒へは、まず教育センターにおいて日本語初期指導として集中指導を実施し、その後、学校での個別指導を実施します。また、お子さんによって年齢や日本語の習得状況も異なり、家庭では母語を使用し会話をしているなどの状況もありますので、希望するお子さんには、別途、日本語の授業や勉強を行っている状況です。 中学生の高校進学に向けては、NPOに委託し、教育センターでの進学支援を実施しています。そのほか、家庭のご都合等により教育を受けることに対してあまり積極的ではない家庭などについては、要支援家庭としてサポートを行っており、場合によっては教育センターではなくここから広場で夜間における支援の場をつくるなど取り組んでいます。そのほか、進学塾と契約し、受験指導のサポートも実施しているところです。
23	I	5	経常事業	時代の進変化に合わせた学校づくり	十二社で、タワーマンションの建設が始まっており、子どもの数が増えるが、学校の教室や設備を増やすことは考えているか。また、西新宿中学校は、現在も遠くから子どもたちが通っている状況があるが、今後子どもが増えた際に将来的に学校を増やす計画はあるのか。	F	西新宿小学校については、将来的に児童数が増加することが見込まれていますので、校舎の増築に向けて準備を進めているところです。現在、増築に当たり説明会を実施しており、隣接する旧淀橋第二中学校については障害者の方の青年教室や学童クラブ等で利用しているため建物を使用することはできないのですが、二つある校庭の片方を活用し校舎を増築することを説明させていただいています。地域の皆様からは様々な意見を頂いていますので、ご意見を参考にしながら進めていきます。 中学校については、小学校入学の状況を踏まえた予測ができることもあり、現時点では教室数等に問題はないものと考えていますが、引き続き、状況を注視しながら対応については随時検討していきます。
24	I	5	経常事業	時代の變化に合わせた学校づくりの推進	西新宿小学校の増築についての説明会が9月に実施されたが、その時点で既に設計図が概ねできており、学校にも了承され、話が進んでいる状態であった。そのため、保護者や地域の意見を聴く場というよりもお知らせする場という印象のものであった。 説明会の場においても意見を述べたが、より早い段階で、増築に至る経緯の説明やエリアや機能等に関する検討をすべきだと考える。そもそも増築という結論が前提とされており、将来に向けての検討ではなく児童数の増加にその場しのぎで対応しているように感じた。 今回の西新宿小学校の増築に当たっての検討プロセスに疑問があるとともに、現在の計画のまま増築が進められてしまうのか教えてほしい。	E	西新宿小学校の増築に関する説明会について、唐突感があった、増築に至る経緯がきちんと説明されなかったという指摘については、改めて説明の機会を設けさせていただければと思います。旧淀橋第二中学校については、既に使用されており、内装も中学生仕様となっているため、小学生に提供する施設としては不適切であるという判断があったということは説明を受けているところです。 増築に関しては、既に設計も完了し、予算計上もされている状況となっています。通常、増築等を行う場合には、事前に説明も行っていますが、小学校の将来像についてご発言の機会がなかったとのことですので、状況を確認させていただきます。 【補足】 西新宿小学校の増設については、令和4年11月25日に角筈地区町会連合会及び西新宿小学校PTA、令和4年12月14日に西新宿小地域協働学校運営協議会で増築校舎建設計画を説明し、その後、設計作業に入りました。 令和5年9月20日の西新宿小学校地域協働学校において、工事の設計図面（案）を説明したところ、全保護者に説明してほしいとの要望を受けたため、令和5年9月29日に西新宿小学校において保護者説明会を開催し、様々なご要望を頂きました。 その後、令和5年11月1日に西新宿小学校地域協働学校において、9月29日の保護者会実施状況や校庭遊具改修案について説明し、了承をいただきました。さらに令和5年11月27日に、西新宿子ども園保護者も含む全保護者を対象に増築校舎建設について改めて説明会を開催し、9月29日に寄せられた要望に対する対応方針と校庭遊具の設置案について説明したところです。また当日説明会に参加できなかった保護者のために、学校ホームページに当日の配付資料と説明内容を掲載しています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
25	I	5	5	経常事業	<p>時代の变化に 応じた 学校 づくり の 推 進</p> <p>四谷地区においては、マンション等の建設による新たな子育て世代の増加が顕著で、四谷小学校の教室数が足りないなど、手狭になっている状況がある。 教育の充実では、学区域や教室数の問題など場当たり的な対応をしているような印象があり、実際に子どもたちが置かれている環境が充実した教育環境の場となっているのか意見を伺いたい。 特に現在、四谷地区の学区域の変更の検討が進められているが、四谷地区は地域の皆さんがそれぞれ町会活動をされており歴史がある文化のまちであるため、なかなか納得できない状況にある。また、四谷小学校への転入を希望して引っ越してきた方などもおり、突然の学区域の変更について困惑している状況がある。住民の意見を聴く場をつくるなど、学区域の変更や教室等の学校施設の問題についてもう少し地域住民に丁寧に寄り添い意見を聴くべきだと考える。</p>	C	<p>二十数年前に当時の人口推計に基づき、四谷第一小学校、四谷第三小学校、四谷第四小学校の3校の統合計画が持ち上がり、地域の皆様には苦渋の判断を受け入れていただいたにもかかわらず、四谷地域の人口は増加し現在の状況となっています。その当時、将来を見通すことができなかつたことについて、深くお詫びを申し上げます。</p> <p>ご指摘のとおり、現在の子どもの教育環境を踏まえたと、住民の皆様のご意見や実際に子どもを学校に通わせる方たちのご意向を十分にきみ取っていかなくてはならないと考えます。新たな学校を建設することが物理的に不可能であるという前提の下、その中でいかに子どもたちの教育環境を充実させるかという視点が必要です。</p> <p>区教育委員会で検討している学区域の変更については、その方針を一時的に押し付けることは適切でないと考えています。そのため、現在、地域活動団体や子ども園・幼稚園の保護者の代表の方などに集まっていたり、子ども園においてこれから子どもを学校に通わせる保護者へのアンケートを実施するなど取り組んでいるところです。そのような方々の意見も踏まえつつ、地域住民の皆様や地域で活動している団体の方などからのご意見等も踏まえながら、どのような形が一番望ましいのか意見を集約していきたいと考えます。</p> <p>区の子どもの予測が外れたことにより現在の状況に陥っているため、場当たりのご指摘はやむを得ないと考えています。学区域の変更にあたっては、学校の距離の問題等複合的な要素もありますので、協議会や皆様からご意見を頂くとともに、区の至らなかつた点についてアップデートし、子どもの教育環境の充実に向けて取り組んでいきます。</p>
26	I	5	5	経常事業	<p>時 代 の 変 化 に 応 じ た 学 校</p> <p>小学校の統廃合に伴う四谷第四小学校の廃校については反対の立場であった。区の判断に基づき、最終的には四谷第四小学校は廃校とされたが、現在の四谷地区は人口が増加しており、将来の予測が誤っていたことは非常に残念に思う。 跡地については現在、四谷ひろばとして活用されているが、当時先見の明があったら、四谷地域はさらに活性化したのではないかと考える。</p>	D	<p>四谷地区における小学校の統廃合について、その当時の判断が誤っていたことはお詫びします。一方、四谷第四小学校が当時廃校されなかつたとしても、花園小学校が隣接している状態は残されることとなるため、難しい問題であると考えます。</p> <p>学校の配置については、もともとが区域の中で空いている区有地に学校を建設しているという歴史的な経緯があり、計画的に配置されているものではありません。また、学校はパズルのように動かすことができませんので、思い通りに配置できないという歯がゆさもあります。当時の皆様の強い思いについては、皆様からお伺いしていましたので非常に痛感しているところです。</p>
27	I	5	5	経常事業	<p>備 教 育 保 守 施 設 の 管 理 施 設 整 備</p> <p>淀橋第四小学校の樹木が大きくなっている状況にあるがどのように対応するのか。</p>	C	<p>学校（教育委員会）に現状を確認します。</p> <p>【補足】 専門業者と現地を調査し、現状で倒木の危険性がないことや厳冬期に剪定を行うと木が枯れる恐れがあることを踏まえ、令和6年4月に剪定を行う方針としました。</p>
28	I	5	5	経常事業	<p>と 教 育 保 守 施 設 の 管 理 施 設 整 備</p> <p>昨年、ある学校の周年行事に携わった際、学校の桜が古くなっていると感じた。この桜を更新するためには根を抜く必要があるが、それには非常に費用がかかるため、教育委員会の予算では対応できないとのことだった。 桜は、各学校の卒業式や入学式の時期に子どもたちが楽しみにしていると思うので、神田川沿いだけでなく、区立学校についても、適切に更新して欲しい。</p>	C	<p>樹木が老木化することで、台風等の際に倒れたり、折れた枝が落下したりして、人的・物的被害が発生しないよう、樹木の安全性については、絶えずチェックしていかなくてはならないと考えています。引き続き学校現場には、必要な予算は要求するよう伝えていきたいと思っております。</p> <p>木を伐採した後については、植え替え等の配慮をしていくべきものと考えていますので、適切に対応したいと思っております。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
29	I	5	経常事業	備 教 育 施 保 施 守 設 管 の 理 施 設 整	西新宿小学校の体育館について、冷暖房設備が完備されていない。増設工事の期間、校庭が使用できなくなるので、子どもの遊び場所を確保するため、また本校は災害時の避難所として指定されていることもあるため、講堂の冷暖房を整備してほしい。	C	講堂について、現在冷暖房設備の設置に向けた準備を行っています。
30	I	5	経常事業	守 教 管 育 理 施 設 の 施 設 整 備 と 保	西新宿小学校の第二校庭について、外が暗くなると学童クラブを利用している子どもが外で遊ぶことができなくなる。ナイターを設置することにより、子どもが夕方以降も外で遊ぶことができ、また災害時における活用や社会人や学生への夜間開放等を見込めるため、設置を検討してほしい。	E	ナイターの設置について、夜間にスポーツを行うことにより、声が大きいの騒音問題が生じることもあります。設置に際しては、近所の方のご了承を得る必要があるなど課題もありますので、そうしたことを踏まえ、ご意見を検討していきたいと考えます。 【補足】 現在、夜間照明が利用できる学校開放は3校のみです。夜間照明の明るさや騒音が近隣の方へのご迷惑となることもあるため、現時点では設置の予定はありません。
31	I	5	その他	—	公立小・中学校の児童・生徒数は、今後減っていくことが予想される。児童・生徒数の減少に伴い、学級数や教員数も減り、教員の不足や疲弊が常態化している。区独自に教員の補充を計画していただきたい。	E	中学生の約4割、小学生の約2割が私立学校等の区立以外の学校へ入学する状況もあり、将来的には、区立小・中学校の児童・生徒数は減少する予測となっています。一方で、今後2年間は児童数の増加が見込まれ、教室数の不足も生じている学校もあることから、改修工事等により対応をしているところです。 区の教員数については、ご指摘のとおり、令和5年度当初で8名足りていない状況がありますが、そもそも都全体の教員自体が不足しており派遣できない状態となっています。区では直接教員の採用はできないため、教員の負担を軽減することを目的に様々な支援員や指導員等を配置し、支援を拡大しています。教員不足の課題については、引き続き人員確保に向けて努力します。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
32	I	5	その他	—	<p>淀橋地区は、木造住宅が密集し自然災害による危険性が高い地域となっていたが、再開発により災害に強いまちづくりが推進されるとともに、公園の整備や大規模マンションの竣工による若い世代の増加、生活施設の充実等により、にぎわいが創出されていると感じる。一方、町会役員の高齢化や、人材不足、マンション住民と地元住民とのコミュニケーション不足の問題が生じていることから、エリアマネジメント協議会を設置し、安心安全な「まちづくり」に取り組むとともに、将来的にはこのエリアマネジメント活動の輪を西新宿地域全体に広げられるよう取り組んでいるところである。</p> <p>西新宿地域は日々変化しており、それに伴い地域住民の顔ぶれも大きく変わっている。その中で地域の宝である子どもたちや地域の誇りである高齢者の皆様に何が出来るかを模索している。西新宿小学校の児童数も増加し、地域としては喜んでいる。一方で、大規模マンションの建設等により、今後更に児童数が増えた場合には西新宿小学校がパンクすることが想定されるが、区としてどう考えているか。</p> <p>また、淀橋地区を継続的に賑わいのある街にしていきたいと考えるが、区はどう考えるか。区として、今後の西新宿地域のあり方として、就業者を増やす考えなのか、それとも地域の居住人口を今以上に増やす考えなのか伺いたい。地域の再開発には様々な意見があると思うが、西新宿地域の事業者と地域住民、新たに地域に入られる方との相互理解を深めるべきではないかと考える。</p> <p>さらに、西新宿小学校については、学区域が広く、地区によっては通学に時間がかかる児童がいるとともに、災害の際にも問題が生じるのではないかと懸念している。西新宿小学校の場所や学区域、あり方についてどう考えるか。</p>	D	<p>居住者が多いということは、その分、買い物や食事等、様々なサービスが必要となるため、バランスが必要であると考えます。それぞれの区画の中で整理すべき施設と、保育施設や介護施設、ご指摘の学校などいくつかの地区をまとめて考えるべき施設の両方が必要となります。</p> <p>西新宿小学校については、児童数の増加に対応するため、現在校舎の増築に向けて進めさせていただいています。現時点の人口推計では、今回の増築により将来にわたり対応できると考えています。また、西新宿小学校は、旧淀橋第二中学校が併設されていることもあり、児童一人当たりの校庭の広さは区内1位となっており、児童数が増加している他地域よりも広さは確保できています。</p> <p>学校までの距離についてですが、自治体によっては、通学に30分や1時間かかる場所もあり、他自治体と比較すると比較的近い状況となっています。また、新宿区は防犯カメラの設置数も多くなっており、登下校中も絶えず誰かしら人がいて子どもたちが人の目に入る状況となっていますので、その意味では安全面も一定程度保たれていると考えています。一方、統廃合の関係で学校数も変わっていますので、以前に比べて遠いというはご指摘のとおりです。学校で使用する教材なども増えてきており、荷物の面での子どもの負担もあるため、現在、家庭で使用しない教科書やタブレット端末などは学校に置いていけるようにするなど、子どもの負担軽減に向けて段階的に進めているところです。</p> <p>また、通学路についても細街路の拡幅や耐震化・不燃化も推進していますので、安全が確保できるよう努力をしていきたいと思えます。</p> <p>敷地の使い方について様々なご意見を頂戴しているところですが、30年後や40年後の将来的な学校の姿を考えた際に、建て替えをする場合にはその種地についても検討の必要があるなど課題もあります。そうした将来像も踏まえながら、今後も学校が子どもたちにとってより使いやすい状態となるよう取り組んでいきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
33	I	5	その他	—	<p>区立中学校は生徒数が少なく、部活動があまり盛んではない。例えば、柔道部のある区立中学校が1校もないなど、進学する中学校で希望する部活動がないことから、私立に進学するといった循環が生じている。部活動を創設するにも、教員の働き方改革の面や、専門の指導者が必要となること、競技によってはきちんとした指導ができないと危険を伴うものもあることなどの課題がある。部活動の地域移行といった観点から、地域のスポーツクラブへ活動を移行するといったことも考えられるが、民間の競争が生じるほか、けがをした場合の補償の問題などもあり関係団体においても意見が分かれているところだが、区としてどのように考えるか。</p> <p>また、中学校で部活動に入らないと内申に影響すると考えている保護者が多くいる。区において、部活動に関係なく評価されるものであるという旨の通知を出してほしい。</p>	E	<p>部活動の地域移行は、人材確保の観点から苦慮しているところです。一方で、部活動の顧問により進学する学校を選ぶ方もいる中、教員の転勤により部活動自体が消滅してしまったという事例もありましたので、区では令和5年度より民間の指導員を希望する学校へ派遣する取組を開始しました。全ての学校の要望を満たしている状態ではないため、引き続き、部活動が継続して実施できるよう力を入れて取り組んでいます。ご指摘いただきました柔道に関しては、希望する子どもたちが柔道に取り組めるよう関係団体ともご相談させていただきたいと思っております。</p> <p>また、中学校の部活動に入らないと内申に影響するということはありませんが、疑念が生じない工夫を検討するよう、教育委員会には伝えさせていただきます。</p> <p>【補足】 教育委員会では、多様な種目への対応や安定的・継続的で質の高い部活動指導員の確保を実現するとともに、児童・生徒にとって魅力ある学校づくりと教員の働き方改革をより一層推進するため、令和5年度から部活動指導員指導業務の一部を民間に委託しています。</p> <p>各中学校が、どのような部活動を設置するかは、当該校の校長の経営判断となります。各学校では、自校の学級数（生徒数）等や学校施設、地域の状況、教員の配置等を勘案し、総合的に判断しています。</p> <p>将来的な部活動の地域移行については、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義の継承や地域での運営主体の育成、運営上の安全管理などの様々な課題があるため、今後も先進的な取組の事例や国や他の自治体等の動向を注視しながら、校長会とも協議し研究を続けていきます。</p> <p>なお、中学校における部活動所属の有無が、高等学校への進学に影響を及ぼすことはないと考えています。また、区立学校に対しての通知は予定しておりませんが、改めて、この考え方は、各学校の代表教員が集まる進路指導主任会で周知していきます。</p>
34	I	5	その他	—	<p>つくし教室に通っていた当時、心理士や担当教諭からいじめを受けていたが、区としてどう考えているか。</p>	F	<p>長期間にわたり苦しい思い出に苛まれ、大変な状況にあると思います。ご指摘のあった暴力的な行為について、調査の結果、事実と判明した際は、罰せられるべきものと考えています。一方、その当時の担当教諭はもうおらず、当時から相当の期間が経っているため、具体的な事実を掌握することが困難な状況です。</p>
35	I	5	その他	—	<p>つくし教室での教諭や臨床心理士、指導員からの犯罪を受けて子供が苦しんでいた。つくし教室の運営主体は都か区か。未成年者への性加害問題として、都に公益通報をしようとしたが管轄が違つと言われ調査されなかったことがある。責任の所在はどこにあるのか。</p> <p>当時のことを実証することができず現在に至っているが、都とも連携し、吉住区長のもと調べて解決してもらいたい。</p>	F	<p>現在も大変なトラウマを抱えておられることについて、区の施設で発生したのであれば申し訳なく思います。つくし教室の運営主体は区であるため、その責任は区あるいは新宿区教育委員会となります。その当時の記録が残っていれば検証が可能ですが、保存期間や記録の有無については再度確認します。</p> <p>公益通報制度においては、区長でも当日まで公益保護委員からの報告内容を知らされないような、厳格な調査を行っています。隠蔽や秘匿は一切していません。</p> <p>【補足】 つくし教室入室相談時から退室に至る文書について、確認を行いました。指導記録に関する記録は、保存年限を経過しており、検証することができない状況です。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
36	I	5	その他	—	つくし教室で教職員らにいじめられて辛い思いをした。暮らしやすい新宿になるよう、区長は加害者である教職員らに対する調査を真剣に検討してもらいたい。また、本件については、都知事とも連携して対応してもらいたい。	D	いじめにあった当時の調査内容、調査結果の取扱、取扱の妥当性に関する検証はできると思います。また、本件は区の管轄ですので、都と連携するのではなく、区と教育委員会で調査・報告するものと考えています。
37	I	5	その他	—	修学旅行先をシンガポールとした港区立中学校が話題となり、旅費についても大部分を区が補助することであった。新宿区でもそのような考えはあるのか。	F	港区におけるシンガポールへの修学旅行の件については、港区議会でも賛否両論があり、継続審議とされ、最終的には調査を継続するという附帯決議での可決となっています。住民からもこのようなお金の使い方の良いのかなど様々なご意見があったようです。 港区は、財源に比較的余裕のある区であり、区民一人当たりの所得について新宿区の倍程度となっています。また、都と特別区、特別区相互間の財源配分の均衡化を図るための都区財政調整交付金についても、財源不足額が生じていないため不交付となっている特殊な区であり、新宿区とは状況異なります。区としては、当面、港区と同様のことを実施する予定はありません。
38	I	5	その他	—	電気を使う学習だけでなく、太陽光パネルの設置等電気をつくる学習も取り入れていただきたい。新宿区は23区の中でも多くの電気を使っていると感じるため、その分、ソーラーパネルを増やすなど電気をつくるまちづくりを考えてはどうか。 また、小学校の人手不足の問題があるため、地域の力や大学等のマンパワーを活用し、充実した教育環境を整備してほしい。	D	太陽光パネルについては、学校新設の際に、設置をしているケースがあります。一方、太陽光パネルはある程度の設置スペースが必要となりますので、学校の教育方針により、屋上で農業体験をしている学校等では設置できないケースもあります。電気の消費量を減らし、電気をつくる取組を可能な範囲で進めていければと思います。 また、学校の人手不足についてですが、現状においても、地域の皆様や大学等の学生にご協力いただき、より多くの人員で対応しているところであります。特別支援が必要な子どもたちへの対応も増加していますので、今後どういった取組ができるか検討していきたいと考えています。
39	I	5	その他	—	給食費無償化を実施する区が増えているが、新宿区の方針を教えてください。	F	令和5年第3回区議会定例会において答弁もさせていただきましたが、令和6年4月から新宿区においても給食費の無償化を実施します。 都内においては、学校給食自体実施していない自治体もあります。そのような自治体では、まず給食室の整備や給食を運ぶためのエレベーターの設置等、課題の検討をしなければいけない状況です。そのため、現在、各自治体における給食費無償化については、その自治体での独自判断での実施という扱いのため、国や都からの財政支援はない状況となっています。 特別区ではしばらく状況を注視することとしていました。しかし、給食費の無償化を実施する区が急激に増えており、隣接区で区を越えて通っているお子さんに不公平な状況が生じてしまう問題があります。また、各区が独自に実施しているため、現金給付の区もあるなど手法もバラバラとなっていることも課題です。 そういった状況がありますので、特別区長会の学校担当課長会において、各区の実施状況を共有するとともに、他区在住の児童・生徒の取扱い等について今後検討していく予定です。 新宿区における学校給食の無償化については、区立小中学校だけでなく、国立・都立・私立学校やフリースクール、外国人学校、不登校のお子さんなども含めて、検討を進めているところであります。同世代の子どもたちの食事について、ある程度支援できるような仕組みとし、通う学校や所得により不平等が生じないようにしっかりと制度設計していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
40	I	7	経常事業	男女共同参画	<p>男女共同参画や困難女性支援、LGBTの名のもとに使われる予算が精査されているのか伺いたい。</p> <p>区役所の敷地を使用し活動していた団体が都の住民監査に引っ掛かり訴訟に移っている。また、路上で近隣の来訪者とのトラブルもあったと聞いている。さらに、男女共同参画における講座の講師が差別的な言論をされたとの話もあるため、そういった点についてしっかりと確認しているのか。</p>	F	<p>LGBTに関する取組については、区として特別に多額の経費をかけているということはありません。例えば、男女別の更衣室使用における別の会議室の提供や誰でも使用できる誰でもトイレの設置等、同じ区民として平等な扱いができるよう、合理的な配慮という視点を踏まえ対応しているところです。</p> <p>困難を抱えた女性に対する支援として令和4年度まで区役所前の駐車場を使用し活動していた団体については、もともとは都が委託している団体に、都の要請に基づき区が新宿区役所を貸していたものです。警備員の配置や電源の確保、お手洗いの使用等、区としての負担はありましたが、特別な支援を行っていたものではありません。ご指摘いただきました通行人とのトラブルについては、都へ注意喚起を行うよう申し入れを行いました。結果的にはご納得いただかず、都の委託が終了したことをもって区役所の使用も終了となっています。</p> <p>また、男女共同参画に関する講師の件ですが、その方の日頃の言動等を事細かに区が確認することとなると、表現の自由や思想・信条に関わることとなりますので、詳細には行っておらず、また、確認するよう指示も出していません。講師の選考については区の所管課において講座等の目的に照らし合わせ適切な人選となるよう行っています。</p>
41	I	8	16	町会・自治会活性化への支援	<p>計画事業16「町会・自治会活性化への支援」について、町会長等の後継者不足が課題となっている。この問題に対し、区はどのような対策をしてきたのか。また、その効果はどうか。</p>	F	<p>ご指摘のとおり、どのような組織も後継者を育てなければ存続できないため、重要な課題であると認識しています。</p> <p>ある程度活性化している町会や地域では、若手や転入してきた人、地元で働いている人を活用するという視点ではなく、仲間として事業に取り組んでいます。そのようなところでは、人が人を呼ぶ流れがあります。例えば、地元の町会が子どもたちのために活動しているのであれば、保護者もPTA活動に当然協力する、そこで親しくなり町会などの活動にも参加するといった動きがいくつかの地区で自然発生的に起きています。</p> <p>また、防災に力を入れている町会や、皆で地域の見守り活動を行う町会など、賛同しやすいテーマに力を入れている町会へは、役員以外も参加しやすいこともあります。</p> <p>どのように仲間を増やすかということについては、自分が転入者だった場合にどうしたら仲間に入りやすい、参加しやすいかということを意識し想像することが一つのポイントであると感じています。商店街を抱えた町会と住宅地の町会など、エリアや規模等によって特徴は異なるため、好事例を紹介できればと考えています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
42	I	8	16	町会・自治会活性化への支援	<p>「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」について様々説明いただいております。区が力を入れて取り組んでいることは承知している。その上で、町会の現状や課題について発言する。</p> <p>地域で町会活動を行う一番の目的は、災害対策であると考えている。災害対策を行うためには共助が必要であり、共助には地域のコミュニティが必要となる。そのために地域活動や町会活動を行っていることを認識している。</p> <p>しかし実態は、区や消防、警察等の行政の下請けになっており、送付されてくる資料の処理等に時間を取られてしまい肝心の地域活動や町会活動に十分に時間をかけられていないため、余計な仕事を与えないでほしい。また、町会費の徴収を例にとっても、キャッシュレス決済が導入されるなど次々に対応すべきことが増えていく一方、これまでどおり現金による集金も行っており、負担が増えている状況がある。本来の目的に沿った地域活動に注力し取り組みたいと考える。</p> <p>住民構成が変化してきており、町会活動に参加する人も減っている状況があるとともに、町会は任意団体でボランティアでやっているため、参加を強制するものではない。条例の理念は素晴らしいと考えるが、それを具体的に対応する担い手が高齢化していることを区はもっと認識してほしい。</p> <p>このような実情がある中、町会の活動を運営していくためには、やはりお金が必要となる。有事の際に町会が主体的に対応する一方で、町会や地域の活動にも参加せず、町会費も払っていない人が、その恩恵を受けられることとなる。そのため、世帯数等に応じて強制的にお金を徴収するような仕組みも検討していくことが必要ではないか。</p> <p>現在検討を進めている「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定とあわせて、町会活動における安全、人、金といった視点からの対応を検討してほしい。</p>	C	<p>行政からの依頼に基づく仕事が負担になっているという指摘については、他地区においてもお叱りを受けており、ご指摘のとおりだと考えます。町会掲示板に掲出していただくチラシ類や回覧板等については、以前より数を減らすよう指導してきたところですが、再度徹底させていただきます。また、外郭団体等から直接依頼されるというお話も伺っていますので、区の関係団体については、区で管理できるよう調整をしたところで。</p> <p>チラシについては広く区民に周知する目的で作成しているものですが、距離が離れた地区等のイベント周知等もあると思いますので、どのようなものを掲示していただくかについては、特別出張所とも調整の上、町会の判断で取捨選択できるようにするなど仕分けができればと思います。また、依頼が重なる場合には、できるだけ町会の皆様のご負担とならないようまとめてお渡しするなど対応をしていきます。</p> <p>コロナ禍においては、国からの周知文書等が毎日更新され、その都度掲示物の張替えを行う必要があったため、区直営掲示板については、区職員で対応していました。情報の種類によって対応を区別することも可能かと思っておりますので、今後、あり方について見直しをさせていただきます。</p> <p>町会費やフリーライダーの件についてもご指摘いただき、大変なことだと考えます。私の地元町会は口座引き落としとなりましたが、それに当たっても、既定の口数を集める必要があるなど町会役員の皆様のご苦労があったと聞いています。その上で、キャッシュレス決済の対応となると、更に新たな登録等が必要となり対応はなかなか難しいものと感じます。</p> <p>町会の皆様にご負担をかけず町会費を徴収できれば一番良いのですが、町会活動の中には、レクリエーション等の自主的な活動や防災、防犯、見守り等の共助に係る公的な活動など様々あります。公的な活動については公費による支援があつてしかるべきだと考えますので、会計のあり方も含めて検討していきます。</p> <p>「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」については、既に同様の条例を制定している自治体もあります。しかし、従来型のありきたりなルールとするのではなく、区民の皆様との議論の場やパブリック・コメント等を通じ住民の皆様にも関わっていただきながら、これまで町会活動に参加していなかった方を含め、より多くの皆様に町会活動に関心を持っていただけるよう制定に向けて取り組んでいきたいと考えています。このような取組を通じ、現在の町会の皆様のご負担も軽くすることができればと考えます。</p> <p>地元根差している企業等、企業として町会に加入している場合もありますので、地域と協働して地域活動の中で防犯、防災の取組を行った場合には企業としての町会費をお支払いいただくことも考えられます。また、大学の学生やサークル等が地元町会のお手伝いしている事例もあり、そういった取組を持続的なものとするための仕掛けなど、様々な視点を含めて議論していく必要があります。</p> <p>町会掲示板の管理については、区が管理をお願いしている形となりますので、一定の支援はさせていただいていますが、それで賄える活動量ではないと思います。そのほかの支援策として地域コミュニティ事業助成制度なども実施していますが、自己負担の部分もあり、制度の過渡期にあります。区としても絶えず見直しを図っていますので、引き続きご意見を頂ければと思います。</p> <p>【補足】 掲示板への掲示物については、町会・自治会に直接依頼することがないように、地域コミュニティ課の確認を受けてからの依頼を徹底するように各課に周知します。掲示物の掲載基準を設け、基準を徹底します。外郭団体や他の官公庁についても掲示基準を周知していきます。</p> <p>町会活動における支援については、条例制定に向けた取組の中で検討していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
43	I	8	16	町会・自治会活性化への支援	マンションが増加するとともに一軒家が少なくなっており、町会が衰退し、人材不足や運営面での問題が生じている。側溝に水が溢れた場合においても、以前は町会に対応していたが、人手不足や高齢化の影響により対応できなくなっている状況もあるため、マンションや町会に対する支援やアドバイスをお願いしたい。	B	<p>マンションが増加すると、子育て世帯は地域のお祭りなどでの交流がありますが、自宅で過ごす時間が少ないという方もいるため、なかなか地域との交流や町会に参加するきっかけがないということは、区としても課題と捉えています。そのため区では、マンションに対する支援を実施すると同時に、マンション住民やマンションの管理組合が町会や地域に関心を持っていただけるような取組を進めているところです。</p> <p>現在、町会・自治会を支援するための「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」に向けて、話し合いを始めています。条例の策定に当たっては、今後、住民の皆様にも説明させていただきご意見・ご提案をいただきながら検討していきたいと考えています。</p> <p>大規模なマンションが全体で町会に加入してしまうと議決権に影響が生じるという課題も出てきています。町会員として1人1票という形の参画となるのか、あるいはマンション管理組合が自治会として地域と共存していく関係づくりを進めるのかなど、条例づくりの中で意見交換をしながら、地域とつながりが持てるよう検討していきたいと思います。</p> <p>また、区内でもマンションが地域活動に参加している好事例もありますので、町会加入へのアプローチとして、共有していきたいと思えます。</p> <p>側溝の現場については、現場を確認の上、相談させていただきます。</p> <p>【補足】 集中豪雨等に伴い、側溝やマンホールから水が溢れ出て道路が冠水することを防止するため、都の下水道局は、戸山幹線、千駄ヶ谷幹線、市ヶ谷幹線及び弁天町幹線等の下水道管路網の骨格をなす下水幹線施設整備を進めています。また、都建設局は環状七号線広域調節池（石神井川区間）を整備しています。この広域調節池の整備が完了すると、1時間当たり100ミリの局地的かつ短期的な集中豪雨の際、下流域である新宿区への浸水被害の防止効果が期待できます。都は、令和7年度稼働を目指して鋭意工事を進めているところです。</p> <p>これに加え、区では、道路の治水対策事業として、水害の発生した地域などを対象に大雨時に道路冠水を軽減できる、透水性アスファルト舗装を毎年2,500㎡実施しています。</p> <p>区では路面排水機能を確保するために区内全域で定期的に雨水ますのしゅんせつ作業を行っています。また、台風など降雨が想定される時には事前に道路を監察し、雨水ますの上に溜まった落ち葉等の清掃を行っています。</p> <p>日常からの備えとして、区では水の漏れ出し等が生じた場合等に必要な土のうをいつでも取り出せる「土のうステーション」を区内22か所に設置しています。</p> <p>加えて、流域対策として公共施設や民間施設の建築時に雨水流出抑制施設の設置について協力をいただいています。</p>
44	I	8	16①	会活（仮称）推進条例「町会制・自治	町会の構成が、戸建てが数軒で、あとは再開発エリアとマンションという状況であり、コミュニティの形成が課題となっている。区からは様々な支援を受けているが、実行に至っておらず、勉強会などを実施していただきたい。	C	<p>現在検討している「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」において、活性化に必要な支援策についても検討していきます。</p> <p>マンション管理組合に対し町会への参加・協力について促進していきたいつづも、地域を見ると、住宅街で戸建てが多いエリア、再開発が行われマンションが多いエリアなど状況に違いがあります。類似の状況を抱えた町会の取組や他のエリアの取組などの参考事例を把握できるよう交流・情報交換の場の設定を検討していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
45	I	8	16①	性一 化（ 仮 推 進 称） 条 例 新 宿 区 制 町 定 会 ・ 自 治 会 活	<p>文京区では、町会・自治会の加入率が高く、選挙の投票率も高い。</p> <p>新宿区では、町会・自治会の構成員数が減少傾向にあることから、今後は投票率も下がっていくのではないかと心配している。選挙に対する区民の意識を高めていかないと、新宿のまちが活性化していかないと思う。こうした課題について、区はどう考えているのか。</p> <p>また、武蔵野市は約70年前に町会・自治会を廃止し、その代わりにコミュニティが20組織程度活動している状況だが、選挙の投票率は高いと聞く。この点も踏まえて回答してほしい。</p>	F	<p>武蔵野市には伝統的に町会・自治会がありません。その代わり、地区協議会のような、エリア全体で地域課題に取り組んでいく「コミュニティ」があります。</p> <p>新宿区の大型マンションは投資目的で購入されることも多く、その場合、所有者は地域に定住して、地域の皆様と一緒に過ごしていくという発想に立っていないことが多いと感じています。一方、文京区では、実際に住むつもりでマンションを購入されている方が多いと感じています。文京区の町会・自治会加入率が高いのはそうしたことも背景にあるのではないかと考えています。</p> <p>私たちのまちの行く末を決めていく上で重要な選挙の投票率が低いのは重要な課題だと考えています。地域とのつながりがないため、区長選や区議選に関心を持たない、という方を減らしていくためにも、「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定は重要な取組であると考えています。</p>
46	I	8	16①	の 一 制 （ 仮 称） 新 宿 区 町 会 ・ 自 治 会 活 性 化 推 進 条 例	<p>まちの様子は地域によって異なるのに、町会・自治会の活性化推進に係るルールを、条例という区全域を対象とするルールとして定めることに疑問を感じる。</p>	D	<p>条例としてルール化することに慎重なご意見も、受け止めたいと思います。一方で条例としてルール化するべきだという方も多くいらっしゃいます。また、区議会の中でも色々な意見があります。様々なご意見を伺い、検討を進めていきたいと思いますが、条例として定めない場合は、拘束力がないということは、念頭に置いておいていただければと思います。一方で、条例として定める場合も、義務を課され、違反した場合に不利益が生じるルールは作りませんので、その点をご安心いただければと思います。</p> <p>区としては、企業や学校等の団体が、地域と全く切り離された存在になっているという現状を改善したいと考えており、また議会からもそういった提案があり、今回の条例づくりの動きにつながっています。</p> <p>ご心配のとおり、10の特別出張所地区はすべてキャラクターが異なりますので、それぞれの地区がお互いに傷つけないルールをどの様に作ったら良いのか、現在10地区でそれぞれのお話を聞かせているところです。先日の1回で終わりではなく、あと何回かこういった機会を設けますので、そこで皆様のご意見を伺いながら、最大公約数を選択していきたいと考えています。</p> <p>ただし、こうした話し合いを通じて、区民の皆様において、こういった条例は作らない方が良いという機運が盛り上がり、条例づくりは断念せざるを得ないと考えています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
47	I	8	16①	「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定	<p>「（仮称）町会・自治会活性化推進条例」については、町会運営に携わる者として大変期待している。条例案では、地域事業者の役割として地域の町会・自治会への協力が記載されているが、条例が施行されただけでは、事業者は協力してくれないと思うので、町会・自治会から事業者に対して積極的に協力をお願いすることが大事だと思う。</p> <p>例えば、私の町会は規模が小さいため、イベントを実施する会場を自前で持っていないが、近隣の事業者が町会に対して非常に協力的で、その事業者から駐車場を借りて、餅つき等のイベントを実施している。</p> <p>「（仮称）町会・自治会活性化推進条例」の施行にあたっては、こうした、長年にわたって町会活動に協力して下さる事業者を表彰してはどうか。</p>	C	<p>町会・自治会の活性化に当たっての、地元事業者の協力の重要性について、好事例をご紹介いただきました。本当に素晴らしい関係ができていると思います。</p> <p>こういった長い期間にわたり協力してくださっている事業者への対応については、徳行者表彰等の制度を参考に、検討したいと思います。</p> <p>今回10会場で「しんじゅくトーク」を実施していますが、他の会場でも、長年にわたって自立たないところで一生懸命汗をかいてくれた人や団体に、表彰状を出してほしいというご提案を頂きました。私は、それはおっしゃるとおりだと思いましたが、どのようなことができるかについて検討を指示したところですが、今のご要望も同じ趣旨だと思います。</p> <p>現在、CSR（企業の社会的責任）という考え方にに基づき、事業者は社会貢献や地域貢献を求められています。そういった活動をボランティアや事業者が協働して推進する団体として「新宿CSRネットワーク」が活動していますが、そういった活動の輪が広がっていくことで、事業者が地域の町会・自治会と協働で様々なことに取り組んでいくことが理想だと思います。</p> <p>【補足】 新宿CSRネットワークは、新宿区内を中心にボランティア・社会貢献活動に取り組んでいる企業間で構成されています。 事務局である新宿区社会福祉協議会には、新宿CSRネットワーク加盟企業のほかにも、区内の企業から地域での社会貢献活動についての相談が入り、町会・自治会等によるイベントなどの地域活動やボランティア活動への参加・協力をコーディネートしています。</p>
48	I	8	16①	「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定	<p>計画事業16「町会・自治会活性化への支援」について、「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定等により町会・自治会を活性化することで、区は町会・自治会に対してどのようなことを望むのか。</p>	F	<p>「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の内容については、町会・自治会の皆様と十分に意見交換を重ねて決めていきたいと考えており、区の方で決め打ちしてしまうことは考えていません。</p> <p>新宿区は共同住宅に居住している方が住民の約8割を占めると言われています。そうした方々が、なかなか町会・自治会に入っていないため、何かのきっかけやルールによって、町会・自治会と関わりを持ってもらい、区民全体が町会・自治会を意識することにつながりたいと、区は考えています。</p> <p>条例の意見交換会では、ワンルームマンションの住人からどのように町会費を徴収するか、町会費の支払を義務化してはどうか、といった声もありましたが、町会費の支払を義務化すると、権利を保障しなくてはならなくなり、町会・自治会を支えてきた互助の精神にそぐわない結果になりかねません。そのため、どのような塩梅でルールを設定するかも含めて、区民と話し合いをしていかなければならないと考えています。</p> <p>地区によっては、外国籍の住民の方を町会・自治会に加入させたいという意見がよく出ますが、実際に加入した際に、町会・自治会で彼らを適切にサポートできるかを議論して、検討していく必要があると考えています。</p> <p>この条例は新宿全体を貫くルールになります。同じ新宿区内でも地域によって特徴が異なるため、ある地域に適合するルールが、別の地域には適合しないということにならないルール作りが必要と考えています。例えば、西新宿エリアには1棟に何百もの世帯が住む大規模なマンションがいくつもあります。こうしたマンションを無理に町会・自治会に加入させると、地元で一生懸命にボランティアをしてくださっている町会員の皆様の票の総数を、マンション1棟で凌駕してしまうことになります。こうしたことも踏まえてよく意見交換させていただきながら、大規模マンションとの付き合い方等、様々な課題について検討していきたいと考えています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
49	I	8	16②	町会・自治会活性化支援	タワーマンションのコミュニティづくりとあるが、区内の住宅の約8割がマンションという状況である。タワーマンション以外のマンション居住者もコミュニティが築きづらいという課題はあると考えるがいかがか。	A	ご指摘のとおり、区内には中小規模のマンションもあり、特に分譲マンションの場合は定住されている方も多いためと考えますので、タワーマンション以外のマンションも対象となるように計画を修正します。 タワーマンションについては、区内棟数が増加しているとともに、1棟に非常に多くの世帯の方が住んでいますので、そういった方をまちどうつなげていくことは区として課題であると考えています。ご指摘いただいた点も含め、まずはマンション居住者に区政に関心を持っていただくことが必要ですので、SNS等も活用しながら、つながりができるような仕掛けについて検討を進めています。
50	I	8	17	区大久保の保通ちりづくり周辺（大久保地）	新大久保ルールやまちづくりルールを策定するとあるが、ルールの対象者と内容を教えていただきたい。	F	新大久保は、来街者であふれており、車椅子やストレッチャーが通行できない状況やごみのポイ捨ての問題などが発生しています。生活環境の改善に向けて、今後、地元の商店会、町会、新宿韓国商人連合会などのみなさんと話し合いを進めていきたいと思っています。その中で、来街者の視点でどのようにすると暮らしやすくなるかについて、できれば来街者の方が参画していただけるとありがたいですが、近隣の大学の学生にも参画していただき、検討していきたいと思っています。また、店舗の経営者の方と協力して絶えずまちをきれいにするにより、ごみを捨てづらい状況にしていくことなどルール化を検討していきます。
51	I	8	17	区大久保の保通ちりづくり周辺（大久保地）	計画事業17「大久保通り周辺（大久保地区）のまちづくりの推進」の大久保つつじの普及啓発・植栽について、大久保地区協議会の分科会としてこれまで大久保つつじを育ててきており、以前より増やすことができていると感じている。一方で、挿し芽をしても育ちが弱く枯れてしまう状況もある。 賑わいという観点から多くのつつじを植えていくべきだと考える。区からはこれまで支援いただいているところだが、大久保つつじが普及できるよう苗木や植える場所についてより充実してほしい。	B	大久保つつじの育成にご尽力いただきありがとうございます。 ご指摘のとおり、大久保つつじの品種であるキリシマツツジはなかなか新宿で育たず、大きく成長してくれる株が3割から4割程度という状況が続いています。まばらに植えても目立ちませんので、より充実させられるよう、専門家の意見も聞きながら、株を成長させるための研究をしています。 植栽の場所については、西武鉄道の線路沿いに植えられるよう西武鉄道と協議をしています。課題としてはやはりつつじの成長ですので、引き続き大久保つつじの株を増やせるよう努力していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
52	I	8	17	大久保通り（大久保地区）のまちづくりの推進	<p>計画事業17「大久保通り周辺（大久保地区）のまちづくりの推進」の事業費について、令和7年度から令和9年度に比べて令和6年度の事業費が多いのは、協議会の設置によるものか。</p> <p>また、「来街者・店舗向けのマナーの周知の実施」とあるが、周知や協議会の設置にとどまらず、例えば、客の立つスペースのない店舗は禁止するなど条例による規制はできないか意見を伺いたい。</p>	D	<p>大久保通りのマナーについては、以前鎌倉市における食べ歩きを禁止する条例が話題となりましたが、鎌倉市に確認したところ、食べ歩きを禁止するものではなく、メディアの誤報とのことでした。もともとは、自転車のロードレースにおけるポイ捨てへの対応としてスタートしたものを、小町通りにおける観光客対策と一体的な条例として検討を進めた結果、まちの美化に対するマナーを喚起するといった罰則のない理念条例としての制定に至ったそうです。</p> <p>食べ歩きには、通勤中の片手間に軽食を食べたり、真夏の熱中症対策として飲料を飲むなど様々なパターンが想定されますので、一律に禁止することは難しいと考えます。また、ご提案のありました店舗利用者を収容するスペースがない店舗の規制については、宝くじ等のスタンド型の店舗も規制の対象となってしまいますので、現時点では、マナーの周知を根気強く行うことが必要だと考えます。</p> <p>協議会については、新宿韓国商人連合会にも参加していただく予定です。現在、新宿韓国商人連合会の働き掛けによりほとんどの店舗にごみ箱が設置されており、加盟していない店舗やごみ箱を設置していない店舗については、引き続き新宿韓国商人連合会の皆様にも協力いただき呼び掛けを行っています。このような取組により、一緒にまちをきれいにするという意識の共有を図っていきたく考えています。</p> <p>これらの取組を数年継続した結果、それでも成果が出ない場合に、条例等についても検討していく必要があるものと思います。この点の判断について長い期間を要するとは考えていませんが、まずは自助努力による改善を図りたいと思いますので、今後の状況を見ていただきまして、改善が見えない場合には区の方にお叱りをいただければと思っています。</p> <p>事業費の差額については、地域振興部長よりお答えします。</p> <p>（地域振興部長）</p> <p>大久保通りの来街者が多い現状があり、来街者数などを把握するために、令和6年度に交通量調査を実施します。ご指摘いただきました事業費の差額は、この交通量調査によるものです。</p>
53	I	8	経常事業	掲示板の維持管理	<p>町会掲示板について、チラシが貼り切れない。掲示板を大きくする、または掲示物を貼る優先順位を決める等の対策をしてほしい。</p>	C	<p>町会掲示板については、以前にも同様のご指導を頂き、町会へのチラシ類を減らすよう指示していますが、改めて庁内へ指示していきます。掲示板を設置している地区から離れた地区のイベントのチラシを掲示していただいている状況も見受けられますので、区民に皆様に情報を同一に知っていただくという情報担保の面にも配慮しつつ、今後も町会への負担にならないよう、気を付けていきます。</p>
54	I	8	経常事業	掲示板の維持管理	<p>町会の掲示板は小さいものが多く、掲示物が貼れなかつたり重ねて貼っている状況がある。壊れないと更新は難しいことは承知しているが、広報活動を充実させるためにも時期を見て大きいものに更新してほしい。</p>	C	<p>同様のご意見は他地区でも頂いており、大変申し訳なく思っています。</p> <p>以前に区から掲示をお願いするチラシ等については、町会・自治会のご負担にならないよう地域振興部で取りまとめることとし、数の削減に向けて取り組んだのですが、再度庁内へ指示するよう申し伝えました。また、区の外郭団体が直接依頼している場合もありますので、区で管理できるよう取り組んでいきます。</p> <p>掲示板の更新については、場所によっては土台を残したまま板面を交換することもできるものと聞いています。見直しなどの条件が合った上で、効果的であると判断できる場合には、できる限り柔軟に対応していきたくと思います。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
55	I	8	経常事業	理 掲 示 板 の 維 持 管	私の町会・自治会が管理している掲示板は60基程度あり、そのうち区から管理を委託されている掲示板が3、4基あるが、板面のサイズが小さく、A4用紙を3枚並べて掲示することができない。大きくしてほしい。	C	大至急対応します。 【補足】 該当町会と連絡を取り、具体的に調整を進めています。順次工事を実施していく予定です。
56	I	8	経常事業	の 地 域 セ ン タ ー の 管 理 運 営	令和4年度に地域センターの管理の今後のあり方について説明があったが、引き続き、現状のまま運営するというのでいいのか。	F	一部の地域で、地域センターの管理運営委員会から、今後管理を引き継がない可能性がありやめさせていただきたいと相談があり、他の地区についても状況を確認させていただきました。特に従来どおりの管理を希望されている地区の場合は、変更はありません。
57	I	8	経常事業	営 地 域 セ ン タ ー の 管 理 運	大久保地域センターに来られた方が車椅子の利用を希望していたが手続きができないとのことであったため、大久保特別出張所へ相談し手続きなしで利用できるようご対応いただいた。迅速な対応に感謝しているが、区の施設であれば当然の対応だと感じた。 車椅子の利用に手続きが必要な区の施設がほかにもあるのであれば、入り口付近に1、2台の車椅子を設置し、手続きなしで誰でも利用できるようにしてほしい。	C	車椅子の利用に際し、お手数をおかけし申し訳なく思います。また、ご指摘ありがとうございます。 区役所本庁舎をはじめ、他の特別出張所においては、手続きすることなく誰でも車いすを利用することができるのですが、大久保特別出張所のみ対応できていなかった状況です。すでに車椅子が利用されている場合には近隣の施設のものを借りて利用いただく等の対応も行っているところで。 そういった配慮が行き届いておらず、誠に申し訳ありませんでした。
58	I	8	経常事業	地 域 セ ン タ ー の 管 理 運 営	当地区の地域センター管理運営委員会では昨年度、第7期指定管理者選定に向けて、民間事業者の導入を選択したが、民間事業者の公募条件、特に事務局体制と折り合わず断念し、地域センター管理運営委員会が継続して指定管理者を務めることとなった。第8期の民間事業者導入の可能性はあるのか。 区では地域センタープロジェクトチームが継続していると聞いたが、現在の進捗状況を教えてほしい。	F	第8期の指定管理者を民間事業者に移行することは可能です。地域センター事務局職員の雇用をどのように取り扱うかについては、第8期の指定管理者が判断することになるため、必ずしも区が確約できるものではありません。ただし、運営の連続性の担保のために、人員配置について考慮することを募集の際の条件とすることは他の施設でも行っていますので、そういった対応は可能と認識しています。 (地域振興部長) 現在、第8期に向けて、民間事業者が指定管理者となった場合の事務局職員のあり方を検討しています。指定管理者となる事業者が雇うのか、それとも会計年度任用職員のような形で区が雇うのか等、色々な雇用のパターンを検討しています。 今後はこうした区の検討状況も踏まえ、管理運営委員会の皆様と相談しながら検討していきたいと考えています。
59	I	8	その他	—	地域コミュニティへ参加したいが、掲示板の掲載内容が統一的不是なので、どのコミュニティに参加すれば良いかわからない。コミュニティに係る情報を一元化したWEBページを作成してほしい。	C	区のホームページ上で、自分の住所から町会・自治会を分かりやすく検索できるような機能について区議会からもご意見をいただいていますので、改善に向けて検討を進めているところです。また、改善後につきましても、区民の皆様からのご意見を頂きながらより使いやすいものとなるよう対応をしていきたいと考えています。 現状では、紙ベースではありますが、住所でこの町会に属しているか把握できるマップを特別出張所ごとに用意しています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
60	I	8	その他	—	<p>現在、町会・自治会等、地域活動を担う組織は、次の世代の担い手の確保に苦慮している。その一方で、地域住民に求められる活動の数は、これまでどおり多いため、複数の地域活動に関わっている方が多くいる状況である。</p> <p>こうした現状を踏まえ、地域住民に求める活動の見直しを検討してほしい。</p>	D	<p>いつも地域活動にご協力いただき、ありがとうございます。ご指摘のとおり、色々な会議で、色々な立場で同じ方とお目にかかることが多く、大変心苦しく思っています。</p> <p>例えば、同一地域内に、目的が少し異なる2つの組織がある場合、両方の組織に所属している方と片方の組織にしか所属していない方がいるため、これらを1つに整理・統合すると、所属組織を失ってしまう人が発生してしまうことから、組織の整理・統合がなかなか進まない場合もありますし、その組織がこれまで実施してきた活動を継続する前提で活動していることが、負担の原因になっている場合もあります。</p> <p>こうした組織の整理・統合については、地域の総意として住民の皆様から発案されるのであれば、検討したいと思います。検討の結果、やはり継続をお願いする場合もあれば、複数地域の同種組織を合併できる場合も、組織内の行事を再編成できる場合もあると思いますので、個別の案件に応じて、地域の皆様と一緒に話し合いができればと思います。</p>
61	I	8	その他	—	<p>当地区の地区協議会では、9月には迎賓館見学歩行会を実施し、現在は11月に地域センターで予定している脳と心の健康づくりのための音楽療法の集いに向けた準備を進める等して、環境問題、SDGs、脱炭素社会、健康寿命延伸等に向けた取組を行っている。</p> <p>今年度から若い2名の会員が参加したことが励みになっているので、若い会員をさらに増やして活性化を図り、持続可能な地区協議会にしたいと思っている。</p>	C	<p>この地区の地区協議会では、環境問題、SDGsについて積極的に取り組んでいることが分かりました。やはりこうした自主的な活動を楽しみながら実施することで、仲間が増え、持続的に活動することができますので、そのための環境整備についてできることは、区もしっかりと取り組んでいきたいと思っています。</p>
62	I	9	19	い 高 安 齢 定 者 確 や 保 障 害 者 等 の 住 ま	<p>高齢者がやむを得ず引越した際、銭湯までが遠い地域であるが風呂がない、また、掃除ができていないなどの住宅に住むことになった事例があった。高齢者が引越する際、ある程度生活ができる住宅に住めることが必要であると感じている。</p>	B	<p>銭湯がない地区については、近隣区の銭湯が利用できるよう対応しているところですが、エリアによってはそれでも遠くに行けないということもあります。</p> <p>金銭的な問題などにより風呂付住宅に入居しづらいなど、様々な事情があることは認識しているため、高齢者の入居支援として、高齢者の方が部屋を借りやすくなるよう賃貸人向けの保険料助成として「単身高齢者入居者死亡保険料助成」事業を行っているところです。高齢者の方にご負担をかけないような仕組みで行っていますが、なかなか活用されていない状況もありますので、その点については今後検討していきたいと思っています。</p>
63	I	9	経常事業	成 多 居 世 住 代 支 援 ・ 次 世 代 代 育	<p>代々同じ土地に住むことができれば、より良いコミュニティの形成につながると考えるため、代を継いで定住できる施策を進めてほしい。</p>	C	<p>地域に代々住み続けられる環境づくりということは重要であると考えています。区としても、引き続き暮らし続けたい、離れてもまた新宿に戻りたいと思っていただけるまちづくりを進めたいと考えています。また、区でできる対策の一つとして、区内に住む親または子世帯と新たに近居・同居する場合の費用を助成する多世代近居同居助成を実施しているところです。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
64	Ⅱ	1③	22	再開発による市街地の整備	西新宿三丁目の再開発により、高層マンションの建設が計画されているが、工事から竣工までの間、代替地に引っ越す必要がある。現在、地域住民とカラオケや町会活動等を通じた交流を行っているが、ばらばらになってしまうため、交流を継続できるよう、区営住宅と一緒に入居できるような配慮や仮設住宅の建設を検討できないか。	D	<p>西新宿三丁目の再開発計画については、令和7年度に着工し、令和14年に竣工予定ですので、それまでの約7年間離れ離れになってしまうというところで、大変ご心配かと思います。再開発については、民間事業者の計画となっており、代替地についても、計画の中で事業者が検討していくのが一般的です。また、区営住宅についても、倍率が非常に高くなっている状況です。</p> <p>一方で、地域の皆様と集まって交流することは非常に重要ですので、その点の配慮については、区の施設を使用するなど現状の仕組みで対応できます。どういった対応ができるのかということも含めて、後ほどご相談させていただければと思います。</p> <p>【補足】 組合施行の再開発事業については、組合が事業計画の中で代替施設の検討を行います。地域コミュニティの継続は重要であると考え、頂いたご意見については、組合に伝えます。 また、地域住民の方々が継続して交流できる場として、地域センターやシニア活動館等の既存施設を活用していただくほか、地域団体が主催する行事・イベントを通じて、住民の方々同士のつながりが確保できるよう地域センター管理運営委員会に伝え、交流継続が図れる行事・イベント等の検討を呼び掛けていきます。</p>
65	Ⅱ	1③	その他	—	神宮外苑の再開発について、区では既に3,069本の樹木伐採・移植の許可を出しているが、今後さらに事業者から伐採許可申請が出る予定であり、区として許可をすべきではないと考える。区民の反対意見がある中で、今後話し合い等を実施する予定はあるか。	E	<p>ご指摘いただいた約3,000本の樹木のうち、2,850本については、樹木は密集しており数えることができないことから1㎡あたり4本の計算で算出しています。そのため、数字上では多く聞こえているという状況があります。</p> <p>また、今回のケースは、都市計画の段階で可否を判断すべき案件であり、そこで計画を進めるべきではないとなれば、区に申請は出てこないのですが、伐採の許可については、区は計画を審査する立場にあるため、明らかに計画を進めるべきでないとする具体的な理由がない場合には、反対のご意見があったとしても法律に違反していない限り許可せざるを得ないものです。</p>
66	Ⅱ	1③	その他	—	<p>新宿には一定の大きな公園があり、魅力のひとつだと感じている。そうした中、神宮外苑の樹木の伐採許可が下りたことについて、残念に思う。</p> <p>区において基本構想に掲げている自治の力として、神宮外苑の樹木を守ることに、検討を改めてもらいたい。</p>	E	<p>区立公園としては、新宿中央公園やおとめ山公園をはじめとし、各地域に公園があります。その中で、地域の皆様と協力しながら公園を整備する事業も実施しており、公園の将来像を遊具中心とするか植栽中心とするかは地域の皆様のご意向により決めていくこととなります。そのほか、新宿御苑や都立戸山公園等もありますが、区内で最も緑被率が低い地区は榎地区となっています。榎地区の今後の取組については検討をしているところですが、それと同時に、区では区内全体を俯瞰し、どうやってみどりを増やし守っていくかということを考えいかなければいけません。</p> <p>一方で、植物も生物であるため、一定の期間で遺伝的に枯れてしまうものや密集していると生育しないものなどもあります。そういった性質も含めて、区の樹木医にも相談しながら区内のみどりの維持に向けてこれまでも研究してきました。</p> <p>神宮外苑については、民間施設の公園です。国際機関のイコモスからは明治神宮で管理できないのであれば都に寄附すべきのご意見も出ています。歴史を守るべきとの意見もある中で、明治神宮から外苑を切り離した場合にどういった位置付けで公園を保つべきなのかということについて、多種多様な意見を調整していく必要があります。</p> <p>様々なご意見があるのは承知していますが、法令に基づいた伐採許可申請が提出された場合には、行政機関としておおむね2週間以内での判断をしなくてはなりません。基準を満たしている申請について許可を出さないという判断をした場合には、それにより不利益を被る方からの訴訟も想定されますので、だれがどのような責任で賠償するのかということも踏まえて、判断していかなければいけないものと考えます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
67	Ⅱ	1④	24	道路の無電柱化整備	計画事業24「道路の無電柱化整備」について、聖母坂通りを無電柱化する際には、かなりの年数を要した。上落中通りの無電柱化工事の着工はいつを予定しているのか。	F	上落中通りの無電柱化については、現在、工事着工前の準備として、埋設物調査や土地の権利の調査等を実施しているところです。現在の予定では、これらの準備が順調に進捗した場合には、令和10年度に本体工事に着工することとしています。 聖母坂通りでの無電柱化整備の際には、2～300mおきに設置する必要のある地上設備であるトランスの設置場所の調整に時間を要したことが、整備に時間を要した最大の原因となりました。上落中通りでも同様の課題が生じることとなると考えられますので、こうした課題も含め、地域の皆様とよく相談しながら進めていきたいと考えています。
68	Ⅱ	1④	24	道路の無電柱化整備	東日本大震災の際、電柱が左右に1メートル近く揺れていた記憶があること、電柱の先には重い機材が付いていることから、大地震発生時の電柱の倒壊による被害を非常に心配している。このこと、景観改善の観点から、計画事業24「道路の無電柱化整備」における無電柱化は重要な取組だと思ふ。 新宿区は、無電柱化整備について、取組の全体像をどのように考えていて、現状ではどこまで整備できているのか、教えてほしい。	F	区内の国道は距離が短く、幅員が広いため、無電柱化整備は100%完了しています。都道はある程度進捗していますが、無電柱化整備は大規模な開発とセットでないと進みませんので、現在進行中です。 区道の現在の進捗率は10%で、例えば聖母坂通りの数百メートルの区間で無電柱化整備を実施した際には、7～8年かかっています。 その当時と比べると技術が進歩しているので、従来よりも工事しやすくなっている面はあると思いますが、トランスという機器を地上に設置する際に、自分の家への設置を拒否する方が多いと設置場所の調整に時間を要することになります。聖母坂通りでの整備の際にも調整が難航しましたが、最終的に少し変則的な工事をして区施設の前に設置することとし、何とか整備を完了させたという経緯があります。 また、既に埋設されている下水道、上水道、ガス管、電話線等の状況を確認し、どこに電線を通すかを設計していくという過程もあります。他にも、それら全てを通す管を新たに設置することとなると相当な経費がかかってしまうかどうか、また、水の管と電線を近づけないように留意する等、様々な検討が必要になります。 しかし、その地域全体に係る大きな開発や整備を実施する際には、無電柱化整備もセットで実施し、少しでもまちがよくなったと感じていただきたいと思いますので、新しい技術を常に確認しながら、無電柱化整備を推進していきたいと思っています。 【補足】 新宿区無電柱化推進計画は、「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行空間の形成」、「魅力的な都市景観の創出」の方針に基づき計画的に実施していくこととして、パブリック・コメントを経て平成31年3月に策定しています。 現在、女子医大通り、四谷駅周辺区道、水野原通り、上落中通りの無電柱化に取り組みとともに、大規模開発に伴う整備を進めるなど、引き続き積極的に推進していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
69	Ⅱ	2	28	マンション防災対策の充実	マンションにおける防災訓練はどのようなことを行っているのか。また、マンション居住者の高齢化も進んでいると思うが、マンションの防災対策についてどう考えているのか。	F	<p>マンションの防災訓練としては、プザーを契機に居住者が集合する参集訓練やエレベーターが停止した場合を想定して、階段で移動する訓練等を実施しているところもあります。</p> <p>一方で、階段を降りるのが難しい高齢者の方もいるような状況もありますので、区では、建物から逃げないですむ環境の整備に向けて、マンションの耐震化に取り組んでいます。また、災害時に必要な対応等についてマンション防災の冊子を配付し、活用していただきながら、いざというときに備える意識の普及啓発を行っています。榎町地区においては、黄色いハンカチを掲げることで助けが必要かどうかを知らせるといった取組を行っている管理組合もありますが、マンションによっては独自の防災対策に取り組んでいただいていますので、そのような取組は好事例として広めていきたいと考えています。</p> <p>可能であれば、マンションにおける防災訓練と避難所における防災訓練を同日で実施し、つながりを持つことで、地域コミュニティの活性化にもつながっていくと考えますので、そうした取組を今後推進していければと感じています。</p>
70	Ⅱ	2	経常事業	帰宅困難者対策等の推進	災害時に帰宅困難者に開放される民間の一時滞在施設について、新宿区では、場所を全て非公開としていると報道があったが、その理由と今後公開する予定はあるのか教えてほしい。	F	<p>帰宅困難者の受入施設については、所有者の希望により、公開・非公開を決めているものです。また、一切公開していないわけではなく、所有者に承諾いただいている施設については公開できることとなっている状況です。</p> <p>帰宅困難者の発生規模にもよりますが、災害発生時には、まずは公共施設で帰宅困難者を受け入れた上で、民間施設にもご協力いただくこととなります。民間施設については、夜間の場合など常に受け入れ可能な状態であるとは限らないこともあり、公開しているが開いていないなどの混乱を防ぐため、情報の公開の仕方は工夫する必要があると考えています。</p>
71	Ⅱ	2	経常事業	進 災害時要援護者対策の推進	昨年度区が始めた防災ラジオの無償貸与の事業が大変好評である。高齢者や障害者向けであるが、子育て世帯や若者にとっても災害時の情報収集は非常に重要であるため、対象を拡大するなど、貸与の条件を緩和してほしい。	D	<p>防災ラジオの無償貸与の事業は、災害時要援護者向けから始めています。防災ラジオは文字盤機能付き、音声機能のみの2種類があり、文字盤機能付きは耳が聴こえない方を対象としています。ポケットベルを運営していた事業者が提供しているものであり、区が一定台数を購入の上、区民へ貸与しています。</p> <p>防災ラジオについては、1台当たりの単価が高いとともに生産面での懸念もあり、大量購入は難しいと考えていますが、現在、区保有分に余裕がある状況です。活用方法について様々なご意見も頂戴していますので、条件等整理の上、調整させていただきます。</p>
72	Ⅱ	2	経常事業	地域の初期消火体制等の確立	現在、井戸の数が減少してきている。井戸は火災時の消火活動にも活用できるので、保全してほしい。	D	<p>地下水脈は絶えず変化していきます。上流部で、建物の基礎杭を打ったり、岩盤を工事したりした場合に、水脈が変わってしまったり、井戸がいわゆる枯れ井戸になってしまう場合があります。ただ、土の中でいろいろなことが起きますので、一概に枯れたとは言いきれない場合もあります。</p> <p>井戸については、行政よりも住民の皆様が敷地内に作っていることが多いと思います。その敷地の使い方を持ち主の意向で変更される場合に、区が「井戸を残してください」とお願いすることは、私有権の侵害にあたるため難しいですが、頂いたご意見を踏まえ、区ができることについて検証したいと思います。</p> <p>【補足】</p> <p>区で行っている取組として、井戸を所有・管理している方と「災害時における消防水利等の確保のための協定」を締結し、災害時に地域の方が生活雑用水利等として活用できる井戸（災害時協力井戸）として指定しています。本協定を締結していただくことで、井戸の維持管理に係る費用の一部を区で負担しています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
73	Ⅱ	2	経常事業	地域防災コミュニティの育成	<p>令和4年度一杯で防災サポーターを辞めた方に、その理由を尋ねたところ、今年度から職場が区内事業所でなくなったため、防災サポーター登録要件の「区内に在住、在勤又は在学していること」を満たさなくなり、登録解除することとなったとのことだった。</p> <p>しかし、その方は現在、在宅勤務や、旧職場である区内事業所での勤務が多く、実際には防災サポーターとして活動する上で支障はない状況である。</p> <p>このように、意欲があり、活動する上で支障がない方が、登録解除せずに済むよう、防災サポーター登録要件を緩和できないか。</p>	C	<p>状況確認や、本人意向の確認等を行った上で、どのような対応ができるか調査し、回答します。</p> <p>【補足】 新宿区防災サポーターは、平常時は、防災区民組織や地域活動団体の防災活動の支援及び区民に対する防災知識の普及啓発の推進等を行い、また災害発生時には、避難所運営活動の支援を行うことを主な活動内容としています。</p> <p>そのため、平常時及び災害発生時に支障なく活動ができる要件として、区内在住、在勤、又は在学しているものとしています。</p> <p>今後は、区外勤務等により登録要件を満たさなくなった場合でも、登録者本人とヒアリングし、活動する上での支障の有無について確認することにより登録継続の判断をするなど、登録要件の緩和について検討していきます。</p>
74	Ⅱ	2	その他	—	<p>今後、山吹高校において防災訓練を実施する予定だが、いざというときに使用できない場合が多い。また、榎町地区は小さな公園しかなく災害時に避難する場所が少ないと感じている。近くに大日本印刷の大きな施設があるが、避難する場所として活用できるよう協議してほしい。</p>	D	<p>ご指摘いただいた件について、大日本印刷と協議をしたいと考えます。</p> <p>【補足】 ご指摘の場所は大日本印刷（株）印刷工場であり、オープンスペースは少なく工場建屋が大半を占めています。大日本印刷（株）に確認しましたが、建屋の室内は細分化され、構造が複雑なため、避難所として活用することは難しい状況です。避難スペースの不足については地域の課題として継続して考えていく課題であるため、引き続き検討していきます。</p>
75	Ⅱ	2	その他	—	<p>避難所運営について、学校の老朽化により、体育館も修繕が必要な状況となっており、学校側としてもなるべく早く授業を再開したいという思いがあると考えため教室を避難所として活用しにくいという状況もある。</p> <p>我が町会では、高齢者施設と防災協定を結び、そこを避難所としている。区においても福祉施設や企業などの区内の民間施設を避難所とする取組を進めるとともに、民間の施設の避難所に対して、物資供給を含めた体制の確立をお願いしたい。</p>	C	<p>区では、障害者施設・高齢者施設・訪問看護ステーション等と協定を締結しており、そういった施設が増えてきていることから、発災時に事業所同士が助け合うなど横のつながりが持てるよう取組を進めているところです。町会・自治会と民間の施設が直接協定を結ぶ事例も増えていくことは認識しているため、取組については尊重させていただきたいと考えています。</p> <p>避難所の物資供給については、避難所として機能し始めるのは発災後一定期間経過した後と思いますが、地元の輸送会社とも協定を締結していますので、発災時の状況も踏まえながら、区としても臨機応変に対応します。</p>
76	Ⅱ	2	その他	—	<p>町会エリアの中心部にある公園に、防災倉庫を2基、掃除用具倉庫を1基設置している。</p> <p>防災力向上に向けて防災資機材を充実させるため、区助成を活用した資機材購入を検討しているところだが、公園に設置した防災倉庫は、区から配備された小型ポンプやスタンドパイプ等で一杯になっており、新たな資機材を入れられない。防災倉庫の拡充について区に相談したところ、公園内に置ける防災倉庫は2個までで、サイズにも制約を設けているため、現状からの拡充は認められないとの返答だった。</p> <p>コミュニティの活性化、防災力の向上等の観点から、この規制を緩和してもらえないだろうか。</p>	D	<p>小型ポンプやスタンドパイプといった巨大な防災資機材を町会・自治会に預けてしまっていますので、保管の仕方について悩まれることもあると思います。</p> <p>区立公園における防災倉庫の規制ルールについては、今後、区からお預かりいただいている防災資機材のサイズや倉庫床面積との兼ね合い等の現状を確認の上、対応を検討します。</p> <p>かつて都立公園には、公園内の消防団小屋の面積上限を20㎡とする規制がありましたが、ポンプ車や様々な物資を格納するにあたり手狭であるため、都議会議員として働き掛けを行い、面積規制を80㎡まで緩和させたこともあります。この事例も参考に、現在の区と町会・自治会の取組状況を踏まえ、本件について検討します。</p> <p>【補足】 町会の設置する防災倉庫の殆どは簡易なプレハブ倉庫ですが、建築基準法の関係規定で簡易なプレハブ倉庫の高さ、奥行きが新たに定められたことにより、一定規模以上とすることが難しい状況です。</p> <p>公園内へのプレハブ倉庫の設置については、防災資機材の数量等の確認をしながら協議させていただきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
77	Ⅱ	2	その他	—	夜中に発災した場合には、区役所職員も十分に参集できない状況があると考え。そのため、地域住民がお互いに助け合い、共助により対応していくことが必要であると考え。	C	ご指摘のとおり、区内在住の職員は1割程度となっています。夜間に発災した場合を想定し、歩いて区役所まで集まる訓練も年に1回実施しているところですが、現実的に発災直後は十分な職員配置はできないことが想定されます。 そのため、まず、自分の命は自分で守るための取組を行っていた、区に体制が整うまでの間、対応していただけるよう皆様にもお願いしてきたいと思います。
78	Ⅱ	2	その他	—	都営住宅に居住しているが、災害時に建物が倒壊すると逃げるのができず、不安である。	C	都では、都営住宅耐震化整備プログラムに基づき、令和7年度末までに、すべての都営住宅の耐震化を完成させることとしており、順次、耐震改修等に取り組んでいます。 一方で、在宅の際に大地震が発生した場合には、家具の転倒等による怪我が心配されます。ご自宅の家具についてそういった対策をされていないようでしたら、区において家具転倒防止器具の設置のサービスを行っています。家の中でのより安全・安心な対策をご希望でしたら、どういった支援ができるかも含めてご相談いただければと思います。
79	Ⅱ	2	その他	—	西新宿に本社がある会社に勤務していますが、区の災害に強いまちづくりに向けて、防災企画展により啓蒙活動を行いたいと考えている。本件については、区の中のどの部署と調整を行えばよいか。また、実施の際には是非区長にもお越しいただきたい。	F	まずは特別出張所が内容を確認させていただき、必要な部署をご案内いたします。また、地域での実施であれば周知も必要になりますので、その点についても特別出張所が連携し対応させていただきます。
80	Ⅱ	2	その他	—	四谷地域は住民が増え活性化されている。それとともに新たな高層マンションの建設も増加しており、これ以上建設が続くと、地盤に影響が生じ災害が増えていくのではないかと懸念している。 発災時には、高層マンションのトイレ等が使えなくなることが想定されるとともに、ものが倒れたり落ちたりしないか一軒家に住んでいる方も不安を感じていると考える。	C	四谷地域の高層マンション建設については、私自身もこれ以上建設する必要はないと考えています。民間事業者によるマンション建設の権利を侵害することはできないため、民間の土地におけるマンション建設を止めることはできませんが、区で積極的に民間事業者へ便宜を図ることはしていません。 一方、マンション等の共同住宅による建替えを促進しないと、防災性が向上しない地区も区内には残されています。条例で全面的に規制してしまうと、その地区の住民への不利益になってしまいます。また、国や都の制度の中で可能なものを新宿区のみ禁止することは不平等となってしまうため、厳しい規制はできませんが、区の何かしらの誘導により大規模マンション等が建設されないよう取り組んでいきます。
81	Ⅱ	2	その他	—	先月、落合第一中学校で避難所開設訓練を実施したところ、中学生が100人以上参加してくれたが、避難所がどういところか、よく分かっていないと感じたので、その場で、避難所は災害により自宅に住めなくなった方が一時的に生活する場だということを説明するとともに、避難所で生活しなくてもいいように、住宅を耐震化するとともに、食料・水を備蓄し、できるだけ在宅避難することを呼びかけた。区はこのことの周知啓発を引き続き行ってほしい。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大については引き続き警戒が必要なので、感染者は避難所に来ないで在宅避難することについても、併せて周知啓発を徹底してほしい。	C	新宿区内の住宅の耐震化率は95%に達していますので、残りの5%に該当する住宅にお住まいの方々に周知啓発する等の取組が、引き続き必要です。 避難所となる施設の床はフローリング等の硬い材質でできているため、その上で1、2か月生活することは、大変つらいことだと思います。また、ご指摘の感染症流行や精神的ストレス等の心配もあります。そのため、実際に大災害が起きた際に、避難所で生活せずに済むよう、在宅避難に向けた準備の周知啓発について、よりしっかりと発信してきたいと思います。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
82	Ⅱ	2	その他	—	<p>避難所管理運営協議会の代表世話人を務めているが、在宅避難の考え方が住民に徹底されておらず、避難所に収容しきれないほど押し寄せる事態を懸念している。建物が倒壊しなくとも、超高層ビル等で中長期的な揺れが続くと、避難所へ行く発想に行き着くと思う。転入や転居される子育て世帯は避難所の位置を確認する方も多く、避難所への期待も高くなっていると感じるが、都市部における災害であるという観点から改めて住民に在宅避難を徹底していく必要があると考える。</p> <p>また、どの段階で行政に引き継げるか分からない中、避難所開設時には責任を伴う判断をしなければならぬことも多い。マンション自主防災組織への防災資機材助成活用しているところではあるが、町会長の意見も聞いた上で、避難所開設の中核となる人材確保が急務なのではないか。</p>	C	<p>避難所管理運営協議会の代表世話人として、日々心配が絶えないことと思います。避難所へ向かう道が細い道となっているなど課題も残っています。ハード面で改善できる点は着手していきたいと考えていますので、引き続きお時間をいただきたいと思います。</p> <p>また、ご指摘の在宅避難の周知について、とても有意義な意見だと思います。全国での発災後の避難所状況を見ますと、多くの避難者が板の間に段ボールと毛布を敷いて休んでいる様子や、プライバシーが確保できず着替えすら十分にできない問題があります。区では、避難者のプライバシーを確保するためのポータブルテントを準備していますが、避難者の人数が増えると利用できないことが想定されます。そのため、在宅避難の方がプライバシーを守れる上に、留守宅を狙った空き巣被害も防げますので、今後も在宅避難を勧める周知活動を行っていきます。</p> <p>一方、電気やガス、水道が止まってしまうと、まず避難所へ向かうという心理が働くと思います。平日の昼間であれば、区職員を指定された避難所に配置することができますが、区内在住の区職員は1割程となっておりますので、土日や夜間に発災した場合には十分に対応できない可能性があるという状況もあります。現在、避難所の「立ち上げ開設キット」を各避難所に配備させていただいています。コロナ禍以前は活発に開設訓練を実施していただくとともに、コロナ禍を踏まえた感染対策を付加したシミュレーションにも取り組んできていただいています。コロナが5類に移行したので、今後は、地域の方々がマニュアルを読みながら開設・運営できる体制づくりを支援していきたいと考えています。</p> <p>引き続き、防災のための心構えなどの情報について、きちんと区民へ伝えていきたいと思っています。</p>
83	Ⅱ	2	その他	—	<p>基本政策Ⅱ「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」について、10年前から毎年、これから30年の間に首都直下地震が来ると言われている。</p> <p>災害時には、自助・共助・公助という言葉がよく使われるが、早期に行政による支援が行われるとは考えられない。私は都営住宅に住んでおり、耐震性は十分にあるとともに、自分自身を守るため水と食事を備蓄し、最低限1か月は耐えられるよう備えている。災害について教えてほしい。</p>	F	<p>日頃より自助という観点から備えていただき、ありがとうございます。</p> <p>首都直下地震は私が子どもの頃からいつ来てもおかしくないと言われていますが、現在まで発生しておらず、地震の周期は分からないものだと感じています。</p> <p>地震発生のタイミングを当てることは難しいことではありますが、現在は研究が進んでいることもあり、いつ来てもおかしくないというのは信憑性を増しています。また、関東大震災からおおむね60～70年と言われていた周期が既に100年経っていますので、怖いタイミングであると思います。</p> <p>お話いただきましたとおり、都営住宅は耐震化が済んでいますので、安心な建物だと思います。また、水道、電気、ガス等のライフラインが止まってしまった場合には復旧まで時間がかかることも想定されますので、災害時に備え準備をされていることは正しいことですし、立派なことであると思います。</p> <p>防災の訓練において、避難所に集まる訓練を実施したりもするのですが、災害時に避難所で長く生活するとストレスもたまりまわすし、プライバシーの問題も発生します。そのため、一旦安全が確認されるまでは避難所に来ていただいた上で、ご自宅が安全な場合には、防犯の面からもできるだけ在宅避難をするよう説明しているところです。</p> <p>日頃の備えとしては、ご自身で3日分ほどの備蓄をしていただければ、数日中に物資を届けることが可能であると考えます。区では、区内輸送業者と協定を締結しており、有事の際に物資を運び出す準備もしています。なるべく早く必要な方へ必要な物資をお届けし、発災後の二次被害として健康を損ねることのないよう配慮して取り組んでいきます。</p> <p>なかなか行き届かないところもありご心配・ご迷惑をおかけすることもあると思いますが、混乱を生じさせないよう、区としても様々な状況を想定しながら準備を進めていきたいと思っています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
84	II	2	28	マンション防災対策の充実	<p>計画事業28「マンション防災対策の充実」について、西新宿はタワーマンションが多い地区である。自分もタワーマンションに住んでおり、理事会では在宅避難ということを中心に防災対策を考えるべきとの思いを持っている。課題としては、エレベーターの閉じ込め等が考えられるが、区においてエレベーターに設置する防災ボックスなどの非常用設備の無償提供を検討してほしい。</p> <p>また、神田川については東京都で対策を行っているが、川崎市における洪水被害のように気候変動により想定外の事態が起こる可能性もある。新たなタワーマンションも建設されているが、タワーマンションの住民は生活スタイルが様々で地域とのコミュニティも築きにくく、自治会組織を作ることも難しいことが想定される。タワーマンションにおける災害対策は通常の対策と異なる点もあることから、課題や情報の共有のため、タワーマンションの理事会が横断的に交流できる会議体を設置してほしい。</p>	B	<p>タワーマンションについては耐震化も進んでおり、特に西新宿地区は最新の耐震基準で建設された建物が多くあります。また、避難所での生活は、板の間に段ボールや毛布を敷いて生活することとなります。着替えや授乳時等におけるプライバシーの問題もありますし、衛生上の問題から感染症の発生も心配されることもあり、災害時には従来の外に出て避難するという考えではなく、在宅避難という形が基本となっています。</p> <p>在宅避難に当たっては、やはり物資の問題やエレベーターの閉じ込めの問題が生じます。最新のエレベーターは揺れを感知した段階で一番近い階に停まる仕様となっているものもありますし、中に備蓄品が入っている防災ボックスを設置するなどの対策をされている場合もあります。このような防災資機材についての提供について、区では「中高層マンション自主防災組織防災資機材助成事業」を実施しており、マンションにおける自主防災組織に対して、選んでいただいた資機材を支給するといった支援も行っているところです。災害対策において必要とされる資機材もトレンドにより変化するため、皆様のニーズに応じることができるよう区でも取り組んでいきますので、このような制度も活用いただければと思います。</p> <p>また、タワーマンションの理事会同士の情報共有、交流の場についてご提案いただきましたが、現在、富久地区においては、大規模マンションの管理組合の代表者が集まり、管理組合としての悩み事等、相互に話し合う交流会を実施しています。西新宿地区においてもそのようなニーズがあった場合には検討したいと思います。</p> <p>ご指摘のとおり、マンションには様々な生活スタイルの方が住んでいる状況がありますので、区ではLINE等を活用しマンション向けの情報サイトを検討しているところです。登録していただければ、その方の年代や生活スタイルにあった区政情報をプッシュ型でお伝えいたします。このような取組を通じ、地域や区政に対し関心を持っていただけるよう工夫していきたいと思っています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
85	II	3①	経常事業	客引き行為防止等の防犯活動強化	<p>素案P69に経常事業「客引き行為防止等の防犯活動強化」とあり、歌舞伎町における客引きが多いことは承知していますが、西新宿においても課題となっており、警察にも協力いただいているところである。路上にテーブルを出し飲食させている店舗もあり、保健所と一緒にパトロールも実施しているが一向に減らない。パトロールの際にそういった店舗を発見した場合には食中毒の問題を理由にやめさせることができると聞いている。</p> <p>客引きや路上での営業などまちのルールを守らない店舗が多いため、防止に向けて権限を強化してほしい。</p>	C	<p>長期間にわたりご心配をおかけし申し訳ありません。</p> <p>許可のない路上での営業については、不適切な営業活動となっています。そこにおいて、食品衛生の観点からの安全管理がなされていないなど、場合によっては保健所も営業停止処分をできるということかと思えます。路上において許可なく営業をしていること自体問題ですので、どのような対応ができるか確認します。</p> <p>コロナ禍においては、特例的に、交通の妨げにならないことを前提に路上での営業を国が許可したこともあります。現在は5類へ移行したため、そのような取扱いもなくなっています。管理等に問題がなく適切に営業できる場合には区において許可することもありますが、現地を確認させていただきます。</p> <p>【補足】</p> <p>ご指摘のとおり路上にテーブル・イスを出して営業することはできません。この行為は区も把握しています。現場では何度も注意していますが、その場限りで効果がないため、令和5年11月に店舗及び運営法人に対して、道路の不正利用の観点から指導文書を送付しました。また、区、警察、都及び地元町会・商店街と合同監察を月1回実施し、看板だけでなく、テーブル・イスも道路に出さないよう指導するとともに、令和5年12月から令和6年2月は対策を強化し巡回・啓発を実施しています。</p> <p>客引きについては、区では、「新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」に基づき、公共の場所における居酒屋やカラオケ店の客引き行為や路上スカウト行為等を禁止しており、特に客引き行為等が多い地区を特定地区に指定し、毎日、区が委託した警備会社で構成する「新宿区安全安心パトロール隊」及び警視庁OBの客引き行為等防止対策員が、パトロールを実施しています。この特定地区において客引き行為等を現認した場合には、口頭指導・書面警告・勧告を行い、最終的には過料を徴収しています。</p> <p>西新宿一丁目は、特定地区であるため、同地区の客引き行為者に対し、口頭指導・書面警告・勧告・過料の行政手続きを実施しています。執拗・悪質な客引き行為等の情報を得た場合には、客引き行為等の検挙に結び付けられるよう警察と連携して対応しているため、西新宿を管轄する新宿警察署へ情報を提供し、パトロール等の強化を依頼します。</p>
86	II	3②	30	新型インフルエンザ等対策の推進	<p>新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの今後の感染症対策はどうか。</p>	F	<p>感染症は、ウイルスや病原体の種類によって異なる対応が必要です。従来からあるウイルスや病原体であればこれまでの対応に沿った対策ができますが、新型コロナウイルスについては未知のウイルスであったため、区でも手探りの状況で対策を進めてきました。さらに、遺伝子の変化に伴い症状も変化するため、予測が困難な状況もあります。新型コロナウイルスに関しては、区内感染者数が減ってきていることでもありますので、なるべく人が密でないところで過ごすなどの対策をした上で、あまり恐れずに社会活動をしていただきたいと思います。</p> <p>一般的な感染症対策としては、区では平成26年に「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しています。まず、感染経路や感染状況等の情報収集を行い、それと同時に、医学的な知見も集めながら、医療機関のコーディネートや様々な業種の方たちとネットワークを形成し対策を進めます。様々な知見を集めつつ、基本的な感染症対策を進めるとともに、ウイルスの特性が判明したら、その特性に合った対策を進めていきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
87	II	3③	31	マンションの適正な維持管理及び再生への支援	<p>区民の8割がマンション等の共同住宅に居住している新宿区のまちづくりにおいて、マンションの活用を重点的に考えるべきである。将来的な地域資源、社会資源としてマンションをどう捉えているのか。</p> <p>また、区は現在、「マンション管理計画認定制度」を検討しているが、マンションの最大の課題である「コミュニティ不足」を解決するため、「コミュニティ条項」と「防災条項」を盛り込み、管理組合に対して指導や助言をしていただきたい。</p>	C	<p>ご指摘のとおり、共同住宅に居住する方が8割を超えているなか、特にタワーマンションをはじめとした大規模な共同住宅が、社会的資源としてどのように活用できるかという視点は非常に大切なものであると認識しています。</p> <p>居住空間については、一般公開や開放が難しい面もあると思いますが、共用部分については、それぞれのマンションにおいて外部の方と交流する部屋や、保育所、居住者向けの子ども図書館や遊び場、高齢者の方が憩う場所など工夫が凝らされています。地域での交流が芽生えることにより、このような共用部分を気軽に利用するような状況もできると思います。「コミュニティ条項」や「防災条項」についてご指摘いただきましたが、このような関係づくりに向けて、地域コミュニティとの接点を持つことなどを管理組合のルールにすることができれば、マンション内の組織を超えた地域との共助関係が実現でき、より豊かな地域社会が醸成されていくと考えます。</p> <p>また、「マンション管理適正化推進計画」の策定に向けた取組を進めるとともに、「（仮称）町会・自治会活性化推進条例」の制定に向けた意見交換会を10地区で実施しました。その際のご意見も参考にしつつ、タワーマンションをはじめとした大規模な共同住宅と地域がどのように関われるかやご提案の内容についても検討していきます。</p> <p>マンションと地域とのコミュニティについては、大規模マンションの管理組合が町会・自治会に加入した場合、議決権や町会費の徴収方法等の課題があるため、個人加入とする、マンション管理組合として加入し地域と連携・協力するなどの方法が想定できます。</p> <p>現在、幾つかの地域においては、タブレットやスマートフォンを活用した電子回覧板アプリの実証実験を行っています。そういったものも大規模マンション等で活用していただきながら、管理組合の中での意思疎通や地域コミュニティとの連携に向けた取組も進められるのではないかと考えますので、事例を紹介することで、地域コミュニティの活性化や、裾野の広がりにつながるよう、工夫したいと考えています。</p>
88	II	3③	31	マンションの適正な維持管理及び再生への支援	<p>マンションによっては、その土地の地主が管理組合の運営を独占してしまうことがあると聞く。それを防止するため、マンション管理組合の任期を5年に制限する、またはマンション居住者から相談があった場合、区が管理組合に対し指導または助言を行う仕組みを作してほしい。</p>	E	<p>基本的にはマンションの管理組合・自治会の組織には自治権があります。違法行為等が発生しているような状況であれば、区や人権擁護委員による対応の余地がありますが、マンションの居住者もしくは権利者で構成される管理組合・自治会の意思に基づいて、地主が理事長を務めているのであれば、そこに区が介入することはできません。</p> <p>具体的に問題が発生しているマンションがあるのであれば、物件情報をご教示ください。対応を検討した上で回答させていただきます。</p> <p>【補足】 区では、専門家が管理組合の運営や建物の維持管理等について相談に応じるマンション管理相談や、管理組合の総会や理事会などに専門家を派遣するマンション管理相談員派遣を実施しています。これらの事業により、管理組合の運営に関する問題の解決を支援していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
89	Ⅱ	3③	経常事業	空家等対策の推進	近所にツタが絡まっている空家があるが、区で伐採はできるのか、状況は把握しているか。	F	<p>空家におけるツタの伐採については、区道に面していれば所有者の同意をいただいた上で対応することができますが、私有地の中にありますと区では対応することができません。</p> <p>ご指摘の空家については区においても把握していますので、所有者の方には通知を送っていますが、現在まで連絡がついていない状況です。冬になると枯草になり、火災の危険性も高まりますので、引き続き注意しながら、根気よく対応していきます。</p> <p>【補足】</p> <p>令和2年度以降、近隣から樹木繁茂の件でお問い合わせいただき、現地確認をした上で、当該物件の所有者宛てに所有物件を適正に管理するように通知を出しています。また、空家からのツタが区道上の電線に絡まっている状況が確認できましたが、原因が空家であることから、電線管理者にツタの撤去を依頼することは難しい状況です。</p> <p>植栽は、所有者や管理者が適切に管理すべきで、法的な強制力をもって区が直接剪定等することはできないため、関係者に対して適正管理を求めています。</p>
90	Ⅱ	3③	経常事業	空家等対策の推進	世田谷区では空家が5万戸あるというテレビ報道を見たことがある。新宿区の居住形態の約8割がマンションだとすると、2割は戸建てであると推測されるが、新宿区の空家はどのようになっているのか。	F	<p>空家問題は区内でも存在し、管理不全に陥った物件もあります。</p> <p>既に倒壊しかけており、相続人が全国や海外に70数名いらっしゃるケースでは、連絡を取って相続放棄してもらうよう働き掛けています。また、樹木繁茂の影響で日当たりが悪化し、樹木の生育悪化による倒木の危険性が高い住宅などは、隣家へ危険が及ぶことも懸念されるため、空き家等の適正管理に関する条例に基づき建物の除却の代執行を行い、所有者へ請求した事例もあります。</p> <p>世田谷区とは人口や面積の違いがあるため、件数は異なりますが、住宅が密集する中で管理不全に陥ると、ネズミの発生やホームレスが住み着くなどの問題が懸念されるとともに、電気が止まっていない場合は漏電火災の原因にもなります。このような事態の発生を防ぐという意味からも、区では登記簿を確認しながら所有者と連絡を取り、空き家対策に取り組んでいます。</p> <p>【補足】</p> <p>事例としては、外壁の崩落により区で緊急措置として除却を行った空家があります。平成30年度に外壁の一部が崩落したことから所有者に対して改善指導を行いました。その後対応がなされず台風が接近したことを受け、所有者に通告の上、区で外壁の一部除去を緊急と措置として実施し、所有者へ費用請求を行いました。これは民法上の緊急事務管理にあたるもので、空家条例や空家特措法に基づく代執行ではありません。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
91	Ⅱ	3③	経常事業	民泊の適正な運営の確保	<p>最近では海外客が多く、まちに知らない顔の方が増えて不安な気持ちがある。地域のマンションが知らない間に民泊を始めている状況もあるが、区では民泊についてどの程度把握しているのか。また、災害時にはどのように対応するのか教えてほしい。</p>	F	<p>民泊の宿泊者への災害対応については、Airbnbと協定を締結し、災害時の対応についてのマニュアルを多言語により作成し、各民泊施設に設置するといった取組をしています。また、一般的な宿泊施設の考え方の中で、避難経路を表示することとなっています。</p> <p>建物に異常がなければ、建物の中に残ることが原則となりますが、地震の少ない国から日本に来られた方の中には、大きな地震に対しパニックとなることが想像されますので、そういった場合には、来街者と同じ扱いで一旦誘導することとなります。また、建物に残ることができない場合は、いわゆる帰宅困難者と同様の扱いで、一時滞在施設に入っていただくようなことになる可能性もあります。</p> <p>夜間に発災し、職員体制が十分に整えられない状況において、どのタイミングで公共施設を開放するかの判断は課題であると認識しているところですが、発災時の状況に応じて臨機応変に対応していきたいと考えています。</p> <p>民泊宿泊者への対応については、基本的にその宿泊施設において周知していくことが大切だと考えます。また、区で民泊に関する条例を制定した際には、消防にも協力いただき、災害発生時の宿泊者の安全確保のための措置についてのチェックリストも作っています。今回ご指摘をいただきましたので、そのような取組がきちんと徹底されているかについて、再確認させていただきます。</p> <p>【補足】</p> <p>いわゆる民泊については、住宅宿泊事業法に基づく届出に基づき全施設を把握し、ホームページでそれぞれの施設名簿を公表しています。届出住宅には外国人宿泊者向けに外国語を用いて、火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡先に関する案内をすることが法令で義務付けられています。</p> <p>区では、ルールブックに外国人宿泊者向けの掲示物の例示として、注意すべきマナーや火災や事件に巻き込まれた場合等の通報連絡先を英語、中国語、韓国語で掲載するとともに、施設立入時等にその実施状況を確認しています。また、区と住宅宿泊仲介業者との協定に基づいて、住宅宿泊仲介業者から区内の届出事業者に対して区の防災情報を提供しています。今回住宅宿泊仲介業者に対して、改めて定期的な情報提供を行うよう要請しました。</p> <p>一方で届出や許可なく営業を行っている違法民泊施設又はその疑いのある施設については、具体的な情報に基づき現地調査を実施するなどして把握し、都度対処しています。</p>
92	Ⅱ	3③	経常事業	民泊の適正な運営の確保	<p>インバウンドの回復を受け、民泊施設を利用する外国人観光客の数が増えてきている。これに伴い、騒音やごみ放置等に悩まされる地域住民の意見も聞いている。</p> <p>こういった問題が発生しないよう、民泊事業者にしっかり指導してほしい。</p>	B	<p>ご指摘のとおり、民泊については、騒音、ごみの問題が生じています。</p> <p>新宿区の場合、国の「住宅宿泊事業法」の施行と同時に施行した、「新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」で定めるルールに基づき、民泊事業の適正な運営に向けて様々な取組を重ねてきたところですが、条例施行から数年が経過していますので、条例に基づく監視・監督等の取組に不具合が生じているようであれば、ルールを見直していきたいと思えます。</p> <p>引き続き、騒音やごみ等について、区から民泊事業者に指導してまいります。ルールが守られていない物件があれば区にご一報ください。1件ずつ着実に対応していきたいと思えます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
93	II	3③	経常事業	民泊の適正な運営の確保	<p>私の家の隣地には2棟の民泊施設があるが、昨年末にトラブルが発生し、警察沙汰となった。このことを受け、区の民泊担当部署に確認したところ、民泊施設は一度申請して認可されると、その後再認可を受ける必要がないとのことだった。</p> <p>認可に期間の制限を設け、苦情が非常に多い民泊施設については再認可しないというルールにすれば、事業者の適切な施設運営を誘導できると思う。そういった制度改正はできないか。</p>	E	<p>民泊施設の届出を受ける際、区はその届出内容を審査することができないことが、法律で定められており、新宿独自のルールとして施設の運営期間に制約を設けることはできません。その代わり、一般の住宅地においては、営業できない曜日等を定めるルールがあり、2か月に1回、事業者から月報の提出を受け、区が確認することとしています。</p> <p>昨年末に経験された警察沙汰のトラブルはあってはならないことですので、区は、消防署と連携して消防法に則した安全な建物であることを丁寧に確認したり、届出後の運用に問題がある物件の管理者に、苦情が来ていることを伝える等、限られた権限ではありますが、引き続き監督官庁としてできることをしていきたいと思っています。</p> <p>【補足】 住宅宿泊事業法で届出をすれば事業ができることになっており、事業の実施期間を制限することはできません。ただし、新規に事業を始める際、近隣の平穏な生活環境に悪影響を及ぼすことが無いよう、事業者に指導しています。事業開始後、管理が不十分な場合には、具体的な情報に基づき立入調査及び是正指導を行っています。</p> <p>当該施設については、騒音によるトラブルの通報を受けた後、事業者に対して改善指導を行いました。</p>
94	II	3③	経常事業	路上喫煙の推進	<p>路上喫煙について、渋谷区・杉並区・港区では罰金制度があるが、新宿区には罰金制度がなく、その理由を確認したところ、昼夜不特定多数の方の出入りがあるためとのことであった。外国人観光客など、様々な人がいるからこそ、罰金制度をつくるとともに、罰金の金額を記載した路上喫煙禁止のシールを作成し、抑止力を強化してほしい。</p> <p>また、ごみ捨て場にタバコをポイ捨てする方がいて、火事になるのが怖い。路上喫煙禁止の看板前で吸っている方もいて、個人的に声掛けしたところ、住民ではなく勤務している方が多く、路上喫煙をする理由は区内に喫煙場所がないからとの意見があった。路上喫煙を防止する取組として、携帯灰皿の無料配布を行っているかどうか。</p>	E	<p>新宿区内には国内外を問わず、絶えず様々な方が行き来しています。罰金制度を導入するとすると、同時多発的に10人以上など複数人が路上喫煙をしている場合、一部のみ罰金を徴収しては不公平になりますので、全員を平等に取り締まる必要があります。また、条例制定については、アナウンス効果として制定した場合でも、条例を制定した以上は徹底的に取り締まるべきというご意見も出てきます。</p> <p>区としては、路上喫煙が多発している場所を重点的に繰り返しパトロールをしていくことにより、路上喫煙しにくい環境をつくっているところです。</p> <p>外国人の方のご指摘もありましたが、基本的には、日本全国あるいは海外の都市を含め、屋内が禁煙です。新宿区の場合は、かなり早い時期に路上喫煙禁止を打ち出しましたが、実は世間とは異なるルールでした。その後、他自治体においても新宿区と同様の取組が増えていった状況となっています。加えて、日本では屋内が原則禁煙とされましたので、たばこを吸える場所がなくなった結果、路上喫煙をするという現象が生じているのだと考えます。</p> <p>都内においては、都が受動喫煙防止条例を制定したことにより、令和2年から原則屋内禁煙となりました。もともとの想定では、例えば再開発により保育園を併設している施設については、施設内を全面禁煙とするようなルールでした。施設によっては、その中に企業やマンション等も併設している場合もありますので、現実的に困難であると繰り返し指摘し条件を緩和してもらったという経緯もあります。そのため、何かルールを作る際には、その後どのような影響が生じるのかということをきちんと見極めなくてはならず、決め方は非常に難しいと感じています。</p> <p>喫煙所がないため路上喫煙が増えるというご指摘はそのとおりだと思います。現在、喫煙所設置に対する企業向けの補助を都と区において実施しており、数件ずつではありますが増えている状況です。また、新宿西口にある喫煙所については、再開発に伴い段階的に移転をしながら縮小することとなりますので、非常に多くの人が行き交うことも踏まえ、都へ申し入れをしているところです。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
95	II	3③	経常事業	ポイ捨て防止取り組み	<p>たばこのポイ捨てについて、朝、家の前を掃除しても夜間にまた吸い殻が捨ててある状況にある。厳しく対応していただきたい。</p>	C	<p>ポイ捨てが行われている場所を確認し、どのような対策ができるか検討します。</p> <p>【補足】 令和5年11月8日に路上喫煙禁止パトロール員に対し、当該地区周辺を巡回により確認するよう指示しました。</p>
96	II	3③	経常事業	ポイ捨て防止ときれいなまちづくり	<p>高田馬場駅前ロータリーへのごみ箱設置について、課題はあると思うが、今の仕組みを変えるため、新しいごみ箱を活用した学生のチャレンジに地元も賛同しているということは素晴らしいと思う。</p> <p>心配はあるが、期限を設けて社会実験的にスマートごみ箱を設置し課題を見える化するなど、第一歩を踏み出す意味でも高田馬場駅前ロータリーや歌舞伎町のシネシティ広場への設置を検討してはどうか。</p> <p>新宿中央公園のように以前の近寄りにくいイメージから、タウンマネジメントの取組等により、花と緑に囲まれた区民の憩いの場としての公園となった例もあるため、若者のチャレンジに対して是非応援していただきたい。</p>	D	<p>これまでの経緯もあり、設置した方が良いという意見と、しない方が良いという意見の方がいらっしゃる状況ですので、どちらかの意見に偏ることなく、現実を見ながら判断したいと考えます。</p> <p>ご提案もいただきましたので、既に導入している他自治体の状況やそのまちとの違い等も比較しながら検討していきます。</p> <p>【補足】 ごみ箱の設置は、区において、平成9年から平成11年にかけて商店会や企業などの協力を得て、新宿駅周辺、高田馬場駅周辺を中心とした街頭に、約300基設置しましたが、平成16年までに全て撤去しました。撤去の理由は、臭気や、周辺へのごみの散乱、家庭ごみや事業ごみの不法投棄などによるものです。</p> <p>スマートごみ箱については、アンケート方式や有料ごみ箱等、他自治体や民間で先駆的に実施している事業についても情報収集していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
97	Ⅱ	3③	経常事業	ポイ捨て防止ときれいなまちづくり	<p>区民ではないが、大学のサークル活動で地域の方と協力して高田馬場駅前ロータリーのごみ問題解決に向けて取り組んでいる。</p> <p>まず、地区特有の課題としてロータリーのごみ問題が区や地域においてどのように認識されているのか。</p> <p>次に、計画事業33「地区計画等のまちづくりルール」の策定に高田馬場駅周辺地区も含まれているが、この事業にロータリーも関係するのか。</p> <p>最後に、地域の方々と話し合いの上、ロータリーへのごみ箱設置についての要望書を区へ提出したが、ご意見を伺いたい。</p>	D	<p>サークルの皆様にはまちをきれいにするために尽力いただき感謝しています。また、新宿区自治基本条例における区民の定義は、在学の方も含まれますので、区民の一人として引き続きご意見いただければと思います。</p> <p>高田馬場駅前のロータリーについては、コロナ禍において路上飲みにより、多くの人が密集する空間となっていた状況やマスコミ報道等により更に人が集まってくることを避けるため、都と相談の上、区の判断で封鎖させていただきました。その後の状況を確認しながら開放に至りましたが、早稲田大学の関係者の皆様にはお叱りの言葉も頂きました。しかし、当時の状況を考えると最善ではないしろ次善の策であったと感じています。</p> <p>開放後は皆様のご協力もあり一時はきれいな状態の時もあったのですが、現在はまた汚されている状況となっています。一方で、区内では、歌舞伎町のシネシティ広場においても同様の状況が発生しており、常に誰かが椅子や段ボールを持ち込み、飲酒しているような状態となっています。こういった状況と比較すると、ご指摘のロータリーについては、皆様が継続して積極的に清掃活動を行ってくださっていることもあり、区内で課題になる地域としての認識はそれほどありません。</p> <p>また、高田馬場駅周辺のまちづくりにおけるロータリーの位置付けについては、現在、地権者の皆様と関係事業者、都と意見交換をしているところです。専門家からの提案も踏まえながら話し合いを進めていきますので、今後のロータリーの姿については現時点では決まっていない状況です。</p> <p>ロータリーへのごみ箱の設置についての要望書は既に頂戴しています。ごみ箱については、地元の皆様や地元企業にもご協力いただき、平成9年から平成11年頃に高田馬場駅や新宿駅周辺に300台ほど設置していたことがあります。しかし、家庭ごみを含め、多くのごみが持ち込まれ常に溢れている状態となり、夏場には臭気の問題も発生したため、結果的には平成16年にすべて撤去することとなりました。ご提案いただいている性能のごみ箱は、自動圧縮され密封性も高いものですので以前の課題はある程度解決されるものと感じています。一方で、要望では都や区がごみ箱を購入の上管理することとされていますが、現在区内でごみ箱を設置している箇所については、基本的には地元の商店会等の負担や企業からの提供等を受けているものであり、区は道路の占用許可を出している形となりますので、運用面での議論も必要です。</p> <p>さらに、新宿区は刑法犯認知件数が都内で1位ということもあり、ごみ箱の物陰等を利用した犯罪行為等も課題として想定されますので、犯罪対策の面からも検討が必要です。</p> <p>ご提案の内容については、他自治体において導入されている事例もありますので、状況を見極めるとともに、今後の社会の変化や技術の進歩等も注視していきたいと思っております。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
98	Ⅱ	3③	経常事業	ポイ捨て防止ときれいなまちづくり	<p>まちづくりや高齢者福祉、町会等ボランティアとして活動しているが、やはり高田馬場駅周辺は汚いと感じている。</p> <p>先程、区長からの発言もあったが、不動産会社において外国人へのルール周知を徹底すべきであり、そのような義務付けをするなどもう少し厳しく取り組んでほしい。</p>	D	<p>グリーン活動をはじめいつも地域のことに取り組んでいただきありがとうございます。</p> <p>不法投棄やポイ捨て等のごみの問題については、絶えず異なった方がいつの間にか行っているという現状もあり、なかなか解決ができずご迷惑をおかけしていることを申し訳なく思います。</p> <p>ポイ捨てや路上喫煙などは、その場であれば注意できるので、特に多いところには重点的にパトロールを実施するなど取り組んでいます。ごみの問題に対しては、区内の各地域で同時多発的に発生しておりマンパワーで対応することも難しい状況です。</p> <p>不動産会社への義務付けについてもご提案いただきましたが、ルールを守る気のない方は国籍に関係なく破りますので、根気強くルールの周知や指導をしていく必要があると考えています。</p> <p>ごみ出しについては、路上に置く形式がまだまだ多く見受けられますが、現在、新たな建築の際にはごみの集積場を整備することやごみの収集日時にあわせてごみ出しをするよう指導をしているところです。古い基準で建てられた建物はごみの集積場がない場合も多く、建物の更新をしない限り根本的な解決が図られない現状もありますので、配慮をしながら取り組んでいきたいと考えます。</p> <p>また、建物内のルールについては、管理会社や大家さんの方でしっかり取り組んでいただくものですので、新しく入ってきた方に対しルールを守ってもらえるよう留意して進めていきます。</p> <p>ごみの不法投棄を無くすための新たな工夫や知恵というものがなかなか出てこないという現状があります。そのため、パトロール等による監視・指導とともに、一人ひとりが自分事としてマナーを守ってもらうためのルール周知を継続して行っています。</p> <p>ごみの不法投棄について、具体的なご指摘の場所がありましたら、確認させていただき、どのような対策が取れるか検討していきます。</p>
99	Ⅱ	3③	経常事業	カラス等対策	<p>ハクビシンを見かけることがあり、空家に棲みつくと困る。また、北新宿公園にいるのか、ムクドリが多いことを知っていただきたい。</p>	C	<p>区ではハクビシンの捕獲事業を実施しているため、対応についてはご連絡させていただきます。</p> <p>ムクドリについてですが、樹木が多い地区では、周期的に鳥の大量発生などによりふんや鳴き声が課題となります。鳥獣保護の観点から対応できない場合もありますが、所管部署へ伝えます。</p> <p>【補足】</p> <p>ムクドリについて、令和5年11月2日に現地確認を行い、ねぐらとしている落葉樹の剪定を11月中に実施しました。剪定後の様子をみながら、今後の対応策を検討していきます。</p> <p>また、区ではハクビシンによる実害（食害・糞害など）が生じた場合、箱わなを設置する捕獲事業を行っています。なお、捕獲事業の対象とならない場合でも目撃情報が多い地域については年に1回、神社やお寺などに箱わなの設置をお願いし、計画的な駆除も行っています。目撃情報などについても情報提供をお待ちしています。詳細は、環境対策課公害対策係にご連絡ください。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
100	II	3③	その他	—	ラジオ体操については、地域の絆や健康福祉の視点から欠かせないものであると考えるが、騒音の問題が生じており、どの程度の音量なら問題ないのか等、ガイドラインを作成してほしい。	D	<p>騒音については、個人の感じ方に差があり、一度気になりだすと、音量に関係なく騒音として捉えてしまうという特徴があります。スピーカーの向きを工夫する等の対応は可能かと思いますが、地域の問題ということから匿名での苦情の場合が多く、区としても対応できない状況となっています。</p> <p>騒音の問題については、どのような工夫ができるのか、あるいは、どうすれば苦情が生じにくくなるのか等、個別に状況を確認した上で、方法を検討していきたいと考えます。</p> <p>【補足】 早朝や深夜においては近隣のご迷惑になることから、ラジオ体操等の音量は、周囲の迷惑にならないようできる限り小さい音量にしていきたいと考えていますが、騒音に関する問題は、事例ごとに解決策が異なるため、発生源や状況を聞き取った上で個別具体的に対応しています。音量に関する具体的なガイドラインの作成は現時点では考えていませんが、お話を伺った上で、主催者の方と区で対応策を協議していきます。</p>
101	II	3③	その他	—	新宿御苑に放射能汚染土を持ち込まないようにできないか。	F	新宿御苑における除去土壌再生利用の実証事業については、区に中止する権限はありません。区としては、住民に対する丁寧な説明と安全性の確認を国へ繰り返し求めていきたいと考えています。
102	II	保健衛生全般	経常事業	害虫相み駆除相談・八子衛生	<p>ねずみが飲食店で発生していると聞いており、経営にも影響が出ると思う。飼い主のいない犬・猫の保護に係る医療費に予算を配分するのではなく、ねずみの駆除対策にもっと予算を配分してほしい。</p> <p>西新宿小学校の周辺でもねずみが発生しており、子どもが死体で遊んでいるところを目撃した。衛生上問題があるので、対策を実施してほしい。</p>	C	<p>ねずみが繁殖する原因として、ごみの管理や施設管理に根本的な問題があると感じています。ねずみは繁殖力の強い動物ですので、人間の力で封じ込めるのは困難であると思います。</p> <p>ペストコントロール協会に助言をいただきながら、令和5年11月からねずみ対策を進めていますが、本当に効果が出るかわからない状況となります。まずはエリアを絞って集中的に対策を実施し、効果を検証していきたいと思っています。</p> <p>また、ご指摘のとおり、ねずみは病原菌を持っている可能性があり、衛生上も問題もありますので、子どもに触らないよう指導するよう、教育委員会には伝えさせていただきます。</p>
103	II	保健衛生全般	経常事業	相み駆除相談・八子衛生害虫	ねずみが非常に多いが、区ではねずみ対策を検討しているか。	F	<p>歌舞伎町では、コロナ禍で営業を制限されていた飲食店等の再開・新規出店などにより、ねずみの餌となるごみの管理の仕方などが要因となり、ねずみが増殖しています。それを受け、区では、飲食店に対してごみの排出方法の指導を行うとともに、ペストコントロール協会と連携した対策を検討しています。対策の効果を検証する必要があるため、ねずみの繁殖力が弱まる11月以降に、まずは歌舞伎町から集中的な対策を行うことを計画しています。この時期にねずみをできる限り減らすため、餌となるごみの管理・処理方法を徹底していくことが必要と考えています。</p> <p>また、公園の植栽や区道に殺鼠剤を投入し巣穴を埋める対策を行うとともに、家庭での駆除としては殺鼠剤や捕獲シートを配布しています。こうした取組は引き続き実施していきたいと考えています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
104	Ⅱ		保健衛生全般	人と動物が共生するまちづくり	野良猫への餌やりや建築物への犬の排泄等、マナーを守らない方がいるので、厳しいルールを策定してほしい。 また、保護した犬猫に対するけがや病気の治療費への助成について、一頭当たり上限15万円とのことだが、飼い主もならず年齢も分からないような犬猫に対しても同じか。	E	猫が愛される存在であるよう、飼い主のいない猫への餌やりや掃除、さらに去勢手術の支援まで一生懸命行ってくださる方もおられます。また、こうした活動のおかげで、飼い主のいない猫や苦情も大幅に減っている状況です。地域猫活動がうまくいっていることもあり、現在は保護や譲渡会を実施する方も増えてきています。 一方で、ご指摘のとおり、マナーを守らない方もおられますので、狂犬病の予防接種等で飼い主としての責任を守っていただけるよう取り組んでいきたいと考えています。 また、保護した犬猫に対するけがや病気の治療費への助成については、かかった経費に対してということになりますので、同様に上限15万円となります。 【補足】 飼い主のいない猫への餌やりをしている方が特定できれば、区から直接お話し、餌やりだけでなくフンの始末も行い、近隣住民の理解を得られる活動を行うようお伝えしており、区として規則などのルールを策定する予定はありません。 犬の散歩時の排泄についても同様に、規則などのルールを策定する予定はありませんが、引き続きマナー啓発を行っていき、また普及啓発を強化することで、犬の飼い主の方の意識向上を目指していきたいと考えています。
105	Ⅲ	1	32	新宿駅周辺地区の整備推進	計画事業31「新宿駅周辺の整備促進」及び計画事業35「人にやさしい道路の整備」について、現在、新宿西口の再開発が進んでいるところである。外国人やベビーカーを引いている方、車椅子の方が増えているが地上に上がるための手段が非常に少ないと感じているのか、また、まちとしてどう考えていくべきか伺いたい。	B	現在の新宿駅は、次々に鉄道事業者が加わったことにより、寄せ木細工のようになっており、アリの巣という言い方をよくされますように、非常に移動しにくい状況となっています。今後、新宿駅を再編していく中では、水平の動きだけでなく、垂直の動きも取れるような考えに基づき、駅の構造について検討を進めていると報告を受けています。ご指摘のとおり、段差や階段等により横の移動も困難な上、縦の移動は非常に難しいという状況がありますので、開発事業者へ改善するよう要望しています。 また、駅のホームを利用する方の危険を減らすため、鉄道事業者に対しては、ホームドアを設置するなど、バリアフリーの観点から合理的な配慮がなされた設計とするよう伝えています。
106	Ⅲ	1	32①	新宿駅直近地区のまちづくり	新宿駅の地下道が複雑なため、わかりやすい案内表示等を行うことができないか。	B	新宿駅の地下は、住民でも非常にわかりにくいと感じています。過去には京王線、小田急線、東京メトロ、JR等の案内表示がそれぞれ異なっていたため、表記方法やピクトグラムを統一した経緯があります。 現在、2040年半ばの完成を目標に、新宿グランドターミナル構想が進められており、新宿駅周辺の整備が進んでいます。こうした開発計画と並行し、より分かりやすい案内表示ができるよう、配慮を求めていきたいと考えます。
107	Ⅲ	1	32①	新宿駅直近地区のまちづくり	新宿駅西口地区の再開発計画が進んでいるが、渋谷駅周辺の再開発と同じようなものになることを懸念しているが、どのように取り組んでいくのか。	C	渋谷駅周辺については、地権者である東急グループが駅周辺の再開発を主導しており、行政も一体となって進めているといった経緯があります。一方、新宿駅周辺の場合は、小田急電鉄、京王電鉄、JR、東京メトロ等の鉄道各社、都、戦後から在来する個々の地権者などがいらっしゃり、西口、東口、新南口などのエリアについても、それぞれの個性が強いまちとなっていることから、それらを統一化・均一化することは考えていません。そのため、新宿駅周辺の再開発については、渋谷駅周辺の再開発とは一線を画すものと考えています。 再開発に当たっては、まちの個性が統一感なくバラバラになってしまってもいけませんし、あまりにも統一感がありすぎて殺風景なまちになっていけませんので、そういった視点を大切にまちづくりを進めていきます。また、アリの巣のような複雑な構造の改善や、バリアフリーへの対応、公衆トイレの充実などを重点に、まちづくりを推進していきたいと思っています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
108	Ⅲ	1	32①	新宿駅直近地区のまちづくり	「新宿グランドターミナル構想」における新宿西口の整備について、まちづくり協議会にも出席し話を伺っているが、住民にとって不都合が多いと感じている。西口駅前の工事により、現在、車道が2車線から1車線となり、公園が整備される予定である。交通の便が悪くなり、緊急車両が入ってこられるのか心配をしている。	C	<p>ご心配をおかけし申し訳ありません。</p> <p>図面上の整備計画については、実際の交通量調査等に基づき設計されているものと思います。また、災害時等には、当然、緊急車両が乗り上げできるような設計になっているものと考えます。</p> <p>まだ工事中であるため、ご指摘の内容が実現可能なのかということも含め、どのような対応がされているかなど現状を確認し、報告させていただきます。</p> <p>【補足】</p> <p>新宿グランドターミナルの一体的な再編の方針では、歩行者優先の駅前広場に再構成するため、車両系機能（自動車動線）を再配置して歩行者空間を拡大することとしています。</p> <p>西口駅前広場は、都が土地区画整理事業により工事を進めています。将来の広場形状については、現在交通管理者等と協議を進めていると聞いています。</p> <p>都からは、自動車動線の再配置にあたり、緊急車両については、災害時等は歩行空間への乗り入れが可能となるよう配慮しながら関係者と調整を進めていると聞いています。</p>
109	Ⅲ	1 2	32① 33	区新宿駅直近地区のまちづくり／歌舞伎町地区のまちづくり推進	まちの活性化やにぎわい創出のために多くの人を歌舞伎町や新宿駅周辺などに呼び込むことになると、トー横キッズの問題など、ネガティブな状況が発生することも想定されるがどのように考えているのか。	C	<p>ご指摘のとおり、歌舞伎町や新宿駅周辺のまちづくりにより多くの方が新宿区に来ることとなります。</p> <p>歌舞伎町については、これまで歌舞伎町を訪れることなかったような子どもたちが集まっている状況が発生しています。区としては、ただ人が集まれば良いという考え方ではなく、歌舞伎町というまちの正常化という観点からまちづくりを考えていきたいと思っています。ご指摘いただきましたトー横の問題については、NPOや都と連携しながら、現在起きている状況を改善していきたいです。</p> <p>一方で、文化の発信拠点である東急歌舞伎町タワーが開業し、今後、伝統芸能を含めて様々な情報発信が行われていきます。その中で歌舞伎町を従来の歓楽街の状態から、にぎやかで安全なまちへと切り替えていきたいと考えています。</p> <p>新宿駅周辺については、建物が戦後早くに建てられ耐震化が不十分な建物がありますので、安全化を図るとともに、帰宅困難者の受け入れ等に向けた協議を事業者と進めているところです。引き続き、安全面の向上を含め新宿駅周辺のまちづくりを進めていきたいと考えています。</p>
110	Ⅲ	2	33	歌舞伎町地区のまちづくり推進	新宿区は歌舞伎町を抱えたまちでありトー横の問題など、対応すべき課題も多くあると思う。	C	<p>トー横の問題については、区では、シネシティ広場におけるポイ捨てごみの清掃や、粗大ごみ・段ボール等の撤去を実施していますが、きれいにした直後に元の状態に戻るとことを繰り返している状態です。</p> <p>区としても、トー横に集まる子どもたちが不幸な状態に陥ることは生じさせてはいけなく考えています。その多くが区外から歌舞伎町に来ており、児童福祉法上、児童の保護や住所地への移送等は児童の現在地を管轄する児童相談所が対応することとなるため区では対応できない部分もありますが、子どもたちが犯罪に巻き込まれることのないよう、NPOの方々に協力していただきながら対応を進めているところです。また、犯罪を促すような手口の事例もありますので、その点についても対応していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
111	Ⅲ	2	33	歌舞伎町地区のまちづくり推進	歌舞伎町については、トー横の問題だけでなく、大久保公園周辺に立ちんぼの問題などもある。シネシティ広場にたむろしている人なども含め、どのように対応しているのか。	F	歌舞伎町におけるシネシティ広場や大久保公園の状況については、区民の皆様にご心配をおかけしています。 シネシティ広場については、区が委託した警備員が6名体制で午後3時から午前5時まで巡回していますので、未成年による飲酒や暴力行為、違法行為等を発見した場合には、警察にも連絡し、対応しているところです。 大久保公園周辺の問題については、地元町会や商店会、警察にもご協力いただき、重点的なパトロールを実施しており、路上で売春交渉を行う女性の人数は減ってきています。都の外郭団体からも要請がきていますので、今後、夜間のみスペースを縮小するよう、現在、東京都都市整備局と調整を進めています。 さらに、民間の活動団体とも協力し、炊き出しや清掃活動等を実施するとともに、子ども食堂における相談支援を実施し、必要に応じて保護者との調整や関係機関への連絡等を行っています。 実際の支援に当たっては、大人であれば、本人の意思により新宿区の支援を受けるか居住自治体の支援を受けるかを判断していただき対応しますが、未成年の場合、法律上、区で対応することができませんので、都へ連絡の上、都において対応することとなります。その際、行く場所がないなどの場合には、一時保護所に入っただき、様子を見ながら本人の状況を確認して、保護者や居住地の児童相談所へ引き継ぐなど取り組んでいるところです。
112	Ⅲ	3	34	地区計画等のまちづくりルールの策定	私の住んでいる地区では地区計画を定めているが、地区内で建てられる建物は、地区計画に則したものとなっているのか。 工事着工前にチェックリストに基づき確認しているが、その後どうなっているかについては、区からの情報提供がないので分からない。 適切に反映されていることは検査で確認しているものと思っているが、少しでもいいので住民に情報提供してほしい。	D	新たに建てられる建物については、計画段階で地区計画等の建築ルールに則するよう調整しています。また、実際にそのとおり建築されていることを確認した上で、検査済証が発行されることとなっています。 かつては検査済証を取得しない建物もありましたが、現在はそういった建物はないと認識しています。もしも、疑問を感じられた場合は区にご一報ください。再確認させていただきたいと思います。 また、大規模な建物の場合、様々な地域貢献の実施を前提に開発を許可していることもあります。建設された後も、その地域貢献が継続的に実施されているか、地域住民の方は疑問に感じる場合もあると思いますので、その場合についてもご指摘ください。改善するように指導していきます。 【補足】 地区計画の実現に向けて、工事着手前に届出を受け、計画内容が地区計画に則したものとなるよう指導を行っています。 また、建築計画の各種届出情報については、個人情報が含まれており、情報提供を行うことは難しいため、地区内で建築後に疑問に思う部分がある場合は、ご指摘いただければ、状況を確認し、地区計画に則したものになるよう指導していきます。
113	Ⅲ	5	35	三都・市四丁目画目道路区等の道路整備（百人町）	計画事業34「都市計画道路等の整備（百人町三・四丁目地区の道路整備）」の事業費の合計が20万円となっている。 小滝橋通りから諏訪通りに入っすぐの信号手前の道路が5cmくらい盛り上がりあっており段差がある。また、亀裂が入って割れている箇所があるため、20万円ではとても対応しきれないのではないか。	F	百人町三・四丁目地区については、道路整備を予定しているところに建物が建っており整備できない状況があります。計画事業34「都市計画道路等の整備（百人町三・四丁目地区の道路整備）」は、その整備に向けた事業となっており、事業費については事務費を計上しているものです。 道路の修繕については別途予算を計上していますので、具体的な場所を確認させていただいた上で対応します。 【補足】 小滝橋通りから諏訪通り一丁目の交差点までの区間については、令和5年11月上旬に都による小滝橋交差点改修工事に伴い、舗装の全面打替えを実施しています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
114	Ⅲ	5	35	三都 市 計 画 道 路 区 等 の 道 路 整 備 (百 人 町	計画事業34「百人町三・四丁目地区の道路整備」について、4年間で20万円、1年間では5万円という事業費となっている。年間5万円ですら、どのような事業を予定しているのか。	F	百人町三・四丁目地区については、道路整備を予定しているところに建物が建っており整備できない状況があります。計画事業34「都市計画道路等の整備（百人町三・四丁目地区の道路整備）」は、その整備に向けた事業となっており、事業費については事務費を計上しているものです。実際に道路整備を行うこととなった際には、別途予算を計上します。
115	Ⅲ	5	36①	道 路 の 改 良	江戸川橋通りの改良工事が来年行われるが、歩道拡幅と自転車通行空間の整備のため、車道が片側2車線から片側1車線となる。交通渋滞等が懸念されるが、区としてどのように考えているか。	F	江戸川橋通りの工事については、工事計画に際し交通量調査を行った上で大きな影響は生じないと判断しているものです。また、渋滞の原因となる路上駐車対策として、駐車枠を分散して設けるなどの設計をしており、自転車や自動車が円滑に通行できるよう進めているところです。ご指摘のご懸念については、交通量を引き続き注視していくとともに、所管部署へ伝えさせていただきます。
116	Ⅲ	5	36②	の バ 道 リ ブ ア ク フ リ ー	高齢者の視点から、区として「住みやすい」に加え、「歩きやすい」を加えたまちづくりをお願いしたい。	B	高齢者が歩きやすい道づくりについては、「バリアフリーの道づくり」事業において計画的に進めてきたところです。区道には幅員の狭い道路も多く、技術的に難しい面もありますが、引き続き、より安全で歩きやすいまちとなるよう取り組んでいきます。
117	Ⅲ	5	経 常 事 業	道 路 の 適 正 利 用	ツタが電線に絡まっている箇所があり手に負えないため、東京電力と連携して対応してほしい。	D	場所を教えていただき、設備のメンテナンスという面から対応できるよう東京電力に連絡いたします。 【補足】 電線管理者に電線にからまっているツタの撤去を依頼し、令和5年11月9日に撤去した旨連絡受けました。
118	Ⅲ	5	経 常 事 業	用 道 路 の 適 正 利 用	水道工事後の歩道の埋め戻しについて、なかなか原状復帰されていなかったため、区役所に連絡をし、埋め戻しの状況はどうなっているのか確認を行った。現在はとてもきれいにしてくださる感謝している。	C	区が道路の使用許可を出す際には、原状復帰工事を行うことを条件としています。水道工事であれば、都において予算を計上し、掘削や埋め戻し、舗装も含めて全て対応することとなります。
119	Ⅲ	5	経 常 事 業	私 道 整 備 助 成	家の建替えの際などにセットバックすることで道路を広げることができるが、必ずセットバックするわけではないので道路が広がらない状況がある。私有地の道路ではバリアカーを建てているところもあり、災害時等に消防車、救急車が通れるのにか心配しているが区としては対応しないのか。	D	私道に囲いを作り、車いすや高齢者の方の手押し車が通れない状況となっている場所は区内にもいくつかあります。対応については、所管部署にも依頼しているところですが、私有地の場合、所有者の方の権利が強く、区がルールを作ったとしても法的な根拠がないため、実行や罰則の適用ができない状況です。 杉並区においてもこのような問題の対策として条例を策定しましたが、やはり法的な根拠がないことから、結果的には1件も適用されておらず改善されない状況となっています。区としても非常に悩ましい課題であると認識しています。 ご指摘の問題については、当事者として区が所有者の方と連絡を取り話し合いを行いますので、区にご連絡ください。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
120	Ⅲ	5	経常事業	私道整備助成	私道の道路の修繕は所有者で行うことになっているが、金銭面の問題や合意形成が難しく修繕できない状況にある。怪我をすると危ないと感じているため、区が修繕してくれるとありがたいが如何か。	D	私道については、ご指摘のとおり所有者全員に承諾いただかないと修繕できず、その合意形成についても難しい状況が生じてしまいます。 私道部分を区道化するなどの対応をすることも考えられますが、その場合も対応に当たってはやはり所有者の方の承諾が必要となるため、どういった対応ができるかを含め所有者の方とご相談させていただければと思います。 【補足】 私道助成については原則、全員同意が必要となりますが、私道の土地所有者が不明な場合はみどり土木部道路課工事調整係までお問合せください。
121	Ⅲ	5	経常事業	道路の維持管理	新宿伊勢丹の向かい側の歩道について、一部アスファルトで埋め戻されている部分に1 cmくらいの段差があり、躓いたりする危険性がある。工事の概要や施工前後の状況を区は把握しているのか。また、実行計画においては多くの道路整備事業に予算が充てられているが、施工業者が適切に執行されているか確認してほしい。	D	ご指摘の歩道について、現場を確認させていただき、対応していきます。 また、新宿区の公式LINEをご登録いただければ、LINE上で写真を送っていただく形で道路や街路灯の破損状況等を報告いただけますので、道路状況でお気づきのことがあれば、ご活用いただければと思います。 【補足】 区道の工事においては監督員が現地確認や写真撮影を適宜行っており、適切に現場管理を行っています。 新宿伊勢丹の向かい側の歩道については、東京都水道局による水道管の漏水の未然防止を目的とした耐震化工事が行われており、現在、アスファルトによる仮舗装がされています。令和5年10月下旬に現地確認を行ったところ通行の支障となる落ち込みは確認できませんでしたが、仮点字シートの一部剥離が確認できたため、東京都水道局に対して補修の指示を行いました。引き続き、躓きの原因となる段差が生じないよう東京都水道局に対して指導していきます。
122	Ⅲ	5	経常事業	都市計画道路等の整備促進	大久保通りの幅員を30mに拡幅する計画がある。都道であることは承知しているが、高齢者や子どもは交差点を渡るだけで大変な状況となることも想定されるため、道路幅員のうち歩道幅員を広げ、人のための道としていただきたい。	D	歩道の拡幅を含め、人を中心とした道路拡幅計画となるよう都へ要望していきます。また、神楽坂通りから早稲田通りになる区間についても道路拡幅が計画されていることから、地元区として都に計画をなくすよう要望しています。引き続き、神楽坂らしさを保てるよう努力していきます。 【補足】 都との協議の場や意見交換の場など様々な機会を捉え、歩道拡幅を含め、人を中心とした拡幅計画となるようお願いしていきます。また、本件以外の地域要望に対しても丁寧に対応するようお願いしていきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
123	Ⅲ	5	経常事業	都市計画道路等の整備促進	<p>大久保通りについて、歩道が狭いことに加え、照明が非常に暗いため、自転車の走行に危険があるだけでなく、自転車と歩行者との接触事故も懸念される。都道であることは承知しているが、自転車と歩行者の安全が確保できるよう取り組んでほしい。</p>	D	<p>ご指摘のとおり、大久保通りについては夜間に子どもが歩いても、明るい色の服を着ていないと認識しづらいような照明の明るさであると認識しています。</p> <p>大久保通りは都道になるので、区で街路灯を設置することはできません。都においても基準の照度は満たしているものと考えますが、ご意見や現状については、都へ伝えていきたいと思えます。</p> <p>道路の拡幅については、まちが分断されるというデメリットがある一方で、安全性が向上するというメリットもあります。どうしたら自転車と歩行者とが安全で快適に通行できるようになるかということを念頭に検討を進めていただくよう、都へ要望していきます。</p> <p>【補足】</p> <p>大久保通りについては都が管理する道路であることから、令和5年11月に区から都道を管理する担当部署にご意見の内容をお伝えしました。今後も都との協議の場や意見交換の場など様々な機会を捉え、大久保通りの拡幅が自転車と歩行者等が安全に通行できる拡幅計画となるようお願いしていきます。また、本件以外の地域要望に対しても丁寧に対応するようお願いしていきます。</p>
124	Ⅲ	6	38	自転車通行空間の整備	<p>現在、自転車通行空間は、自転車専用通行帯、ナビマーク、ナビラインの三種類の整備が想定されているが、車道との境界が曖昧なため、路上駐車やパーキングメーターがある場合に機能していない状態がある。歩道にある植込みを道路のセンターラインへ移動するとともに、ガードレールなどで区画することで自転車専用レーンを設置できないか。</p> <p>そうすることにより、自転車の走行する場所が明確になるだけでなく、横断歩道以外での斜め横断や自転車逆走が防げると考える。</p>	D	<p>ご指摘のとおり、路上駐車やパーキングメーター設置場所等により自転車の走行レーンが機能しない状況が発生します。場所によっては、車道の中央側にパーキングメーターが設置され、歩道側に自転車走行レーンが確保されているなど、自転車の通行帯も徐々に変化してきており、進化の途上にあるものと感じています。</p> <p>改善に向けたご提案もいただきましたが、実際に整備する場合には、地元の皆様のご意見も何うとともに、交通管理者や道路管理者との協議が必要となります。また、救急車・消防車等の走行や植樹帯の移動に伴う緑被率の検討等の課題もあります。</p> <p>地域によって道路の状況も異なりますので、自転車の利用者の混乱を招かないよう、提案もご参考にさせていただきながら取り組んでいきたいと思えます。</p>
125	Ⅲ	6	38	自転車通行空間の整備	<p>自転車に乗っていると、車道を走っても歩道を走っても事故の恐れがあり、恐怖を感じる。新宿区だけで解決する話はないが、事故を減らすために、歩道・自転車道・車道を明確に分ける必要があるのではないか。</p>	D	<p>区道については幅員が狭く自転車道を独立して設置することは難しいですが、都道や国道については、幅員が十数メートルある道路もありますので、設置は可能と考えます。しかし、途中から区道に切り替わるところについては、建物がぎりぎりまで建っている場合もあり、建物にセットバックしていただかないと幅員が確保できない欠点もあります。自転車道の設計に当たり、そういった区間を数百メートルにわたって実現しなくてはなりません。</p> <p>将来的に自動車の台数が減少すれば自転車を優先した道路の確保もできるかもしれませんが、現時点では課題があるものと考えます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
126	Ⅲ	6	経常事業	駐輪場等の整備	<p>四谷地区には駐輪場が少ない。駐輪場に駐輪しても、自身の自転車を退かされて駐輪されるケースもあり、困っている。道路に一時的に駐輪しなければいけない状況にあっても、監視員が警告シールを貼りに来る。</p> <p>コメレ四谷の駐輪場の設置に伴い、企業側からの要望により駐輪ラックを撤去したのか。これまでどおり公道上に駐輪場を設置してもらいたい。</p>	E	<p>駐輪場が少ないというご指摘については申し訳なく思います。他人の自転車を退けて駐輪することは問題ですので、注意をしていきたいと思えます。</p> <p>区では放置自転車対策として、条例により商業施設等の駐輪需要を生じさせる施設の設置者に対し、駐輪場の設置を義務付ける「附置義務駐輪場制度」を運用しています。コメレ四谷の駐輪場設置に伴い、駅前の放置自転車を確保できる見込みが立ったため、国や都の許可のもと設置していた路上駐輪場を廃止した経緯があります。コメレ四谷側からの働き掛けにより廃止した事実はありません。</p> <p>また、四谷三丁目周辺には、コメレ四谷のような附置義務駐輪場のある商業施設が存在せず、四谷三丁目駅の利用人数から推計される台数を商業施設のみで確保できないため、周辺の状況を勘案して駐輪場を設置しています。</p>
127	Ⅲ	6	経常事業	地域公共交通への支援	<p>落合第一地区の公共交通は、山手通りから目白駅方面に向かう都営バスと、目白五丁目から新目白通り・小滝橋通りに向かう関東バスの2つしかない。</p> <p>当地区の徒歩移動は坂道の上下も多く、高齢者にとって負担となるため、既存の公共交通を補完するAIオンデマンド交通の展開は有効と考えるが、導入の検討状況はどうか。</p>	F	<p>落合地域の皆様からは、AIオンデマンド交通の導入について、これまでご要望を多く頂いています。</p> <p>導入の検討に当たっては、新宿区地域公共交通会議で、AIオンデマンド交通について検討する分科会を新たに立ち上げていただき、現在は、導入に向けた実証実験を、どのエリアで、どの事業者が実施するか等について検討していただいています。</p> <p>AIオンデマンド交通を円滑に導入するには、現在も新宿区内で公共交通を担っている事業者に運行を担っていただくのが良いと考えています。地域の特性を理解されていますし、新しい公共交通導入により生じる、既存の公共交通の収益減少を、自ら補填していただけるからです。今後実際にAIオンデマンド交通を導入する際には、そうした地元の事業者が手を挙げていただきやすい環境整備も必要だと考えています。こうしたことも含め、分科会で検討を始めていただいているところです。</p>
128	Ⅲ	6 12	経常事業 その他	地域公共交通への支援	<p>文化施設について、早稲田方面に施設が集まっているため、以前は西新宿からWEバスをよく利用していたが、ルートが変更され利用しづらくなった。WEバスの運営主体は京王バスか区であると考え、子どもが安全に利用でき、文化施設にアクセスしやすい交通が分かるように案内等してほしい。</p>	D	<p>WEバスは京王バスが運営主体となります。区はWEバスの運営開始時に、初期費用としてバスの購入費用を補助しましたが、その後の運行については京王バスが行っています。</p> <p>【補足】 西新宿から大江戸線を利用しての早稲田方面へのアクセスについては、牛込柳町駅下車となりますが、外苑東通りの拡幅工事が令和9年度まで予定されており、案内標識等のご案内が難しい状況です。漱石山房記念館では、新宿駅西口から都バスを利用して牛込保健センター前下車をおすすめしており、ホームページで写真付きのご案内しています。今後も誰もがアクセスしやすいように公共交通機関のご案内を工夫していきます。</p>
129	Ⅲ	6	経常事業	みんなが進める交通安全	<p>新聞記事によると東京の自転車運転者のヘルメット着用率は1割程度と低く、着用率向上に向けた取組が必要である。</p> <p>9月28日、交通安全週間の啓発活動の一環として、警察、区と共同で、区の自転車用ヘルメット購入費用の助成事業の周知チラシを配布したところだが、今年度の助成申請状況はどうか。</p>	F	<p>交通安全週間の啓発活動にご協力いただき、ありがとうございます。</p> <p>区では、自転車用ヘルメット購入費用の助成について、令和5年度は5,000件分の予算を計上しています。助成申請状況としては、交通安全協会を通じてヘルメットを集団購入していただいた地域があったこともあり、現在約2,600件の申請を受付済で、このペースを維持できればちょうど年度末に予算を消化する見込みです。</p> <p>今後、助成制度をどのように運用していくかについては、区議会とも相談しながら決めていきたいと考えています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
130	Ⅲ	7	40	新宿中央公園の魅力向上	新宿中央公園のSHUKNOVAの芝生エリアを活用し、子育て支援の取組を実施したいが、養生期間が多く、利用ができないことがある。また、養生期間についても、時期が不明確なため、取組の計画自体を立てることができない。子育て支援のため、魅せる芝生の利用をお願いしたが、断られたため、区民が利用できるようにしてほしい。	D	<p>SHUKNOVAの芝生エリアについて、養生期間が不明確とのことでしたが、気候の急激な変動などの影響により、通常の予測と異なった可能性もあるかと思えます。当時の状況を確認させていただきたいと思えます。</p> <p>また、魅せる芝生に関してですが、コンセプトによって、植物を大切にするため、立ち入り禁止としているエリアや自由に遊んで良いエリアなど区分けを行っている公園がほかにもあります。魅せる芝生についてご意見を頂きましたので、現在の区分けが適切かどうかも含めて確認し、回答させていただきます。</p> <p>【補足】 新宿中央公園の魅せる芝生は、きれいな芝生を見て楽しんでいただくために整備した箇所であることから、他の芝生広場と違い、一般利用できる場所として通常は開放していません。</p> <p>一方、この芝生を利用したいという声が寄せられたことを受け、令和4年度から期間等を区切った一般開放を実施しています。令和5年度は、7月25日から9月30日までの期間の火曜日と金曜日、午前9時から午後5時まで開放を実施しました。</p>
131	Ⅲ	7	43	清潔できれいなトイレづくり	区の公園トイレと公衆トイレの数はいくつあるのか。また、和式トイレと洋式トイレの状況についても教えてほしい。	F	<p>令和4年度においては、公園トイレが93か所、児童遊園のトイレが31か所、遊び場が2か所、公衆トイレが22か所、合計148か所となります。和式トイレと洋式トイレの状況については、手元に資料がございませんので、後日ご連絡いたします。</p> <p>また、公園のトイレを設置・建替える場合には、多目的トイレを設置することが基本的なルールとなっています。児童遊園等の面積の狭い公園ではスペースの関係で和式トイレとなるところもありますが、高齢者や障害者、子育て世帯の方など誰もが使いやすいよう、なるべく多目的トイレを設置していきたいと考えています。</p> <p>【補足】 令和5年12月末現在の和式トイレと洋式トイレの設置状況は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園トイレ93か所 (うち洋式トイレを備えたトイレ数61か所) ・児童遊園トイレ31か所 (うち洋式トイレを備えたトイレ数14か所) ・遊び場トイレ2か所 (うち洋式トイレを備えたトイレ数1か所) ・公衆トイレ21か所 (うち洋式トイレを備えたトイレ数17か所) <p>計147か所 (うち洋式トイレを備えたトイレ数93か所)</p>
132	Ⅲ	7	43	清潔できれいなトイレ	神楽坂下交差点のところに、区が設置しているトイレがある。神楽坂に来訪する人からすると玄関口にあるトイレであり、神楽坂のアピール力にもつながるため、出来るだけ早く、新しく綺麗な神楽坂らしい粋なトイレにしてほしい。	D	<p>神楽坂下交差点にある区設置トイレについては、予算上の問題はなく、改修等に向けた計画を立てることも可能ですが、関係者との調整がつかないため、着手できていない状況が続いています。区としても、ご指摘のトイレを今の状態のままとするのか、別の場所に新設するのかということを含めて様々な検討をしていますので、引き続き関係者との調整に努力します。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
133	Ⅲ	7	45	次世代につながる桜並木	早大通りのけやき並木を保存していきたいと考えている。計画事業44「次世代につながる桜並木」において、けやき並木についても検討してはどうか。	B	<p>まず、「次世代につながる桜並木」の事業について説明します。神田川沿いの桜並木については、ソメイヨシノという品種で株分けをしながら増やしてきているものです。今後は、1本1本の健康状態を確認し、段階的な新しい木への植替えや品種を工夫することなどにより、長期間にわたって桜を楽しむことができるよう専門家の方にも意見を聴きながら計画を立てていきたいと考えています。</p> <p>早大通りのけやき並木については、立派に樹木が育っており、良い場所だと感じていますので、ご提案の内容についても検討を進めていきたいと思います。</p> <p>【補足】 早大通りのけやき並木については、地域のシンボル、新宿区の貴重な緑として定期的に樹形を活かす剪定や枯枝の除去を行い、樹形の維持に努めています。今後は令和6年度に改定予定の「新宿区街路樹管理指針」の中でけやき並木について検討を行い、地域にとって望ましい街路樹管理の実現を目指していきます。</p>
134	Ⅲ	7	経常事業	公園の維持管理	北新宿公園の樹木が高く、太くなっており、樹木の隙間がかなり狭く危険ではないのか。	B	<p>樹木医（区職員）が現状を確認し、どのような対応ができるか検討します。</p> <p>【補足】 公園の樹木は、適宜、剪定及び樹木点検を実施しています。北新宿公園については、令和5年度は北側樹木の剪定を11月第2週から順次実施しています。</p>
135	Ⅲ	7	経常事業	公園の維持管理	弁天公園の樹木について、古くなっている木があり1本は伐採されたが、その他の木については今後対応していくのか。	F	<p>公園の樹木について、倒木の危険性があり伐採をする場合は、伐採の1週間前に掲示するようにしています。しかし、情報を知らなかったという声もよくお聞きますので、今後は町会長に事前に説明するなど、状況が分かるよう周知方法を工夫していきたいと考えています。</p> <p>公園の樹木の管理については、造園業の方が健康状態の把握を行っていますが、台風等における倒木等に備えて、引き続き警戒を緩めず、管理を行っていきたくと考えています。</p> <p>【補足】 弁天公園の樹木については、令和5年7月に全体的に剪定を行いました。桜の木が1本弱っているため、樹木医診断等を入れながら管理を行っているところです。現在のところ、腐朽率等に鑑みまだ伐採を行っていませんが、引き続き経過観察を行い、今後必要に応じて適切な処置を行うとともに、その他の樹木についても引き続き適切な管理を行っていきます。</p>
136	Ⅲ	7	経常事業	公園の維持管理	柏木公園は石が多く、グラウンドゴルフでの利用に支障がある。また、子どもたちも多く利用しており危ないと感じている。	C	<p>公園の石については現地を確認し、子どもたちも安全・安心に利用できるように対策を検討します。</p> <p>【補足】 令和5年10月30日に現地を確認し、小石回収と不陸整正※を行いました。</p> <p>※「不陸整正」とは、地面に凹凸がある平らではない場所を平らにすることです。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
137	Ⅲ	7	経常事業	公園の維持管理	上落合西公園をグラウンドゴルフで使用しているがスポーツコーナーの地面は、石や岩が飛び出していたり、穴が開いていたりしており、危険である。 保育園児や小中学生、親子連れ、高齢者が様々なスポーツ等を楽しむ場所として相応しくない地面だと思うため、区は状況を確認して、必要な対策を講じてほしい。	C	屋外の運動場は、雨や風により土を入れても流されたり飛ばされたりしてしまうのですが、ご指摘の公園は地中に土台があると思いますので、通常の路面よりはその可能性は低いと思います。 地面から出ている石や岩の状況等、現場の地面の状況を確認して、対応を検討します。 【補足】 令和5年11月6日、11月13日に小石収集、不陸整正やダスト補充を実施しました。
138	Ⅲ	7	経常事業	公園の維持管理	柏木公園のトイレについて、手洗い場が近くにないため設置していただきたい。	C	手洗い場については、応急的にできることがないかも含め対応について検討します。 【補足】 現場を確認の上検討し、令和5年11月16日にトイレ内に手洗い器を設置しました。
139	Ⅲ	7	経常事業	公園の維持管理	区立公園では、週に3回程度清掃を実施しているが、担当者によっては十分に清掃できていないことがある。また、近隣の住民が公園のごみ箱に家庭ごみを捨てるという問題もある。 区立公園は子どもたちが遊ぶ場所なので、事故等が発生しないよう、ごみ持込防止のための防犯カメラ設置も含め、こうした課題に対して適切に対応してほしい。	D	公園におけるごみ箱については、設置するべきという意見と、掃除等の管理の問題が発生するので設置するべきではないという意見がありますので、両方の意見を踏まえ、今後のあり方について検討したいと思います。 また、公園内の防犯カメラ設置については、この場でのお約束はできないのですが、個人情報保護法が改正されましたので、地域の合意があれば公園内に防犯カメラを設置できるのか、学識経験者も交えて検討させていただきたいと思います。 【補足】 公園の清掃については、令和5年11月1日に委託清掃業者に状況を確認し適切な指導を行いました。 防犯カメラについては、利用者の安全が脅かされるような状況が発生するなどし、警察からの設置要望があった場合等に設置の検討を行うこととしています。家庭ごみの持ち込み防止等、利用マナーの啓発については、警告看板や公園巡視の際の声掛け等により注意喚起を行っていきます。
140	Ⅲ	7	経常事業	公園の維持管理	公園のサポーターとして、協賛企業からもらった花を区立公園で育てるにあたり、区に公園の散水栓を使用したいと相談したところ、区が配布した花への水やりには使用可能だが、企業からもらった花への水やりには使用できないと返答があり、ビニール袋を使って散水している状況である。企業からもらった花への水やりにおいても、公園の散水栓を使わせてほしい。	D	一部の公園のサポーターが、自分の趣味で色々な植物を植えて、区立公園の一面を自分の庭園のようにしてしまう事例もあり、それを防止するためのルールとして、区と事前に協議して植えた植物に対して、散水栓の使用を認めることとしているのかもしれませんが。 そういったことも踏まえ、公園の散水栓の使用許可について、どのような基準で判断しているかを確認した上で、どのような対応ができるのか確認します。 【補足】 散水栓の鍵やじょうろ等の貸し出しについては、サポーター活動の個々の状況に照らし検討させていただきますので、お手数ながらみどり公園課の窓口までお問い合わせください。 なお、公園花壇に区が配付した花以外の植栽を行う場合には、事前のみどり公園課の窓口までご相談ください。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
141	Ⅲ	7	経常事業	公園のサポーター制度	<p>私が公園のサポーターとして活動する公園には、私を含む2名のサポーターのグループのほか、もう一つサポーターのグループがある。区では、5名以上のグループには補助金を出しているの、彼らには補助金が支給されるが、私のグループには支給されない。</p> <p>他の公園でも1人で公園サポーターを行っている方もおり不公平だと思うので、補助金を支給されない公園のサポーターに対して表彰を実施する、またはサポーターに一律で100円を支給するといった、サポーターを平等に取り扱う対応をお願いしたい。</p>	D	<p>ご指摘いただいた補助金については、現在の状況等を踏まえ、今後どう扱うにしているのが良いのかについて、確認します。</p> <p>【補足】 公園サポーター制度では、サポーター会議等の打ち合わせを行った際に、会議の開催経費として、構成員が5名以上の団体を対象として、構成員1名につき1か月当たり500円、1団体1か月当たり10,000円を限度として支給しています。今後こうした支援金のあり方については、ご意見を参考に引き続き検討を行っていきます。</p>
142	Ⅲ	7	その他	—	<p>区ではみどりを増やす取組を推進しているにもかかわらず、神宮外苑の樹木を伐採することに矛盾を感じている。</p> <p>都内においてみどりを増やすことは大事だと思うので、樹木の伐採はやめてほしい。これは区長の判断で決まるのか。詳しく教えてほしい。</p>	E	<p>神宮外苑の樹木伐採については、社会的な関心が非常に高いと認識しています。</p> <p>区道や区立公園に植えている樹木であれば、区において伐採の可否について判断することができます。一方で神宮外苑については、民有地の樹木となりますので、区では判断ができず、区に伐採許可の申請が提出された場合には、条件を満たしていれば許可することとなります。都の風致地区条例についても、伐採を禁止するものではなく、伐採を前提として樹木をできるだけ残すという趣旨のもので、その点が難しいところとなっています。</p> <p>国際機関であるイコモスから、17世紀からの都市庭園としての伝統を危機から守る目的での声明も出されていますが、神宮外苑については、明治天皇とその皇后の功績を讃え後世に伝えるために造られたという経緯がありますので、世界遺産である熊野古道や富士山などは異なるものと考えています。ご意見の中には100年ほど前に造られた庭園のため、なるべく変えない方がよいというものもあり、その点についてはもっともだと思っています。</p> <p>また、約3,000本の樹木を伐採するとされていますが、樹木が密集しており数えられない木については1㎡当たり4本として計算しているため、数字が大きく見え誤解を招いている現状もあります。</p> <p>一方で、自分たちのできる範囲でみどりを増やす取組は重要です。それと同時に、植物は人間が手入れをしないとしっかり成長しないという面もあります。例えば、林業では、間伐や枝打ち、下草刈り等により手を加え木を成長させます。また、老木化に対しては植替えなども行いながら林や庭園を守るなど、本当の植物との付き合い方についても考えていく必要があります。</p> <p>現在、伐採する必要のない樹木はできるだけ残すとともに、樹木を残す工夫を図るよう都から事業者へ伝えており、今後どのような公園にするかなど、都と事業者による協議・調整が行われている状況です。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
143	Ⅲ	9	経常事業	事業系ごみの減量推進	外国人留学生や観光客、一部のごみの意識が低い日本人によるごみの不法投棄やごみの捨て方の問題により、ねずみ・カラス・ゴキブリが発生している。新宿郵便局の近隣エリアもねずみが発生しているため、区で対処してほしい。	C	<p>ごみの不法投棄については、区内全域で様々な意見を頂戴しています。具体的な場所のご指摘もありましたが、面的に対応するとなるとかなりの時間とマンパワーが必要になりますので、どのような手段が採れるか検討していきたいと思います。</p> <p>また、ごみの捨て方については、カラス等に荒らされないように、硬いごみ箱に捨てるのが基本的なルールとなっています。もともとルールを守る気のない方や、コロナ後に新たに店舗を営んでいる方、従業員の入れ替わり等によりごみの管理指導が徹底されていない場合など様々な背景が考えられますので、その点を含め調査させていただきます。</p> <p>【補足】</p> <p>不法投棄された場所をいち早く把握し、的確な対応ができるよう体制を強化するとともに、テナントビルの施設管理者等の事業者に対して事業所及びその周辺の美化清掃等の適正管理を働き掛けていきます。また、飲食店等の事業者に対して、蓋付き容器や防鳥ネットの使用、収集時間に合わせたごみの排出についてチラシを配布し協力を要請しており、飲食店に対する苦情があった際は、当該施設に立ち入り、公衆衛生の観点からごみの保管や廃棄方法などについて適切に行うよう指導しています。</p> <p>また、区では、ねずみや衛生害虫等の被害でお困りの方に窓口や電話での相談を受け付けており、駆除方法や対策のアドバイスを行っています。令和5年度は歌舞伎町地区の美化のため、ごみ対策とねずみ対策をあわせて行っており、他の繁華街についてはその効果をみながら検討していきます。</p>
144	Ⅲ	9	経常事業	粗大ごみの収集運搬業務	マンションや道路に出る粗大ごみの不法投棄にはどのように対応しているか。	F	<p>粗大ごみの不法投棄について区民の方からの通報があった場合や区で発見した場合には、貼紙での警告の上、回収しています。</p> <p>粗大ごみについては、申込みの予約電話がつながりにくい、予約したのに来てもらえないという多くの不評を頂いており、そのためにやむを得ず不法投棄に至ってしまう方もいました。そのため、委託先を変更することにより、スムーズに予約できる改善を図らせていただいたところです。回収のタイミングも早まったとお声も頂いていますので、引き続き、不法投棄をしないで済むよう取り組んでいきます。</p>
145	Ⅲ	9	その他	—	<p>清掃協会で地域のお祭りにおいて、フードドライブをごみ減量リサイクル課の協力のもと実施した。その際、都の「東京おこめクーポン事業」により配布されたお米が15袋ほど集まった。中にはタクシーで運ぶ年配の方や、自宅に届いたが重くて持って来れない方などの話を聞き、高齢者を苦しめる施策であると感じた。</p> <p>区長から都へ進言いただき、本当に欲しい人のところへ、欲しいものを届ける施策を実施してもらいたい。</p>	D	<p>フードドライブのブースにお邪魔した際、大量のお米袋を見て驚きました。お米だと困るご家庭もあるだろうということで、都からは野菜も配られたのですが、その野菜もフードドライブに届いているという状況でした。</p> <p>今回の「東京おこめクーポン事業」については、都の方で対象者を判断し送付しているため、区では誰に送っているか把握できかねる状況です。そのため、給与所得は無いが億単位の資産がある非課税世帯には届き、年金暮らしの課税世帯には届かない制度となっています。また、今回の事業では、受け取った方が通販などで転売していたケースも発覚しています。都としても同様の支援策の実施については考えていないと思いますが、念のため都に伝えます。</p> <p>【補足】</p> <p>令和5年11月8日に都へご意見を伝えました。都によると、事業対象者に郵送でクーポンを送付し、米・野菜・飲料等から希望の食品を選んで同封のはがきまたはインターネットで申込みを行い、郵送で自宅に届くもので、当該事業は既に終了しているとのこと。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
146	Ⅲ	10	経常事業	地域商業活性化推進事業	プレミアム付商品券について、使える商店の数に地域差があるため、使う側のことを考えていただき、地域差をなくす工夫をしてもらいたい。	C	地域の中で商品券を使用できる店舗が近くにないことについては申し訳なく思っています。令和5年度から、商品券を中小企業や個人商店などで使える専用券と、スーパー・デパート・コンビニエンスストアを含めた取扱店全ての店舗で使える共通券の2種類を設定したことで、使いづらくなってしまったと思っています。物価高騰の中、生活の糧として使いやすさを求めるご意見と、一方で、専用券を設定したことにより、新たな来店につながったという商店もあるため、福祉政策として捉えるのか、産業振興政策として捉えるのかによってご意見は分かれるものと考えています。今後、いただいた意見を踏まえて、令和6年度の商品券の種類の比率やプレミアム率など検討していきます。
147	Ⅲ	10	その他	—	外苑東通りの道路の拡幅に伴い新たにマンション等が建設されたが、飲食店や小売店が出店しにくい状況がある。賑わいという観点からも飲食店や小売店を増やしてほしい。	C	ご指摘のとおり、道路が拡幅され、新たに事業ビルやマンション等が建設された場合には、チェーン店が入ることが多く、飲食店や小売店が出店しにくい状況があります。まちの人が通い、店員の方との顔が見える関係ができる店舗が増えていくことで、商店街の横のつながりや住民の皆様との交流が芽生え、面的なコミュニティの形成にもつながるものと考えていますので、賑わいの創出という点からも努力していきたいと考えています。また、インターネット通販の普及により、実店舗での購入自体が減少している状況もある中、実店舗での販売維持のため尽力している企業等もありますので、そうした誇りをもって営業いただけるお店が少しでも増えるよう取り組んでいきます。
148	Ⅲ	12	52	の 新 魅 宿 力 の 向 歴 上 史 ・ 文 化	計画事業51「新宿の歴史・文化の魅力向上」について、漱石山房記念館等の文化施設に限らず、名誉区民である故やなせたかしさんについても、イベントを実施し発信していったらどうか。	C	故やなせたかし先生は、新宿に非常に愛着をもってくださっていた方ですので、没後・生誕の周年のタイミングで、何か企画ができればと思います。
149	Ⅲ	12	その他	—	基本政策Ⅲ「賑わい都市・新宿の創造」に向けて、阿波踊りの実施回数を増やす、国立競技場を活用するなど、伝統を子どもたちへ広め、次世代へ伝える取組を進めてもらいたい。	D	区内では、津久戸小学校や江戸川小学校等の神楽坂周辺の児童が阿波踊りの大会に参加しているとともに、各区立学校においては、よさこいやエイサーなど、学校ごとに様々な舞踊を行っています。また、区の職員もつつじ連という阿波踊りの連を持っており、各地域センターまつりや、商店会祭りなどに参加しています。地域によって取組は異なりますが、地域で伝統芸能をやってみたい、多くの人に伝えていきたいなどの機運が高まりましたら、区として協力させていただきたいと思っています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
150	Ⅲ	13	経常事業	ふるさと納税管理事務	ふるさと納税をする方が増えている。区でも返礼品が始まったが、その後の反響はどのような状況か。	F	<p>区では、令和5年10月1日からふるさと納税の返礼品を開始しているため、正確な集計はまだできていないところですが、現時点では区内の飲食店やホテルの食事券など、物品よりも新宿に来て食事等の体験をするというものの方が人気となっている印象です。</p> <p>ふるさと納税については、制度自体に反対しているものではありませんが、現在の運用方法に問題があると考えています。新宿区においては、令和4年度に年間34億円が他自治体に流出している状況です。また、ふるさと納税で納めていただいている寄附額についても、仲介業者の手数料やその他経費などで差し引かれてしまうため、自治体はその半額すら税金収入として扱っていないという実態があります。</p> <p>特別区全体としてこれまで国に対して制度改正を求めてきていますが、国は現在のふるさと納税制度を推進している状況です。理不尽な制度であるということについて、これからも引き続き国に対し訴えていきたいと思っておりますので、ぜひ区民の皆様のご世論も盛り上がりいただければありがたいと思っております。</p>
151	Ⅲ	13	経常事業	ふるさと納税管理事務	新宿区の税収についてお尋ねする。ふるさと納税の影響で税収は少なくなっていると思われるが、区ではどのように対応していくのか。	F	<p>ふるさと納税による減収は、毎年数億円単位で増えています。令和4年度決算では、34億円の減収となり、令和5年度はより多くの減収が見込まれています。区内で課税されている方の約4分の1がふるさと納税を利用しており、年度によって変動はありますが、区民税のおおむね7%から8%程度の金額が流出している状況です。</p> <p>行政改革等の取組では流出額に対応できず、また、産業を振興させたとしても国税が増えることとなります。そのような状況の中で、区では、区民の皆様の中でお支払い能力のある方に対しては、なるべくお支払いいただくような形で少しでも減収を抑える努力をしているところです。</p>
152	Ⅲ	13	経常事業	ふるさと納税管理事務	区の財源確保のため、ふるさと納税制度の実施を検討してはどうか。	B	<p>区では、返礼品のないふるさと納税は以前から行っており、特に初年度はコロナ禍の中、返礼品なしで1億4,000万円の寄附を受けました。</p> <p>令和5年10月1日からは返礼品の制度をスタートしました。2週間経過した10月15日の段階で1,100万円ほどの申込みがありました。その中で件数が一番多かった返礼品は、新宿シティハーフマラソンの出走権です。また、一番金額が大きかった返礼品は一日新宿駅長体験です。これは100万円の寄付に対する返礼品です。</p> <p>新宿区の返礼品は主にこうした、新宿に来ていただいて、買い物したり、食事をしていただく体験型のものを企画して開始しています。</p>
153	Ⅲ	13	その他	—	コロナ禍前は、多くの観光バスが税務署通りに駐車していた。コロナが落ち着き、外国人旅行者が増えてきており、道路に観光バスの駐車を見かけるようになった。今後、外国人旅行者が増えると観光バスの駐車が増えると考えられるが、その対応についてどのように考えているのか。	F	<p>観光バスが増えている状況は認識しています。</p> <p>コロナ禍以前は、観光バス対策として、歌舞伎町に専用の駐車場を区で設置していましたが、多額の経費が発生していました。国や都に補助金の要望を再三行ってきましたが対象にはなりませんでした。</p> <p>当時設置した観光バス用の駐車場は既に返却してしまっているため、新たに設置する場合には再度土地を借りて工事をする必要がありますが、区に貸しても収益が上がらないなど交渉が難しい状況もあります。</p> <p>国策として外国人観光客を呼び込む政策を進めるのであれば、このようなインバウンド対応についても国から地元自治体へ必要な支援を行うべきと考えますが、ご指摘いただいた点については、絶えず状況を確認し、どのような対応ができるか検討していきたいと考えます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
154	Ⅲ	14	54	新中央図書館等の建設	中央図書館の検討が遅れていると感じている。新しい図書館はデジタルベースで作ってほしい。また、図書館内のスペースを生かした文化交流ができる施設にしてほしい。	D	<p>以前、早稲田大学と図書館を共有化することにより、新しいタイプの図書館の建設を計画していました。しかし、区側で中央図書館を建て替える間の代替スペースの確保の問題や中央図書館より緊急で進める施設整備等により、資金計画や人員の確保が困難となり、計画を進められない間に早稲田大学とのスピード感が合わなくなってしまったため、令和3年度に早稲田大学との連携は継続しつつも図書館の合築を進めることは困難であるとの結論に至りました。</p> <p>今後、中央図書館の計画を組み立て直し、建設・改修について検討をしていくところです。ご指摘いただいたデジタル図書館については、従来型の紙の本だけで良いのかということもあり大切な視点のひとつであると認識しています。また、かつての図書館の静かなイメージから、人の声が聞こえ、交流ができるようなスペースも含めて検討を進め、より多くの人が憩うことができる図書館としていきたいと考えます。</p>
155	Ⅲ	14	54	新中央図書館等の建設	中央図書館については、旧戸山中学校の校舎を活用しているため、建設から約60年が経過している。他自治体では庭園を眺めながら心豊かに過ごせる雰囲気のある図書館もあり、周辺の四谷図書館や下落合図書館と比べても少し寂しく感じているため建替えについて検討してほしい。例えば、区職員への福利厚生や災害対策の観点から区の職員住宅を併設するなど、より良い環境づくりに向けて取り組んでほしい。	D	<p>中央図書館については、以前は建替えの計画もありましたが、現在は一旦計画を凍結している状況です。ご指摘のとおり、特に利用者の方から建替えを望む声を頂いており、中にはデジタル図書館等についてのご意見もあります。</p> <p>電子図書は、1つの権利で閲覧回数に制限があるなど割高になるデメリットがある一方、デジタル化することで来館することなく本の貸し出しができるメリットもあります。電子図書の普及による低廉化がある一方、最新の書籍は高額で回数制限も厳しいなど、デジタル化自体が過渡期であると感じています。</p> <p>図書館によってはブックカフェが併設されているところもあり、以前は静かに本を読むというイメージでしたが、子どもの遊び場や交流のスペースを設置し、人の声が聞こえるなど図書館のあり方も変化してきている状況となっています。</p> <p>ご提案いただきました職員住宅については、既存の区職員住宅も入居者探しに苦慮しており、福利厚生という点では、23区全体の制度です。新宿区のみでの対応は困難です。しかし、災害対策という面では、まちの理解も深まることも、いざというときにすぐ出勤もできますので、引き続き考えていきたいと思っております。</p> <p>中央図書館を建て替えるとなった際には、やはり複合施設とした方がより多くの人に利用していただけますし、愛着も持っていただけたらと思います。設計に当たっては、閉架となっている資料的価値のある蔵書等の取扱いなどの課題についても検討する必要がありますと考えていますので、区民の皆様にとってより良い図書館となるよう引き続き検討を進めていきます。</p>
156	Ⅲ	14	55	境のポータル整備	四谷第三小学校の廃校に伴い体育館がなくなったことを受け、コモレ四谷の地下に体育館を設置したことについて感謝している。	B	ありがとうございます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
157	Ⅲ	14	55	スポーツ環境の整備	計画事業54②「スポーツコミュニティの推進」の中に記載のある障害者スポーツについて、区立小・中学校のバリアフリー化が十分ではなく、身近にスポーツを楽しめる環境が整っていないと感じる。区立小・中学校は、災害時の避難所としての機能もあるが、江戸川小学校で防災訓練を行った際にもバリアフリー化がされていないと感じた。学校施設のバリアフリー化について、区のお考え方を聞きたい。	C	<p>障害者の方だけでなく、高齢者の方も段差などの障壁がある場合に施設を利用しにくくなってしまいます。学校施設については、古い時代の設計となっており、直せるところは適宜対応しています。しかし、敷地が狭いことが影響し、対応できない部分もあるなど解決が難しい状況もあります。ご指摘の江戸川小学校については、どのような課題がありどういった対応ができるかについて確認させていただきます。</p> <p>また、区立小・中学校は災害時の避難所となりますので、日常または災害時に使いやすくなるよう、改善に向けて検討していきます。</p> <p>【補足】 江戸川小学校をはじめとする区立学校におけるバリアフリー化については、重要な課題であると認識していますが、例えば、エレベーターの設置についても、構造上困難な状況などもあります。そのため、それぞれの校舎の大規模改修等の機会を捉え、バリアフリー化を検討します。</p> <p>また、避難所ごとに設置している避難所運営管理協議会の中で、避難所運営における課題や対策について協議を行い、高齢者や障害者等の要配慮者に対して、要配慮者が避難所生活を行う上での障害をできるだけ取り除くよう努めていきます。</p>
158	Ⅲ	14	55	スポーツ環境の整備	<p>新宿区には、クリアン新宿というサッカーチームがあるが、現在、試合会場は調布や西が丘などの遠隔地が主なので、区民にとって身近なところに試合会場があれば良いと思う。</p> <p>この点、新宿区としてはどのように考えているのか。</p>	E	<p>神宮外苑近辺には、既に国立競技場がありますが、新たに秩父宮ラグビー場が移転してきます。新宿区内で平らで広い場所があるのは、実は神宮外苑近辺ぐらいですが、現在、再開発を巡って様々な問題が発生しているため、更に新たな競技場を検討することは難しい状況です。</p> <p>また、区の所有地で競技場に適した場所はありませぬし、民間の土地に適地ができた場合であっても、整備には恐らく数百億円の経費がかかるため、現実的ではありません。そのため、国立競技場や秩父宮ラグビー場を活用するのが現実的だと思います。</p> <p>Jリーグで活躍しているチームであっても、ホームグラウンドが自前のスタジアムではない場合があります。明治神宮球場もヤクルトスワローズのホームスタジアムですが、実は明治神宮が所有する球場です。地元自治体として、地元の施設を、地元のチームが活用できるように働き掛ける方向で調整していきたいと思っています。</p>
159	Ⅲ	14	55③	総合運動場の整備	区内には陸上競技場がないことから、かつて署名運動を行った経緯がある。その際には、都の土地である戸山公園多目的運動場について、都と協議の上、整備を進めると聞いていた。その時から整備が長期間進んでいないと思われるが、戸山公園多目的運動広場のグラウンドの整備は区の計画に入っているのか。	F	<p>戸山公園多目的運動広場を総合的な運動場として整備を行うという構想については、まだ残っています。また、整備の検討については区の実行計画にも位置付けています。</p> <p>都は、既に厚生労働省より買収した土地と現在の多目的運動広場を合わせて一体的にスポーツ施設を整備するという構想を持っています。その際に課題となることとして、都が整備した場合には都民全体に開放される施設となるため、区で使い方を決めることができず、区民優先での使用もできなくなるということがあります。その点が区としても都との協議の中で難航しているところです。</p> <p>一方で、区が土地を買収した上で施設を整備するという選択肢もありますが、土地の買収だけでも多額の費用がかかるとともに、夜間利用のため照明設備を整備するとともにさらに追加の経費が発生します。また、周りに住宅もありますので、照明や騒音など近隣住民の方のご迷惑にならないよう調整していく必要があるなど、こちらについても課題がある状況です。</p> <p>現在は、都建設局と年数回打合せを行う場がありますので、その際に、進捗状況を適宜確認するとともに引き続き区のお考え方について伝えていきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
160	Ⅲ	14	経常事業	営生涯学習館の管理運	フレイル予防として、生涯学習館で高齢者のための食事サービスをしており、以前から要望していた冷蔵庫がようやく更新された。しかし、施設の食器や備品も補充されず不揃いで、利用者が同じ種類の食器を使えない状況にあり、やりがいがなく、このことは何度も伝えている。指定管理施設ではあるが区が直接対応できないか。	C	いつもご協力いただきましてありがとうございます。食器が補充されないことは問題であるため、現場の状況を確認し、生涯学習館を所管する部署に伝えます。 【補足】 指定管理者が各食事サービスグループにご要望を確認し、ご希望の食器購入及び包丁研ぎについて対応しています。
161	Ⅲ	15	56	多文化共生のまちづくりの推進	計画事業55「多文化共生のまちづくり」について、多文化共生というと外国人に支援する取組が多いと思うが、外国人が経営する飲食店のごみ出しに問題が有ると感じている。また、日本語学校の生徒の私有地への立ち入りや路上喫煙なども見られるため、地域の治安や環境を守る施策についてどう考えているのか伺いたい。	B	多文化共生については、もともとお住まいの方に我慢していただく趣旨ではないという前提であり、私自身、大久保地域の出身で、無秩序な状態を感じながら暮らしてきたため、秩序を持つということを基本的な考え方として持っています。 日本に來られた外国人の方は、日本における社会のルールや新宿の地域のルールを知らない方が大半です。そのため、区では暮らしのルール等を紹介した案内を多言語で作成し転入されたタイミングでお渡ししているのですが、読まない方が多いです。また、日本人と外国人の方との交流の拠点である多文化共生プラザについても認知度が低い現状となっています。動画での周知等、ルールを守っていただくための取組は進めているところですが、実際には守られていない方がいるということが起きているのだと感じています。 一方で、外国人の方が外国人向けに経営する不動産会社が増えてきており、そこで日本のルール等についてもしっかりと説明してくれるという動きもあります。このため、区の外国籍人口は増えていますが、外国籍の方と日本人、地域の方とのトラブルについての相談件数は増加していないという状況になっています。また、大久保地域で発生している観光客によるごみの問題等に対しては、外国人の方が日本人と一緒に店舗を回り、ごみ箱の設置について呼び掛けるなど、少しずつ秩序ができてきていると感じています。 新宿区は120～130か国の外国籍の方が住民登録をしており、絶えず様々な国の方が来ている状況です。ご指摘のとおりまだ手の届いていないところもありますので、引き続き注意するとともに努力していきたいと思います。
162	Ⅲ	15	56	多文化共生のまちづくりの推進	新宿区の多文化共生は、単独の事業として実施されているように感じる。台東区では、多文化共生と防災を共同で実施し、外国人と一緒にまちを歩き、発災時の経路確認を行っている事例もある。区においても、新宿シティウォークを外国人と一緒に実施するなど、他事業と連携した多文化共生を推進するべきと思うが、区は多文化共生における一番の課題は何と考えるか。	D	多文化共生には2つ課題があると考えます。 まず、無秩序な多国籍状態を正常化するということが必要だと考えます。外国人の方が日本での生活を始める上で、日本の習慣や文化に馴染むとともに、周りの日本人も文化の違いを認識し、日本のルールとの違いをすぐに非難しないということが大切です。多文化共生は、その点について以前より課題認識を持っているところです。 2点目として、外国にルーツを持つ子どもたちが社会で生きる力を身につけるということも重要であると考えます。区では、日本に引っ越してきた子どもたちへ日本語サポート指導を行うとともに、多くの国籍の子どもたちが通う学校においては、複数言語の通訳を入れた授業を実施するなど、できる限り手厚く支援できるよう日本語教育に取り組んでいます。一方で、家庭内では親の母語での会話をしていたり、家庭の事情で子どもが学びの場に行けないなどの状況もありますので、引き続き、子どもたちが生きる力を身につけ将来の可能性を伸ばせるよう取り組んでいきたいと考えます。 ご指摘いただきました、他事業との連携については、過去に多文化防災フェスタを実施し外国人の方にもお声掛けしてはいたのですが、参加者が少ないなど、なかなか成果を上げることができなかったという実情があります。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
163	Ⅲ	15	経常事業	外国人への情報提供	<p>私の住んでいる地区に、ベトナム人学生の寮ができた。近隣の住民がごみの出し方を知っているかと確認したら、ごみを出す日のメモは持っていたが、仕分けの仕方については分からない様子だったので、ごみの出し方の周知チラシの英語版を渡しておいたとのことだった。</p> <p>こうした新たな外国人住民と気持ちよく暮らしていくため、町会としてもできることを行っていきたいと考えている。区におかれても、このリーフレットについて、既存の中国語版、韓国語版に加え、ベトナム語版も発行する等、支援をお願いしたい。</p>	B	<p>百人町エリアにはアラブ系住民が多く、高田馬場エリアにはミャンマー人住民やネパール人住民が多い等、新宿区内では地域ごとに様々な国籍の外国人住民が集住しています。住民基本台帳に登録されている外国人の区民のうち、ベトナム人の人口は2,000～3,000人と非常に多いため、昨年度の時点で計10か国語で発行している「資源・ごみの分け方・出し方」のチラシにはベトナム語版もあります。</p> <p>ごみの出し方に限らず、外国人住民が地域のルールを知らないために発生してしまうトラブルには様々なものが想定されますが、区は積極的に対応していきたいと思います。</p>
164	Ⅲ	15	経常事業	外国人への情報提供	<p>若葉地区の狭い通りの使い方について、マナーが悪い外国人の方が住んでいて、恐いと感じることがある。</p>	D	<p>道路に関する認識については、国の文化により異なることがあり、道路はみんなのものであるためみんなで作って良いという文化の国の方も新宿にはいらっしゃいます。私自身大久保地区の出身であるため、お神輿を通行させる際などには施設代表者の外国人の方と直接交渉をし、道路をきれいにさせていただいたことがあります。文化の違いはありますが、きちんと説明をすればごみの捨て方を含め守ってくれる場合もありますので、マナーの周知方法が重要になるものと考えます。</p> <p>お住まいの方は不動産会社を通じて賃貸などしていると思いますが、不動産会社から管理規約等必要事項の説明を行います。また、マンション内においても、管理組合を通じて近隣に迷惑をかけないようにするなど啓発を行うことができます。今後の不動産業界やマンション管理組合等との協議の中で、そのようなことも踏まえ話していければと思います。</p>
165	Ⅲ	16	57	平和啓発事業の推進	<p>ウクライナをはじめ、世界中で物騒なことが起こっている。区立小中学校における平和教育の一環として、異文化交流を推進していただきたい。</p>	C	<p>ウクライナ問題等は、非常に憂慮すべきことだと考えています。平和を守るために何が必要か、なぜ平和が尊いものなのかということ子どもたちにも理解してもらうため、区でも平和教育を推進しているところです。</p> <p>異なる文化や宗教観を持つ相手を理解し尊重するということができなければ争いごとはなくならないと考えます。また、新宿区では120～130か国の方が住民登録をしており、そうした方々のお子さんも区内の学校に多く通っています。学校によっては、複数言語の通訳を入れて授業を行っている場合もあり、異なった国の文化を学ぶ機会も設けられています。多国籍の方がお住まいになっているまちだということを念頭に置いた上で異文化の理解が進んでいくよう、ご提案いただきました異文化交流という視点について、11月に開催される総合教育会議の場を含め、学校現場へ伝えていきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
166	IV	—	その他	—	基本政策IVについて「健全な区財政」ではなく、「繁栄する区財政」が良いと思われる。単なる税収の増加ではなく産業の振興や誘致による発展という視点で考えてはどうか。	C	<p>ご指摘の「繁栄する区財政」という視点は非常に重要であると考えています。区では、区民の皆様のご意見を頂きながら新たなサービスの展開や給付の実施など様々な施策に取り組んでいますが、それは、区民や区内企業から預けていただいた税金を再分配しているということです。そのため、人口減少社会を迎える中、元となる財源を増やさなければ充実したサービスを提供することができないということを念頭に、どのような企業であれば新宿というまちに調和し発展していくのかという視点で、企業誘致をすることが必要であると考えています。</p> <p>区では、商工会議所と連携したビジネスプランコンテストを実施するとともに、表彰された方には区のインキュベーション施設での貸しオフィスの提供や経営指導を行うなど、事業所としての発展に向けた支援を行っています。インキュベーション施設については区の直営で運営していますが、区の施設は夜間利用ができないなどの課題があるとともに、現在、民間のインキュベーション施設も増加している状況があります。このため、民間施設の活用を含めた利便性の向上に向けた検討をするとともに、どのようにすれば新しい産業を新宿で生み出せるのかという視点をもって取り組んでいきます。</p>
167	IV	1	その他	—	<p>このような区長と直接対話できる場は非常に良いと思うので、今後も続けていただきたい。</p> <p>地域説明会について、事前登録がなくても当日参加が可能と聞いた。なるべく多くの区民の意見を聴くという視点から、事前登録ではなく自由参加とし、聞く姿勢を示すべきではないか。</p>	C	<p>ありがとうございます。</p> <p>事前登録については、新型コロナウイルスの影響もあり、昨年度も同様の形式で実施したところですが、今回も事前登録とはしましたが、新型コロナウイルスが5類に移行したこともあり、当日いらっしやった方にもご参加いただいています。今後は事前登録と当日受付の併用で実施できればと考えています。</p> <p>しんじゅくトークは40年以上実施している事業となりますが、近年は、同じ方が全会場に来てご自身の意見を述べられるという状況もありました。そのような方が増えてしまうと、そのほかの方の参加する意思の減退にもつながり、地域の方の参加者が減少した時期もありました。そういった状況も踏まえつつ、試行錯誤しながら、運営について、より多くの方が参加でき、意見を述べられるようにしていきたいと思えます。</p>
168	IV	1	その他	—	本日、「区長と話そう～しんじゅくトーク」に初めて参加したが、参加してとても良かったと思っている。今後も継続して開催してほしい。	C	ありがとうございます。
169	IV	1	その他	—	行政や町会連合会の会議等、全て平日に開催されている。今回も自身は勤務時間内である中、参加している。町会でも会議が平日に開催されることを理由に町会長を断られることがある状況があるため、会議については全て土日開催としてほしい。	D	<p>ご指摘はごもっともだと考えます。</p> <p>以前は地元の町会連合会の皆様のご意見も伺いながら土曜日や日曜日に開催していたこともあったのですが、地域の行事と日程が重なるなどもあり、結果的に平日に開催している状況です。</p> <p>しんじゅくトークは10会場で実施していますし、地域の会合や今回のような計画に関する地域への説明会など、ご指摘を踏まえまして、土日開催が可能な場所については織り交ぜて実施するなど、検討をさせていただきます。</p> <p>【補足】 令和6年度の「区長と話そう～しんじゅくトーク」の実施については、各地域の意向を踏まえ、土日の開催も含めて検討していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
170	V	1	その他	—	このような説明会において、資料を紙ではなく、PDFのデータを説明会参加者にメールで送るなど、電子化の工夫をすべきである。	C	ご指摘のとおり、様々な資料等を紙ベースで配布している状況にあり、申し訳なく思っています。 2年に1回発行している「くらしのガイド」についても、冊子を全戸配布していますが、紙配布を喜んでいただける声と、いまだに紙配付なのかというお叱りの声と半々なご意見を頂いています。ただし、ホームページ等で公表したとしても、それで説明責任を果たしたことはないという意見も出ている状況もあります。 現在は、区の会議などではペーパーレス化を推進しています。また、印刷物については冊数を減らし、インターネットで情報を周知するなど、紙と電子の2段階構えで取り組んでいるところですが、区として、どのようにしたら伝えたい内容が記憶に残るのかということ念頭に、今後も改善に向けた検討を進めていきます。
171	V	1	その他	—	ペーパーレス化が推進されているが、紙と電子データとでそれぞれ適しているものがあると考え。一方に偏ることなく、何が一番効率的かという観点で取り組んでほしい。	C	電子化については、手元に残る資料と扱いやすい形態とのバランスをとることが必要であると考えています。様々なご意見がありますので、ニーズを踏まえ利用しやすいよう工夫するとともに、どちらかに偏ることのないよう気を付けて取り組んでいきます。
172	V	1	その他	—	歌舞伎町の区役所機能について、今後どのような構想を持っているのか。本庁舎へ来庁したら分庁舎を案内されることもあり、困っている。	F	本庁舎は竣工から約57年経っており、免震改修工事を行いました。仮に建替えや移転をすると、計画から15年程かかるため、竣工から70年が経過する状態になります。その頃になると建物の躯体には問題はありませんが、躯体を取り囲むコンクリート部分については、耐用年数を超えることとなります。また、建物だけではなく設備が追いつかず、空調設備やエスカレーター等が故障した場合には、部品自体がないため、数カ月間使用できなくなる状況となっています。さらに、本庁舎についても、第一分庁舎、第二分庁舎、第二分庁舎分館、第二分庁舎分館分室という5つに分かれているとともに、床面積が足りず、廊下を活用し、区民サービスを行っているケースもあります。会議室についても本庁舎以外の区有施設を活用するなど、参加される区民の皆様にもご不便をおかけしている状況です。 このような状況を踏まえ、現在、区議会において建替えを含めた本庁舎対策等特別委員会を設置し議論しているところですが、今後、区民の皆様が参加する会議体を設け、これからの区役所機能話し合い、検討を進めていきたいと考えています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
173	V	1	その他	—	区役所本庁舎については、昭和40年代に建設されており、現在約60年が経過している。東日本大震災の後に耐震工事を行っており、安全性に問題はないと考えるものの、近隣区における新庁舎の建設が増えていることもあり、新宿区としても首都直下地震に備えて新庁舎建設に向けた検討をすべきではないか。また、新庁舎を建設する際には、例えば新宿文化センターや新宿コスミックスポーツセンターなどの歌舞伎町以外の場所としてはどうか。	D	<p>東日本大震災後に区役所本庁舎の耐震性の課題が判明したため、免震改修工事を行い、平成27年に工事が完了しました。耐用年数は20年程であり、建物の躯体には問題はありませんが、躯体を取り囲むコンクリート部分については、あと10年程で寿命がくるものと考えています。</p> <p>これまで区の内部で、今後の本庁舎のあり方について検討を進めてきましたが、現在、区議会においても庁舎の建替えについての特別委員会が設置され、区の検討内容について区議会からも様々なご意見を頂いているところです。</p> <p>本庁舎については、第一分庁舎、第二分庁舎、第二分庁舎分館、第二分庁舎分館分室という5つに分かれているとともに、床面積が足りず、廊下を活用し、区民サービスを行うなどの状況もあります。また、会議開催の際には本庁舎以外の区有施設を活用するなど、区職員が非効率な移動をせざるを得ない状況にあるとともに、参加される区民の皆様にもご不便をおかけしています。このようなことから、建替えの必要性について認識しているところです。</p> <p>しかし、実際に本庁舎を建替え・移転するとなると年数を要するだけでなく数百億円といった資金を要することとなるため、今後、区民の皆様が参加する会議体も設置していきながら、場所や資金面等について、区・議会・区民一体となって検討を進めていきたいと考えています。</p>
174	V	1	その他	—	区役所の建替えの内容を教えてください。	F	<p>本庁舎は竣工から約57年経っています。東日本大震災後に区役所本庁舎の耐震性の課題が判明したため、免震改修工事を行い、平成27年に工事が完了しました。耐用年数は20年程であり、建物の躯体には問題はありませんが、躯体を取り囲むコンクリート部分については、あと10年程で寿命がくるものと考えていますので、その間が建替えまでの最後のチャンスとなっています。</p> <p>これまで区の内部で、今後の本庁舎のあり方について検討を進めてきましたが、現在、区議会においても庁舎の建替えについての特別委員会が設置され、区の検討内容について区議会からも様々なご意見を頂いているところです。そこでの意見がある程度見えてきた段階で、区民の皆様へ説明会等の形でご報告できればと考えています。そのような場において、区民の皆様も交えて今後の区役所機能を話し合い、検討を進めていくという手順を踏ませていただく予定です。</p> <p>今の本庁舎の現状としては、第一分庁舎、第二分庁舎、第二分庁舎分館、第二分庁舎分館分室という5つに分かれているとともに、第二分庁舎分館分室については、民間ビルのフロアを借りています。会議開催の際には本庁舎以外の区有施設を活用するなど、区職員が非効率な移動をせざるを得ない状況にあるとともに、参加される区民の皆様にもご不便をおかけしていますので、改善が必要です。</p> <p>そのほか、例えば保護司の方が面接のために場所の提供を希望された場合、地域センターも埋まっている状況がありますので、本庁舎において提供しなければいけない場面も想定されます。また、被災地の自治体から物産展等を実施したいとの提案があった場合など、現在の本庁舎では場所がありませんので対応できません。実際に、部屋がなく、廊下を活用し、区民サービスを行った例もあります。</p> <p>区民の皆様が移転や建て替えについて反対ということであればもちろん区として実施することはできなくなりますので、このような正直な実情についてもお話しさせていただいた上で、必要な区役所機能等について丁寧に説明をしていく必要があると考えています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
175	V	1	その他	—	区役所の建替えについて、西新宿では再開発もあるため都庁と肩を並べるような移転を考えてはどうか。	D	本庁舎については、建替えの是非も含めて、区議会で議論しています。そこでの議論を踏まえ、建替えの考え方がまとまる前に、区民の皆様にもご参画いただく会議を創設していきたいと考えています。改修工事をするのか、移転をするのか等、様々な議論が出てくると思いますので、今後区議会と区民の皆様との協議に基づいて考えていきたいと思っています。
176	V	1	その他	—	区役所本庁舎の移転・建替えについて、移転先はどこになる予定なのか。また、老朽化ではないのにも関わらず、費用をかけて実施する必要があるのか。	F	本庁舎は竣工から約57年経っており、建物だけではなく設備が追いつかず、空調設備やエスカレーター等が故障した場合には、部品自体がないため、数か月間使用できなくなる状況となっています。また、本庁舎についても、第一分庁舎、第二分庁舎、第二分庁舎分館、第二分庁舎分館分室という5つに分かれているとともに、床面積が足りず、廊下を活用し、区民サービスを行っているケースもあります。 本庁舎の移転・建替えについては、これまで区内部で検討してまいりましたが、議会の主導で特別委員会が立ち上がりましてので、そこで議論をしていきたいと思っています。また、区民の皆様にも参画いただき、どういう区役所にしていきたいか、機能や費用面も含めて、時間をかけて議論していきたいと考えています。
177	V	2	その他	—	基本政策V「好感度1番の区役所」について区職員は、区民に寄り添う対応をしてくれており、大変嬉しく思っている。日々接する中で、区職員にもいろいろと思いがあのように感じるので、職員の意見をしっかりと吸い上げ、より良い区政につなげてほしい。	C	区職員の意見については、なるべく酌み取ってきたいと思っています。 現在、体調を崩して欠勤する区職員が増えています。それにより、穴埋めをする職員の負担が増え、ミスが発生したり、今度はその職員が体調不良を起こしたりするといった問題も発生してしまいます。 そうしたことが起きないようにしていくと同時に、職員が意欲を持って、地域課題への対応や業務改善について提案したいという場合には、適切に受け止めたいと思っています。 そのため令和5年度、職員提案制度を開始し、日頃仕事をしている中で考えた業務改善の提案、あるいはこういう仕事をしてみたいという希望等を職員から提案してもらおう制度で、令和5年度は文書での応募方式と対面での説明方式を合わせ、20件近くの応募がありました。応募された提案の中には採用できるものもありましたし、すでに他部署が実施済みのものもありました。 この職員提案制度は、次年度以降も引き続き実施したいと考えていますが、他にも職員の意見を酌み取る、より良い方法がないか絶えず考えていきたいと思っています。
178	V	2	その他	—	まちの中を歩くと、行政が対処すべき様々な課題があると感じる。 行政が対象とする事項は多岐に渡る。また、行政には、なるべくいざこざを起こしたくないという姿勢が見られる。 しかし、対応しなければならない課題には、前向きかつ積極的に対応してほしい。	C	区は、時には住民の立場に立つて国や都の施策に反対することもあります。また、近隣で利害関係が対立しているような場合、どちらか一方に区が肩入れすることで揉め事になってしまうことを避けることが、課題が放置されてしまっているように見えることがあるかもしれません。そういったことも含め、ご指摘いただいていると感じました。 おっしゃるとおり、一つ一つの課題に前向きに取り組むことは、区政の前提だと思います。権限や権利関係が障壁となる場合もありますが、職員には、区政課題に対しては逃げずにチャレンジするよう、引き続き指導していきたいと思っています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	回答要旨
179	V	3	経常事業	特別区のあり方の見直しと自治権の拡充	素案P137の個別施策V-3「地方分権の推進」について、KPI「国、都からの区への更なる権限移譲と財源移譲」とあるが、区が移譲を希望する権限と財源を具体的に教えてほしい。	F	<p>都への働き掛けの事例としては、児童相談所の移管があります。児童相談所については、特別区での設置が可能になったことに伴い、区においても児童相談所の設置に向けて準備を進めているのですが、区外児童の取扱いなど広域的に取り組むべき課題などもあり、現在区は都と協力した児童相談体制に取り組んでいます。</p> <p>特別区は他の市区町村とは異なり、都との事務分担があり、権限にも制限があります。このため、調整税と言われる固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税については東京都が徴収し、特別区財政調整交付金として一定割合を区側へ渡す仕組みとなっています。児童相談所業務の都からの権限移譲に当たり、令和2年度から都区財政調整の特別区の配分割割が特例的に0.1%増やされ、55.1%となりました。児童相談所の設置には1区あたり約20億円の財源が必要であり、すでに8区が児童相談所を設置しているため、約160億円が必要となります。しかし、児童相談所に係る配分割割である0.1%では財源が不足するだけでなく、財源の移譲についてもいまだなされていないという現状があります。</p> <p>また、都市計画における用途地域の事例もあります。用途地域の判断の権限は都にあるため、地域の実情に合ったまちづくりを進めるに当たっては都のルールに従わなければならないが、また、用途地域の変更についても都の承認は5年に1回という状況となっています。</p> <p>国への働き掛けの事例としては、民泊の問題があります。民泊については、国が法律で民泊を認めましたが、当時は区内では闇民泊が4,000件以上ありました。その中で、自治体に権限も財源も与えられないまま民泊の管理を行うこととなりました。このことについては、区でルール作りを行うこと、また新宿の実情を伝えた上で、新宿にあった法律とすることなど厚生労働省・国土交通省・内閣府などに要請を行ったということがあります。</p> <p>このような一つ一つの課題は突発的に発生することもあります。そのまま受け入れるのではなく、区としての要望を伝え、絶えず都や国へ働きかけているという実情となっています。</p>
180	その他	—	—	—	新宿区は、区民が明るい希望を持てるよう、高齢者が最後まで幸せだと感じるよう、区政を推進していると思うが、この点について区長の新しいビジョンがあれば、聞かせてほしい。	F	<p>新宿区の明るい未来を作っていく上では、住民がこのまちにいてよかつたなと思える状態を作っていくことが最も重要だと思っています。一人一人の幸福の尺度はそれぞれ違うと思いますが、少なくとも、うちのまちでこんな嫌なことがまた起きたとか、うちのまちでこんな事件がずっと何も改善されずに残っているという状態は、何とかなくしていきたいと思っています。</p>
181	その他	—	—	—	ある方にとっては重要な問題も、当事者意識がない方には問題と思えないこともある。町会・自治会でもよくある課題だが、二律背反のあるなか、区長や各部長はどのように優先順位をつけて判断をしているのか。ジレンマを解消するための秘訣を伺いたい。	F	<p>私の場合、まず情報確認をします。また、なるべく時間があるときには、困難な時代を過ごした人々がどういう根拠で、どのような判断をしたのか、どのような場面でどういう行動をとったのかを紐解く本を読み、先人たちの取組や好きな歴史上の人物、登場人物も想像しながら判断しています。</p> <p>ジレンマの解消として、最終的な行く末を見届けて検証することも大切ですが、新たな課題に取り掛かることで、気持ちの整理をしています。</p>

4 しんじゅく若者 Web 会議における意見要旨と区の考え方

令和5年11月11日（土）にオンラインで開催したしんじゅく若者 Web 会議における新宿区第三次実行計画（素案）に関する意見要旨及び区の考え方をまとめたものです。

○意見数 38件

《記載内容は、以下の項目を設け整理しています。》

項目	説明
【基本政策】 【個別施策】 【事業番号】 【事業名等】	頂いたご意見の内容が施策体系のどの分野に該当しているか、どの計画事業または経常事業に対するご意見であるかを示しています。 なお、【事業番号】【事業名等】については、計画事業の追加や枝事業化、事業名の変更を行ったため、第三次実行計画（素案）と異なる事業があります。
【意見要旨】	基本的には、発言のまま記載しましたが、内容が重複する部分などは要約している場合があります。
【区の考え方】	頂いたご意見のうち、素案の施策の方向性に関するものについては、区の考え方を示しています。（計画への反映等については、A～G で示しています。A～G の分類については、パブリック・コメント等の実施結果概要（P1～3）をご確認ください。） また、区に対する質問については、回答を記述しています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	区の考え方
1	I	1	1	めぐる環境整備づくりに取り組み	高齢化社会に伴い社会保障費が増加していると言われているため、年齢を重ねても健康であった方が良く考えジムに通い始めた。健康意識が高く運動する方が増えれば、社会保障費も浮いてくると思うので、そういった人に対しての保障を考えていただければありがたい。 ある程度仕事をして忙しくなると運動もしなくなってくるので、30代くらいから健康を意識するような施策があると良い。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 ご指摘のとおり、生涯を通じて健康を維持することは、個人のQOL（生活の質）の向上に加え、社会参加につながるほか、医療費や介護費等の抑制により持続可能な社会の実現に資することができます。 そのため、区では、ライフステージに応じた望ましい生活習慣や健康づくりの意義を広く啓発するとともに、その実践に向けた支援に取り組んでいます。区民一人ひとりの心身機能の維持及び向上をめざした施策としては、一例として「ウォーキングの推進」や「健康ポイント事業」などを実施しています。 今後も働き盛り世代の健康づくりについて、より効果的な方法を研究していきます。
2	I II	1 3③	経常事業	策受の動喫煙防止対策の推進／路上喫煙対策	四谷三丁目駅周辺で歩きタバコをする人を多く見かける。住宅街や駐車場等で隠れて吸っている方もいるため、パトロールを実施するとともに喫煙所を設置してほしい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 路上喫煙禁止パトロール員による巡回については、四谷エリアでは大通りや路上喫煙者が多い場所などを中心に実施しています。ご意見を受け、当面の間、四谷三丁目駅周辺を定期的に巡回するよう指示するとともに、該当の住宅地や駐車場の住所をお教えいただければ、パトロール員を派遣します。 新たな公衆喫煙所の設置に向けては、公道上の喫煙所設置を認める特例措置や国有地、都有地の提供、大規模開発における公共的な公衆喫煙所設置の義務化等、国や都の関係機関へ強く要望しています。こうした取組により、適地が見つかった際には、受動喫煙防止策を講じた公衆喫煙所の設置を進めていきます。また、望まない受動喫煙を生じさせない社会環境の整備推進の一環として、民間事業者による公衆喫煙所等を整備する際の設置等費用の助成をしています。 今後も、タバコを吸う人も吸わない人も心地良く過ごせる環境づくりを推進していきます。
3	I	4	10	切れ目のかちな子育ての期にわたる	妊娠をきっかけに、産後ケア等利用できる制度が多くあることを知ることができて良かったと感じる。しかし、区の産後ケア事業については、生後1か月未満が対象となっており、里帰り出産などで使わないこととなる場合が多いと考えるため、対象の期間を広げてほしい。	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 ショートステイ型の産後ケア事業については令和3年度から開始し、令和4年度、令和5年度に支援施設を1所追加しています。対象月齢については、各支援施設が対応できる月齢として設定しています。なお、ショートステイ型の支援施設のうち1所は生後4か月未満の赤ちゃんとお母さんが対象となっています。 また、令和5年度からは、生後6か月未満まで利用可能なデイサービス型と生後1年未満まで利用可能なアウトリーチ型の産後ケア事業を開始しています。
4	I	4	10	目の育ち実	双子を育てており、最も大変に感じていることがベビーカーの幅が広いことである。近所の公園を使用する際にも侵入防止ゲートを避けるため遠回りが必要になるとともに、買い物も小さなスーパーは利用ができないため、遠くまで行ったりするなど行動が限られることが多い。 他自治体では、多胎児家庭向けのタクシー券やヘルパー派遣の補助等があり、新宿区においてもそのような補助があるとありがたい。	A	ご意見の趣旨を計画に反映します。 多胎児世帯の支援として、都事業を活用した多胎ピアサポート事業（落合保健センター「双子の会」）に加え、令和3年10月から多胎妊娠の方へ妊婦健康診査を5回分まで追加で助成しています。また、産前産後支援事業では育児や家事等の支援を必要とする家庭に援助者（産後ドゥーラまたはヘルパー）を派遣することで、養育者の精神的・肉体的負担を軽減し、産前産後の生活を支援しており、多胎児家庭は単胎児家庭より多くの時間を利用することができます。 さらに、令和6年度から都事業を活用し、多胎児家庭への移動経費支援事業を開始することで、多胎児家庭が母子保健事業に一層アクセスしやすくなるよう支援していきます。今後も、新宿区で安心して子育てができるよう、母子保健サービスを充実させていきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	区の考え方
5	I	4	経常事業	子ども未来基金／児童館の管理運営	家に居づらい子どもの居場所をつくる必要があるのではないか。子ども食堂や学童の充実など、子どもが行きたいと思える場所が増えると良いと思う。	B	<p>ご意見は、素案の内容に含まれています。</p> <p>学童クラブは、放課後、保護者の方が就労等により家庭にいない小学校低学年の児童が利用の中心となっています。</p> <p>学童クラブ以外の子どもの居場所として、小学生を対象とした放課後子どもひろば、18歳までの児童を対象とした児童館、児童コーナーがあります。</p> <p>特に、児童館、児童コーナーでは、中高生の専用スペースを設けてゆっくり過ごせたり、音楽活動ができた、イベントに参加できる等、中高生にとって魅力ある居場所となるよう、館ごとに工夫した運営を行っています。</p> <p>また、区内では様々な団体による子ども食堂やフードパントリーの活動が継続して行われています。区としてもそうした活動が継続してより活発に行えるよう、新宿区子ども未来基金を活用した助成を行い支援しており、令和5年12月末現在9団体9活動に助成を行っています。平成28年度にこの助成制度を開始して以降、助成率や助成額の引き上げや加算助成の仕組みを新設するなど、拡充を行っています。</p>
6	I	4	経常事業	まちの子育てバリアフリーの推進	学童クラブなど小学生等の子どもの居場所について考えていただいていると思うが、乳幼児を連れて行ける場所を見極めることが難しいと感じている。例えば、乳幼児や子ども連れでも利用できる飲食店にステッカーを貼るなどしていただければ、お店選びも楽になると考える。	B	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。</p> <p>乳幼児の居場所として、18歳までの児童を対象とした児童館、児童コーナーがあります。乳幼児専用スペースを設けている施設もあり、安心して利用できます。子ども総合センター、子ども家庭支援センター、地域子育て支援センター及びゆったりーのでは、乳幼児親子専用スペースを設置し、集いの場の提供を行っています。</p> <p>また、子どもを連れた外出時に便利な設備やサービスを提供している店舗等を「子育て応援ショップ」として登録しています。登録店舗にはステッカーを配布し、利用者の目に付きやすい場所へ掲示していただくようお願いしています。登録店舗は、スマートフォンアプリ「しんじゅく子育て応援ナビ」や新宿区地域ポータルサイト「しんじゅくノート」にて、「子育て応援ショップ＆マップ」として公開しています。</p>
7	I	4	経常事業	母子保健事業	妊婦健診について区の助成があるが、健診の回数が多く補助が足りていない状況となっており、子どもを育てる以前に産むことにハードルがあるのではないかと感じている。また、不妊治療をする方も多く、その段階でのお金もかかるため、子どもを安全に産めるよう支援していただきたい。	B	<p>ご意見は、素案の内容に含まれています。</p> <p>妊婦健康診査については、現在、都内契約医療機関で使用できる妊婦健康診査受診票14回分及び超音波検査受診票3回分を配布し、費用の一部を助成しています。また、令和3年10月から多胎妊娠の方へ妊婦健康診査を5回分まで追加で助成しています。さらに、令和6年度からは、厚生労働省告示の望ましい基準を満たすよう、都補助金を活用することで超音波検査受診票を1回分拡充し、4回分の配布とします。加えて、里帰り先や助産院で妊婦健診を受診し、受診票を使用できなかった場合についても、一定額を上限に償還払いを行い、妊婦健診費用の負担軽減を図っています。</p> <p>このほか、令和5年度からは低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、低所得の妊婦に対する初回産科受診に要した費用の一部助成を開始しています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	区の考え方
8	I	5	13	ICTを活用した教育の充実	<p>児童・生徒1人1台タブレット端末の整備など教育に非常にお金を費やしていただいていると思うが、授業や教科書の内容、ICTや英語に対する意識が私たち親世代とあまり変わっていないのではないかと感じている。</p> <p>そのため、外国の教育を参考にし、ICTや金融についての教育を早い段階から行うなど、教育の内容を刷新していただきたい。</p> <p>教員についても時代に追いつくのは大変だと思うが、教える側の方の教育も必要だと考える。</p>	D	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>学校教育は、時代や社会の変化に対応して、定期的に学習指導要領が改訂され、目標や内容の改善・充実が図られています。</p> <p>ICTに関する教育については、タブレット端末が導入されたことを踏まえて、各校において、児童・生徒の実態に合わせて指導計画を作成し、年間を通して計画的に学習が進められています。実際の学習では、ICT機器の利点を生かして、多様な他者と協働的な学びを展開したり、必要な情報を収集したりしています。そのほかにも、生活や社会の中でICT機器を適切に活用できるように、情報モラル教育の充実も図っています。</p> <p>金融に関する教育については、成人年齢の引き下げに伴い、計画的なお金の使い方や契約の仕組み等について、小・中学校の家庭科の学習の中で扱われているほか、中学校の社会科では金融や株式の仕組み等について取り上げています。</p> <p>教員については、変化に応じて指導内容や方法を改善・充実していく必要があるため、教育委員会では、今後も経験年数に応じた多様な研修の機会を設け、教員の指導力の向上につなげていきます。</p>
9	I	5	13	ICTを活用した教育の充実	<p>教育へのICTの導入については、目新しさに飛びついているような印象があり、予算の無駄遣いではないかと感じる。ただ導入するための予算があるのであれば、給食の完全無償化等を実施した方が良いのではないかと。</p>	B	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。</p> <p>区では、タブレット端末の導入後も、授業中のICT機器やその操作に関するトラブル、各学校の活用事例の共有等の課題への対応のため、令和4年度からICT支援員による学校へのサポート体制を強化しています。</p> <p>引き続き、授業での更なるICTの活用を促進するため、ICT支援員による支援内容の充実を図り、学校の授業改善の取組を支援していきます。</p> <p>また、ご提案の給食費無償化については、令和6年度より、子育て世帯の負担軽減を図るため、全ての子育て世帯を対象に区立学校の給食費を無償化するとともに、私立学校就学者等への給食費相当額の支給を実施します。</p>
10	I	5	13	ICTを活用した教育の充実	<p>タブレット端末の導入については対応が早かった印象はあるが、学校の教育では足りないので塾に通うという家庭も多く、対症療法でしかなかったのではないかと感じている。予算をどこに割くのかということは難しい問題であると思うが、対症療法ではなく、先を読む感覚で検討していただきたい。</p>	C	<p>ご意見を踏まえて、計画を推進します。</p> <p>区では、タブレット端末の導入後も、授業中のICT機器やその操作に関するトラブル、各学校の活用事例の共有等の課題への対応のため、令和4年度からICT支援員による学校へのサポート体制を強化するなど、ICT機器を活用した教育活動への支援に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、タブレット端末の日常的な活用を一層促進し、各学校における「個別最適な学び」「協働的な学び」「学習機会の確保」の充実につなげていきます。</p>
11	I	7	経常事業	若者の区政参加	<p>多文化共生という視点から、このような若者会議などの場に外国人の方にも参加していただいたら新宿らしさが出るのではないかと。新宿区は外国人の方への支援が充実していると聞くと聞くとそれをさらに一歩先に進める意味でも良いのではないかと。</p>	C	<p>ご意見を踏まえて、計画を推進します。</p> <p>しんじゅく若者Web会議は、区内在住の18歳～39歳の若者を対象としており、外国人の方も含め、広く参加の募集をしています。外国人の方にも参加していただけるよう、引き続き、募集方法を工夫していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	区の考え方
12	I	8	17	大久保通り周辺（大久保地区）のまちづくりの推進	計画事業17「大久保通り周辺（大久保地区）のまちづくりの推進」について、非常に混雑していることは承知している。マナーや景観という観点から見ると、食べ歩きをしている方も見られるのでごみの問題が気になる。ごみ箱の設置を検討しても良いのではないかと考える。	D	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>ご指摘のとおり、大久保通りでは、ポイ捨て、不法投棄、商店の不適切なおみ出し、違法駐輪など美観や円滑な通行が損なわれている状況があります。</p> <p>ごみ箱の設置については、過去に区が商店会や企業などの協力を得て、区内の街頭に設置したことがありますが、臭気が発生する、ごみ箱の周りにごみが散乱する、家庭ごみや事業ごみが投棄されるなどの理由により全て撤去しました。どのように設置し維持管理すれば課題が解消され、来街者にきれいにご利用いただけるかなど、地域の方々との協議が必要です。また、大久保通りや周辺の道路は、幅員が狭く、ごみ箱を設置することは難しい状況もあります。</p> <p>区はこれまで、大久保通りに巡回スタッフを配置し、ポイ捨て禁止を呼び掛けるとともに、ポスターやステッカーの掲出、商店への適切なごみ出しの指導、地域団体と実施しているクリーン活動での一斉清掃、違法駐輪や不法看板の指導に取り組んできました。また、来街者のごみはお持ち帰りいただくか、販売した店舗のごみ箱に捨てていただくことをお願いしています。ごみ箱がない店舗に対しては、商店会や新宿韓国商人連合会と連携し、設置の依頼をするともに、持ち帰れないごみは、既に設置している西大久保公園のごみ箱を利用するよう案内しています。</p> <p>こうした取組を通じて、来街者のマナーの向上と環境美化を進め、暮らしやすく快適に過ごせるまちづくりを実現していきます。</p>
13	II	1④	24	道路の無電柱化整備	道路の無電柱化整備が進められており良いと思う。早稲田駅から早稲田小学校、漱石山房記念館に続く道は、小学校があるエリアの道路だが道幅が狭く人通りも車の走行も多いのに無電柱化されていない。こういった道路についても無電柱化を進めてほしい。	C	<p>ご意見を踏まえて、計画を推進します。</p> <p>漱石山房通りの無電柱化については、平成30年度策定の「新宿区無電柱化推進計画」で整備対象路線に位置付けられていますが、埋設スペースの制約や地上機器の設置場所がないことなど整備を進めるためには多くの課題があります。引き続き、技術革新等を注視するとともに、無電柱化整備に向けた検討を進めていきます。</p>
14	II	1④	24	道路の無電柱化整備	家の近くは道幅が狭く電柱もあるため、双子のベーカーだと車が通るのを待ってから通行する状態となっている。住宅街についても無電柱化を進めてほしい。	D	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>区は、平成30年度に「新宿区無電柱化推進計画」を策定し、無電柱化を推進しています。住宅街など狭い道路にある電柱は歩行者の通行を妨げるとともに、災害時の倒壊により道路を閉塞する原因にもなることから、無電柱化は必要であると認識しています。</p> <p>しかし、無電柱化には多額の費用と時間を要するとともに、埋設スペースの制約や地上機器の設置場所の確保など様々な課題があるため、区は、無電柱化推進計画に基づき、災害発生時に緊急車両の通り道となる新宿区緊急道路障害物除去路線等の防災上重要な路線を優先して、順次整備を実施しています。</p>
15	II	1④	24	道路の無電柱化整備	無電柱化に関して、以前設計の仕事をしていた。無電柱化は狭い道路を整備した方が利便性が高くなるが、狭い道路程電柱を埋めるスペースを確保することが難しくできないというジレンマがある。例えば、軒裏配線といった形で民家などの建物の裏に電線を這わせる方法もあるが、所有者との調整等、難しい面もある。区としてそういった手法での実施を誘導する方法はあると思う。	C	<p>ご意見を踏まえて、計画を推進します。</p> <p>区では都や電線管理者も参画する技術検討会を設置し、コスト縮減や工期短縮が図れる整備手法を検討しています。今後、この技術検討会も活用しながら、幅員の狭い道路で活用できる最新技術について情報の共有を図るなど、これまで以上に関係機関と連携して無電柱化整備に取り組んでいきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	区の考え方
16	Ⅱ	2	経常事業	充 災 実 害 用 備 蓄 蓄 物 資 の	発災時に避難所向けの備蓄品は準備されていると思うが、避難所に避難しない方へも提供できる備蓄品があれば良いと考える。マンションであればマンションごとの備蓄もあると思うが、十分にできていないのが現状ではないかと思う。	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 区では在宅避難をするために、各家庭での食料等の備蓄を推進していますが、避難所生活者の食料だけではなく、マンション住民を含めた在宅避難者の食料も3日程度確保しています。 今後も、在宅避難継続のためのマンション居住者等への支援を進めていきます。
17	Ⅱ	2	経常事業	発 災 信 害 情 報 の 収 集 及 び	地震発生時の火災について、新宿区は高層ビルも多くビル風があるため、火災発生時の広がりも早いのではないかと懸念している。火災が起きる前提で避難所が安全かどうか確認し発信してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 火災による避難所の安全の有無については、発火地点や気象条件等により変わるため、事前にシミュレーションを行い確認することは困難ですが、地震発生時の火災について、延焼が拡大する前に延焼拡大のシミュレーション結果を消防から情報提供を受け、防災行政無線など様々な手段により、区民等に情報発信をしていきます。
18	Ⅱ	2	経常事業	災 害 情 報 の 収 集 及 び 発 信	発災後のインターネット等通信環境について、新宿区は働いている人が多いことあるので通信容量がパンクするのではないかと思う。そういった通信制限や復旧状況についてもしっかり周知してほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 現在、多くの方がスマートフォン等を絶えず活用しており、インターネット等の大容量の通信がやりとりされ、膨大な通信量に耐えうる通信環境が構築されています。発災時であっても、通信環境に損傷がなければ、通信に支障はないと考えますが、損傷があった場合には、通信制限が生じることもあるため、区では、通信事業者から情報を得て、すみやかにお知らせができるよう努めています。また、区ホームページにアクセスが殺到し、閲覧が困難になることが十分に想定されることから、災害時には区ホームページを負荷の軽い災害用ページに切り替えるほか、ヤフーのページで区ホームページのコピーが閲覧できるようにし、区ホームページへのアクセスの集中を軽減する対応をとります。そのほか、必要な情報の伝達に当たっては、デジタルだけでなく、防災行政無線や広報車による広報なども活用していきます。
19	Ⅱ	2	経常事業	帰 宅 困 難 者 対 策 等 の 推 進	発災時の避難場所は、区の施設が基本であると思うが、民間のオフィスビル等と事前に取り決めをしておき、いざというときに避難できるようにしておいたら良いのではないか。	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 大地震が発生し、区内に居住する方が住居を失ってしまった場合に、学校施設等の避難所に身を寄せていただきます。一方、来街者は、災害が発生し、移動手段がマヒすると、帰宅困難者となりますが、帰宅困難者は、居住者の方の生活の場となる避難所ではなく、帰宅困難者一時滞在施設となる公共施設や協力いただける民間施設を利用していただきます。非常時には多数の帰宅困難者が発生することが想定され、公共施設だけでは収容することができないため、民間施設に働き掛け、帰宅困難者を受け入れ可能な施設との協定の締結を進めています。 また、施設の安全確保の確認後、従業員等に事務所内に留まることを周知しており、帰宅困難者を減らすことにも取り組んでいます。
20	Ⅱ	3②	経常事業	予 防 接 種	インフルエンザの予防接種等について、高齢者向けの補助はどの自治体でもあると思うが、人が多く集まる新宿区だからこそ若者向けの補助を行ってはどうか。そもそも予防接種を受ける意義といった教育や副反応等正しい知識の周知が必要であると思うため、そのような取組とあわせて補助を実施してはどうか。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、高齢者のほか、13歳未満の子どもを対象にインフルエンザの費用について一部補助を行っています。インフルエンザは罹患すると、小児及び高齢者が重症化しやすいため、優先的に助成を実施しています。13歳以上64歳以下の方へは、公費負担での助成はしておらず、任意で接種をお願いしているところです。 また、区では予診票を送付するに当たり、同封するお知らせにおいて接種の効果と接種後の症状などのリスクについて周知しています。さらに、窓口や電話でのお問合せの際にも丁寧に説明することで、区民が接種について適切に判断できるよう、引き続き努めていきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	区の考え方
21	Ⅱ	3②	経常事業	予防接種	インフルエンザやおたふく風邪等、乳幼児で流行することの多い感染症について、予防接種の無償化をしてほしい。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>予防接種は、予防接種法に基づく定期予防接種と法に基づかない任意予防接種に分かれています。また、定期予防接種においては、集団予防に重点が置かれ接種の努力義務があるA類疾病と、個人予防に重点が置かれ接種の努力義務はないB類疾病に分類されています。</p> <p>A類疾病に指定されている予防接種については、予防接種を無料で受けることができます。B類疾病に指定されている予防接種と任意予防接種については、個人予防に重点が置かれていること、法に基づかない予防接種であること等もあり、現時点で、区としては全額助成の対象とはしていません。</p>
22	Ⅲ	1	32	新宿駅周辺地区の整備推進	歌舞伎町は客引きが多いため、東急歌舞伎町タワーや東宝ビルまで地下をつなげ地下で移動できるようにしていただくと助かる。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区が平成21年11月に策定した「歌舞伎町まちづくり誘導方針」では、歩行空間の拡充や質の向上を誘導することなどにより、新宿駅周辺の歩行者回遊をつくりだしていくこととしています。この方針の実現に向けて、セントラルロードやシネシティ広場などを整備し、歩行空間の拡充等を行っていますが、現時点では東急歌舞伎町タワーや新宿東宝ビルの周辺に地下通路を整備する予定はありません。</p> <p>客引きについては、「新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」に基づき、歌舞伎町一・二丁目、新宿二・三丁目、西新宿一丁目を特定地区に指定し、地元商店街や警察と連携して、客引きやスカウト行為を防止するためのパトロールを実施しており、悪質な客引き行為者に対しては過料を徴収して厳しく対処しています。また、委託業者による安全安心パトロール隊が、悪質な客引き対策や若者・女性の見守り等に対応した警戒を行っています。こうした取組を実施することで新宿駅周辺の安全安心なまちづくりを推進しています。</p>
23	Ⅲ	1	32	新宿駅周辺地区の整備推進	新宿駅周辺は階段が多くベビーカーや子ども連れでの移動がしにくいいため、もっと移動しやすくしてほしい。例えば階段の横にベビーカーを下せるようなスロープを設置したり、エレベーターの案内標識を設置していただけるとありがたい。	B	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。</p> <p>新宿駅周辺は、地下通路と鉄道駅・商業施設などの各施設間に段差があり、バリアフリールートに課題があると認識しています。</p> <p>このことから、新宿駅直近地区では、平成30年3月に都と区が策定した新宿の拠点再整備方針に基づき、地上、地下、デッキレベルをつなぐ車椅子利用者等にも対応した縦動線を配置することなどにより、誰にとっても優しい新宿グランドターミナルへ再編することとしています。</p> <p>また、新宿駅及びその周辺部では、来街者の利便性向上を図るため、都、区、鉄道事業者等が連携し、案内サインのデザイン統一やエレベーター案内の掲出等を行っています。</p> <p>引き続き関係者と連携しながら、案内誘導の充実を図っていきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	区の考え方
24	Ⅲ	2	33	歌舞伎町地区のまちづくり推進	歌舞伎町については、東急歌舞伎町タワーが開業したが、客引きが多くまち全体として良くなっているという印象を持っていないため、今後良くなるのか疑問を感じている。	C	<p>ご意見を踏まえて、計画を推進します。</p> <p>区は、歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちへと再生するため、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会の下、地元・事業者、一般社団法人歌舞伎町タウン・マネージメント、関係行政機関、NPO、ボランティア等と一体となって、地域活性化プロジェクト等に取り組んできました。東急歌舞伎町タワーの開業を契機に、同タワーの屋外ビジョンとシネシティ広場を一体的に活用したイベントを誘致するなど、イベントの誘致・開催を強化し、新たな賑わいを創出する取組を進めています。</p> <p>ご指摘の客引きについては、区では、「新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」に基づき、歌舞伎町一・二丁目、新宿二・三丁目、西新宿一丁目を特定地区に指定し、地元商店街や警察と連携して、客引きやスカウト行為を防止するためのパトロールを実施しており、悪質な客引き行為者に対しては過料を徴収して厳しく対処しています。あわせて、委託業者による安全安心パトロール隊が、悪質な客引き対策や若者・女性の見守り等に対応した警戒を行っています。</p> <p>引き続き、地域活性化プロジェクト等に取り組むとともに、令和6年度に策定する新たな歌舞伎町エリアマネジメント活動方針に基づき、歌舞伎町地区のまちづくりを推進していきます。</p>
25	Ⅲ	6	38 経常事業	駐自転車等通行空間の整備／	自転車の場合は基本的に車道を走行するが、路上駐車や側溝等があり走行が難しい。また、駐輪場が少なく埋まっている状況もあるため、少しずつでも駐輪場を増やしてほしい。	B	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。</p> <p>自転車通行空間については、平成31年3月に策定した「新宿区自転車ネットワーク計画」に基づき、整備を進めています。</p> <p>路上駐車の取り締まりについては警察の対応になりますが、区も注意を喚起する看板を設置するなど、引き続き警察と連携し、安全で快適な道路空間の創出に努めていきます。</p> <p>駐輪場については、利用率が高く利用者からの要望が多い箇所について、利用状況や周辺状況を把握した上で対策を検討しています。令和5年度は、市ヶ谷駅や若松河田駅で増設を実施しました。</p>
26	Ⅲ	6	38 経常事業	自転車通行空間の整備／みんなが進め	自転車の通行について、信号を無視して横断する人が多くしっかり取り締まってほしい。また、自転車の走行レーン等しっかり整備されている区もあるので、自転車の走行場所を示すことでルールを分かってもらえるのではないかなと思う。	B	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。</p> <p>区では、警察と連携し、小・中学生を対象にした交通安全教室や街頭での交通指導のほか、各種イベント等に出展し啓発用チラシを配布するなど、自転車利用のマナーの周知徹底を図っています。また、近年増加している自転車を利用したフードデリバリーサービスについても、警察や運営事業者と連携した街頭活動や運営事業者に対し配達員へのルール・マナーの徹底を図るよう申し入れ等を実施しており、引き続きマナー啓発等の取組を進めていきます。</p> <p>なお、現在、国では、自転車の交通違反に係る検挙件数の急激な増加に対応するため、16歳以上を対象とした「交通反則通告制度」、いわゆる「青切符」の導入も検討されています。</p> <p>自転車通行空間については、平成31年3月に策定した「新宿区自転車ネットワーク計画」に基づき、整備を進めています。引き続き、自転車だけではなく、歩行者・自動車等についても、安全に道路を通行できるよう、自転車通行空間の整備を進めていきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	区の考え方
27	Ⅲ	6	経常事業	みんなを進める交通安全	子どもを自転車に乗せている方が多くいると思うが、抱っこひもで子どもを抱えた状態で乗っている方もおり危険である。チャイルドシートの補助や使わなくなった方のリユースに関する支援をしても良いのではないかとと思う。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 ご意見のとおり、子どもの自転車への同乗については、東京都道路交通規則で定められており、16歳以上の人が運転し、自転車の幼児用座席を使用する場合と子守バンドなどで背負う場合に限って認められています。 そのため、区では、警察と連携した交通安全教室や街頭での交通指導のほか、各種イベント等に出張啓発用チラシを配布するなど、自転車利用のマナーの周知徹底を図っています。 チャイルドシートに対する助成の実施の予定はありませんが、引き続き周知啓発活動に取り組んでいくことで、自転車の安全利用を促進していきます。
28	Ⅲ	6	経常事業	地域公共交通への支援	外苑東通り周辺からの区内の縦の移動がしづらいと感じている。子どもと一緒に消防博物館や東京おもちゃ美術館に行こうと思っても、電車やタクシーでの移動となってしまうため、バスでの移動ができると良い。	E	ご意見として伺います。 現在外苑東通りでのバスの移動には乗り換えが必要となりますが、区では、地域公共交通会議を開催し、新たな地域交通の導入に向けて区内の交通事業者とともに検討を行っています。検討に当たっては、移動に課題がある地域のほか、既存の地域交通への影響や事業採算性など様々な視点を考慮しています。
29	Ⅲ	7	40	新宿中央公園の魅力向上	新宿中央公園をよく利用しており、設備も新しいものが増え過ぎやすいと感じている。しかし、公園と公園の間を渡る橋をベビーカーで通る際に段差に引っ掛かることがあるため、段差をなくしてほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 新宿中央公園では、公園の魅力向上を図るため、園内の再整備を順次行っています。再整備に当たっては、園内のバリアフリー化も主要な目的としており、令和6年度から公園中央部付近にて実施する「花のもり」の整備においても、園路の段差解消やスロープの設置などを進める計画であり、引き続き誰もが利用しやすい魅力ある公園づくりに取り組んでいきます。
30	Ⅲ	10	経常事業	地域商業活性化推進事業	商店街の情報をもっと得やすくしてほしい。プレミアム商品券についても、利用可能な店舗や店舗ごとの販売商品の情報等が分かるような媒体があると良い。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 新宿区商店会連合会が運営する「新宿ルーベ」において、区内の商店会やその商店会に加盟している店舗、実施されるイベント情報等を発信しているほか、都が運営している「東京都商店街イベントマップ」においても、商店会のイベント情報を発信しています。 プレミアム付商品券については、専用アプリや専用ホームページから、利用可能店舗の検索やマップによる所在地の確認が可能です。また、専用アプリや専用ホームページから各利用可能店舗のホームページをリンクしており、各店舗の情報を確認いただけます。
31	Ⅲ	11	経常事業	商店街空き店舗情報の提供	商店街に空き店舗が多くあり、長く使われていない状況となっている。他自治体では学生に空き店舗を貸し出した上で学生主体の店舗経営を行っている事例もあるため、新宿区においてもそういった取組を実施してはどうか。高齢者の就労支援にもつながるのではないかと考える。	E	ご意見として伺います。 区では、民間不動産会社と連携し、区内の空き店舗情報を提供する「商店街空き店舗検索サイト」を運営しており、商店街の空き店舗での開業を促進しています。また、中小企業向け制度融資において、「商店街空き店舗活用支援資金」を設け、空き店舗で創業する事業者に対して利子及び信用保証料の全額を補助しています。今後も、これらの施策を通じて、空き店舗の解消や空き店舗を活用した開業支援に取り組んでいきます。 なお、高齢者の就労支援については、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターの無料職業紹介所で高齢者（概ね55歳以上）の採用を検討している企業の求人の相談、公開をしています。今後も関係機関と連携し、高齢者の求人開拓に向けて、就業に関する情報や機会の提供に努めます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	区の考え方
32	Ⅲ	11	経常事業	報 商 店 街 提 街 供 空 き 店 舗 情	商店街の空き店舗の話があったが、新宿区はホテルの予約が取れない状況もあると聞く。リモートワークやオンライン会議の場所の提供という視点も含めて、そういったものへ空き店舗を活用してはどうか。	E	ご意見として伺います。 現時点では、区として空き店舗を活用し、宿泊場所やリモートワーク、オンライン会議の場所等として提供する予定はありませんが、今後も、空き店舗検索サイトの運営や空き店舗活用支援資金の実施を通じて、空き店舗の解消や空き店舗を活用した開業支援に取り組んでいきます。
33	Ⅲ	12	51	の 新 創 宿 造 の 魅 力 発 信 と し て の 文 化	漱石山房記念館の近くに草間彌生美術館があり、多くの外国人観光客が訪れているのを見かけます。漱石山房記念館についても新宿の魅力として外国人観光客の関心があるのではないかと考えるが、気づいていただけていない状況なのではないか。漱石山房記念館や近隣の施設等を合わせて地区の魅力として発信するとともに、観光という観点から道路を整備するなどまちおこしをすることで、よいまちが活発になると思う。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 漱石山房記念館と草間彌生美術館はとも近くに立地しており、草間彌生美術館を利用する方に漱石山房記念館をご案内いただいたり、草間彌生美術館主催の講演会会場として漱石山房記念館の講座室を利用していただくなどの連携をしています。 また、新宿観光案内所に来所した外国人観光客には、草間彌生美術館への案内に合わせ漱石山房記念館や早稲田地域を紹介するなど、新宿のまちの魅力を知っていただけるよう働き掛け、区内回遊の促進につなげています。
34	Ⅲ	13	53	用 新 宿 た ブ 取 ラ 組 ン の ド 推 を 進 活	区内の公園や桜の名所等について、あまり知られていないと思うため、四季折々の季節での名所などが分かるようなマップがあると良いと思う。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、5つのエリアごとに観光資源をまとめた「新宿観光マップ」において、区内の様々な公園をご紹介します。また、「新宿さくらマップ」を毎年発行し、区内の桜の見どころやライトアップ箇所をご紹介します。これらのマップは区有施設のほか、観光案内所や駅・ホテル等で配布しており、今後も新宿のまちの魅力として、国内外に向けて発信していきます。
35	Ⅲ	13	53	の 新 推 宿 進 ブ ラ ン ド を 活 用 し た 取 組	区の公式LINEを利用しているが分かりやすく良い。 こうしたツールの商店街版や区内のイベント情報を発信するようなLINEアカウントがあるとありがたい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿区商店会連合会が運営する「新宿ルーベ」において、区内の商店会やその商店会に加盟している店舗、実施されるイベント情報等を発信しているほか、都が運営している「東京都商店街イベントマップ」においても、区内の商店会のイベント情報を発信しています。 また、区内のイベント情報については、新宿観光振興協会のホームページやSNS（X（旧Twitter）、Facebook、Instagram）で発信するだけでなく、新宿フィールドミュージアムのホームページにおいても発信しています。 商店会情報や区内のイベント情報の発信については、引き続き、効果的・効率的な手段を検討していきます。
36	Ⅲ	13	53	進 新 宿 ブ ラ ン ド を 活 用 し た 取 組 の 推	新宿駅周辺に人が集まりそこで完結してしまうという実情になっているのではないかと。実際に住んでみると新宿中央公園や様々な施設があるが、それを知られていないということが一番の問題点であると考えます。 SNS等で区内の季節ごとのイベントを発信したり、民間のプラットフォームを活用して情報発信することで、新宿駅周辺だけではなく人が集まるのではないかと。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区としては、来街者の方などに、新宿駅周辺だけでなく、様々なエリアを訪れてほしいと考えています。そのため、第三次実行計画（素案）の計画事業52②「観光資源を活かした区内回遊性の向上」として、区内の様々なエリアの観光資源や文化歴史資源を発信する「新宿観光マップ」の作成や配布、新宿文化観光資源案内サイトの運用の取組を実施していくとともに、令和6年度からは新たな区内回遊促進策の検討も進めていきます。 また、一般社団法人新宿観光振興協会において、区内の様々な施設や観光スポット、季節のイベントを発信するため、ホームページとSNS（X（旧Twitter）、Facebook、Instagram）を活用しているほか、観光情報誌「新宿plus」を年2回、各8万部を発行し、区施設や新宿観光案内所、駅、ホテル等で配布するとともに、ホームページでも公開しています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見・質問要旨	対応	区の考え方
37	Ⅲ	14	経常事業	図書館の管理運営	図書館について、遅くまで開館している図書館もあるが、地元の図書館の閉館時間が早く利用できないため、全ての区立図書館で開館時間を長くしてほしい。	E	ご意見として伺います。 区立図書館の開館時間は地域や施設の状況を鑑みて設定しており、現時点で区立図書館の開館時間を長くする予定はありません。開館している土日祝休日、また、遅い時間帯については、その時間に開館している区立図書館をご利用くださいますようお願いいたします。 なお、区では、令和6年度に電子書籍サービスを導入し、図書館開館時間中に来館が難しい方にも、いつでもどこでも読書を楽しんでいただける環境を整備していきます。
38	V	1	その他	—	リモートワークやオンライン会議等を行えるような場所について、民間の場所もあるが料金が高いため、区で安価で貸し出すなど行ってほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、区有施設に会議室等を設置しており、区民等が会議で使用することができます。また、区民や地域団体、中小企業等の活動支援のため、区有施設の会議室等に、地域BWAを活用した無料公衆無線LAN環境の整備を進めており、オンライン会議などでの利用が可能です。

新宿区第三次実行計画（素案）に関する

「パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方」

「地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨」

「しんじゅく若者 Web 会議における意見要旨と区の考え方」

印刷物作成番号

2023 - 27 - 2101

発行年月 令和 6 年 2 月

発行 新宿区総合政策部企画政策課
新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号
電話 03-5273-3502（直通）
FAX 03-5272-5500

この印刷物は、業者委託により 700 部印刷製本しています。その経費として、1 部あたり 594 円（税込）がかかっています。

但し、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。